

Shizuoka University of Art and Culture

2

VOL.2 2001

静岡文化芸術大学
研究紀要

SHIZUOKA UNIVERSITY OF ART AND CULTURE
BULLETIN 2001

ISSN 1346-4744

2

静岡文化芸術大学

研究紀要

Shizuoka University of Art and Culture Bulletin

VOL.2 2001

静岡文化芸術大学研究紀要 2001
第2巻

2002年3月31日

編集：紀要委員会

広瀬英史／福岡欣治／荒川裕子／黒田宏治／長嶋洋一／大倉富美雄

デザイン：佐井国夫

発行：静岡文化芸術大学

〒430-8533 静岡県浜松市野口町 1794-1

Tel 053-457-6111

Fax 053-457-6123

印刷：株式会社シバプリント

Shizuoka University of Art and Culture
Bulletin VOL.2 2001

March 31, 2002

1794-1 Noguchi-cho

Hamamatsu-shi Shizuoka-ken

430-8533 Japan

Tel 053-457-6111 Fax 053-457-6123

目 次

イギリスにおける「絞首台からきた男」 (AT366) の諸相	美濃部京子	1
アメリカ各州の法廷テレビの現状と アクセス権をめぐる論議	藤田憲一	9
大学と技術者、職人 ードイツ大学史と技術史の交差点	種田 明	21
IMF体制と多国籍企業〔Ⅱ〕	長尾克子	33
文化政策をめぐる諸問題	佐々木崇暉、野村卓志、森 俊太 高田和文、池村六郎、小林真理	45
社会調査と文化政策	森 俊太	61
Webページ動的生成システムの構成	野村卓志	65
「トリックス・アンド・ヴィジョン 盗まれた眼」展について	尾野正晴	69
ヴィクトリア朝における美術愛好をめぐる ー考察	荒川裕子	83
芸術・文化と観光、娯楽、飲食産業の連携と融合 ー市場経済重視の芸術振興と魅力ある都市としてのニューヨークを検証する	岩渕潤子、黒澤行紀、稲葉郁子、 茂木 崇	93
匿名性の美術作品 ーパブリック・アートと都市:フランスの事例を中心として	谷川眞美	111
次世代ビークルデザインに関する研究 (その1)	佐々木亨	119
静岡県デザインセンターの活動展開	黒田宏治	123
トイレの立ち座り動作における 前方空間の制限が筋負担に及ぼす影響	迫 秀樹	131
SUACにおけるメディアアート活動の報告 (2000 - 2001)	長嶋洋一	137
都市の屋上緑化推進に係わる基礎調査研究	川口宗敏、井上允彦、野村卓志、 宮川潤次	151
高齢者を対象としたバリアフリーに関する研究	深田てるみ、茶谷正洋、持田照夫、 深澤大輔、持田昭子、神戸信敏	161
住民参加型まちづくり手法研究	宮川潤次、川口宗敏、野村卓志、 南 学	177
イギリス軍のペルシア湾撤退経緯の再考 ー意思決定過程に関する小論	齊藤祐介	1

Contents

Some Perspectives on "A Man from the Gallows" (AT366) in Britain	Kyoko MINOBE	1
Courtroom Television in States of the U.S.A. and the Issue of Right of Access	Kenichi FUJITA	9
Universities, Engineers and Technicians – History of University and History of Technological Society cross each other	Akira OITA	21
The International Monetary Fund and Multi-national Corporation〔Ⅱ〕	Katsuko NAGAO	33
Working Papers in the Theory of Cultural Policy and Management	Shuki SASAKI, Takashi NOMURA, Shunta MORI, Kazufumi TAKADA, Rokuro IKEMURA, Mari KOBAYASHI	45
Social Research and Cultural Policy	Shunta MORI	61
Dynamic Generation System of Web Pages	Takashi NOMURA	65
On "Tricks and Vision"	Masaharu ONO	69
An examination of the new form of art consumption in the early Victorian era	Yuko ARAKAWA	83
The Arts as Industry : Their economic impact as seen in the City of New York	Junko IWABUCHI, Yukinori KUROSAWA, Ikuko INABA, Takashi MOGI	93
Artworks as Anonyms – Contemporary public art in France	Mami TANIGAWA	111
A Study of Design for a Next Generation Vehicle – Part 1 : Research on factors required for a car to accommodate drivers of 50 to 80 years old	Tooru SASAKI	119
Activities of the Shizuoka Prefectural Design Center, 1990-2001	Kohji KURODA	123
Effect of the space restriction in standing and sitting of a toilet on the muscle load	Hideki SAKO	131
Report of Activities of SUAC in Media Art (2000-2001)	Yoichi NAGASHIMA	137
A Study on the Promotion of Roof Garden	Munetoshi KAWAGUCHI, Mitsuhiro INOUE, Takashi NOMURA, Junji MIYAKAWA	151
Research Regarding the Barrier Free Intended for Aged	Terumi FUKADA, Masahiro CHATANI, Teruo MOCHIDA, Daisuke FUKAZAWA, Akiko MOCHIDA, Nobutoshi KANBE	161
The Method of Planning Process by Public Involvement	Junji MIYAKAWA, Munetoshi KAWAGUCHI, Takashi NOMURA, Manabu MINAMI	177
Britain's Decision to Withdraw from the Persian Gulf : A Reassessment	Yusuke SAITO	1

執筆者一覧（掲載順）

美濃部京子	文化政策学部国際文化学科助教授	イギリス口承文芸
藤田憲一	文化政策学部文化政策学科教授	英米法・情報法
種田 明	文化政策学部文化政策学科教授	ドイツ社会経済史・技術史（近現代）
長尾克子	文化政策学部文化政策学科助教授	日本工業史
佐々木宗暉	文化政策学部文化政策学科教授	経済学・地域経済学
野村卓志	文化政策学部文化政策学科助教授	情報アーキテクチャ
森 俊太	文化政策学部文化政策学科助教授	社会問題の理論と調査・国際社会論
高田和文	文化政策学部国際文化学科教授	イタリア文化史
池村六郎	文化政策学部文化政策学科助教授	社会学・情報メディア論
小林真理	文化政策学部芸術文化学科講師	文化法・文化政策
尾野正晴	文化政策学部芸術文化学科教授	近現代美術・博物館学
荒川裕子	文化政策学部芸術文化学科助教授	西洋美術史
岩淵潤子	文化政策学部芸術文化学科助教授	美術館運営・管理学
黒澤行紀	(株)リクルート 地域活性部所属	観光研究
稲葉郁子		文化政策・芸術運営学
茂木 崇	杏林大学外国語学部非常勤講師	ジャーナリズム論・アメリカ地域研究
谷川眞美	文化政策学部芸術文化学科講師	現代美術
佐々木 亨	デザイン学部生産造形学科教授	移動機器デザイン
黒田宏治	デザイン学部生産造形学科助教授	地域産業論・デザイン論
迫 秀樹	デザイン学部生産造形学科講師	人間工学
長嶋洋一	デザイン学部技術造形学科助教授	メディア・アート
川口宗敏	デザイン学部空間造形学科教授	都市デザイン・環境デザイン
井上允彦	デザイン学部空間造形学科教授	構造設計
宮川潤次	デザイン学部空間造形学科助教授	建築・環境デザイン
深田てるみ	デザイン学部空間造形学科助教授	建築設計・住宅史
茶谷正洋	元静岡文化芸術大学デザイン学部 空間造形学科教授	建築
持田照夫	元大阪市立大学教授	農村計画
深澤大輔	新潟工科大学建築学科教授	建築計画（雪処理対策）
持田昭子	恒生活文化研究所	農村計画（高齢化社会問題）
神戸信敏	神戸建築設計事務所	建築設計（文化財建造物保存技術）
南 学	文化政策学部文化政策学科助教授	地域政策
齊藤祐介	文化政策学部国際文化学科助教授	国際政治史

List of Authors

Kyoko MINOBE	Faculty of Cultural Policy and Management, Department of International Culture (Associate Professor) English Literature
Kenichi FUJITA	Faculty of Cultural Policy and Management, Department of Regional Cultural Policy and Management (Professor) Anglo-American Law · Law of Information
Akira OITA	Faculty of Cultural Policy and Management, Department of Regional Cultural Policy and Management (Professor) German Social and Economical History · History of Technology
Katsuko NAGAO	Faculty of Cultural Policy and Management, Department of Regional Cultural Policy and Management (Associate Professor) History of Japanese Industry
Shuki SASAKI	Faculty of Cultural Policy and Management, Department of Regional Cultural Policy and Management (Professor) Economics · Regional Economy
Takashi NOMURA	Faculty of Cultural Policy and Management, Department of Regional Cultural Policy and Management (Associate Professor) Information Architecture
Shunta MORI	Faculty of Cultural Policy and Management, Department of Regional Cultural Policy and Management (Associate Professor) Social Research · Sociology of International society
Kazufumi TAKADA	Faculty of Cultural Policy and Management, Department of International Culture (Professor) History of Italian Culture
Rokuro IKEMURA	Faculty of Cultural Policy and Management, Department of Regional Cultural Policy and Management (Associate Professor) Sociology · Information Media
Mari KOBAYASHI	Faculty of Cultural Policy and Management, Department of Art Management (Lecturer) Cultural Law · Cultural Policy
Masaharu ONO	Faculty of Cultural Policy and Management, Department of Art Management (Professor) Modern Art · Museology
Yuko ARAKAWA	Faculty of Cultural Policy and Management, Department of Art Management (Associate Professor) Art History
Junko IWABUCHI	Faculty of Cultural Policy and Management, Department of Art Management (Associate Professor) Museum Management · Arts Administration
Yukinori KUROSAWA	Recruit Co. Ltd., Department of Regional Study Tourism and Hospitality Management
Ikuko INABA	Cultural Policy · Arts Management
Takashi MOGI	Kyorin University, Faculty of Foreign Language (Lecturer) Journalism · American Regional Study
Mami TANIGAWA	Faculty of Cultural Policy and Management, Department of Art Management (Lecturer) Contemporary Art
Tooru SASAKI	Faculty of Design, Department of Industrial Design (Professor) Design of Vehicle
Kohji KURODA	Faculty of Design, Department of Industrial Design (Associate Professor) Design Policy · Regional Design
Hideki SAKO	Faculty of Design, Department of Industrial Design (Lecturer) Ergonomics
Yoichi NAGASHIMA	Faculty of Design, Department of Art and Science (Associate Professor) Media Art
Munetoshi KAWAGUCHI	Faculty of Design, Department of Space and Architecture (Professor) Urban Design · Environmental Design
Nobuhiko INOUE	Faculty of Design, Department of Space and Architecture (Professor) Urban Design · Environmental Design
Junji MIYAKAWA	Faculty of Design, Department of Space and Architecture (Associate Professor) Architecture · Environmental Design
Terumi FUKADA	Faculty of Design, Department of Space and Architecture (Associate Professor) Architectural Planning · History of Housing
Masahiro CHATANI	Faculty of Design, Department of Space and Architecture (ex-Professor) Architecture
Teruo MOCHIDA	Osaka City University (ex-Professor) Rural Planning
Daisuke FUKAZAWA	Niigata Institute of Technology, Faculty of Engineering (Professor) Architectural Planning
Akiko MOCHIDA	Yu Lifestyle Research Laboratory Rural Planning
Nobutoshi KANBE	Kanbe Design Office Architectural Planning
Manabu MINAMI	Faculty of Cultural Policy and Management, Department of Regional Cultural Policy and Management (Associate Professor) Regional Policy
Yusuke SAITO	Faculty of Cultural Policy and Management, Department of International Culture (Associate Professor) Diplomatic History

Some Perspectives on "A Man from the Gallows"(AT366) in Britain

話型「絞首台からきた男」(AT366)の話は、イギリスにおいては「黄金の腕」や「ちいちゃいちゃい」などの類話を中心にたいへん人気のある話であるし、日本においても同様の話は「こんな晩」などの形で若者を中心によく語られる話として知られている。本稿では「絞首台からきた男」の話型について、イギリスの類話を比較する。また、これらの話は他の話型である「赤ずきん」のサブタイプである「カテリネッタ」(AT333A)や「苦悩から解放された魂」(AT326A)の類話とも、語りの形式において共通する点が見られる。こうした比較を通して、『昔話の型』では「魔法昔話」に分類されているこれらの話が、実際には「形式譚」として分類したほうが望ましいことを論ずる。

美濃部京子

文化政策学部国際文化学科

Kyoko MINOBE

Faculty of Cultural Policy

and Management

Department of International

Culture

1. はじめに

現代の日本において伝統的な昔話の語りは残念ながら廃れていく傾向にあることは否定できないが、現代伝説などを中心にした若者の間での語りは盛んに行われている。そんな中で、若者の間で特に人気があるのが、「こんな晩」などのように最後に聞き手を話に引き込んで驚かせて終わる一連の話である⁽¹⁾。こうした話は英米の子どもたちの間でも非常に人気があるようで、6歳から9歳ぐらいの小学校低学年の子どもたちに一番人気のある「怖い話」が「黄金の腕(The Golden Arm)」であるという⁽²⁾。また、そのイギリスの類話である「ちいちゃいちゃい(Teeney-Tiny)」などは、日本の図書館でのおはなし会などで子どもに人気がある話である。

これらの話はアアルネ・トンプソン(Antti Aarne and Stith Thompson)の『昔話の型(The Types of the Folktale)』⁽³⁾では、「絞首台からきた男」(AT366)にあたり、ヨーロッパを中心に多くの話が報告されている。また、イギリスにおいては「子ども向けの話(Nursery Tales)」として人気があり、キャサリン・ブリッグズ(Katharine Mary Briggs)の『イギリス昔話事典(A Dictionary of British Folk Tales in English Language)』⁽⁴⁾には10の類話が収められている。

本稿では、これらのイギリスの類話を見ながら、そのバリエーションと語りの形式に注目し、これらの話が「絞首台からきた男」(AT366)という話型だけでなく、他の話型ともつながりを持っていることを考察したい。そして、このAT366という分類の問題点についても言及する。

2. イギリスにおける類話

話型「絞首台からきた男」(AT366)は、『昔話の型』では次のように概要が示されている。

ある男が絞首刑になった人の心臓(肝臓、胃、衣服)を盗む。それを妻に食べさせる。幽霊が自分の持ち物を取り戻しに現れ、男から取り返す⁽⁵⁾。

ジェイコブズが「黄金の腕」の注で紹介しているグリムの話では、宿屋の妻が絞首刑になった男の肝臓を使うと、その男の幽霊が現れる。妻との間で髪や目がどうなったのかという会話が交わされ、最後は「肝臓はどこなの」「おまえが食べてしまったんだ」という会話で終わることになっているようだ⁽⁶⁾。

イギリスでは上で述べたように「黄金の腕」がよく知られているが、手元の資料ではブリッグズの『イギリス昔話事典』(以下 *Dictionary* と略記)を中心に次の10話を確認することができた。

- ① "The Golden Arm" Contributed by Sabine Baring-Gould to William Henderson, *Notes on the Folklore of the Northern Counties of England and the Borders*, 1866, pp.138-9, Joseph Jacobs, *English Fairy Tales*, p.138, quoted by Briggs, *Dictionary*, pt.1, vol. 2, pp.530-531, and Philip, *The Penguin Book of English Folktales*, pp.203-5.
- ② "Peggy with the Wooden Leggy" Told by Florence Cooper, Derbyshire, 1901, quoted by Briggs, *Dictionary*, pt.1, vol.2, pp. 555-6.
- ③ "The Liver" Cruden, "Stray Notes on the Folk-Lore of Aberdeenshire and the North-East of Scotland" in *Folk-Lore*, 25, p.355, quoted by Briggs, *Dictionary*, pt.1, vol. 2, p.541.
- ④ "The Bone" Told by Mrs Holden, Cheshire. *Folk-Lore* (December 1939), p.378, quoted by Briggs, *Dictionary*, pt.1, vol.2, p.512.
- ⑤ "Teeney-Tiny: I" Halliwell, *Nursery Rhymes and Popular Tales*, p.148, quoted by Briggs, *Dictionary*, pt. 1, vol. 2, pp.561-2.
- ⑥ "Teeney-Tiny: II" Told to Renée Haynes about 1911 by her grandmother, Mrs. Waller, quoted by Briggs, *Dictionary*, pt. 1, vol. 2, pp.562-3.
- ⑦ "The Old Man at the White House" Told by C.R.Hirst, Sheffield/Wakefield.

"The Golden Arm" which is designed to startle the hearers at the end of the story, is one of the oldest and most beloved scary stories in Britain. It belongs to the tale type of "The Man from the Gallows" (AT366) and Briggs gives ten variants of it in her *Dictionary*. This paper will examine these ten variants in detail and also compare them with some versions of other two tale types: "Caterinella"(AT333A) and "Soul Released from Torment"(AT326A). These tales share some motifs in common and seem to be related each other, although they belong to different tale types. It can be concluded that these tales, which have been classified as magic tales, should be classified as formula tales in terms of their way of telling.

S.O.Addy, "Four Yorkshire Folktales" in *Folk-Lore*, 7, 1897, pp. 393-4, quoted by Philip, *The Penguin Book of English Folktales*, pp. 201-2, and Briggs, *Dictionary*, pt. 1, vol. 2, pp. 550-1.

- ⑧ "The Strange Visitor" Chambers, *Popular Rhymes of Scotland*, p.64, quoted by Briggs, *Dictionary*, pt. 1, vol. 2, pp.560-1.
- ⑨ "Ma Uncle Sandy" *Miscellanea of the Rymour Club*, 1, p.190, quoted by Briggs, *Dictionary*, pt. 1, vol. 2, p.542.
- ⑩ "The Lady that Went to Church" *Gammer Gurton's Garland*, pp. 29-30, quoted by Briggs, *Dictionary*, pt. 1, vol. 2, p.539.

まずこの中から代表的な「黄金の腕」(類話①)の概要をあげておこう。

昔、ひとりの男が国中を探し回って、若くて美しく金持ちの妻を見つけ出す。妻の右手は純金でできていた。二人は幸せに暮らすが、やがて妻が死んでしまう。夫は葬式がすむと、夜中に死体を掘り出し、金の腕を切り取って家に持って帰る。次の夜、夫

は金の腕を枕の下に入れ、眠ろうとしたところ、死んだ妻の幽霊がすべるように部屋に入ってくる。男と妻の幽霊との間で次のような会話が交わされる。

「あんなに赤かったおまえの頬はどうしたんだね」

「すべて色あせて消えてしまいました」

「あんなに赤かったおまえの唇はどうしたんだね」

「すべて色あせて消えてしまいました」

「おまえの金の髪はどうしたんだね」

「すべて色あせて消えてしまいました」

「おまえの金の腕はどうしたんだね」

「あんたが持っているよ！」

語り手は、この最後の1行で聞き手のひとりをつまみ、驚かせるような大きな声をあげるのが普通である。フィリップの『ペンギン版イングランドの民話』には、ジョージ・スタートという男性が子どもの頃にこの話を聞いたときの思い出が紹介されている。この話を語ったイライザという召使は、陰鬱な小声で話を語り始め、最後で突然聞いている人が飛び上がるような叫び声をあげたという⁽⁷⁾。

イギリスの10の話のモチーフと要素を比較すると次のようにまとめられる。(表)

類話	主人公	相手	盗むもの	やって来る状況	結 末	話 型
①	男	死んだ妻	金の腕	夜、幽霊が来る	「あんたが持ってる」	366 (variant)
②	執事	死んだ娘	金の脚	夜、幽霊が来る	「あんたが持ってる」と言って消える	366
③	男	死んだ妻	肝臓を取り出して食べる	ある日、やって来る	「おまえが取ったんだ」	366
④	貧しい家族	墓地から	骨を掘り出してスープに	鍋を火にかけていると声がする	「骨を返せ」 「持っていけ」	366
⑤	小さな女	墓地から	スープにしようと骨を盗む	骨を戸棚に入れて、休もうとすると声がする	「骨を返せ」 「持っていけ」	366
⑥	小さい女	墓地から	骨	ベッドに入ると声	「骨を返せ」 「持っていけ」	366
⑦	サリー	白い家の老人	手袋を見つけてもらったことを口止めされたのに話してしまう	12時に捕まえに来る。階段を1歩ずつ上がってくる。	「ほら、捕まえた」	366
⑧	婦人	奇妙な怪物	—	夜、体の部分がバラバラになる	「何しに来た」 「おまえを捕まえに」	366 (variant)
⑨	サンディおじさん	黒人	お互いに相手を怖がる	暗い中をどろどろ森に入っていく	「わっ」と驚かす	366 (variant)
⑩	やせた女			教会で虫のわいた死体を見る	最後に女が叫ぶ	366

(表)

こうしてみると、イギリスの類話には大きく分けて4つのパターンが認められる。ひとつ目は類話①、②、③に見られるように、死んだ人の体の一部を掘り出して持って帰ったところ、幽霊が取り返しに来て、二人の間で「おまえの髪はどうしたんだ」というようなやり取りがあった後、最後に自分が盗んだものに言及したところ「おまえが持っている (THOU HAST IT!)」と言って終わるものである。これはジェイコブズがあげているグリムの類話に最も近いものであると言えるだろう。

ふたつ目は同じように、死人の体の一部(この場合は墓場の骨で誰のものかはわからない)を掘り出してくるのだが、取り返しに来る幽霊の姿は語られずに、声だけが聞こえる。類話④、⑤、⑥がこのパターンに当てはまるが、例として「骨 (The Bone)」(類話④)の概要を次にあげておく。

昔、大変貧しい一家があり、スープに使う骨も買えないほどだったので、家族のひとりが墓地から骨を掘り出してくる。その骨を鍋に入れて、スープの用意をしていると、「俺の骨を返せ」という声が聞こえてくる。声はだんだん大きくなり、3回目には語り手が突然声を張り上げ、「持っていけ!」と言って終わる⁽⁸⁾。

この話では、最初の話のように盗んだ人物と幽霊のやり取りはなく、声だけがだんだん近づいてくる。そして、最後に「持っていけ! (Tak' it!)」といったところで話が終わる形になっている。ほかのふたつの話「ちいちゃい、ちいちゃい」は、「ちいちゃいちいちゃい」を調子よく繰り返す、ことば遊び的な要素が大きく楽しい話になっている。参考までに、最初の部分を原文と石井桃子訳であげておく。

Once upon a time there was a teeny-teeny woman lived in a teeny-teeny house in a teeny-teeny village. Now, one day this teeny-teeny woman put on her teeny-teeny bonnet, and went out of her teeny-teeny house to take a teeny-teeny walk...⁽⁹⁾.

むかし、ひとりのちいちゃい、ちいちゃいおばあさんが、ちいちゃい、ちいちゃい村の、ちいちゃい、ちいちゃい家に住んでいました。さて、ある日、このちいちゃい、ちいちゃいおばあさんは、ちいちゃい、ちいちゃいぼうしをかぶって、ちいちゃい、ちいちゃい家を出て、ちょっぴり散歩にでかけました。...⁽¹⁰⁾

3つ目のパターンは、やって来る訪問者がだんだん近づいてきて、最後には主人公を捕まえてしまうという話で、類話⑦、⑧がこれにあたる。「白い家の老人 (The Old Man at the White House)」(類話⑦)では、サリーという女の子が母親からもらった手袋をなくしてしまう。白い家の老人が見つけてくれるが、どこにあったか決して人に話してはいけなくという約束をさせられる。サリーは家に帰ると母親に老人のことを話してしまう。母親はドアにかんぬきをかけ、窓を全部閉めておくが、12時になると、老人が階段を上る声が聞こえてくる。

「サリー、一段上がったぞ」

「サリー、二段上がったぞ」

こうして、順番に12段の階段を上がり、寝室のドアのところまで来ると、「サリー、ほら捕まえた! (SALLY, I HAVE HOLD OF THEE!!!)」というところで声を張り上げて話が終わる。「この話は、最後に驚かせるところだけで、AT366と関係がある」とフィリップは言っているが⁽¹¹⁾、ストーリーは前のふたつのグループとはかなり違っている。

同じグループに入れたが、もうひとつの「ふしぎなお客 (The Strange Visitor)」(類話⑧)は、また違った趣の話である。ひとりの女が糸を紡ぎながら、だれか客が来ないかと言っていると、まず、大きな足がふたつ、次に細い足首が2本、それから大きなひざがふたつ...といった具合に、下から順番に体の部分がバラバラにやってくる。そして、最後に大きな頭が細い首にのっかると女と奇妙な怪物とのやり取りが始まる。

「どうしてそんなに大きな大きな足をしているの」「たくさん歩いたからさ」

「どうしてそんなに小さな脚なの」「あーあーあー、うーうーうー」(なさけなさそうに)

そして、最後には「なぜおまえはここへきたんだね」という女の質問に対して、「おまえを捕まえに！(FOR YOU!)」と大声で言って終わる。この怪物について、ブリッグズは「おそらく幽霊ではなく、死神が人格化されたものであろう」⁽¹²⁾ と言っている。

最後の類話⑨と⑩は、ブリッグズは「AT366 (variant)」(変形)という分類を与えているが、最後に大声を出すという点においてのみ、類似が見られるものである。「サンディおじさん (Ma Uncle Sandy)」(類話⑨)では、外出したサンディおじさんが途中で黒人と出会う。お互いに相手を見てひどく怖いと思う。ふたりがいっしょに進んでいくうち、暗くなってくる。お互いに相手を怖いと思いながら、ふたりは深い森に入っていく、あたりはだんだん暗くなってくる…そして…最後に「わっ！(WOW!)」と言って終わる。

「教会に行った女 (The Lady that Went to Church)」(類話⑩)では、教会へ行った女が、男の死体を見る。死体の顔には蛆虫がわいている。女は牧師のところへ行行って、私も死んだらこうなるのかと聞くと、牧師はそうだと答える。そこで、女は叫び声を上げる。

このうち、ひとつめとふたつ目のグループは起源的に関連がありそうだが、3つ目と4つ目は同じ話型に分類されてはいるが起源は別であるように思える。

3. 他の話型との関連

前章では、イギリスに伝わる「絞首台からきた男」の類話をひとつおり見てきたが、このように最後に聞き手をおどかして終わるような形の話はほかの話型にも見られる。本章ではその中から、「赤ずきん (The Glutton, or Red Riding Hood)」(AT333)と「苦悩から解放された魂 (Soul Released from Torment)」(AT326A)の類話を中心に見ていきたい。

3.1 「赤ずきん」の類話

「赤ずきん」(AT333)の話といえば、グリムとペローのものが有名であるが、グリムの話では狼に食べられた赤ずきんが猟師によっておなかの中から救い出されるのに対し、ペローの話では女の子が狼に食べられるところで話が終わっている。フランスにはいくつかの類話があるが、女の子が狼に食べられるか、逃げ出した女の子が間一髪のところで助かるという話が多い。

この話型の話は、『昔話の型』によると、アイルランドではかなり報告されているようであるが、イギリスではほとんど知られていないようである。ブリッグズは「フィンと龍 (Finn and the Dragon)」という1話をあげているだけである⁽¹³⁾。

一見したところ、関係がないように思われる「赤ずきん」と「絞首台からきた男」の話であるが、「ふしぎなお客」(類話⑧)の会話と「赤ずきん」の女の子と狼の会話を比べてみれば、その類似性に気がつくだろう。「ふしぎなお客」については上に簡単にあげたので、ここでは「赤ずきん」の会話をよく知られたペローのものからあげておく。

「おばあちゃん、なんて大きな腕をしているの」「お前を上手に抱けるようにだよ」

「おばあちゃん、なんて大きな脚をしているの」「速く走れるようにだよ」

(中略)

「おばあちゃん、なんて大きな歯をしているの」「お前を食べるためさ」⁽¹⁴⁾

そう言って、狼は女の子を食べてしまうのである。

また、「赤ずきん」の話型には「カテリネッラ (Caterinella)」(AT333A)という亜型がある。『昔話の型』に記述によると、女の子が狼(人食い鬼)に鍋を借りに行き、返すときにフリッターを入れて行くが、途中で食べてしまい、代わりに馬の糞を入れて行く。それを見た狼(鬼)は怒って娘を食べてしまう。

剣持弘子によると、この話はイタリアでたいへん人気があるという。そして、話型AT366との類似についてもふれて、この話は本格昔話に分類されているが、聞き手を怖

がらせて楽しむ形式譚としての特徴が大きいという⁽¹⁵⁾。剣持があげた資料の中から、イタリアヴェネト地方の「トントおじさん」という話の会話部分をあげてみよう。

「カテリネッタ、わしは階段の上、さあ！」
すると母さんが「下にもぐりこんで」

「カテリネッタ、わしは２段目、さあ！」
「下にもぐりこんで、下にもぐりこんで」

(中略)

「カテリネッタ、わしはここ、お前を食べちゃうぞ、さあ！」たったの一口で食べちゃった。

階段を一段ずつ上がってきて娘を捕まえるというところが、違う話型に分類されてはいるものの、イギリスの「白い家の老人」(類話⑦)と非常によく似ている。

このように、「絞首台からきた男」(AT366)と「赤ずきん」の亜型である「カテリネッタ」(AT333A)は筋の構成や話型は違っているが、最後に次第に緊張感を高めていって、聞き手を驚かせて終わるという語りの形式においては共通のものをもち、登場人物同士の会話などモチーフではかなりの類似が認められることがわかった。

3.2 「苦悩から解放された魂」の類話

「苦悩から解放された魂」(AT326A)は、「怖がることを習いにきた若者」(The Youth Who Wanted to Learn What Fear Is) (AT326)の亜型であるが、『昔話の型』によると、概要は次のとおりである。

貧しい兵士が褒美をもらおうと化け物が出るという家で一夜を過ごす。兵士は化け物が出てきても怖れず、化け物の魂を救済し、自分も宝を得る⁽¹⁶⁾。

ブリッグズの『イギリス昔話事典』にはこの話型にあたるイギリスの類話として "Lousy Jack and his Eleven Brothers", "the Grey Castle", "The Haunted Castle", "The Golden Ball", "The Three Golden Balls", "The Black Cat", "The

King of the Cats", "Twopenny Priss", "The Cutler and the Tinker" という 9 つの話があげられている。中には、今回の話と関係のない話も多いのであるが、「金のボール」(The Golden Ball)と「3つの金のボール」(The three Golden Balls)は、今回扱っている「絞首台から来た男」との類似が見られるので、このふたつについて見てみることにする。「金のボール」⁽¹⁷⁾のあらすじは次のとおりである。

ふたりの娘と母親が市から帰ってくると、家の前に美しい若者が立っている。若者は手に金のボールを持っていて、ふたりは 1 個ずつそのボールをもらう。ところが、下の娘は、遊んでいる間にそのボールをなくしてしまう。そのため、娘は絞首刑にされることになる。娘は恋人にボールを捜してきてくれるように頼む。ボールはある家に入ったのだが、家の主人はボールを取り返すためには、その家で 3 晩寝ないといけないう。恋人はその家で 3 晩過ごし、怪物を退け、なくしたボールを手に入れる。

この後、話は絞首台にかけられようとする娘と家族との会話で終わる。

"Stop, stop, I think I see my mother coming !

Oh, mother, hast brought my golden ball

And come to set me free?"

"I've neither brought thy golden ball
Nor come to set thee free,

But I have come to see thee hung
Upon this gallows-tree."

次に父親がやってくるが、やはり母親と同じようなやり取りがあり、助けてくれない。そして最後に恋人がやってくる。

"Stop, stop, I see my sweetheart coming !

Sweetheart, hast brought my golden ball,

And come to set me free?"

"Aye, I have brought thy golden ball,
And come to set thee free,
I have not come to see thee hung
Upon this gallows-tree."

そして、恋人は娘を家につれて帰り、ずっと幸せに暮らす。

この話では、通常の化け物退治の話が、金のボールをなくして絞首刑に処せられようとする娘を助ける話の中に挿入された形になっている。そして、最後の会話の繰り返し、話のクライマックスを盛り上げるのに効果的な役割を果たしている。

「3つの金のボール」⁽¹⁸⁾のほうも、ほとんど同じ話であるが、娘が3人姉妹であるのと、ボールが父親からの土産であること、絞首刑を言い渡すのが意地悪な継母であること、恋人がボールを捜すために化け物屋敷で過ごすというモチーフが欠けていることが異なる点である。そして、最後のやり取りは、娘と父親、姉妹、恋人との間で交わされる。

この最後の繰り返しであるが、これはバラッド「絞首台から救い出された娘 (The Maid Freed from the Gallows)」(Child 95)としてよく知られているものであり、子どもたちの遊び唄としても歌われているものである。チャイルドはこのバラッドに8つのバージョンをあげているが⁽¹⁹⁾、このうちHのバージョンが「金のボール」に使われているものである。バラッドのほうでは、娘がなぜ絞首台に上ることになったのかといういきさつは語られない。突然絞首台の上で死刑執行人に語りかける娘のせりふから歌が始まる。そして、家族が持ってくるものも、Hのバージョンでは「金のボール」、FとGのバージョンでは「金の鍵」になっているが、その他のバージョンでは「金(保釈金)」を持ってくることになっている。フィリップはアルバート・B. フリードマンの説として、娘が失った「金のボール」は娘の処女性象の象徴であると述べているが⁽²⁰⁾、チャイルドのEバージョンでは助けに来るのは「私の子どもの父親であるワレンストン (Warrenston, The father of

my chile)」と歌っていて、この説の正当性を示唆しているようである。

こうしてみると、「金のボール」の昔話と「絞首台から救い出された娘」のバラッドは話の筋としては先にあげた「白い家の老人」と共通するところが見られるが、「白い家の老人」のほうで老人が捕まえに来るところを繰り返して話を盛り上げていたのに対して、こちらの話では、つかまって処刑されようとしている娘が助かりそうでなかなか助からないという緊張感の高まりで話を盛り上げようとしているところに違いがあるといえるだろう。

4. おわりに

以上イギリスの「絞首台からきた男」(AT366)の類話をめぐって、同話型に分類されている話だけでなく、その他の関連話型の類話とも比較を試みてみた。その結果、このように最後に聞き手をおどろかせたりして、話の中に引き込む話は、同じような話がほかの話型の類話にも見られることがわかった。

『昔話の型』は、もともとはアアルネをはじめとするフィンランドの歴史地理学派によってまとめられ、同一の起源から伝播した類話を集め、その発生の場所と時代、そして話の原型を突き止めようとするためのものであった。そのため、同一話型に属する類話はすべて同じ原型話から派生したものであると考えられていたのであるが、その後研究が進むにつれ、同じような話が複数の話型の元に収められていたり、同じ話型であっても明らかに起源が違ふとわかるような話もあることがわかってきたし、構造主義の立場から話型の設定自体に問題があることも指摘されてきている。

今回の「絞首台からきた男」の場合、話型から見ると「本格昔話」の「魔法昔話」であり、「超自然の敵」の区分に属するのであるが、話の特徴から言えば、むしろ「形式譚」として分類したほうがよさそうな話である。話の筋そのものよりも最後に聞き手をおどろかすことに主眼が置かれているからである。この形式譚は『昔話の型』ではAT2000-2399にあたり、なかでも2200-2205の「つかまえ話 (catch tales)」⁽²¹⁾がこれらに近い性

格を持っているといえるだろう。トンプソンの『モチーフ索引』(*Motif-Index of Folk-Literature*)ではモチーフの「Z13.1 話の語り手が聞き手を驚かす。盛り上がってきたところで『わっ』と叫ぶ」が、これらの話に一番あてはまりそうである。

今回の例からもわかるように、『昔話の型』が定めた「話型」は類話を探し出すためのツールとしては非常に便利なものであるが、それだけで関連する話を網羅できるとは限らない。かつての歴史地理的研究のためのツールだけではなく、これを下敷きにした新たな視点を研究者ひとりひとりが付け加えていかなければならないのだろう。

注

- (1) 拙稿「学生に聞いた伝承 俗信・都市伝説・わらべうた」参照。
- (2) *Children's Folklore: A Source Book*, p.204.
- (3) Aarne and Thompson, *The Types of the Folktale*
- (4) Briggs, *Dictionary*.
- (5) Aarne and Thompson, p.127.
- (6) Joseph, Jacobs. *English Fairy Tales*, pp. 252-3. この話はグリムの『子どもと家庭のための昔話集』の200の昔話とそれに続く子どものための聖者伝には含まれていないようで、テキストを確認することができなかった。
- (7) Philip, pp.204-5. ここで紹介されている話では、主人公は女の子で、死んだ女主人の金の腕を盗むことになっている。
- (8) Briggs, pt. 1, vol. 2, p.512.
- (9) *Ibid.*, p.561.
- (10) 石井桃子編訳『イギリスとアイルランドの昔話』p.1。
- (11) Philip, p.202.
- (12) Briggs, pt. 1, vol. 2, p.561.
- (13) アイルランドの類話は確認できなかった。また「フィンと龍」という話はアイルランドの英雄フィンが龍を退治する話であるが、龍の腹の中から食べられた人を取り出すという点だけで、「赤ずきん」との類似が認められる。
- (14) Perrault, pp. 178-9.
- (15) 剣持弘子「イタリアから見た『赤ずきん』 ゲームのテキストから昔話へ」日本昔話学会平成13年度大会口頭発表 2001年7月8日 大府市勤労文化会館
- (16) Aarne and Thompson, p.115.
- (17) Briggs, pt. 1, vol. 1, pp.280-2.
- (18) *Ibid.*, pt. 1, vol. 2, pp. 567-8.
- (19) Child, vol. 2, pp.346-355.
- (20) Philip, pp.138-9.
- (21) トンプソンの『民間説話』荒木博之・石原綏代訳では「ひっかけ話」という訳語が使われている。

参考文献

- Aarne, Antti and Stith Thompson. *The Types of the Folktale: A Classification and Bibliography*, Helsinki, Suomalainen Tiedeakatemia Academia Scientiarum Fennica, 1961.
- Briggs, Mary Katharine. *A Dictionary of British Folktales in the English Language*, 4 vols, London, Routledge and Kegan Paul, 1970.
- Child, Francis James. *The English and Scottish Popular Ballads*, vol. 2, New York, Dover, 1965, originally published by Houghton, Mifflin and Company, 1886.
- 樋口淳・樋口仁枝編訳『フランス民話の世界』東京 白水社 1989。
- 石井桃子編訳『イギリスとアイルランドの昔話』東京 福音館書店 1981。
- Jacobs, Joseph. *English Fairy Tales*. New York, Dover, [1967], [first published 1898].
- 河野一郎編訳『イギリス民話集』東京 岩波書店 1991。
- 剣持弘子「イタリアから見た『赤ずきん』 ゲームのテキストから昔話へ」日本昔話学会平成13年度大会口頭発表 2001年7月8日 大府市勤労文化会館
- Millien, Achille and Paul Delarue. 『フランスの昔話』新倉朗子訳 東京 大修館書店 1988。
- 美濃部京子「学生に聞いた伝承 俗信・都市伝説・わらべうた」『静岡県民俗学会誌』第19号 pp.33-40 1998。
- 新倉朗子編訳『フランス民話集』東京 岩波書店 1993。
- Opie, Iona and Peter Opie, *The Singing Game*, Oxford, Oxford Univ. Press, 1988.
- Perrault, Charles. 『完訳ペロー童話集』新倉朗子訳 東京 岩波書店 1982。
- Philip, Neil. *The Penguin Book of English Folktales*. Penguin Books, 1992.
- Sutton-Smith, Brian [et al.](ed.). *Children's Folklore: A Source Book*, New York, Garland, 1995.
- Thompson, Stith. 『民間説話 理論と展開』荒木博之・石原綏代訳 東京 社会思想社 1977。
- , *Motif-Index of Folk-Literature*, 6 vols, Bloomington, Indiana Univ. Press, 1955-58.

Courtroom Television in States of the U.S.A and the Issue of Right of Access

Today in most states, electronic coverage of court proceedings is permitted. States are classified according to relevant categories. Rules of states restrict the coverage in some cases. Kelli L. Sager & Karen N. Frederiksen, who specialize in media litigation, insist that absent a showing in a given case that televised coverage will prejudice or interfere with the conduct of justice, televised coverage should be permitted as a matter of constitutional right. On the contrary, Peter L. Arenella, a professor at U.C.L.A., doubt if media have constitutional right of access. And he asserts that in high profile cases trial judges have discretion whether to permit televising the courtroom proceedings. These opinions seemingly contradict to each other, but can be harmonized by interpretation.

藤田 憲一

文化政策学部文化政策学科
Kenichi FUJITA
Faculty of Cultural Policy
and Management
Department of Regional
Cultural Policy and
Management

私は、以前に、アメリカの法廷へのアクセス権、とりわけ法廷のテレビ報道の問題について論じたことがある。[「アメリカにおける裁判のテレビ放送」(「山梨学院大学法学論集」12号、1987年)、「アメリカの法廷テレビの現状と憲法論」(「ジュリスト」増刊「変革期のメディア」1997年)]

本稿はその後の情報も加えながら、アメリカの州の法廷テレビ報道の現状を、類型化して概観する。あわせて、法廷のテレビ放送を憲法で根拠づける理論と、逆にそれを疑問視する懐疑論とを、紹介したい。これは、法廷へのアクセス権というテーマのうちの一部に焦点を絞った研究ノートである。

I. 州の法廷テレビの現状

1998年現在、3つの法域(コロンビア地区、ミシシッピ州、およびサウス・ダコタ州)を除き、合衆国の各州が裁判のテレビ放送を許している。許容州も、それぞれが、報道に何らかの制約を課している。以下、それ以外の許容州の運用についてタイプ分けを試みる。

ここではRADIO-TELEVISION NEWS DIRECTORS ASSOCIATION, NEWS COVERAGE OF JUDICIAL PROCEEDINGS WITH CAMERAS AND MICROPHONES: A SURVEY OF THE STATES (as of January 1, 1998)を資料として用いた。

A. 報道を許す裁判所のタイプによる類型化

1. 許容報道：事実審および上訴審裁判所 (trial and appellate courts) 42州

アラバマ、アラスカ、アリゾナ、アーカンソー、カリフォルニア、コロラド、コネティカット、フロリダ、ジョージア、ハワイ、アイダホ、アイオワ、キャンザス、ケンタッキー、メイン、メアリランド、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソタ、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ネヴァダ、ニュー・ハンプシャー、ニュー・ジャージー、ニュー・メキシコ、ニュー・ヨーク、ノース・キャロライナ、ノース・ダコタ、オハイオ、オウクラホマ、オレゴン、ロー

ド・アイランド、サウス・キャロライナ、テネシー、テキサス、ユタ、ヴァモント、ヴァージニア、ワシントン、ウェスト・ヴァージニア、ウィスコンシン、ワイオウミング

2. 事実審裁判所のみ 1州

ペンシルヴェニア

3. 上訴裁判所のみ 5州

デラウェア、イリノイ、インディアナ、ルイジアナ、ニュー・ヨーク

メディア報道を許している州の総数 48

B. 報道を許しているルールが恒常的か実験的かの類型化

1. 恒常的 45州

アラバマ、アラスカ、アリゾナ、アーカンソー、カリフォルニア、コロラド、コネティカット、フロリダ、ジョージア、ハワイ、アイダホ、イリノイ、アイオワ、キャンザス、ケンタッキー、ルイジアナ、メイン、メアリランド、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソタ(上訴審)、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ネヴァダ、ニュー・ハンプシャー、ニュー・ジャージー、ニュー・メキシコ、ニュー・ヨーク(上訴審)、ノース・キャロライナ、ノース・ダコタ、オハイオ、オウクラホマ、オレゴン、ロード・アイランド、サウス・キャロライナ、テネシー、テキサス、ユタ、ヴァモント、ヴァージニア、ワシントン、ウェスト・ヴァージニア、ウィスコンシン、ワイオウミング

2. 実験的 6州

デラウェア、アイダホ(事実審)、インディアナ(上訴審)、ミネソタ(事実審)、ネブラスカ(ある種の事実審)、ペンシルヴェニア

(注：アイダホ、ミネソタ、ネブラスカは、両方のカテゴリーに属するから、恒常的および／または実験的なルールを持つ州の数は、両カテゴリーの合計の51州ではなくて、実際は48州である。)

次の40州は、正式の実験期間の間または終了後に、恒常的ルールを実行した。

アラスカ、アリゾナ、アーカンソー、カリフォルニア、コロラド、コネティカット、フロリダ、ハワイ、アイダホウ、イリノイ（上訴審）、アイオワ、キャンザス、ルイジアナ、メイン、メアリランド、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソウタ（上訴審）、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ネヴァダ、ニュー・ジャージ、ニュー・メキシコウ、ニュー・ヨーク（上訴審）、ノース・キャロライナ、ノース・ダコウタ、オハイオウ、オウクラホウマ、オレゴン、ロード・アイランド、サウス・キャロライナ、テネシー、ユーター、ヴァモント、ヴァージニア、ワシントン、ウェスト・ヴァージニア、ウィスコンシン、ワイオウミング（上訴審）

C. 報道が許される手続のタイプによる類型化

1. 事実審の報道のみ

民事および刑事	0
刑事のみ	0
民事のみ	1

ペンシルヴェイニア（注：ペンシルヴェイニアとネブラスカは民事事実審の報道を非陪審の手続に限定している。）

2. 上訴審の報道のみ

民事および刑事	5
デラウェア、イリノイ、インディアナ、ルイジアナ、ニュー・ヨーク	
刑事のみ	0
民事のみ	0

3. 事実審および上訴審

民事および刑事	42
アラバマ、アラスカ、アリゾナ、アーカンソー、カリフォルニア、コロラド、コネティカット、フロリダ、ジョージア、ハワイ、アイダホウ、アイオワ、キャンザス、ケンタッキ、メイン、メアリランド（上訴審）、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソウタ、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ（注：ペンシルヴェイニアとネブラスカは民事事実審の報道を非陪審の	

手続に限定している）、ネヴァダ、ニュー・ハンプシャ、ニュー・ジャージ、ニュー・メキシコウ、ノース・キャロライナ、ノース・ダコウタ、オハイオウ、オウクラホウマ、オレゴン、ロード・アイランド、サウス・キャロライナ、テネシー、テクサス、ユーター、ヴァモント、ヴァージニア、ワシントン、ウェスト・ヴァージニア、ウィスコンシン、ワイオウミング

刑事のみ	0
民事のみ	2
メアリランド（事実審）、テクサス（事実審）	
（注：メアリランドとテクサスはセクション3の中の分類に2度登場する。）	

D. 報道への必要条件あるいは制限の同意

（注：この類型において、「絶対的な前提条件」とは、報道が行われるためにある特定の者の同意または黙認を得なければならない、というものである。「限定条件」とは、他に規定がなければ、同意が得られずまたは反対が行われた時は、その特定の者（たとえば、陪審員）を報道してはならないが、手続の中のその他は報道してもよい、ということである。）

1. 裁判所の同意

（注：全48州は、裁判所に関して3つのカテゴリーに分類される。ジョージア、ハワイ、アイダホウ、インディアナ、ミネソウタ、オレゴン、およびワイオウミングは、ここでは2度現れる。それらの州では裁判所の同意の要件が上訴審と事実審とで異なっているからである。）

(1) 絶対的条件として裁判所の事前の同意を要する州

アラバマ、アラスカ、アリゾナ、カリフォルニア（書面の同意）、コロラド（記録に記載された同意）、コネティカット、ジョージア、ハワイ（事実審）、アイダホウ（事実審）、インディアナ（上訴審）アイオワ、ケンタッキ、メイン、メアリランド、ミシガン、ミネソウタ（事実審）、ミズーリ、ネヴァダ（書面による承諾）、ニュー・ハンプシャ、ニュー・ジャージ、ニュー・ヨー

ク、ノース・ダコウタ、オハイオウ（書面による承諾）、オウクラホウマ、オレゴン（事実審）、ペンシルヴェイニア、サウス・キャロライナ、テネシー、テクサス、ユーター、ワシントン、ウェスト・ヴァージニア、ワイオウミング（事実審）

〔33 州〕

- (2) 絶対的条件として裁判所への事前の通知を要する州

デラウェア、イリノイ、インディアナ（最高裁）、キャンザス、ルイジアナ、マサチューセッツ、ミネソウタ（上訴審）、モンタナ、ニュー・メクシコウ、ウィスコンシン

〔10 州〕

- (3) 裁判所の事前の同意または裁判所への通知が不要な州

アーカンソー、フロリダ、ジョージア（最高裁）、ハワイ（上訴審）、アイダホウ、ネブラスカ、ノース・キャロライナ、オレゴン（上訴審）、ロード・アイランド、ヴァモント、ヴァージニア、ワイオウミング（上訴審）

〔12 州〕

2. 被告人の同意（刑事事件）

（注：全 40 州は、この被告人に関して、3 つの同意のカテゴリーに分類される。テネシーは 2 度現れる。メアリランドとペンシルヴェイニアは刑事事実審の手続の報道を許していない。メアリランドは、刑事事実審の報道を禁止する立法の制定以前は、被告人が同意する場合にのみ報道を許していた。）

- (1) 絶対的条件として被告人の同意を要する州

アラバマ、アーカンソー、ミネソウタ、オウクラホウマ、テネシー（注：テネシーの少年裁判所の手続では、刑事事件では被告人から、民事事件では当事者から、報道の同意を得なければならない。）

〔5 州〕

- (2) 限定的条件として被告人の同意を要する州

なし

〔0 州〕

- (3) 被告人の同意を要しない州

アラスカ、アリゾウナ、カリフォルニア、

コロラド、コネティカット、フロリダ、ジョージア、ハワイ、アイダホウ、アイオワ、キャンザス、ケンタッキ、メイン、マサチューセッツ、ミシガン、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ネヴァダ、ニュー・ハンプシャ、ニュー・ジャージ、ニュー・メクシコウ、ノース・キャロライナ、ノース・ダコウタ、オハイオウ、オレゴン、ロード・アイランド、サウス・キャロライナ、テネシー（注：テネシーの少年裁判所の手続では、刑事事件では被告人から、民事事件では当事者から、報道の同意を得なければならない。）、ユーター、ヴァモント、ヴァージニア、ワシントン、ウェスト・ヴァージニア、ウィスコンシン、ワイオウミング

〔36 州〕

3. 検察官（prosecutor）の同意（刑事公判） （注：総計 40 州が、検察官に関して、3 つの同意のカテゴリーに分類される。）

- (1) 絶対的条件として検察官の同意を要する州

アラバマ、アーカンソー、ミネソウタ
〔3 州〕

- (2) 限定的条件として検察官の同意を要する州

なし

〔0 州〕

- (3) 検察官の同意を要しない州

アラスカ、アリゾウナ、カリフォルニア、コロラド、コネティカット、フロリダ、ジョージア、ハワイ、アイダホウ、アイオワ、キャンザス、ケンタッキ、メイン、マサチューセッツ、ミシガン、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ネヴァダ、ニュー・ハンプシャ、ニュー・ジャージ、ニュー・メクシコウ、ノース・キャロライナ、ノース・ダコウタ、オハイオウ、オウクラホウマ、オレゴン、ロード・アイランド、サウス・キャロライナ、テネシー、ユーター、ヴァモント、ヴァージニア、ワシントン、ウェスト・ヴァージニア、ウィスコンシン、ワイオウミング

〔37 州〕

4. 当事者の同意(民事事件および刑事上訴審)

(注：総計 48 州が、当事者に関して、3 つの同意のカテゴリーに分類される。ミネソタは注記のとおり 3 つのカテゴリーのうちのふたつに当てはまる。)

(1) 絶対的条件として当事者の同意を要する州

アラバマ、アーカンソー、メアリランド(民事事件)(注：メアリランドにおいては、当事者は刑事上訴事件において報道の終了または制限を申し立てることができる。当事者たる政府機関または公務員の同意は要件とされない。)、ミネソタ(事実審)、テクサス

〔5 州〕

(2) 限定的条件として当事者の同意を要する州

オウクラホウマ(注：オウクラホウマにおいては、刑事被告人がその上訴の報道に異議を述べた場合、どうなるのか全く明瞭ではない。字句どおりに受け取れば、この州のルールは、手続の報道は許しているが、この状況の下では被告人の報道を除外するように見える。)、ペンシルヴェイニア(上訴審の報道は許可されない。)

〔2 州〕

(3) 当事者の同意を要しない州

アラスカ、アリゾナ、カリフォルニア、コロラド、コネティカット、デラウェア、フロリダ、ジョージア、ハワイ、アイダホウ、イリノイ、インディアナ、アイオワ(注：アイオワにおいては、当事者の同意は、「少年事件、離婚、養子、子の監護、または企業秘密の事件」を除いては、要件とされない。)、カンザス、ケンタッキー、ルイジアナ、メイン、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソタ(上訴審)、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ネヴァダ、ニュー・ハンプシャー、ニュー・ジャージー、ニュー・メキシコ、ニュー・ヨーク、ノース・キャロライナ、ノース・ダコタ、オハイオ、オレゴン、ロード・アイランド、サウス・キャロライナ、テネシー、ユタ(上訴審)、ヴァーモント、ヴァージニア、ワシントン、ウェスト・ヴァージニア、ウィスコンシン、ワイオミング

〔42 州〕

5. 検察官(counsel)の同意(民事裁判および全ての上訴審)

(注：全 47 州は、検察官に関し、3 つの同意のカテゴリーに分類される。ここで使われる検察官 counsel は、刑事裁判における検察官 prosecutors のみを除外する。検察官 prosecutors は別カテゴリーに含まれている。メアリランドは、注記のように、3 つのうち 2 つのカテゴリーに当てはまる。)

(1) 絶対的条件として検察官 counsel の同意を要する州

アラバマ、アーカンソー、メアリランド(民事裁判)、テクサス(注：テクサスでは、正式のガイドラインが未発行である。)

〔4 州〕

(2) 限定的条件として検察官 counsel の同意を要する州

なし

〔0 州〕

(3) 検察官 counsel の同意を要しない州

アラスカ、アリゾナ、カリフォルニア、コロラド、コネティカット、デラウェア、フロリダ、ジョージア、ハワイ、アイダホウ、イリノイ、インディアナ、アイオワ、カンザス、ケンタッキー、ルイジアナ、メイン、メアリランド(上訴審)、マサチューセッツ、ミシガン、ミズーリ、ミネソタ、モンタナ、ネブラスカ、ネヴァダ、ニュー・ハンプシャー、ニュー・ジャージー、ニュー・メキシコ、ニュー・ヨーク、ノース・キャロライナ、ノース・ダコタ、オハイオ、オウクラホウマ、オレゴン、ペンシルヴェイニア、ロード・アイランド、サウス・キャロライナ、テネシー、ユタ、ヴァーモント、ヴァージニア、ワシントン、ウェスト・ヴァージニア、ウィスコンシン、ワイオミング

〔45 州〕

6. 証人の同意(民事および刑事の事実審)

(注：全 43 州は、証人に関し、3 つの同意のカテゴリーに分類されている。アイオワとメアリランドは、注記にあるように、ここに記述されている 3 つのカテゴリーのうちの 2

つに当てはまる。)

(1) 絶対的前提条件として同意を要する州
なし

〔0州〕

(2) 限定的前提条件として同意を要する州
アラバマ、アラスカ(性犯罪の被害者)、アーカンソー、アイオワ(性的暴行事件の被害者のみ)、キャンザス(注:キャンザスでは、証人が異議を述べれば、裁判官はその証人の報道を禁止することができる。ただし、警察の情報提供者、秘密捜査員、隔離された証人、少年の証人、または被害者/証人が報道されることに反対したら、裁判官は、その人物の報道を禁止しなければならない。加えて、離婚、企業秘密、または証拠禁止の申立の事件における当事者が反対するときは、その当事者の報道は禁止される。)、メアリランド(被害者のみ)、ミネソウタ、ミズーリ、ノース・ダコウタ(性犯罪の被害者のみ)、オハイオウ、オウクラホウマ、オレゴン、ペンシルヴェイニア、ロード・アイランド、テキサス(民事)

〔15州〕

(3) 同意を要しない州

アリゾウナ、カリフォルニア、コロラド、コネティカット、フロリダ、ジョージア、ハワイ、アイダホウ、アイオワ、ケンタッキ、メイン、メアリランド(被害者を除く全ての証人)、マサチューセッツ、ミシガン(注:ミシガンとニュー・メクシコウでは、裁判官はある種の証人——性犯罪の被害者とその家族、警察の情報提供者、秘密捜査員、隔離された証人、および少年を含むがこれには限定されない——の報道を排除する単独のまた絶対的な裁量権を有する。)、モンタナ、ネブラスカ、ネヴァダ、ニュー・ハンプシャ、ニュー・ジャージ、ニュー・メクシコウ、ノース・キャロライナ、サウス・キャロライナ、テネシー、ユーター、ヴァモント、ヴァジニア、ワッシントン、ウェスト・ヴァジニア、ウィスコンシン(注:ウィスコンシンとワイオウミングにおいては、ある種の証人が自分の証言を報道することに反対すれば、有効性の推定がおかれる。これらには、犯罪の被害者、秘密の情報提供者、および秘密捜査員を含む。)、ワイオウ

ミング

〔30州〕

E. 陪審の報道

(注:総計40州が、陪審に関し、3つのカテゴリーに分類される。ペンシルヴェイニアとネブラスカは陪審手続のいかなる報道も許していない。テキサスは除外される。)

(1) 報道が禁止されている州

アラスカ、アーカンソー、カリフォルニア、ハワイ、アイダホウ、メイン、ミシガン、ミネソウタ、ミズーリ、ニュー・メクシコウ、ノース・キャロライナ、ノース・ダコウタ、オレゴン、テネシー、ユーター、ヴァジニア

〔16州〕

(2) 報道が制限されている州

(注:他に指定がなければ、このカテゴリーの州は、陪審のクローズアップまたは識別可能な報道を禁止している。しかし、陪審が他のショットの背景の一部になっているときは報道を許可する。)

アラバマ、アリゾウナ、コロラド、コネティカット、ジョージア、アイオワ、キャンザス、マサチューセッツ、ネヴァダ、ニュー・ハンプシャ(注:ニュー・ハンプシャでは、刑事裁判の陪審を報道するために裁判長の事前の承認が必要である。)、ニュー・ジャージ、オウクラホウマ(注:オウクラホウマでは、異議を述べている陪審員の報道は許可されない。)、ロード・アイランド、サウス・キャロライナ、ヴァモント、ウィスコンシン、ワイオウミング

〔17州〕

(3) ルールによって制限されてはいない州

フロリダ、ケンタッキ、メアリランド、モンタナ、オハイオウ、ウェスト・ヴァジニア、ワッシントン

〔7州〕

F. 法廷の報道をするための事前通知または請求の時間要件

(1) 事前通知または許可が不要な州

アーカンソー、フロリダ、ハワイ(上訴審)、アイダホウ、ネブラスカ、ノース・キャロライナ、オレゴン(上訴審)、ロード・アイ

ランド、ヴァモント、ヴァジニア、ワイオウミング（上訴審）

〔11州〕

- (2) 時間の規定がない州（プラスマーク+の
ついている州は、請求または通知が手続
に先立つ「合理的時間」になされなけれ
ばならない。）

アラバマ、+アリゾウナ、デラウェア、
ジョージア（事実審）+ハワイ（事実審）、
アイダホウ（事実審）、ケンタッキ、メイン、
+マサチューセッツ、モンタナ、ニュー・ハ
ンプシャ、+ニュー・ジャージ、ニュー・ヨー
ク（上訴審）、オハイオウ、オレゴン（事実
審）、オウクラホウマ、ペンシルヴェニア、
サウス・キャロライナ、ワシントン、ウェ
スト・ヴァジニア

〔20州〕

- (3) 1 日前に通知・請求を要する州（アステ
リスク*の付いた州は、時間の要件は、裁
判官の裁量により免除することができる。）

*アラスカ、アリゾウナ（最高裁）、*コ
ロラド、インディアナ（最高裁）、*ミネソ
ウタ、*ニュー・メキシコウ、オハイオウ
（最高裁）、ユーター、ワイオウミング（事
実審）

〔9州〕

- (4) 2 日～7 日前に通知・請求を要する州
カリフォルニア（5 日）、コネティカット
（3 日—事実審）、ジョージア（7 日—上
訴審）、イリノイ（5 日）、インディアナ（上
訴審）、*キャンザス（7 日）、*メアリラ
ンド（5 日）、*ミシガン（3 日）、ミズー
リ（5 日）、*ネヴァダ（3 日）、ノース・
ダコウタ（3 日—上訴審；7 日—事実審）、
* テネシー（2 日）、* テキサス（5 日）、
* ウィスコンシン（3 日）

〔14州〕

- (5) 7 日以上前に通知／請求を要する州
コネティカット（13 日—上訴審）、*アイ
オウ（14 日）、ルイジアナ（20 日）
〔3州〕

G. 特定のタイプの事件および特定のカテ グリーの証人に関する報道除外

多くの州が特定のタイプの事件において報

道を禁止または制限したり、あるいは報道さ
れる手続の中で特定の証人の報道を禁止し
たりするルールを持っている。その内容は以
下のとおりである。

(1) 養子

アラスカ（注：アラスカでは、「家族問題」
の手続は、全ての当事者の同意を得てケー
スバイケースで報道することができる。）、
アリゾウナ、アーカンソー（注：アーカン
ソーでは、親または後見人の同意がなけれ
ば未成年者の報道は禁止される。少年事件、
養子、後見、または家族関係の手続を全般
的に禁止している。）、コネティカット（注：
全般に、コネティカット最高裁はこれらの
手続の報道を許そうとしない。コネティ
カット高位裁判所は、これらの手続を禁止
している。また、さらに、陪審の不在中
に行われた手続の報道、および公判が報道
されなかった刑事事件において量刑の審問
手続の報道も禁止している。）、ハワイ、
アイダホウ、アイオウ（注：これらのタイ
プの事件において、アイオウは、当事者——
未成年者の親、後見人を含む——の同意が得
られれば報道を許している。その他の全
ての事件において、同州は当事者の同意を
要件としない。）、メイン、ミズーリ、ノース
・キャロライナ、メアリランド（注：メ
アリランドでは、当事者の異議は、警察の
情報提供者、未成年者、秘密捜査員、隔離
された証人、証拠排除審問、企業秘密、
離婚および監護を含む事件において有効性
の推定を受ける、と定めている。メアリ
ランドの報道ルールは、孤児裁判所には
適用がない。）、オレゴン、ロード・アイ
ランド、ヴァジニア

〔14州〕

(2) 子の監護

アラスカ、アーカンソー（後見guardianship）、
コネティカット、アイダホウ、アイオウ、
メイン、メアリランド、ミネソウタ、ミズー
リ、ニュー・ジャージ（注：ニュー・ジャ
ージは、これらの手続の報道を完全に排除
している。そしてさらに、報道が当事者の
損害の恐れを実質的に増加させる見込み
があるとき、またはその他の形で公正裁判
を侵害する見込みがあるときも、そうである。）、

ノース・キャロライナ、オレゴン、ロード・アイランド（子が当事者の場合）（注：ロード・アイランドは、少年が重要な当事者であるような家庭裁判所の事件では、すべて報道を禁止している。）、ペンシルヴェニア、ヴァージニア

〔15州〕

(3) 離婚

アラスカ、アーカンソー、コネティカット、アイオワ、メイン、メアリランド、ミネソウタ、ミズーリ、ニュー・ジャージ（注：ニュー・ジャージは、離婚または「婚姻関係上の紛争」を含む事件の報道を禁止している。）、ノース・キャロライナ（注：ノース・キャロライナは、離婚手続のみならず、一時的及び恒久的な離婚扶養料の手続の報道を禁止している。）、オレゴン、ペンシルヴェニア、ヴァージニア、ウィスコンシン（注：ウィスコンシンでは、これらの事件における報道への当事者の異議は有効性の推定を受ける。ウィスコンシンのルールは、性犯罪を含む犯罪の被害者に拡張されている。）

〔14州〕

(4) 少年手続

アラバマ、アラスカ、アリゾナ、アーカンソー、ジョージア、ハワイ、アイダホウ、アイオワ、メイン、メアリランド、ミネソウタ、ミズーリ、ニュー・ジャージ、ノース・キャロライナ、オレゴン、ロード・アイランド（注：ロード・アイランドは、これらの事件において報道を明示的に禁止している。）、テネシー（注：テネシーにおいては、報道するために当事者の同意が必要である。）、ヴァージニア、ウィスコンシン

〔19州〕

(5) 証拠禁止申立

ハワイ（注：ハワイのルールの下では、事実審裁判官は、報道を禁止すべき十分な理由が見出せなければ、報道の請求を認めることになる。手続が証拠の許容性を決定する目的のものであったり、企業秘密に関する証言または秘密捜査員からの証言が行われていたり、未成年の証言が行われていたり、性犯罪事件の被害者の証人が刑事事件で証言していたり、あるいは証人が重大な

身体的傷害の実質的危険にさらされそうなときは、十分な理由の推定が置かれる。）、メアリランド（注：メアリランドの実験は、刑事裁判手続の報道を排除してきた。）、マサチューセッツ、ミネソウタ、ノース・キャロライナ、ロード・アイランド（注：ロード・アイランドはまた、証拠の許容性、関連性を決定するための審問の報道を禁止している。）、ヴァージニア、ウィスコンシン、ワイオウミング（注：ワイオウミングでは、これらの事件における報道への当事者の異議は有効性を推定される。同ルールはまた、犯罪の被害者に拡張されている。）

〔9州〕

(6) 警察の情報提供者

アーカンソー、メアリランド、ミシガン、ミネソウタ、ニュー・メキシコウ、ノース・キャロライナ、ヴァージニア、ウィスコンシン、ワイオウミング

〔9州〕

(7) 隔離された証人

メアリランド、ミシガン、ミネソウタ、ニュー・メキシコウ、ノース・キャロライナ、ウィスコンシン

〔6州〕

(8) 性犯罪

アーカンソー（被害者）、コネティカット、ハワイ、メイン、ミシガン、ミネソウタ、ニュー・ジャージ、ニュー・メキシコウ（被害者とその家族）、ノース・キャロライナ（被害者とその家族）、ノース・ダコウタ（被害者、証人）、オレゴン、ヴァージニア（被害者とその家族）、ウィスコンシン

〔13州〕

(9) 企業秘密

コネティカット、ハワイ、アイオワ、メイン、メアリランド、ミネソウタ、ニュー・ジャージ、ノース・キャロライナ、オレゴン、ヴァージニア、ウィスコンシン

〔11州〕

(10) 秘密捜査員

アーカンソー、ハワイ、メアリランド、ミシガン、ミネソウタ、ニュー・メキシコウ、ノース・キャロライナ、ヴァージニア、ウィスコンシン、ワイオウミング

〔10州〕

- (11) 孤児裁判所
コネティカット、メアリランド、ロード・アイランド（子が当事者の場合）
〔3州〕
- (12) 非公開手続 in camera proceedings
アーカンソー（注：アーカンソーでは、裁判所が明示的に同意しない限り、非公開手続の報道は禁止されている。）、コロラド、ハワイ、ノース・キャロライナ、ヴァージニア
〔5州〕
- (13) 裁判所書記官の前での手続
ノース・キャロライナ
〔1州〕
- (14) 治安判事 magistrate の前での手続
ノース・キャロライナ
〔1州〕
- (15) 相当な理由の手続 probable cause proceedings
マサチューセッツ、ノース・キャロライナ
〔2州〕
- (16) 未成年者の証人
ハワイ、メアリランド、ノース・キャロライナ、ヴァージニア
〔4州〕
- (17) 却下の申立
マサチューセッツ、ミネソウタ、ロード・アイランド（注：起訴、告発、または不服申立（刑事または民事）の法的不十分性を理由とする却下の申立の報道は、ロード・アイランドにおいては許されていない。）
〔3州〕
- (18) 陪審員予備尋問の聴聞 voir dire proceedings
コロラド、コネティカット、ハワイ、アイオワ、マサチューセッツ、ミネソウタ、ニュー・メキシコウ、ノース・キャロライナ、オレゴン、ロード・アイランド
〔10州〕
- (19) 放免または指示評決の申立
ミネソウタ、ロード・アイランド
〔2州〕
- (20) 偏見防止申立 motions in limine
ミネソウタ、ロード・アイランド
〔2州〕
- (21) 重大な身体的傷害の危険のある証人
ハワイ
〔1州〕
- (22) 証拠の許容性の聴聞
ミネソウタ
〔1州〕
- (23) 家事紛争 domestic dispute
ニュー・ジャージ（市裁判所 municipal court）、オレゴン
〔2州〕
- (24) 大陪審の手続
ハワイ、アイダホウ
〔2州〕

以上、法廷のテレビ報道のルールを分類した。法廷の秩序を維持し、手続の公正をはかるため、報道には様々な制約が課せられている。これらが、憲法第1修正の保障する言論・出版の自由 freedom of speech or of the press を侵害しないかどうか、という憲法解釈上の論点が存在する。これについては、次のⅡで検討することにする。

Ⅱ. 法廷への憲法上のアクセス権

1. SagerおよびFrederiksenのアクセス権肯定論

まず、Kelli L. Sager and Karen N. Frederiksen, *Televising the Judicial Branch: In Furtherance of the Public's First Amendment Rights*, 69 Southern California Law Review 1519 (1996) により、法廷へのアクセス権の憲法論と、その制限の基準を探る。

この論文の筆者たちは、メディアの代理人をつとめることの多い弁護士で、法廷テレビをできるだけ広く認めようとする立場である。その記述内容をまとめると、以下の(1)～(4)のようになる。

(1) はじめに

テクノロジーの発達によって、エレクトロニック報道に特有の問題がなくなった。(p.1520)

最高裁は憲法上のアクセス権を拡張し、また、異なったメディア間の差別に制限を加えてきているので、裁判報道から放送を閉め出すことが憲法第1修正に反しないか、問われる。憲法上のアクセス権の拡張と、エレクト

ロニック報道の実験の結果から、そのような報道を許すべきであるという、推定が成り立つ。その報道が正義の追求に本性的に悪影響を及ぼすという証明がなければ、エレクトロニック・メディアの法廷報道を禁じることはできない。(p.1520)

裁判所が、エレクトロニック・メディアの法廷手続へのアクセス権を認めるべきときが来ている。(p.1520～1521)

(2) 歴史の概観

最高裁は、Chandler事件(1981年)で、連邦憲法が法廷のエレクトロニック報道を禁じてはいないということを、はっきりさせた。(p.1521)

法廷カメラの禁止は、テレビの発明される前、1935年のハウプトマン事件(リンドバーグの息子の誘拐容疑事件)の折の、熱狂的な報道ぶりへの反動であった。ABA(アメリカ法律家協会)のカノン35がそれである。(p.1520)

30年後、Estes事件(1965年)で、最高裁の多数意見は、カメラ報道が本性的に違憲(第6修正の公正裁判の権利を害する)かどうか、という枠組みで判断することはしなかった。ただ、本件のひどく混乱した状況の下では、被告人の公正裁判を受ける権利が害されたので、有罪を破棄すると判示した。公判trialのときは事実審裁判官が命令を発して押さえたが、それに先行した公判前審理 pre-trial hearingのときは、カメラ報道のやり方が法廷を混乱させ、被告人のデュー・プロセスの権利を侵害したと判断したのである。(p.1522)

最高裁は、テレビというこの比較的新しいメディアの法廷内での利用に関して、危惧を感じた。テレビカメラの在廷自体が、陪審にその事件が「悪名高いnotorious」ものであることを知らせてしまうことになる、多数意見を書いたクラーク裁判官は強調している。ただし、現在ならセキュリティのカメラがコンビニでも目に付くぐらいだから、カメラの在廷自体はそんなに意味がない。(p.1523)

ハーラン裁判官は、同意意見を述べている。彼は、有罪破棄の結論では多数意見に加わっているが、テレビが見慣れたものになり、その在廷が公判に邪魔でなくなれば、見直しが

必要になるだろうと述べている。(p.1523)

多数意見は、傍論で、エレクトロニック・メディアは法廷への第1修正のアクセス権を持っていないと述べた。(p.1524)

翌1966年、最高裁はSheppard v. Maxwell事件で、もうひとつの殺人罪の破棄を言い渡した。不利な公判前報道と、公判中のメディアの支配が、被告の公正裁判の権利を奪った、というのがその理由である。(p.1525)

1981年、最高裁がChandler事件の判決を下したとき、28州が公判手続のテレビ報道を許すルールを採択していた。さらに12の州が、テレビ報道の実験を行っていた。(p.1526)

ABAのFair Trial - Free Press委員会は、エレクトロニック報道の規制を緩和することを提言していた。州首席裁判官協議会も、州裁判所内でのエレクトロニック報道の基準を公布すべきであるという1978年の決議をほとんど全員一致で承認していた。経験的なデータをみても、テレビ報道が訴訟関係人に与える影響は、肯定的なものであった。技術の発展によって、Estes事件においてみられたような法廷の混乱は、実質上軽減ないし除去された。(p.1526)

こうした状況をふまえて、Chandler事件の最高裁は、全員一致で、刑事手続のテレビ放送が公正裁判の権利を侵害するとは限らず、そのような主張を支える経験的な証拠がないと判示した。(p.1526)

Chandler事件で最高裁が青信号を出したので、今日47州が法廷のエレクトロニック報道を許可している。Estes事件やNixon v. Warner Communications事件(1978年)の最高裁判決に依拠して、多くの下級審裁判所が、公判廷の手続をエレクトロニック報道する憲法第1修正上の権利はないと判示してきているが、これは先例の文脈を読み違えた誤読である。(p.1527)

次の章で証明するように、憲法第1修正に基づき、エレクトロニック報道の憲法上の権利を支える2つの筋がある。ひとつは、公衆とプレスの法廷へのアクセス権、ふたつ目は、メディア間の差別的取り扱いの禁止である。おそらくこの筋のひとつまたは両方の判例が

相まって、エレクトロニック・メディアの法廷へのアクセス権をうち立てることができる。少なくとも、エレクトロニック報道は、第1修正の公衆の利益を増進するから、優越的な正当化事由compelling justificationがなければ、アクセス権を認められるべきであるという推定が成り立つ。(p.1528～1529)

(3) 司法手続のエレクトロニック報道は、第1修正上の公衆の権利を増進し、またそれによって要請される。

A. 我が国の公開裁判の歴史が、法廷のエレクトロニック報道に有利に働く。

この歴史の展開は、Richmond Newspapers Inc.事件において詳しく跡づけされている。イギリスの公開裁判の伝統がアメリカの植民地にも移入した。公開裁判の権利は、被告人だけのものではなく、公衆とプレスのものである。(p.1530)

メディアは裁判を傍聴することのできない人々のために、代理人 surrogate 的役割を果たす。(p.1531)

B. 優越的な正当化事由 compelling justificationなくエレクトロニック・メディアを差別するのは、憲法第1修正に違反する。

Chandler v. Florida事件の判決以来、最高裁は政府が異なったメディア間で恣意的な差別扱いをすることに制限を加えた。優越的な政府の利益overriding governmental interestがないのに、メディア間の差別を行うのは、憲法第1修正に反するというのである。(p.1535)

最高裁は、Police Department v. Mosley事件で、メディア間の差別は、第1修正に違反することは言うまでもなく、さらに、第5修正の平等保護原則およびデュー・プロセス条項にも違反すると判示した。(p.1536)

Chandler判決の後15年間、裁判所は公務員がアクセス権に対して恣意的に差別をしないと第5修正、第14修正の侵害になると一貫して判示してきた。また、同時期に最高裁は、裁判所への公衆のアクセス権を広く解釈してきた。下級審裁判所は、カメラに憲法上のアクセス権を及ぼすことを拒んできているが、優越的な正当化事由もなく、エレクトロニック・メディアを差別的に取り扱うことは、こうした判例の流れにそぐわないものである。

(p.1538～1539)

C. エレクトロニック報道は、公衆が情報入手することができるようにするという第1修正の目的にかなう。

第1修正の主要な目的は、思想の自由市場 marketplace of ideas の確保であり、ここで重要なのは思想・経験への公衆のアクセス権であると、最高裁は述べてきている。(p.1539)

報道によって、公衆が司法手続を知ることができ、司法に関する教育効果、信頼増進ははかれる。必要ならば制度の改革につながっていく。(p.1540)

テレビを通して司法手続を見ることができることによって、公衆は司法手続を監視することができる。法廷の傍聴席は、数に制限がある。しかし、テレビは多くの聴取者に法廷のありようを見せることができる。(p.1541)

テレビは、法廷手続の進行と同時的に正確な情報伝達ができる。映像による情報は、手続の雰囲気や当事者の行動、身振り、情動まで含めてより詳しく伝えることができる。(p.1542)

法廷のテレビ報道は、市民に情報を与えるという第1修正の中心的な目的に仕えるので、優越的な正当化事由なしに制限することはできない。そして、一般にそのような正当化事由は存在しない。(p.1542)

(4) エレクトロニック報道を禁止する正当化事由は存在しない。

テクノロジーの発展により、カメラ機材等は小型のものとなり、リモート操作ができる。代表取材で、カメラは1台、要員もひとりで足りるから、妨げにならない。室内光で十分であり、特別な照明は必要でない。マイクもワイヤレスを使えば、ケーブルなどが邪魔になることがない。(p.1542～1543)

訴訟当事者や証人、陪審員への影響という懸念があるが、これは経験科学的な研究 empirical studiesによって否定されている。州の研究の結果は一致している。すなわち、エレクトロニック・メディアのインパクトはほとんどゼロである。(p.1544)

有名事件 high profile case について、特に区別することはできない。そのような事件

も、たとえばカリフォルニアの研究の対象に入っているのである。(p.1546)

むしろ、有名事件においては、テレビ放送した方が公正裁判に役に立つ。公衆が法定内で起こっていることをテレビを通して見ることができるので、バイアスのかかった意見などに対して、法廷のテレビ放送は最良の解毒剤となる。(p.1548)

第1修正のアクセス権は絶対的なものではなく、優越的な正当化事由 compelling justificationがあれば制約しうる。しかし、その制約は狭く仕立てられて narrowly tailored しなければならない。(p.1548)

2. Arenella教授のアクセス権懷疑論：とりわけ有名事件high profile trialsに関して

Peter L. Arenella, Televising High Profile Trials: Are We Better Off Pulling the Plug?, 37 Santa Clara Law Review 879 (1997) により、アクセス権を憲法により基礎づけるのを疑問視する懷疑論、さらに有名事件に関する法廷放送の否定論を見ていく。UCLA 教授の Arenella は、Sager and Frederiksenの論文を多くの論点において検討し、批判を加えている。その概要は以下の(1)(2)(3)のとおりである。

(1) 有名事件に関してメディアは放送する憲法上の権利を持つか。

Richmond Newspapers 事件の判決の趣旨は、刑事手続が公正らしく見えるためには公衆に傍聴の機会を与えなければならない、というものであって、憲法第1修正はさらに進んで法廷手続を放送すべきことまでは命じていない。(p.885)

(2) 有名事件のテレビ放送の得失

A. 法廷カメラはメディアのニュース収集機能を増進するか。

イエスである。

在廷することができない記者も、音声と映像の情報を手続の進行と同時的に入手することができる。(p.892)

B. 法廷カメラはメディアのフィルターを通さずに聴取者にゆがみのない情報を伝達することができるか。

ノーである。

カメラは、法廷の雰囲気、訴訟関係者の行

動、身振り、情動などを伝達しない。(p.899)

一般の聴取者は、ニュース番組で流される裁判放送を見るにとどまる。裁判のどの部分を放送するかは、メディアの判断により編集されるので、既にフィルターがかかっているといえる。(p.901)

C. 法廷のテレビカメラやその聴取者は、裁判の当事者や状況に影響 impact を与えないか。

イエスである。

テレビ放送は、潜在的な証人が態度を決定するにあたり、影響を与える。(p.903)

テレビ放送は、法廷と世論との境目を融解させ、裁判の自律性を損なう。(p.904)

D. 法廷カメラは、有名事件に関し公衆が陪審の評決と異なった判断をするとき陪審制度に対する公衆の尊敬を減衰させるか。

イエスである。

陪審はコミュニティを代表すると期待されるのに、法廷のテレビ放送は、コミュニティに法定内の様子を直接的に伝えるので、陪審員を尊敬したり信頼したりする理由がないという誤った印象を与えてしまうのである。(p.908)

E. 法廷テレビは、裁判システムに対する公衆の理解を増進するか。

O.J. シンプソンの公判前審理のテレビ放送は7000万人のアメリカ人が見た。開廷から閉廷まで通して gavel to gavel 裁判を視聴する者は、裁判についての理解を深める。(p.909)

しかし、昼間は仕事で忙しく、夜のニュースで有名事件の裁判放送を見るだけの人に対し、法廷テレビが教育的な効果を与えるか、疑問である。(p.910)

(3) 結論

有名でない一般の刑事事件をテレビ放送することは、センセーショナリズムをあおることなく、公衆にアクセスと教育の機会とを与える。(p.911)

有名事件のテレビ放送を求められたとき、裁判官は一律にノーというべきかということ、そうではない。たとえば、公務員の責任 accountability が問題になるケースや経済犯罪に関する公衆への教育効果などが必要な場合は、有名事件でも放送を許す方がよい。事実

審裁判官の賢明な裁量権行使が望まれるのである。(p.912)

3. 考察

Sager and Frederiksenは、問題を法的・規範的見地から考える。厳格ではあるが、メディアのアクセス権を尊重する余りやや理想論に陥るところがある。

Arenellaは、法的のみならず、社会学的・心理学的な知見を加味して問題を考え、妥当な結論を導こうとしている。そして、結論としてシンプソン事件のような有名事件に関するテレビ放送の持つ危険性に警告を発している。

両者の見解をどう評価したらよいだろうか。

メディアのアクセス権については、連邦最高裁が判例で明瞭に認めているわけではないが、解釈論により第1修正がこれを保障していると読み込むことが可能であろう。ここは、Sager and Frederiksenの考え方に賛成したい。そして、そのアクセス権の制約基準としては、判例の中で形成されてきた、またSager and Frederiksenが採用する優越的正当化事由compelling justificationという基準が、やや緩やかに過ぎるものの、一応の合理性を持っていると思われる。そして、その優越的正当化事由があるかどうかの具体的な判断に際しては、Arenellaのように社会学的・心理学的分析を充分に加味して考えることが適切である。このように両者の考えを採り入れて枠組みを構築するのが妥当なのではないだろうか。

この枠組みに照らしたとき、Iで見た法廷のテレビ放送に対する各州のさまざまな制約は、それぞれ優越的正当化事由を有していると解することができよう。すなわち、憲法第1修正の言論・出版の自由を、違憲的に制約するものではないと思われる。

付記：筆者は前任の兵庫大学大学院（経済情報研究科）の研究費を支給され、2000年3月、アメリカのキャリフォルニア州で法廷テレビに関する調査を行った。その折、本論稿で取り上げた論文の筆者であるKaren N. Frederiksen弁護士と、UCLAのPeter L. Arenella教授にインタビューをする機会を得た。また、ロサンゼルス刑事裁判所で裁判を傍聴し、さらに同市の法律図書館で資料を収集することができた。関係各位に感謝の意を表したい。

Universities, Engineers and Technicians

— History of University and History of Technological Society cross each other —

本稿は、19世紀初頭から20世紀前半のドイツの大学(U)(Table.1)の、とくに工科大学(TH/TU)とTHで資格を得た(日本でいう学卒)技術者の関係を扱っている。

日本の大学は制度としてのドイツの大学を真似たものであった。しかし、日本の大学とドイツを比較すると、現状では大きな差を生じている。もちろん、ドイツの大学も1960年代からの「長い一連の」改革の中にある。

工科大学の前身は建築アカデミーや工業学校などである。ベルリンTHの前身校の卒業生たちによって設

種田 明

文化政策学部文化政策学科

Akira OITA

Faculty of Cultural Policy
and Management

Department of Regional
Cultural Policy and
Management

序

大学はどこから来て、どこへ向かっているのでしょうか。世界システムが激動の中にある転換期の現在、世界システムの基盤である高度技術文明をになう大学と技術者の形成過程をたどることで、「大学をめぐる時代と社会」の変容を解明し、大学と技術者は社会の中でどのような関係をもつのか、その将来像をさぐるヒントを得られるのではないかと。

ドイツ語には「技術者」の意味の単語がIngenieurとTechnikerと2つある。専門職と専門性に誇りを持つのがヨーロッパ、とくにドイツ(人)であるはずなのになぜ、という疑問が私を大学史研究に立ち入らせた。ここでいう大学とは、日本の学問・教育制度における「大学」ではなく、ヨーロッパ文明における「ユニヴァーシティ／カレッジ」のことである。さらに、大学と技術者の形成過程においては、とくにW・フォン・フンボルト(Wilhelm Freiherr von Humboldt, 1767-1835)の教養理念⁽¹⁾に基づくベルリン大学創設(1810年)からナチス支配の開始(1933年)までの間の「ドイツ工科大学(TH/TU)」を対象とする。

工科大学の多くが設立以来100年以上たつので、近年各個別の大学史が各大学の総力を結集して大著にまとめられている。たとえば、Reinhard Rürup (Hrsg.), *Wissenschaft und Gesellschaft. Beiträge zur Geschichte der Technischen Universität Berlin 1879 - 1979*, Berlin / Heidelberg / N.Y. (Springer) 1979; *Technische Universität Braunschweig. Vom Collegium Carolinum zur Technische Universität 1745 - 1995*. Hrsg. im Auftr. des Präsidenten von Walter Kertz. Hildesheim / Zurich / N.Y. (Georg Olms Verl.) 1995 (その他略す)である。しかしながら、時代と社会のなかでの「工科大学」を総体として考察する研究は、なお未開拓の重要なテーマであり、技術史と大学史の交差する領域なのである。

1. 制度・装置としての大学

日本においては、国立大学の独立行政法人化が目前に来ている。今日の、日本そして世界の大学の起源は12世紀のヨーロッパにあり、近代国家(いわゆる国民国家 nation-state)よりも先に成立し、近代国家に人材を供給してきた。それにもかかわらず、啓蒙期・産業革命期においては、大学制度が時代の「変化」に対応できない事態に陥り、大学で資格取得した者により形成された国家権力によって大学の存立が左右されてきた — 新大学創設と旧大学閉鎖 — [図表(1)を参照] というのも歴史の皮肉であろうか。現在日本の大学は、専門／専修学校・短期大学をふくめ「高等」研究教育機関とみなされ、18歳人口の半数以上が進学(「学歴」)を希望する異常な事態になっている。しかるに近年の小中高の教科書簡素化・歴史教科書問題に見られる歴史観の貧困化の弊害は大学にまで及び、世界の大学と日本の大学の実力格差は拡大傾向が止まらず、さらに教職員学生の意識、研究教育資金面、ステータス、イメージにおいてもその差はますます大きくなりつつある。

日・英米・欧(ここでは独)の「比較」大学史において、最も注意すべき点は「卒業」(「学歴」)である。欧米の大学には日本でいう卒業はなく、大学は専門研究をするところ、すなわち専攻分野の資格(学位＝学士、修士、博士)、あるいは高度な専門職(医者、裁判官・弁護士、薬剤師、教員、《政治・経済・外交・文化・福祉など全般の》行政官)に就く研修資格をとるところである。日本の大学、より明確には履歴書のみが、規定の単位取得(＝卒業)を「資格」とみなしている。つまり、ヨーロッパにおいては「…高等教育と学位の一貫して重要な役割…に専門職形成にといったの問題を解く鍵が提供されている。…」⁽²⁾のである。

もちろんアメリカやヨーロッパ連合(EU)の大学も変化の渦中にあることは言うまでもない。究極の目標は「国家および政治の統合」としているEUであるから、現在の15カ国(EU域内)のどの大学で学ぼうと「学歴」に差はない。オランダの人文主義思想家(Erasmus von Rotterdam, 1465-1536)

立された「ドイツ技術者協会」は、THの発展に大きく寄与した。とくに、技術者の社会的地位の向上、中でも法科官僚中心の「総合大学」に並ぶ「博士号授与権」の獲得は画期であった。(foto1.2)

だが、今日なおドイツ語に「Techniker」ということばが生きている。また、言葉の並存とともに技術者 (Ingenieur) と職人 (Techniker / Handwerker) の意味・価値への問い、例えば技術者は職業か、専門職 (profession) と一般職 (occupation) の違いはなにか、など残された未解決の問題は多い。

の名を冠した EU 奨学金、エラスムス奨学金を得られれば、たとえばドイツ人の学生がパリ大学で 2 年、ストックホルム大学で 2 年学ぶことが可能なのである。1980 年代後半から、「EU 公務員」資格取得を中心に行政・法律・経済金融・環境などの専門家養成を目的とする公・私立大学が各地に — ドイツにも — 設立されている。他方で、理工学の分野では企業の求める人材・研究者と学生の志望・専攻研究とのミスマッチも生じている。また、日本と同じく少子化にともなう国庫（ドイツは各州）^{ラント}・自治体補助金の通減傾向も続いている。それでも日本の大学生・教員 1 人あたり金額で 2 倍以上である。日欧の文化的土壌の違いを差し引いたとしても、教職員学生の社会的地位・自治や管理の能力は高大であり、日本はまだ多くの点でヨーロッパに学ばねばならないと思う。その違いはどこから来たのか。

それは大学の伝統と歴史の重みがなせるものなのであろうか。教授・学生といえども、恋愛や名誉のための決闘で流血したり、博打・詐欺横領・酔払・無礼講をはたらいた時代があったのだけれども。

第 2 次大戦後の 6 カ国の経済共同体 (EEC)、そして 12 カ国の共同体 (EC) 時代から、EU は旧東欧圏も含み隣接する国家・国民と歴史認識の共有をはかる作業を尽くしてきた。その結実である『共通教科書』では、「中世ヨーロッパ文明は、ローマ帝国、キリスト教、ゲルマン民族という三つの要素に基づいて成立した。」⁽³⁾ と言明している。言うまでもなく、エリートの共通語としてのラテン語、王家・支配階級間の政略結婚による血縁支配も「多にして一、一にして多なるヨーロッパ」⁽⁴⁾ の緩やかな「文明の紐帯」であった。そしてとくに、現代の高度技術文明につながる中世ヨー



図表 (2) ヨーロッパ中世の大学

This paper will argue the relationship between German Universities (see Table 1.), especially Institutes of Technology (TH/TU = Technische Hochschule / Technische Universitäten <after the World War II>), and "graduate" engineers in a period from the beginning of the 19th century to the first half of the 20th century.

The Japanese Universities were established themselves as the higher educational institutions, which had tried to model themselves on German universities. Nowadays universities and colleges in Japan, however, are faced with imminent reformation and their strength is declining in comparison with German ones, which are moving as well in a series of restructurings, in other words educational reforms lasting from the 1960s.

ヨーロッパ文明の形成にあずかったものの一つに、12・13世紀以来ヨーロッパ各地に（神聖ローマ帝国ドイツでは14・15世紀以来）発生した「大学」があった。〔図表（2）〕私たちの時代、大学は最も社会的・政策的な力をもつ学問・知識・研究の機関であると位置づけられている。それは中世以来19世紀末の国家ないし巨大企業による研究所設立のころまで、大学が、時代における知識をほぼ占有してきたからに他ならない。この、中世以降ゆっくりと形づくられてきた組織体である大学の、《学識者の（の）共和国 Gelehrtenrepublik》⁽⁵⁾の制度・影響力なくしては現代の文明も地域文化も考えることはできないことは言うまでもない。

2. ドイツの大学の19世紀・20世紀

DAAD [ドイツ学術交流会] によれば、ドイツは 113 の総合大学 (Universität) と 45 の美術、音楽大学 (Kunst- und Musikhochschulen) のほかに 157 の専門単科大学 (Fachhochschulen) の、計 315 大学 (1993 年現在) で構成されている。現在の大学 [図表 (3)] では、中世から現代まで専門研究の中心にあった 10 の専門分野 (神学、医学、法学、自然科学、哲学、人文科学、経済学、社会学、農学、林学) が、8 ~ 12 の学部 (自然科学が物理・化学・生物・理学などの学部にも、また上記の 10 以外に工学・言語学・歴史学などの学部) に集約され全体



図表 (3) ドイツの大学

The forerunners of TH/TU are Bau-Akademie (high-schools for architecture), Polytechnikum (polytechnic schools) and so on. The handful of young engineering graduates (alumni) of Berlin Technical Institute (afterward TH/TU Berlin) founded the VDI (Verein Deutscher Ingenieure, which became the dominant organization of German engineers in private sector) in 1856, and it played the most important role in the development of TH (see here Photo. 1 & 2), while engineers were seeking status. Particularly it is an epoch-making progress that 3 THs were granted the "Promotionsrecht (the right to confer academic degrees the nominal equivalent of university degrees, most prominent of which was Dr.jur./Doctor of Law at that time)" by William II in 1899.

を構成している。大学の多くは、重点分野の研究所・総合および学部図書館・資料館・博物館をはじめ、大庭園あるいは植物園・自然科学の実験施設・病院・レストランや食堂・宿泊施設・教員宿舎や学生寮などを“キャンパス”内に完備している。歴史の重みをもつ古い大学は、近在する生活物資・芸術やスポーツ・金融・商業などの諸ゾーンの核であり、日本で言うなら大学“城下町”、すなわち「大学都市（／街区）」を構成しているのである。

1968年、カルチェ・ラタン（パリ大学の街区）から始まり世界の、そして日本の大学に波及した「学生の意義申立て抗議行動（大学改革の端緒）」からすでに一世代（約30年）ほど経っている。そしていま再び、大学は改革の波をかぶっている。だが、現在の状況をドイツの教育関係者や識者は‘第2’の改革とはみていない。戦後、東西に分裂・独立し国際政治の波の中にもまれた60年代から統一の90年を経て、いまなお続く「長い改革」だとみているのである。ドイツ大学史研究の俊英、社会学者プラールは、1978年に出版された彼の著作を次のように書き出している：

先年、怒れる学生たちが教授連中のガウンの下に生える千年の黴を払い除けようとしたとき、それがシシュボスの果てしない徒勞の仕事であるのを見抜いていた者は少数にすぎなかった。千年にも及ぶ大学の歴史の黴は、数年の努力で払拭しうるものではなかった。歴史の重みは、いきり立つ学生たちの批判や罵罵よりはるかに大きかった。（『大学制度の社会史』⁽⁶⁾）

私たち日本の大学は、100年と少しの歴史の中で医学部に象徴される「象牙の塔」、すなわち講座制の良し悪しに関わる難問をかかえた。ヨーロッパの大学は、長い改革の途上で「1000年にも及ぶ大学の歴史の黴」をいま払おうとしているのかもしれない。はたして大学は変わったのか、変わりつつあるのか。別府昭郎は16世紀中頃のテュービンゲン大学の様子を次のように描く：

この時代の大学における教育方法・授業の形態には、講義、討論、そして演説の三つがあった。…中略… 正講義は午前六時から十時までと十二時から五時までの間

に行なわれていたが、その間、七時から八時までの一時間は自由に説教が行なわれた。……当時の講義のあり方について次のことが言えよう。学生は原典の教科書を持っていること、教科書を理解するために様々な引用がなされ、ときには他の学問の領域からも引用がなされたこと、解説はラテン語でされることが多かったが、ドイツ語も時には用いられたこと、常時、新米の学生が入ってきたことである。……夏学期十六週のうち週四時間授業をしたのは七週にすぎなかった。一回休んだのが四週、二回休んだのが三週、三回休んだのが二週あった。六四時間のうち五〇時間しか授業を行っていない。……講義の内容が教え続けられる期間は、一つのゼメスターに限定されることはなかったようである。教授は彼の講義が完了するまで講義を続行し、終了すれば、初めからその講義をやり直すか、あるいは新しい講義を開始するかのいずれかであった。（『ドイツにおける大学教授の誕生』⁽⁶⁾）

ここで朝6時始業というのを除けば、「教科書」・ラテン語をその国の共通語（＝ドイツ語）と「英語」に「授業時間数（正規の約80%）」・講義内容とその構成など、形式のみみれば400年前とあまり変わってないように見える。ただ誤解しないでほしい。ここに描かれたのは「第一分析論」のある教授のケースであり、一般論ではないということである。

3. 博士技師 (Dr. Ing.) の誕生 —— 工科大学 (TH) 100年

ドイツの工科大学の設立状況は図表(1)Fに示したとおりである。18世紀末フランスで革命の激動中に創設されたエコール・ポリテクニーク⁽⁸⁾を範としたプラハを嚆矢として、ドイツの工科大学は19世紀に9校（ドイツ語圏および鉱山大学校を含めれば19校）つくられた。19世紀中葉の工科大学は当初の「パンを得る学問」から工業化時代の「工場の学問」を、そして世紀末頃には「(国家のための)生産力としての学問」を研究し探求する文明の装置としての機能を、総合大学と相俟して果たせる力をつけはじめていた。⁽⁹⁾

大学史研究の分野では通例、1800年以前

Throughout the 19th century and now in the beginning of 21st century also, the word *Ingenieur* was/is used interchangeably with the more neutral term *Techniker* (technician/craftsman ≡ Handwerker). Besides the legal and terminological confusion, the significance and value in engineering work bring us some insoluble basic problems, for example among the engineers what is the difference between profession and occupation?

を前古典期、1800年以降のフンボルトによるベルリン大学創設（1810）からを古典期と時代区分している。さらに、イギリス産業革命が波及し科学・技術の経済的価値が急上昇する19世紀第一四半期に、当時の総合大学の枠を超えた科学・技術教育をおこなう中等・高等技術学校を開設することは、ヨーロッパの大きな潮流となっていた。総合大学が重視する教養と工科大学が追究する新技術とその利用、の違いが明確になるのは、万国博覧会（第1回ロンドン博：1851年）の成功からであった。「…文化国家は産業国家に替わっていて、保証さるべきは、もはやヘーゲルの言う意味での「普遍的利益」ではなく、産業資本の個別利益^{コンクリート}であったからである。」⁽¹⁰⁾ 時代と社会の文脈の中で、産（業）・官（僚）は一体となって、統治のエリートを養成し彼ら教権・特権身分にある者たちの基盤を形成した学問を「教養（＝貴族的威信）」から切り離し、国家・産業・市民社会の「利益（＝政治および経済的計算）」へ向かわせたのであった。

社会生活の中で、新しい科学・技術を導入した新産業・ものづくりを担う企業家・技術者・職人たちは経済競争に勝っても、総合大学とくに法科／法学部で資格をとった官吏・弁護士・教師／国家行政職（鉄道・公企業）、そして19世紀末まで残存した職人ギルドの壁（伝統格式）は高く厚かった。技術者の社会的地位の向上と工科大学の、総合大学と同等の権利獲得（＝昇格）に力を尽くしたのは、帝国統一（1870／71）以前に、技術を共通項とし、地域の優劣ではなく統一ドイツを志向して組織名に初めて「ドイツ」^{ドイツ}を冠した「ドイツ技術者協会（VDI：Verein Deutscher Ingenieure, 1856年設立）」であった。

ドイツ技術者協会においては、フランツ・グラスホフ〔Franz Grashof, 1826-93：ドイツ機械工学体系化に貢献。VDI創立以来1890年まで理事、協会機関紙編集長を務めた。1855年からベルリン工業学校（THの前身の一つ）教授、64年からカールスルーエTH（当時まだポリテクニウム）教授を歴任⁽¹¹⁾〕の説得力のおかげで、工学教育の「学術化」が一八七〇年代の主要で切実な目標となり、その運動は注目すべき成

功をともなったのであった。その成功とは、新しい工科大学の創立、すなわち一八七九年の建築・商業アカデミーのベルリン工科大学への発展・合同であり、そして総合大学がもっていた特権の工科大学への認可（学問の自由、学長制度、とりわけ工学博士号授与権）などであった。これらの要求のほとんどは一九〇〇年に達成されたのであった。（マクレランド『近代ドイツの専門職』⁽¹²⁾）

すなわち、1899年に3工科大学（アーヘン、ベルリン、ハノーヴァー）が皇帝より「博士号授与権（Promotionsrecht）」を獲得し、その後、続いてすべてのTHも総合大学と同等の権利を得たことは、技術専門職制度化の画期をなすものであった。

ところが技術者の専門職組織は、産業分野統合的なVDIをはじめとし個別特殊分野の技術者団体までも、19世紀後半から20世紀初頭、新たに誕生しては分裂に分裂を重ねていった。加速度のついた工業化、そして産業資本主義化が、化学・非鉄金属・電気・デザイン・ジャーナリズムなど、旧来の職人ギルドの規制枠を拡大・援用できない新しい科学・技術の分野を広範に生み出していたからでもあった。熟練職人のマイスター制度に代わる能力・資格階梯をどのようなものにするか、その業績評価と教育研修システムの構想や政策が各技術者団体でバラバラだったのである。

教育に関する技術者協会の政策はときおり錯綜した。とくに中級技術教育機関を拡張する運動の背後には、技術者協会内部の製造業関係者がいた。そしてこの中級技術教育の一九〇〇年の拡張以後、低い賃金で高度の熟練をもった非大学卒の技術者が大量に生み出された。彼らは大学出の技術者と同程度の管理労働をこなすために雇われることもあった。したがって大学卒技術者は学位やディプロムをもっていたにもかかわらず、産業界において特別の保護や配慮を受けるということはなかったのである。（マクレランド『近代ドイツの専門職』⁽¹³⁾）

大学を出てエンジニア（学士）を称しても、彼らは中等技術学校を終え大卒より早く現場^{セメスター}で仕事についたデヒニカー、3～4学期大学に在籍したが主に独学で技術を習得したデヒ

ニカー、初等教育のみで徒弟から叩き上げた
 テヒニカーと地位・賃金・仕事内容などにほと
 とんど差がなかった。もっとも、実験に基づ
 く研究論文で医者・弁護士などと同じ“博士
 (Dr. Ing.)”を取得したら状況は大きく異
 なった。実際のところ、職人氣質を色濃く残
 すテヒニカーという呼称はいまなお日常語
 として、また仕事内容を表す文章の中で使わ
 れている。そして親方：Meister、職人：
 Geselle、徒弟：Lehrling という呼称も、徒
 弟が研修生：Azubi (あるいは Volontär) に
 変わったが、やはりなお使われている。また
 一方、Ingenieur (学士技術者) という呼称が
 正式に、すなわち法律によって定められた職
 称 (= 資格) となったのは第 2 次大戦後
 (1969年～72年：旧西ドイツ各州によって
 前後) であった。⁽¹⁴⁾

4. 技術者と職人 — 職業としての技術者

もし、工科大学の中に DNA があるとすれ
 ば、遺伝子は「ヨーロッパ文明」・「中世の大
 学(総合大学)」・「エコール・ポリテクニク」・
 「ものづくり職人の精神(専門性への拘り)」か
 ら構成されているのではないか。そして工科
 大学で専門性と資格を身につけた「技術者」
 は、産業技術が「国力」の一角となってゆく
 第 2 帝政期に擬似“法科官僚”(= 技術官僚)
 化し⁽¹⁵⁾、権威的になってゆく過程で倫理性を
 喪失した。技術者のこの隙を突くのが、当時
 もまた今日も、国家(政治・軍隊)・(原理主
 義の) 宗教／団体・(麻薬取引などの) 犯罪組
 織・(環境破壊兵器・汚染物質をつくる) 産業
 などである、と私は考えている。

時代と社会の文脈の中でみると、第 1 次大
 戦までの VDI は経済的利益団体としてはほと
 んど機能していなかった。VDI 自身は技術者
 の権威、すなわち社会的地位の向上と工科大
 学の昇格を軸に、技術者の「社会的に中立な」
 代表であると綱領に標榜していたが。そのた
 め 20 世紀初頭に新しい学士技術者の組織
 BtiB や VDDI が台頭してくる。BtiB (= Bund
 der Technisch-industrielle Beamten ドイ
 ツ技術・工業系官吏同盟) は 1904 年に、
 VDDI (= Verband Deutscher
 Diplomingenieure ドイツ大学卒技術者連盟)

は 1909 年に設立した。しかし VDDI は BtiB
 より知名度がなく、「同時代に“資格者連合”
 として知られていたが、1914 年でもメン
 バーは約 3500 名ほどしかいなかった。これ
 は 1899 年以來の学士技術者総数(推定
 25,000～30,000)の約 13%であり、実
 質的には BtiB に加盟しているエンジニアの
 一隊よりずっと少数だった」⁽¹⁶⁾のである。
 20 世紀に入ると、経済的利益(企業家技術
 者)、工業利益(特許)、名誉(ノーベル賞)、
 研究所(カイザー・ウィルヘルム、のちのマッ
 クス・プランク)など技術者をめぐる問題は
 より高次の社会問題になっていた。

工科大学の発展と並行して、産業技術、と
 くは職人世界とは対極に位置する化学工業の
 発展が目覚しかった。統計をみると、「ドイツ
 の工業生産高は 1880 年にはフランスを抜
 き、1900 年にはイギリスを追い越し、
 1913 年にはイギリスとフランスを合わせた
 規模にまで達していた」のである。

こうした化学工業の発展の背後に、ドイ
 ツの大学の化学研究室で開発された技術が
 あったことはいうまでもない。[写真 1. お
 よび 2. を参照] ベルリン大学教授エミール・
 フィッシャーの研究成果は、ヘキスト
 社をはじめ、多くの化学工業企業で活用さ
 れていた。それとともに、これらの企業は
 大学で化学を学んだ者を大量に雇用するよ
 うになっていた。こころみにバイエル、ヘ
 キスト、バスフ[BASF] 三社だけに限っ
 てみても、1870 年当時、これら三社で雇
 用されている化学者はわずか 10 名だった
 が、1880 年には 65 名となり、1890 年
 には 207 名、1900 年には 386 名、そし
 て 1913 年には 781 名に達していた。い
 まやドイツの化学工業は技術面でも人材面
 でも、大学に強く依存せざるを得なくなっ
 ていた。」(潮木守一『ドイツ近代科学を支
 えた官僚』⁽¹⁷⁾)

世紀転換期ころ《学識者の共和国(ここ
 では工科大学)》と技術そのものの評価基準は、
 今日とほとんど同じで、「国家・政府(大学を
 設置監督する側)」・「産業資本(資格取得者を
 雇用する企業側)」・「軍隊(優れた軍事技術
 を採用)」・「大衆消費社会(非軍事＝民生技術／
 土木技術による大量生産)」による実利を基準

277
Liebig's Chemisches
Laboratorium in der
Kaserne auf dem Gieß-
ner Seltersberg, aquarel-
lierte Zeichnung von
Wilhelm Trautschold,
um 1840.
Justus von Liebig
(1803–1871), der Nestor
der Agrikulturchemie,
wurde mit 21 Jahren
Chemieprofessor in
Gießen und folgte 1852
einem Ruf nach
München.



写真 1. 大学の化学実験室①



279
Bunsens Chemisches
Laboratorium Ende des
19. Jhs.
Robert Wilhelm Bunsen
(1811–1899) wirkte seit
1852 als Professor der
Chemie an der Universi-
tät Heidelberg.

写真 2. 大学の化学実験室②

とするものであった。技術による達成は、目に見える「業績」（ときには公開実験のような「スペクタクル」⁽¹⁸⁾）として人びとの眼前に提示しえたからである。わずか一世紀前には、「哲学的」な大学・学問論にはさまざまな偏差があったが、反実利主義という一点ではすべてが一致していた」のに、である。

その一方、この一世紀の間に職人の社会的地位は相対的に低下していった。法律学と職人を比較して、法律学の泰斗ザヴィニーは次のように述べる：

…実務では怠惰で不活発な人間が「単なる職人 Handwerker」として仕事をしているが、しかし柔軟な人間にとっては、実務

的職業が「学問的」陶冶手段である。…法律家は、過去および現在の法律学の文献と切り離されて、彼らの仕事を「高貴」にできるものを欠いており、仕事はますます無味乾燥な「職人仕事 Handwerk」とならざるをえない、と。（西村稔『文士と官僚』⁽¹⁹⁾）

マイスター中心から工場制へと工業化が進む 19 世紀に、職業はプロフェッション（専門職）とオキュペーション（誰もが参入し遂行できる業務：一般職）とも多様化し、高度化していった。ただし、「職人」に対する評価は、法科官僚を最上位に置く観念論的偏見からのものであり、時代と社会の文脈の中におけるかなければならない。「プロフェッション」を

めぐり最近の議論で W・コンツェ／J・コツカは、

…ドイツ型の「教養市民層」と英米型の「プロフェッション」の違いに関して…両者の共通性——収入、ステイタス、権力の要求が出生・財産・選挙ではなく、知識の証明に基づくこと、さまざまな階級出身者により構成されていること、反伝統的、世俗的傾向、業績による選抜と教養貴族的な、民衆からの聳立——を認めつつ、なおプロフェッション集団の「業績」と教養市民層の「教養知」を区別して、…教養市民層にとっては、必ずしも職業に尽きない広範な教養知が本質的であるのに対して、プロフェッション集団はそれ自体として、職業に関係する業績知に基づいている。たしかに教養知には業績知の要素が欠けていないけれども、しかし教養知は業績知に解消されず、むしろこれよりも価値的に優先された。プロフェSSION的業績知は、教養知と違って狭く専門化されている、と。(西村稔『文士と官僚』⁽²⁰⁾)

工科大学内においても開学時より今日まで、業績知と教養知の比率や教養知をどう位置づけるか、は難問であり続けている。たとえば 1855 年開学したチューリッヒ・ポリテクニクム(のち工科大学、当時もドイツ語圏)は、学生に魅力ある傑出した教授陣の一人として歴史学者ブルクハルト(Jakob Burckhardt, 1818-1897)を招聘したのであった。総合大学の「ゼミナール(演習)」(フンボルト大学に始まるとされる)は、TH/TU では「研究室所属」に、「副専攻」は「人文・社会科学系科目を選択必修」に置換相当させている。

学問、政治とならんで、職業としての「技術者」は 19 世紀の工科大学とともに成長し成立してきた。同じ頃、教養知の質的転換が少しずつ始まった。ただ、ドイツと英仏その他ヨーロッパの先進地域とでは、教養知・業績知のあり方がかなり異なっていた。その偏差は、市民社会のあり方の違いにつながっているであろう。「専門馬鹿」とは言語であり、差別用語であるが、かつて職人・プロフェッション集団(大学教授・科学者・技術者)に貼られたレッテルであった。しかし 19 世紀

末以降、このレッテルは経営者・ジャーナリスト・芸術家などあらゆる職種に貼られるものとなってしまった。ほんらいバランスのとれた「教養」知は、中世の大学のリベラル・アーツ(自由七科)に起源をもっているが、現代の大学は学生獲得のため、わずかに生き残った「教養」科目まで捨て去ろうとしている。だが、デヒニカーとマイスターがいるかぎり、ドイツはバランスを崩さないであろう。

【注記備考および参考文献】

- (1) ドイツ大学史研究の最近の展開、とくにフンボルト理念およびドイツ型大学については、宮坂正英「国際シンポジウム「フンボルト・インターナショナル」19世紀・20世紀におけるドイツ大学モデルの輸出」に参加して」(『大学史研究』第16号／2000年、p. 71-83)を参照。フンボルトと彼の教養理念については、西村稔『文士と官僚 ドイツ教養官僚の淵源』木鐸社、1998(後出)、とくに「第12章教養官僚から法科官僚へ」(p. 372-410)が優れた分析を呈示している。
- (2) チャールズ・E・マクレランド(望田幸男監訳)『近代ドイツの専門職——官吏・弁護士・医師・聖職者・教師・技術者——』晃洋書房、1993、p. 34
- (3) フレデリック・ドルーシュ総合編集(木村尚三郎監修・花上克己訳)『ヨーロッパの歴史 欧州共通教科書』東京書籍、1994(第2版：1998)、127頁。
- (4) 宮島喬編『現代ヨーロッパ社会論 統合の中の変容と葛藤』人文書院、1998、とくに近藤孝弘「ヨーロッパにおける歴史像の共有?」pp. 58-76は、『ヨーロッパの歴史』(注(3))の誕生と同書がかかえている問題点を鋭く指摘している。
- (5) Rainer A. Müller, *Geschichte der Universität. Von der mittelalterlichen Universitas zur deutschen Hochschule*, München 1990. 序言より。
- (6) ハンス＝ヴェルナー・ブラール(山本尤訳)『大学制度の社会史』法政大学出版局、1988、1頁。
- (7) 別府昭郎『ドイツにおける大学教授の誕生』創文社、1998、247-249頁。
- (8) 中村征樹「フランス革命と技師の〈近代〉—書き換えられる技術実践の「正統性」—」(『年報科学・技術・社会』Vol. 10／2001、pp. 1-31)
- (9) 種田明「ドイツ技術者教育の成立と制度化—工科大学の生成・発展とその社会的地位について—」(『技術と文明』第9冊5巻2号／1991、pp. 1-26)
- (10) ブラール『大学制度の社会史』p. 222
- (11) *Technik, Ingenieure und Gesellschaft. Geschichte des Vereins Deutscher Ingenieure 1856-1981*. (Im Auftr. des VDI, hrsg. von Karl-Heinz Ludwig unter Mitw. von Wolfgang König) Düsseldorf (VDI-Verl.) 1981. 本書はVDIの125年史である。
- (12) マクレランド『近代ドイツの専門職』p. 166
- (13) マクレランド『近代ドイツの専門職』p. 197.
- (14) 種田明「産業技術」(加藤雅彦ほか編『事典■現代のドイツ』大修館書店、1998、pp. 272-281)。技術者を表示する言葉2つを1つにする、すなわち「エンジニア」(大学で資格取得した「技術者(学士)

Ingenieur(grad.))の呼称(職称Berufsbezeichnung)を保護する連邦法(1965.5.12)は、連邦憲法裁判所において「違憲」と判定された(1969.7.29)。それゆえ「エンジニア」は各州の法律で保護され(90年の統一後、旧東独5州でも立法予定と聞くが1998年現在未成立)、連邦(全国)レベルでは「テヒニカー」(熟練職人など非学卒者/独学による技術習得者)との並立が続いているのである。

- (15) Gerd Hortleder, *Das Gesellschaftsbild des Ingenieurs. Zum politischen Verhalten der Technischen Intelligenz in Deutschland*. Es (edition suhrkamp), 1974 (3.Aufl.) ホルトレーダーは、技術エリート、とくにVDIのテクノクラート化(ナチス期に全技術者を統合し翼賛組織として戦争に負担)を詳細に分析し、厳しく糾弾している。Cf. 小野清美『テクノクラートの世界とナチズム』ミネルヴァ書房、1996も鋭い。
- (16) Kees Gispens, *Engineers in Wilhelminian Germany: Professionalization, Deprofessionalization, and the Development of Nonacademic Technical Education.*; in Geoffrey Cocks, Konrad H. Jarausch(ed.), *German Professions, 1800-1950*. N.Y./Oxford(Oxford UP) 1990, pp.104-122. /引用はp.113
- (17) 潮木守一『ドイツ近代科学を支えた官僚 影の文部大臣アルトホーフ』中公新書1993. Pp.155-156: 科学研究の制度化をマックス・プランク研究所創設まで描いている。
- (18) 東秀紀『ヒトラーの建築家』NHK出版、2000は、建築(技術)と政治(ナチス)が交差するスペクタクル演出に関わった技術者の足跡をたどった伝記である。
- (19) 西村稔『文士と官僚 ドイツ教養官僚の淵源』木鐸社、1998(注(1)再掲)、p.386,387
- (20) 西村稔『文士と官僚』p.401

【図表典拠】

図表(1): 注(3) p.152-153; 注(5) S.44; 注(6) 巻末(p.349f.): 表1: ドイツにおける大学の設立; 注(7) 巻末p.18-24〈ドイツ大学史年表(1700年まで)〉から作成。

図表(2): 注(3) S.44; 「…大学と大学人が中世社会でどのような「役割」を果たしたかを知らなければならぬ。大学は構成を研究し得る安定した人間集団ではなかった。要するに、それは公的に万人に開放されていた制度にすぎなかった。だから、諸権力(都市、国家、教会)と、社会を構成している諸集団とがこの制度をどのように利用したかを知ることが問題なのである。…」(ジャック・ヴェルジュ(大高順男訳)『中世の大学』みすず書房、1979、p.228)

図表(3): 『ドイツ留学 外国人のためのドイツ大学案内』(ドイツ学術交流会東京事務所)、(1999/出版年無記載)

【写真出所】〈内〉はキャプション

写真1. : 注(5) S.258〈オリジナルは水彩画(Wilhelm Trautschold筆、1840頃): リービヒの(学生用?)化学実験室/ユスツス・フォン・リービヒ(Justus von Liebig, 1803-1873)は、農業化学のネストール(ギリシア神話の知将)と敬称され、21年間ギーセン大学教授のあと、1852年にミュンヘン大学へ招聘された。(訳: 種田)〉

写真2. : 注(5) S.259〈ブンゼンの化学実験室(19世紀末)/ローベルト・W・ブンゼン(Robert Wilhelm Bunsen, 1811-1899)は、1852年からハイデルベルク大学化学教授であった。(訳: 種田)〉

図表【I】：ヨーロッパ・ドイツの大学の創立《年表抄》（＊）

A. 初期ヨーロッパの大学 [文献によって設立年に違いがあるA.～D.; /で示した。]

ボローニャ	1088 / 1158
パリ	12世紀
オックスフォード	1167 / 1209
ラヴェンナ	12世紀
パデュア／パドバ	1222
ナポリ	1224
ケンブリッジ	1265 (1267) / 1318
(サレルノ)	10・11世紀 / 1280、一部分が大学
(モンペリエ)	12世紀 / 1289、一部分が大学
(レッギオ)	1188 / 12・13世紀、のちに正式の大学となる

B. 1200～1500年に新設された主要な大学

GB	セントアンドリュース	1411 / 1417	フランス	トゥールーズ	1233
	グラスゴウ	14世紀 / 1450		オルレアン	1235
	アバディーン	1494		アヴィニオン	1303
北欧				アンジェ	1337
	ウプサラ	1477		カオール	1332
	コペンハーゲン	1478		グルノーブル	1339
	オーフェン	— (15世紀?)		オランジュ	1365
	フュンフキルヘン	— (#)		アックス	1409
	アラゴニア	— (#)		ドール	1422
イベリア	バレンシア	1208	イタリア	ボワティエ	1431
	サラマンカ	1243		カーン	1437
	セヴィリア	1254		ボルドー	1441
	リスボン	1290		ヴァランス	1452 / 59
	レリダ	1300		ナント	1461
	コインブラ	1308		ブルジェ	1464
	バリアドリッド	1346		ヴィツェンツァ	1204
	ウェスカ	1359		アレツォ	1215
	バルセローナ	1450		ヴェルツェリ	1228
	ザラゴザ	1474		ローマ	1244 / 1303
	シグエンツァ	1489		ピアツェンツァ	1248
	アルカラ	1499		ペルージャ	1308
中欧・ほか	ヴァレンシア	1500		トレヴィソ	1318
				ピサ	1343
	ベツェ (Pécs)	1367		フィレンツェ	1349
	〈＊現在ハンガリー〉			シエナ	1357
	ルーヴァン	1425		パヴィーア	1361
	(当時神聖ローマ帝国→C.)			フェラーラ	1391
	ブダ	1389		トリノ	1405
	〈現ブダペスト／ハンガリー〉			カタニア	1444
	ブラティスラヴァ	1467		バルマ	1483

C. 中世ドイツ語圏（イタリアをのぞく神聖ローマ帝国）の大学

ブラハ	1348 / 65
クラカウ	1364 / 1384
ウィーン	1365 / 1384
ハイデルベルク	1385 / 86
ウルム	— (14世紀末)
ケルン	1388 (1798閉鎖、1919再建)
エアフルト	1392 (1816閉鎖)
ヴュルツブルク	1402 / 1410 (1413閉鎖、1582再建)
ライプツィヒ	1409
ロストック	1419 (再三移転)
グライフスヴァルト	1446 / 1456 (1648～1815スウェーデンに帰属)
フライブルク／i.Br.	1456 / 1460
バーゼル	1459 / 1460
インゴールシュタット	1472 (1800ランツフートへ、1826ミュンヘンへ) ＊→F.
トゥリーア	1454 / 1473 《市立大学；学長は大司教》
マインツ	1476 (1798閉鎖、1946再建)
デュッセルゲン	1477
ヴィッテンベルク	1502 (1817ハレ大学に統合)
フランクフルト／O.	1506 (1811ブレスラウ大学に統合)

「…大学は、ヨーロッパの学術的、政治的、社会的な生活において決定的な役割を担うようになった。…13世紀にパリ大学の成長と首都としてのパリ市街の成長が同時進行したこと。シスマ（教会大分裂）の際に大学がさまざまな法的助言を求められたこと。ブラハ大学が、フスの時代にくすぶっていたボヘミアの宗教改革運動で中心的役割をになったこと。…当然、大学の知的影響は形式的な教育の場という域を越えて拡大していったと考えられる。…」

（ヘンリー・R・ロイン（魚住昌良監訳）『西洋中世史事典』東洋書林、1999、「大学」より）

D. 領邦国家時代のドイツの大学

マールブルク	1527 (1866 以降プロイセン)
ケーニヒスベルク	1544 / 1560 * 〈現在ロシア (飛び地)〉
ディリンゲン	1549 / 1554 (1804 閉鎖、女子高等学校に、 1923 哲学・神学大学が開設される)
イエナ	1558
ヘルムシュテット	1574 / 1576 (1809 閉鎖)
(オルミュツ)	1576 (1782 閉鎖))
アルトドルフ	1578 / 1623 (市立、1809 閉鎖)
グラーツ	1586 * 〈現在オーストリア〉
ギーゼン	1607 (1624 ~ 1650 と 1945 ~ 1957 の間閉鎖)
パダーボーン	1615 (後イエズス会のギムナジウムに、一部は大学)
リンテルン	1621 (後ギムナジウムに)
〈シュトラースブルク	1621 (1792 閉鎖、1872 ~ 1918 帝国大学) : * → F.)
ザルツブルク	1623 (1810 閉鎖)
オスナブリュック	1630 (1633 閉鎖)
(カッセル)	1633 : 1653 マールブルク大学と統合し閉鎖)
プレスラウ	1638 / 1702 (イエズス会大学、 1811 フランクフルト / O. 大学と統合) * 〈→ F.)
バンベルク	1648 / 1773 (1803 閉鎖)
(ヘルボルン	1584 / 1650 「大学校 Hohe Schule」、1817 閉鎖)
デュイスブルク	1655 (1818 閉鎖)
デュッセルドルフ	1655
キール	1665 (~ 1865 デンマーク領、1866 以降プロイセン領)
〈グラーツ	1586 * : 現在オーストリア〉
〈リンツ	1636 * : 現在オーストリア〉
〈インスブルック	1672 / 75 (1810 閉鎖、1826 再建) * : 現在スイス)

E. 絶対主義時代の大学

ハレ	1694 (1817 ヴィッテンベルク大学 (閉鎖) が統合)
ゲッティンゲン	1737 (ハノーヴァー王立、1866 以降プロイセン)
エアランゲン	1743 (1961 ニュルンベルク (経済) 大学と統合)
ミュンスター	1773 (1818 閉鎖、1902 再建)
(フルダ)	1734 (一部大学)、1804 閉鎖)
〈モスクワ	1753 * ロシア〉
〈ハーバード : 1636、エール : 1701、コロンビア : 1754	* アメリカ〉

F. 19 世紀の大学

ベルリン	1810
ボン	1818 (前身は 1786 ~ 1796)
〈プレスラウ	1811 (前身は ← D. 1638 / 1702) * 現在ポーランド)
ミュンヘン	1826 (前身は ← C. のインゴールシュタット)
シュトラースブルク	1872 (1918 まで : 現在はフランスの大学)

G. 工科大学 (TH=Technische Hochschule) ―TH を称した年を : 印のあとに示す。

〈ブラハ	1806 (工業専門大学) : (1863) / 1879 * 現在チェコ)
〈グラーツ	1811 : 1872 * 現在オーストリア〉
〈ウィーン	1815 (工業技術研究所、後に大学) : 1872 * 現在オーストリア)
カールスルーエ	1825 / 1832 (工業専門学校) : 1865 / 1885 → TH から U へ改組
ダルムシュタット	1826 (工業学校) / 1835 : 1877 / 1895
ミュンヘン	1827 / 1857 (工業専門学校) : 1868 / 1877 → TH から TU へ改組
ドレスデン	1828 / 1844 (工業養成所) : 1890
シュトゥットガルト	1829 / 1840 (工業専門学校) : 1876 / 1890
ハノーヴァー	1831 / 1847 (工業専門学校) : 1880 → TH から TU へ改組
〈ブリュン	1849 : 1873・ブルーノ / * 現在チェコ)
〈チューリッヒ	1854 【参考・ドイツ語圏大学として】 : ← * 現在スイス)
〈リガ	1862 【参考・ドイツ語圏大学として】 : ← * 現在ラトヴィア)
アーヘン	1870 / 1879
ブラウンシュヴァイク	1872 / 1879 (前身は 1745 工業学校コレギウム・カロリヌム) → TH から TU へ改組
ベルリン	1879 [主要前身は 1770 鉱山研究所 ; 1799 建築アカデミー ; 1821 商工業アカデミー] → TH から TU へ改組
〈ダンツィヒ	1904 : グダンスク / * 現在ポーランド)
〈プレスラウ	1910 : ウロスラウ / * 現在ポーランド)
鉱山アカデミー [TH 相当=教育内容、とみなすことができる。日本人留学生も。]	
フライブルク / i.Sa.	1766 (現在も鉱山大学)
ベルリン	1774 → 1916 ベルリン TH に統合 (↑)
クラウスター・ツェラーフェルト	1775 (1964 正式に TH / TU) → TU (工科総合大学) へ改組
〈レオーベン	1849 (→ 現在は鉱山大学) * オーストリア)

(*) 典拠は [注記備考] 欄。都市名の表音は、ドイツ語読みをカタカナ表記と既に日本語化した読みを採った。(文責 : 種田)

The International Monetary Fund and Multi-national Corporation〔Ⅱ〕

The establishment of the EEC in 1958 indicated the economic recovery of Europe since the end of WWII. In the following decade, Europe provided the stage of development for the U.S. multi-national enterprises.

Their investment is a form of capital export. It is not the security investment in which only money capital is exported, but the direct investment which is the export of business itself.

The American multi-national enterprises which started business in Europe in the postwar period are mainly manufacturing companies, accompanied by banks which provided funds.

Ironically, their development was helped by the governmental policy of the "Great America" and by the

長尾 克子

文化政策学部文化政策学科

Katsuko NAGAO

Faculty of Cultural Policy

and Management

Department of Regional

Cultural Policy and

Management

第3章 1960年代と多国籍企業

1. アメリカ国際収支赤字の増大と対外政策

前回の本稿〔Ⅰ〕でみたように、第二次世界大戦後1950年代末までに、世界経済はアメリカの対外直接援助とヨーロッパ各国通貨の交換性回復という環境の中で復活を遂げたといえる。これを受けて1960年代には、多角的通貨交換性の回復という安定した環境のなかで、アメリカの国際的大企業、及びヨーロッパと日本の輸出産業メーカー等が飛躍的な発展を遂げた。この時期、IMF体制すなわち固定為替相場制は、通貨の安定的交換を保障するものとして、国際企業や製品輸出企業に極めて有利に作用した。他方、50年代には未だEEC内部にしか存在しなかった自由主義的貿易関係が、60年代のケネディラウンドの開始とその進展により全世界に波及するようになったこと、すなわちGATT体制の確立もまた、各国企業の国際的投資及び貿易の展開に大きく寄与したのである。

だが、IMF体制とGATT体制を保障したのは、各国の協調関係というよりはむしろ、またもやアメリカ自身であったといえる。もっともそれは、50年代のように、アメリカにとって内外両面の経済的・政治的なプラス効果として作用したわけではなかった。それはむしろ、対外的には予想以上の成果をもたらしながら、対内的つまりアメリカ経済自身には必ずしも有利に働かないというものであった。

EEC（ヨーロッパ経済共同体）の発足と通貨交換性回復の年である1958年は、確かにヨーロッパ諸国の経済的飛躍を約束した年であったが、アメリカにとっては必ずしもそうではなかった。この年はアメリカの国際収支の赤字が急激に増加した年でもある。これによりアメリカ保有金の流出が加速した。この事実実はアメリカ政府及び国内エコノミスト達に深刻な衝撃を与えた。国際収支赤字増大の原因は貿易収支の減少ではなく、むしろ、アメリカ政府の軍事援助を含む対外援助、及びアメリカ資本の対外投資の拡大であった。貿易収支黒字は〔表3-1〕にみるように、1960年代に再び巨額なものとなっていくからである。

〔表3-1〕アメリカの貿易収支、政府対外援助及び長期資本収支
(単位100万ドル)

年	貿易収支	政府対外援助	長期資本収支
1950	-1449	-2114	-517
51	+969	-2080	-322
52	+926	-2966	-181
53	-88	-3063	+264
54	+1339	-2765	-171
55	+1321	-3405	-48
56	+3048	-3643	-240
57	+4331	-3679	-624
58	+1583	-3974	-1461
59	-676	-3036	-454
60	+2846	-3620	-567
61	+3175	-3312	-656
62	+2018	-3058	-1085
63	+2342	-2865	-1396
64	+3769	-2882	-1166

出典：Survey of Current Business,
Oct. 1972, June 1975

アメリカ国際収支の赤字増大は、ドルの対外流出の増大、従って諸外国のドル不足からの脱却、更にドル過剰時代へと導いてゆく。IMF協定で定められた金1オンス=35ドルの平価³⁹⁾は既に実勢を反映していなかったが、アメリカはインフレーションを恐れ金価格の引上げを認めなかった。一方で在外ドルとの交換により流出する金の量は、一層増大の傾向を示した。アメリカの金保有高は、1957年末の228億ドルから、わずか5年後の1962年末には160億ドルへと減少した⁴⁰⁾。1960年代におけるフランス及びその他諸国への金の流出は〔表3-2〕に示すとおりである。これによっても明らかのように、少なくとも1962～66年におけるフランスの金引出し要求は、他の国のそれに比べ極めて顕著であった。

2. ケネディの自由貿易政策とドル防衛

金流出の増加は、当然にもアメリカ対外政策担当者達の危機感を高めた。1957年10月、次期大統領候補者ジョン・F. ケネディはこのような状況を踏まえ、「もし私が大統領に選ばれたなら、現在のドル公定レートの下げは行わない。むしろ現行レートとドルの

internal equalization tax for the dollar defence.

The multi-nationalization of American enterprises contributed to destabilize the gold-dollar parity which lead to the eventual collapse of the IMF system by furthering the outflow of dollar and gold from the United States.

【表3-2】アメリカの対フランス及びその他諸国金移転
(単位 100 万ドル)

年	対フランス	対その他諸国	計
1960	- 173	-1796	-1969
61	0	- 970	- 970
62	- 456	- 377	- 833
63	- 518	+ 126	- 392
64	- 405	+ 369	- 36
65	- 884	- 438	-1322
66	- 601	- 7	- 608
67	0	-1031	-1031
68	+ 600	-1718	-1118
69	+ 325	+ 632	+ 957
70	- 129	- 502	- 631

出典：Treasury Bulletin

健全性を維持するため努力するであろう⁴¹⁾」
と言明した。ケネディは、国外のドル不足からドル過剰への転化とアメリカ国際収支赤字の増加によるドル減価に対し高まってきた国民の不安を払拭するには、固定為替相場制をあくまで堅持し基軸通貨ドルの支配力を維持する必要があると考えていた。ドルの世界支配こそは、アメリカの国際的威信を世界に示す重要なファクターの一つだからである。

翌年大統領に就任したケネディは、自由貿易体制を全世界に広げるため、貿易拡充法の準備に入った。この法律は1962年に議会を通過したが、その内容は、5年間に50%の関税引下げを実施し、アメリカ・ヨーロッパ間の貿易額が世界の製品貿易の80%に達した場合には全面的関税撤廃の権限を大統領に与える、というものである。これは、アメリカが国内産業の保護を理由に建国以来とりつづけてきた高関税政策を、将来は完全に放棄するとの意思の表明であった。かくて1963年5月ケネディの主導により、翌64年からGATT関税交渉を開始する決定が、GATT参加国会議においてなされた。いわゆるケネディラウンドの始まりである。

他方で、ケネディはドル防衛にも動いた。利子平衡税の導入である。アメリカ国内とヨーロッパ域内の貸出金利の差額分に課税することにより、金利の低いアメリカからヨーロッパへドルが大量に流出することに歯止めをかけるという内容である。ドルの基軸通貨

としての地位を守るため、1963年7月、財務長官ロバート・V. ローズが提案したものを採用し決断した。しかしながら、同年11月、ケネディ自身が凶弾に倒れ、これら自由貿易政策とドル防衛策を、自らの政権において実行に移すことはできなかった。これらの政策遂行の課題は次のジョンソン政権に引き継がれたのである。

リンدون・B. ジョンソン政権は、ケネディが打ち出した経済政策を変更せず、むしろその実現に力を注いだ。1964年5月、ケネディラウンドが開始され、同年9月には利子平衡税も導入された。

ケネディラウンドは1967年6月30日、調印、発効に至った。これは、参加諸国の以後5年間の工業製品関税を平均35%引き下げる、対象製品は3,600品目、総額400億ドルという、かなり思い切った自由貿易協定である。もとより、GATTによる世界自由貿易の拡大は、戦前のような統制経済による国際貿易の阻害と、これによる世界の生産の停滞を二度と生じさせないための、重要な方策であった。そしてこれを遂行することは、当時もっとも富裕なアメリカが自らの責任において行うべきものであり、ケネディ及びジョンソンの理想主義の所産ともいえた。しかしながら、戦後の世界経済の展開は、戦前とはかなり様相を異にしていた。

すでに述べたように、1957年のEEC成立は、ヨーロッパ6ヶ国の域内における貿易、資金移動その他の自由化を意味した。これは従来みられなかった広域の商品・資本市場をEEC域内の企業に提供したが、他方、域外の商品に対しては、依然として高率の関税を課すものであった。つまりEEC成立は、事実上域内へのアメリカ商品の輸入を大きく制限する意味を持ったのである。こうしたなかでケネディラウンドは、アメリカ商品の対EEC域内輸出の阻害要因を取り除く筈であった。

しかしながら、EECの域外関税の撤廃は、ヨーロッパ企業だけでなくアメリカ企業にとっても、必ずしも喜ぶべきことではなかった。なぜなら、アメリカ大企業は戦前とは異なり対ヨーロッパ投資を急増させた結果いわば多国籍企業化しつつあって、EECの高関税政策をむしろアメリカからの競合商品を排除

してくれるものとして歓迎する側面を有していた。ケネディラウンドが進行した1960年代、アメリカ大企業はヨーロッパへの直接投資を急増させていたが、これらアメリカ企業のヨーロッパ子会社が生産する商品の販路は、その多くがヨーロッパ域内にあり、従って彼らは域外関税の存続に大いに関心があった。当時アメリカ企業の技術は他国の企業を圧倒する水準にあり、従ってヨーロッパ企業との競争において非常に有利な立場にあった。業種によっては、ヨーロッパ市場を席巻するような企業もあったのである。これらアメリカ系多国籍企業にとって、ケネディラウンドは、一方ではアメリカからの原料・機械設備の輸入を有利にするが、反面、その生産物の販売を不利にする可能性があった。かくて多国籍企業は、国際的貿易自由化の波に対して、極めて複雑な対応を採らざるをえなかった。ケネディラウンドの妥結⁴²⁾は、確かに従来の各国の保護主義を多角的交渉により打開したという意味で画期的な成果であったが、他方、工業製品関税35%削減という合意は、その理念に比べればむしろ不十分の印象をまねがれないであろう。そしてこの妥結内容に、アメリカの多国籍企業との妥協がかなりの程度存在したとみるのは、それ程困難ではない。

一方、利子平衡税の導入は、国際金融市場に大きな変化をもたらした。利子平衡税導入以前、アメリカで起債された国際債券額は自由主義世界の72%を占めていたが、64年には早くも55%に減少し、68年にはわずか28%となった⁴³⁾。これは表面的にはアメリカからのドルの流出の急速な減少を意味するようにみえた。しかし結論から言えば、利子平衡税の導入は、上記のようなアメリカ大企業の急速な多国籍化を無視或いは軽視した政策というほかない。アメリカからのドルの流出を抑制するための利子平衡税は、確かにニューヨークにおける起債額を減少させたものの、実際にはアメリカ国内のドルの大量流出を促す役割さえ果たしたのである。

すなわち、ヨーロッパに進出したアメリカ系多国籍企業は利子平衡税が導入されると、復興成ったヨーロッパ企業とともに、ドルの供給先を従来のようにアメリカ国内市場ではなく、ヨーロッパ域内市場に求めるように

なった。膨大なドルの需要に応えたのは、本国の規制を嫌いヨーロッパに進出したアメリカ大銀行である。彼らは主にロンドンやチューリヒに支店・子会社を構えて業務を拡大した。ヨーロッパ市場において、1950年にはわずか7行、支店数も95に過ぎなかったアメリカ系銀行は、1965年には13行、支店数211に増加し、その資産額も、1960年から65年の間に、35億ドルから90億ドルへと急増した⁴⁴⁾。すなわち利子平衡税は、アメリカ国内の資金市場を衰退に導くとともに、その分ヨーロッパのドル市場、ユーロダラー・マーケット⁴⁵⁾を繁栄させる結果となったのである。

利子平衡税がドル流出の歯止めとはならないことが明らかとなった1965年、ジョンソン政権は、銀行側に国外企業への融資に「自発的」に限度を設けるよう要請した。これは、銀行に対し、国外の支店・子会社との間で、国外への送金をより少なくし本国への送金をより多くして資金移動収支を改善する「自発的」措置を要請したものである。交渉の結果これは銀行側に受け入れられた。しかし、この措置は投資銀行の国外資金流出を規制するものではあったが、商業銀行の国外支店・子会社には適用されず、従って、これら子会社を通じた資金の流出は減少しなかった。むしろ、こうした規制を嫌う銀行の多国籍化が一層進展したのである。1967年、アメリカ政府は規制の抜け穴を塞ごうとして、ドルの流出規制を「自発的」から「強制的」なものへ転換したが、この転換も、銀行の多国籍化とユーロダラー・マーケットの発展を阻止することはできなかった。「強制的」規制は「自発的」規制の「要請」を「命令」に切り替えたに過ぎなかったからである。こうして、1970年には国外のアメリカ系銀行支店数は536を数え、その資産は526億ドルに達した⁴⁶⁾。

その上、ジョンソン政権時代は軍事的・政治的な国外支出も年々増加し、この方面でもドルの国外流出は増大した。まずジョンソン政権はケネディの後を引き継ぎ、ベトナム戦争をエスカレートさせた。自由世界の盟主として自他ともに認めるアメリカにとって、ベトナム戦争は共産主義の侵攻を防ぐいわば聖戦であり、自国の威信にかけても勝利し

なければならなかった。ジョンソン政権は、私的資金の流出を利子平衡税によって阻止しようとしながら、軍事目的のドル流出は政治的に抑制困難なものとして放置せざるを得なかったのである。1966年、国外直接軍事支出は、前年までの20億ドル台から一挙に37億ドルへ増加し、更に、翌67年には40億ドル台となった。

他方、政府対外貸出及び援助もまた増加した〔表3-3〕。1960年代、第三世界において続々と誕生した植民地開放政権の国々をソ連の影響下に置かないための対外援助は、自由主義諸国の盟主・アメリカにとっては、政治的に不可欠であった。

〔表3-3〕アメリカ政府対外資金移転の推移
(単位 100 万ドル)

年	直接軍事支出	貸出及び援助
1955	-2901	-2627
56	-2949	-2841
57	-3216	-3233
58	-3435	-3131
59	-3107	-3040
60	-3087	-3414
61	-2998	-4044
62	-3105	-4289
63	-2961	-4568
64	-2880	-4289
65	-2952	-4287
66	-3764	-4688
67	-4378	-5234
68	-4535	-5369
69	-4856	-5049
70	-4855	-5047

出典: *Survey of Current Business*,
Oct. 1972

国内政策もまた、ジョンソン政権が重視しなければならぬ課題であった。すなわち、周知の「偉大な社会」なるスローガン実現へ向けた社会福祉政策の充実である。これには多額の財政支出を要するため議会の共和党を中心とした反対勢力も強く、これを回避するためジョンソン政権は、貨幣供給量の増加による政策の遂行を図った。その結果は、当然ながらインフレーションの昂進とドル価値の実

質的低下であった。1965年に1.9%であったインフレ率は、68年には4.7%へ上昇した⁴⁷⁾。予てから固定為替相場制に反対の論陣を張ってきたミルトン・フリードマン等は、ドルの過大評価はアメリカの国家的威信を傷つけるとして変動為替相場制の導入の主張を強めたが、ドルの名目上の高価値を維持することにより国際的威信を保ちたいジョンソン政権は、変動相場制への移行を拒否し続けた。しかしながら、こうしたドルの減価が、アメリカ系多国籍企業を更に有利にしたことも見逃すことはできない。なぜなら、過大評価されたドルをもつアメリカ系企業は、賃金支払い、資材購入などで、自国通貨を用いるヨーロッパ等の企業より有利な立場に立つことができたからである。

ケネディからジョンソンに至る1960年代のアメリカ民主党政権は、以上のように、対外的にはドル防衛策を講じ、GATTの推進に寄与し、IMF体制を守り、対外軍事経済援助を増やすなどによってアメリカの威信の維持に努め、他方では、国内の社会福祉政策を充実させ「偉大な社会」の実現に邁進した。これらの内外政策は、確かに国際的自由主義勢力の拡大に寄与し、他の資本主義国の経済成長を促した。日本もまた、アメリカがつくり出した国際的自由主義的環境のなかで、高度の経済成長を遂げてきたのである。

しかしながら、これらアメリカの政治的・経済的対外政策が、多国籍企業の拡大を許してアメリカ本国の「産業の空洞化⁴⁸⁾」を導き、結果としてアメリカ経済の相対的地位が低下するに至ったこともまた事実である。上記のように、ドル防衛のための利子平衡税は、多国籍銀行の急増とユーロドル・マーケットの繁栄を通じて、アメリカの製造業を中心とする直接投資の増大を促進し、他方、対外軍事経済援助の増大と「偉大な社会」実現のための社会福祉の充実、IMF固定為替相場制維持政策のもとでドルの過大評価を生んだ。そして、ドルの過大評価及び社会福祉政策による高賃金とは、国内投資より国外投資が有利なことを更に多国籍企業に伝えたのである。

2. ヨーロッパにおけるアメリカ系多国籍企業の展開

以上述べたように、1960年代、アメリカ系多国籍企業のヨーロッパにおける急速な増加は、当時及びその後の世界経済に大きな影響を与える一要因となった。

1950年代までのアメリカの直接投資をみると、それは主にカナダ、ラテンアメリカ、中近東などへ向けられていた。しかし1960年代には、ヨーロッパ向けへの伸びが他を圧倒するようになる。しかも、投資対象業種は製造業に集中するという特徴をもった。1960～69年におけるアメリカ資本の投資増加率は対ラテンアメリカが44%、対カナダは65%であったが、対ヨーロッパは233%を示した。なかでも対EEC増加率は実に388%、殆ど4倍近い増加であった。絶対額も〔表3-4〕にみるように、対ヨーロッパ直接投資額は

1963年に対ラテンアメリカを凌駕し、66年にはカナダをも追い抜いた。

1960年代の対ヨーロッパ投資はほとんどが証券投資ではなく直接投資である。すなわち〔表3-5〕にみるように、長期資本投資に占める直接投資の比率は年々上昇し、1967年にはほぼ80%となった。戦前の国外投資が主に証券投資であったことと好対照をなすといえよう。

直接投資は、証券投資と異なり次のような特徴を持っている。まず第一に、証券投資が配当又は利子の取得のための単なる資金の輸出であるのに対し、直接投資は、自ら子会社を国外に経営して利潤を獲得することを目的とする。この場合、国外子会社の最終的経営権は本国の親会社が握る。第二に、直接投資は本国の生産力と技術の移転を伴うのが普通である。このため、1960年代のヨーロッパ

〔表3-4〕 地域別アメリカ対外直接投資資産の推移

(単位 100 万ドル)

	対カナダ	対ラテンアメリカ	対ヨーロッパ (内対 EEC)
1960	11,179	8,366	6,691 (2,644)
61	11,602	9,239	7,742 (3,104)
62	12,133	9,524	8,930 (3,722)
63	13,044	9,941	10,340 (4,490)
64	13,855	10,255	12,129 (5,426)
65	15,319	10,885	13,985 (6,304)
66	15,713	9,752	16,390 (7,584)
67	16,703	10,290	18,231 (8,444)
68	17,952	11,342	19,851 (8,992)
69	19,578	12,039	22,246(10,255)

出典：Survey of Current Business,

Aug.1961, Aug.1964, Oct.1971, Feb.1981

〔表3-5〕 西ヨーロッパのアメリカ民間資産

(単位 100 万ドル)

年	1957	1963	1965	1967
a 長期投資	5,944	15,343	19,187	22,619
直接投資	4,151	10,340	13,984	17,926
ヨーロッパ内ドル建社債	193	781	822	712
ヨーロッパ内他通貨建社債		60	80	104
外国会社株式	516	2,319	1,893	2,148
銀行請求権	374	1,081	1,598	757
b 短期資産及び請求権	710	762	809	971

出典：Survey of Current Business, Sep.1965,1966,1967,1968

諸国は一般に、アメリカの高水準の技術を自国に導く手段としても、アメリカ企業の投資を歓迎した⁴⁹⁾。50年代とは異なり、すでに60年代にはヨーロッパのドル不足は解消し、却ってドル過剰の時代を迎えていた。従って、単なる資金の導入より、自国の生産力を向上させるアメリカの技術力・経営ノウハウを伴った直接投資のほうが好都合であったのである。

もっとも、ヨーロッパ諸国の内すべてがアメリカ企業の自国内投資を歓迎したわけではない。ベルギーのように全面的な受入れ態勢を敷く国から、フランスのように国外からの投資に警戒を強める国まで様々であった。しかし、民族的誇りの強いフランスであってさえ、アメリカの高度技術の導入に反対であったわけではなく、従って一定の条件付きでアメリカ資本の対自国投資を認めたのである。〔表3-6〕のように、1960年代のアメリカの対ヨーロッパ主要諸国直接投資額は、イギリス向けが最高で、続いて西ドイツ、フランスと続く。しかし1959～68年における直接投資の伸びでは、対イギリスが2.7倍に止まるのに対し、対西ドイツは4.7倍に達している。西ドイツの経済は、特にEEC設立以降大きく成長したため、アメリカ大企業が最も重視した投資先であった。ドイツ・マルクが固定為替相場制の下で過小評価されていたこと、アメリカ資本の自国への投資に国民的抵抗が少なかったことなどがその要因として挙げられるが、ドイツにおける金属・機械工業の高い技術力もまた、アメリカ自動車メーカー、建設機械メーカー等にとって魅力的存

在であり、直接投資の重要な動機となった。

他方、1959～1969年のアメリカ資本の対ヨーロッパ直接投資を石油関係、製造業、その他に分類すると、〔表3-7〕にみるように、増加率が最も高い分野は「その他」であり5.5倍である。その内訳は主に、銀行、販売、保険、運輸、貿易等のサービス業であり、銀行の急伸は、前述のアメリカ政府による利子平衡税の導入が影響した。製造業の伸び率は4.20倍であるが、投資の絶対額ではこの分野が最大であり、中でも自動車産業の進出が顕著であった。実に、1969年のヨーロッパ自動車生産量の3分の1弱は、アメリカ系子会社によるものだったのである⁵⁰⁾。これに対し、石油関係の2.7倍は比較的低いが、これは1950年代にすでに4倍以上の伸び⁵¹⁾を示していた。

最大の伸び率を示した製造業は、子会社の設立や業務にそれ自体巨額の資金を要したが、これに資金供給したのがユーロドル・マーケットであった。従って、アメリカ系銀行の急速なヨーロッパ進出は、製造業の直接投資の増大に引き寄せられたためであるとしてよい。つまり、アメリカの直接投資の中心をなしたものは製造業であり、この点こそ強調されなければならない。確かに、アメリカ自動車メーカーをはじめとする製造業の怒濤のようなヨーロッパ進出は、前述のように、各国の技術水準を高める役割を果たした。しかしその反面で、これは投資受入れ国の産業の根幹をアメリカ資本が握ってしまう危険をも孕んでいた。フランスがアメリカの直接投資に神経質になったのは、自国の産業への脅威を

〔表3-6〕アメリカ企業対ヨーロッパ投資額〔各国別〕(単位：百万ドル)
と増加倍率、及び投資総額に占める対国別投資額の比率(%)

年	投資額		増加倍率	投資総額比率(%)	
	1959	1968		1959	1968
西ドイツ	796	3,774	4.7	15	19.5
フランス	640	1,910	3.0	12	10
イタリア	315	1,272	4.0	6	6.5
オランダ	245	1,073	4.4	4	5
ベルギー・ルクセンブルグ	211	963	4.5	4	5
EEC計	2,208	8,992	4.1	41	46
イギリス	2,477	6,703	2.7	47	34

出典：Survey of Current Business, Oct.1969

【表3-7】アメリカ資本の対ヨーロッパ直接投資資産内訳
(単位：百万ドル)

年	1959	1969	倍率
石油関係	1,452	4,756	2.7
製造業	2,947	12,372	4.2
その他	924	5,118	5.5

出典：Survey of Current Business,
Feb. 1981

感じたからである⁵²⁾。特にその分野が国の基幹産業である場合はなおさらである。ヨーロッパ諸国はこれに対抗する措置を様々に繰り広げた。フランスは、すでに戦争直後に国営化していたルノー公団のように、基幹産業の国営化、或いは政府資金の投資額の増大によりこれに対抗しようとした。また、アメリカ企業による自国メーカーの買収に対し強い規制で臨む国も増えていった。自国内直接投資に対し比較的開放的な政策をとり続けてきた西ドイツも、1965年以降は、自国企業のアメリカ資本による買収に対し批判的論調を強めはじめた⁵³⁾。

しかしながら、ヨーロッパ諸国でこのような摩擦を生み出しながらも、1960年代を通じてアメリカの直接投資は増加を続けた。アメリカ企業にとって、ヨーロッパでの活動条件は極めて整っていたからである。すなわち、1958年のEECの結成はアメリカ多国籍企業の展開に基本的環境、つまり広大なヨーロッパ共同市場を与え、更に、ケネディラウンドに代表される国際貿易自由化交渉は、ヨーロッパのアメリカ系自動車・電機メーカー等にも一定の恩恵をもたらした、自由化合意が決して完全ではなかったことも、すでに指摘したように却って、豊かなヨーロッパ市場で高い競争力を誇る彼らには十分有利に作用した。本国の利子平衡税導入がもたらした恩恵は、すでに言及した通りである。アメリカ多国籍企業は、こうして急速にヨーロッパ経済に吸収され、存在感を高めていった。

もちろん、このような多国籍企業の展開は、ソ連圏との冷戦状態の枠内ではあるが、国際社会の政治的・経済的安定性により保証されたことは言うまでもない。そしてこの安定性を保証する経済システムがIMF体制であったことも、疑いのないところである。しかしなが

ら、IMF体制がアメリカ経済の他国に対する優位性とドルの世界支配を前提として初めて成立していたこともまた、忘れてはならない。1960年代を通じてIMF体制は、アメリカの政治が掲げる国際的威信堅持の政策、ドルと金の国外流出⁵⁴⁾にもまだ耐えられる豊かな金保有、アメリカ製造業の高い技術に支えられた強い競争力など、アメリカの経済的優位が依然として存続していることを、絶対的条件としていた。このような条件の下で多国籍企業も急増し発展することができた。

しかしながら1960年代の経済は、これまで述べてきたようなドルの急激な流出によるドル過大評価やアメリカの「産業空洞化」とともに、むしろ資本主義として根本的な次のような重要問題を孕んでいた。つまり、当時最も高い技術を誇ってきたアメリカ製造業に、技術的停滞現象が生じたことである。アメリカ企業にとって、対ヨーロッパ投資が極めて容易であるということは、生産性の向上による利潤率の上昇より、経営の空間的拡大による利潤の増加のほうが有利という、いわば安易な経営態度を生み出した。つまり、多国籍企業として大きく拡張したアメリカのメーカーの多くは、所与の技術水準に安住して根本的な技術変革を等閑に付す傾向があったのである⁵⁵⁾。IMFの固定為替相場制の下では通貨交換比率が一定のため、加盟国の各企業は比較的遠い将来の見通しを立てやすく、従って未知の市場に投資することへの抵抗感も比較的少ない。変動相場制では日々変動する通貨レートに左右されるような国外投資判断も、固定相場制の下では安定した環境の中で下すことができる。つまりアメリカの多国籍企業化は、IMF体制という、過酷な資本主義的競争を制約する人為的通貨政策の下で進行した⁵⁶⁾のである。そしてそのことが、従来世界一の生産性と生産能力を誇ってきたアメリカ企業の経営をむしろ安易に導き、結果的にその競争力を削いでしまう役割を果たしたことは、否めない事実である。

第4章 戦後多国籍企業の意味

1. 国際通貨制度としてのIMF

第1章で述べたように、IMF体制は、アメ

リカのホワイト等の構想を基に実現した一種の国際的通貨管理制度である。そこでは基軸通貨と定められたアメリカ・ドルのみが一定の比率で金と交換可能であり、他の通貨はドルを介してはじめて金と関連づけられる。それ故、基軸通貨ドルが金と交換可能という意味で、IMF体制は完全な通貨管理制度とはいえないであろう。すなわち金は1970年代以降のように、まだ完全な商品に堕してはいなかったからである。もっとも、IMF体制下の金は、かつての金本位制の下でのように、貨幣一般の属性である購買手段、流通手段、更に支払手段として機能することはなく、ただ、価値基準としての役割のみが人為的に与えられていたといつてよい。それ故金は、特にドルの過大評価が進むと、競って蓄蔵の対象となった。この意味で金は未だ貨幣の片鱗を残していた。金本位制の復活を夢見る国や個人にとっては殊に、蓄蔵の対象として金は神秘的な輝きを保っていた。しかしながら、現実に意味をもったのはアメリカ保有の金のみであり、それはいわば基軸通貨としてドルを権威付けるために存在し、また、それによって逆にドルの価値の変動を監視する立場にあったといえる。それ故、アメリカの保有金の増減は、国際的に流通するドルへの信任の度合いを左右するほどの重みをもった。だからこそ、アメリカは1960年代を通じ、他の先進諸国に政治的圧力をかけてでも、ドルの金平価を維持しようとした。かかる意味では、IMF体制に金本位制の名残をみることも可能である。しかしそれを金本位制の一種とする⁵⁷⁾ ことには自ずと無理がある。やはり管理通貨制に近い制度として考えるべきであると思う。

さて、1971年8月のいわゆるニクソンショックは、基軸通貨ドルの監視役であるアメリカ保有金の枯渇の危機を反映していた。ニクソンの金＝ドル交換停止措置は、通貨制度における金の役割を完全に払拭する意味を持った。かくてIMF体制もその使命を終えたのである。以後の国際通貨制度が為替変動相場制として、各国の管理通貨が絶えず変動する為替レートにより相互取引される形で存在することは、すでに周知の事実である。

前述のように、1960年代末までアメリカ・ドルは過大評価のまま放置されてきた。こ

れは、固定為替相場制としてのIMF体制を、アメリカ政府が何としても維持しようとしたためである。一方で、ドルの過大評価はアメリカ系多国籍企業の増加を促し、アメリカ国内の「産業の空洞化」を招く主要因ともみなされていた。かねてミルトン・フリードマン等は、変動為替相場制に転換しドルの過大評価を解消すべきという主張を繰り返していたが、にもかかわらず、アメリカ政府がぎりぎりまで固定為替相場制に執着したのは、既述のように、対ソ冷戦構造の下でアメリカは「世界の盟主」としての威信を保つ必要があるという、純粋に政治的な動機による。IMF体制崩壊に伴うドルの急激な下落は、アメリカの権威を深く傷つけるものと考えられたのである。

2. 直接投資と証券投資

このようにアメリカ本国では国益を損なうものと見られた多国籍企業は、投資対象国にとっては、経済の基本をなす生産（及びサービス）の重要な一部分を握る主体として、簡単に撤退されては困る貴重な存在ともなっていた。つまり証券投資の場合と異なり、多国籍企業はその経済活動に、本国による政治的・軍事的保護の必要をあまり感じることがないのである。ここにこそ、かつて植民地主義による軍隊と政治的支配との一体において世界に拡大したイギリスやフランスの国外証券投資⁵⁸⁾とは全く異なる、直接投資＝多国籍企業の特徴がある。

かつてのイギリス証券投資では、例えば、1880年のインドの鉄道建設投資におけるように、イギリスは1850～69年に採用していた元利保証鉄道会社方式を復活し、投資元本とその利子をイギリス政庁が保護するものとしていた。他方、イギリス政庁が本国の投資家から供される借款も、イギリス政府により保証された。こうしてはじめて、インドへの投資は安全なもの認められた⁵⁸⁾。

これに対し、第二次大戦後のアメリカ企業の直接投資は、すでに触れたようにイギリス証券投資のような単なる貨幣資本の輸出ではなく、生産過程を含む資本の再生産構造そのものの輸出である。経営体自身の輸出といつてもよい。輸出された資本は投資企業自らの経営によって再生産され、利益の一部は確か

に本国の親会社ないし株主に還元されるが、大部分は現地子会社により再投資に充当される。子会社は経営の最終的決定権を親会社に握られており、従って親会社との間に支配＝服従関係はあるが、かつてのイギリス証券投資のように本国政府との政治的つながりをもつことは原則的にはない。利益を追求する企業としては、当然ながら、諸々の有利な政治情勢を見逃さずにこれを利用し、或いは自らの経営に有利になるよう政治を動かそうとさえするかもしれない。第二次大戦末期から1950年代に、アメリカ系石油メジャーズが中近東の石油利権の拡大のため、本国アメリカ政府の強大な政治力を利用しようとしたことなどは、その一つの典型である。しかしその場合も両者はそれぞれ最終的目的を異にしていた。例えば、1954年のイラン・コンソシアム設立におけるアメリカ系メジャーズの利権拡大の過程をみると、アメリカ政府には対ソ戦略の遂行という極めて政治的な目的があったのに対し、石油メジャーズ側には、国際的石油市況の上昇を見越した経済戦略的目標があった⁵⁹⁾。1960年代に入り、アメリカ系石油メジャーズは中近東石油の独占的利権の獲得と、ヨーロッパ、日本などへの販路拡大に成功するなど、独自の経済的利益の追求に成果を収めた⁶⁰⁾が、その結果本国政府の政策と利害の対立を来す機会も増加した。イスラエルを支援するアメリカ政府と、経済的利益からアラブ諸国を支持する石油メジャーズの対立などは、その典型であろう。イギリス帝国主義の時代にはほとんどみられなかった、このような本国政治と国外投資との利害対立は、多国籍企業が、本国政府の力を凌駕するとはいえないまでも、かなりの発言力を持ちうる存在となったことを示していよう。これは、証券投資に比べ直接投資が、投資先においてははるかに強力な経済的基盤を自ら獲得し得るためである。

このような性格をもつ多国籍企業が第二次大戦後に活躍の場を与えられたことは、実はそれ自身として意味深いものがある。まず、戦後民族独立運動による植民地解放＝独立国の誕生が続出した際も、多国籍企業はその自立的経済力の故に、このような発展途上独立国のもとでも活動を展開し得た。これは本国

政府と深いつながりを持たざるを得ない証券投資にはほとんど不可能な展開であったろう。直接投資を行う多国籍企業は、一旦投資対象の国と経済的利害関係を共にしさえすれば、積極的に排除される可能性はほとんどない。対象国に貴重な経済的利益を提供する役割を果たすためである。1970年代以降の東南アジア諸国における多国籍企業は、このことを十分に示している。これに対し、多国籍企業による経済的搾取の側面のみをみて政治的にこれを排除した例には、1971年チリ革命後のアジェンデ政権がある。しかしこの革命は周知のように失敗に終わった。これは、国内が経済的に未だ自立するに至らないままで、雇用と原材料の需要主体である多国籍企業を追い出すことは、逆に社会的不安を醸成する結果しか生まなかったからである。

戦後ヨーロッパに直接投資を拡大した多国籍企業の場合も、基本的には発展途上国へ向う直接投資と異ならない性格をもつ。1950～60年代の発展途上諸国における多国籍企業の目的は、その多くが現地の天然資源の獲得であり、他方、ヨーロッパ向けの直接投資は、現地の工業技術力を基礎にして利益率の高い製造業を営むことをその目的としたが、何れも、国際政治の利害とは一線を画したところで経済的利益を追求する行為であった。しかしながら、ヨーロッパ向けの場合は投資先が先進諸国であり、しかも投資対象の業種が鉱山など第一次産業でなく製造業が中心であったことは、同じく先進国であるアメリカ経済に与える影響に、発展途上国向けの場合とはかなりの相違をもたらした。

すなわち、資源獲得型直接投資における経済行為は、原則的にアメリカ経済の延長上にあったといえる、中近東の石油であれチリの銅資源であれ、その多くは本国アメリカの工業を支え発展させる原材料として求められたのである。これに対し、ヨーロッパ向け多国籍企業の投資対象である自動車産業などの製造業は、アメリカの経済的発展とは直接関係のないところで展開しただけでなく、本国との利害の対立さえ生み出した。この現実的過程はこれまで考察してきたとおりである。すなわち、多国籍企業の繁栄は、却って本国のドル不足と金の流出に拍車をかけ、他方で

〔表 4－1〕 IMF からの国別引出し総額（1947-1970）と 1968 年度拠出割当額

（単位：100 万ドル）

	引出し総額	1968 年拠出額		引出し総額	1968 年拠出額
イギリス	7,284.0	2,440.0	トルコ	305.5	108.0
フランス	2,249.6	985.0	日 本	249.0	725.0
アメリカ	1,990.0	5,160.0	オーストラリア	225.0	500.0
インド	1,090.0	750.0	スペイン	216.0	250.0
カナダ	691.0	740.0	イラン	184.3	125.0
ブラジル	578.4	350.0	フィリピン	168.3	110.0
西ドイツ	540.0	1,200.0	パキスタン	150.5	188.0
アルゼンチン	425.0	350.0	オランダ	144.1	520.0
イタリア	358.0	625.0	ペルー	129.9	85.0
チ リ	347.9	125.0	ベルギー	129.5	422.0
インドネシア	321.3	207.0	メキシコ	112.5	270.0

出典：IMF1945－1965, Ⅱ, pp.460－463,

IMF1966－1971, Ⅰ, pp.306－308, pp.330－332 より作成

本国の親会社との競合関係さえ生み出しつつアメリカ経済の地位の低下にも大きな影響を与えた。そしてこのことが、ひいては IMF を崩壊に導いたといっても決して過言ではない。

3. 多国籍企業と戦後経済秩序

しかしながら、多国籍企業の果たした別の面も指摘しておく必要があろう。

多国籍企業は、前述のように、本国の政治的事情とは異なった目的の下に経済行為を世界中で展開してきたが、そうであるからこそ、世界が政治的に安定的に推移することに大きな関心を寄せざるをえない。その点では、世界経済に安定をもたらす、更にすべての国々の経済発展に大きな役割を果たした IMF 体制は、多国籍企業にとってもその活動に極めて有利な環境を与えてくれた。

まず、IMF は、加盟諸国からの拠出金を基金として、資金を必要とする国々にここからの引出し権を与えたから、特に経済力の弱い発展途上国にとっては大きな援助としての役割を果たした。1947－1970 年における国別の IMF よりの引出し総額と 1968 年度拠出割当額は〔表 4－1〕の通りである。

〔表 4－1〕によれば、戦前の植民地主義のツケを引きずってきたイギリス、フランス等を例外にして、アメリカをはじめとする先進諸国が巨額な拠出割当額を出資し、この基金でインド、ブラジル、チリ、インドネシア等

の発展途上国の引出し額を賄ったことが分かる。こうした IMF からのドルの引出しは、確かに発展途上国の経済状態にプラスに働き、従って、ソ連圏の途上国への拡大に一定の歯止めをかけるとともに、民族紛争の最大の原因である貧困問題緩和への一つの手段となった。第二次大戦直後より世界は大小様々な紛争を抱えながらも大崩壊に至るような危機を体験して来なかった要因の一つには、明らかに IMF 体制の存在がある。そして、この比較的平和な環境のなかで、多国籍企業も大いに発展を遂げることができたのである。しかし、その多国籍企業の展開が IMF 体制をむしろ窮地に陥れたとすれば、それは皮肉以外の何者でもないであろう。

注（前回本稿〔Ⅰ〕より続く）

39) 平価金 1 オンス＝35 ドルは、ローズヴェルト時代 1934 年 2 月設定の平価に回帰したもの。

40) James C. Ingram, *International Economics*, p.185

41) John S. Odell, *U.S. International Monetary Policy*, 1982, p.87

42) M. A. G. van Meerhaeghe, *A Handbook, GATT*, pp.124-125. ケネディラウンドの合意では、農産物は例外扱いであった。すでに EEC は域内農業保護の目的で世界市場価格を超える農産物価格を維持するための補助金政策を実施し、特にフランス、イタリアがこれを主張した。EEC 諸国に農産物を輸出しにくくなった発展途上国には、毎年 450 万トンの穀物援助を与える。援助負担比率は、アメリカ 42%、EEC 23%、カナダ 11%、オーストラリア、日本各 5 % となった。

- 43) Michael Moffitt, *The World's Money* (以下 Moffitt, *Money*, と略記) 1983, p.45
- 44) 1950年代, 国外に支店を持っていたアメリカの銀行は数えるほどで, この内国際的支店網を有する銀行は, チェース・マンハッタン・バンク・オブ・アメリカ, シティ・バンクの計3行に過ぎなかった。
- 45) 近代的ユーロカレンシーの起源は, 中国の共産党新政権がパリのソ連系銀行にそのドル資産を隠匿したことにあるという (Moffitt, *Money*, p.48)。その後本文のように, 60年代のアメリカ大銀行による支店・子会社のヨーロッパ内開設急増によりユーロドル・マーケットが定着・拡大した。
- 46) Moffitt, *Money*, p.48
- 47) 『アメリカ経済白書 — 1984年版 —』付録1, p.64 参照。
- 48) R. ギルピン著『多国籍企業没落論』1974年, ダイヤモンド現代選書 p.179 参照。
- 49) 周知のように, 日本のアメリカ資本への対応はヨーロッパ諸国とは異なり, 出来るだけ投資を控えさせる一方で, 高度の技術だけは輸入するというものであった。これが未曾有の高度経済成長をもたらす要因の一つであったことは疑う余地がない。アメリカ資本の国内投資に警戒感をあらわにしていたフランスでさえ, このような日本的対応は少なかった。これは, EECの有力な加盟国であるフランスにとって, 西ドイツなどアメリカの直接投資を歓迎する他の加盟国と余りにも異なる政策をとることは不可能であったためであろう。
- 50) R. ヘルマン著『多国籍企業の抗争』(訳書, 日本生産性本部出版 1971年刊) p.70
- 51) 石油業におけるアメリカ資本の対ヨーロッパ投資額は, 1950年の4億2,600万ドルから, 1960年代には17億6,300万ドルへと, 約4.1倍の伸びを示した。
- 52) 1967年, フランスのセルヴァン＝シュレベールが書いた『アメリカの挑戦』は, ヨーロッパにおけるアメリカ多国籍企業の展開に危機感をあらわにしたが, 彼が最も強調したのは, 自国の製造業がアメリカ資本に牛耳られる可能性についてであった (J. J. Servan-Schreiber, *The American Challenge*, 1968, pp.134-142, pp.157-162 (translation of *Le Défi Américain*, 1967) 参照)。
- 53) 前掲 R. ヘルマン著 pp.164-165
- 54) 金の国外流出を阻止する独自の試みもあった。その主なものの一つは, 1961年の金プール制であり, もう一つは 1968年の金二重価格制である。前者は, アメリカの国際収支赤字と金の流出を抑制するため, アメリカ政府の圧力によりヨーロッパ7ヶ国に金投機に伴う金放出責任を担わせるもので, 後者は, 各国政府が遂に金投機に耐えられなくなった時点で, 公的市場における金1オンス＝35ドルという公定レートは維持しながら, 民間市場では自由なレートでの交換を認めた措置である。
- 55) R. パーノン著『多国籍企業を襲う嵐』(訳書, ダイヤモンド社 1977年刊) p.32, p.86
- 56) もちろん, 1960年代にはヨーロッパからアメリカへ向かう直接投資も増加した。ただその規模はアメリカからヨーロッパへの流れの約4分の1に過ぎなかった。
- 57) The Asian Wall Street Journal, July 16, 1985 掲載の Paul Febra論文は, IMF体制を金本位制の一種としている。
- 58) 吉岡昭彦著『インドとイギリス』岩波書店, 1975年刊, p.137, 198 参照。
- 59) イランは, 第一次大戦前からその油田地帯をイギリス政府などの出資で設立した石油会社アングロ＝ペルシャ (後のブリティッシュ・ペトロリアム) に支配されていたが, 第二次大戦後イギリス帝国が衰退すると, アメリカ系石油メジャーズがこの利権の獲得に動いた。1951年, イランの民族主義的政権は国内石油産業の国有化を断行したが, その後の政治情勢の不安定化に乗り, アメリカ系石油メジャーズは本国政府の力を背景に石油利権の35% (独立系を含めればアメリカ系の利権は40%) を獲得した。アメリカ政府のソ連南下阻止政策を利用したのである。
- 60) エクソンなどアメリカ系石油メジャーズがこうした経済的利益を享受した背景には, 1947年, アメリカが自国石油需要の拡大を予測して成立させた石油製品輸出規制法が, 中近東に利権を持つ彼らにヨーロッパ市場の販路拡大へ向かわせたこと, 更に 1957年, 国内石油業界を保護するため成立されたアメリカ石油輸入規制法が, アメリカ系石油メジャーズにヨーロッパ, 日本市場への進出の機会を与えたことなどを含む。

Working Papers in the Theory of Cultural Policy and Management

以下の6名の論考は、文化政策論の現状と展望・平成12年度（後期）学長特別研究費による研究会活動の報告である。研究会はメンバーを増やして昨年度後期に引き続き今年度も学部長特別研究費を認められ継続しているため、以下の論考は旧メンバーによる中間報告である。中間報告ということもあり、おおむね今年度の報告にまとめるべき内容へと展開する内容となっている。配列は提出順である。研究会としては、今年度メンバーをくわえて、これに続く論考を冊子にまとめる予定である。

佐々木崇暉

文化政策学部文化政策学科
Shuki SASAKI
Faculty of Cultural Policy
and Management
Department of Regional
Cultural Policy and
Management

野村 卓志

文化政策学部文化政策学科
Takashi NOMURA
Faculty of Cultural Policy
and Management
Department of Regional
Cultural Policy and
Management

森 俊太

文化政策学部文化政策学科
Shunta MORI
Faculty of Cultural Policy
and Management
Department of Regional
Cultural Policy and
Management

高田 和文

文化政策学部国際文化学科
Kazufumi TAKADA
Faculty of Cultural Policy
and Management
Department of International
Culture

池村 六郎

文化政策学部文化政策学科
Rokuro IKEMURA
Faculty of Cultural Policy
and Management
Department of Regional
Cultural Policy and
Management

小林 真理

文化政策学部芸術文化学科
Mari KOBAYASHI
Faculty of Cultural Policy
and Management
Department of Art
Management

文化と経済

～多元的経済社会の構築に向けて～

佐々木崇暉

はじめに

従来、経済学にとって文化は対極の領域にあったものといっても過言ではない。しかし経済学が学問として純化を遂げ、体系化すればするほど現実世界からかけ離れ、変化や現象を捉えられなくなってきている。だからといって長年蓄積されてきた経済学の知を、すべて否定してしまうわけにはいかない。したがって「文化」という新しい領域を経済学に入れ込むことによって経済学の再生を模索すべきであると考え。その場合、検討すべき課題は多岐にわたる。

検討すべき第一の論点は「純粋経済を想定しうるか否か」の問題である。経済学の主流は経済現象を政治、社会、宗教、文化などから完全に隔離しようと考えてきた。他方、この見方の対極にあるのがK. ポランニーである。経済制度は社会のなかに埋め込まれており、労働、貨幣、自然は社会制度のなかに挿入されていると捉える。さらにマルクスは資本主義の制度は政治的な特定の秩序のなかに埋め込まれているとみるのである。ここでの問題は非経済的要因をどのように位置づけるかということである。

第二の論点は「方法論的個人主義か関係主義か」という問題である。前者の考えでは、すべては個人から出発して説明しなければならないのに対し、後者は個人に先立ち社会的諸関係を捉え、関係の一次性を強調する。ここでの論点は人間や社会をどのような視点からアプローチするかという問題である。

第三の論点は、どのような社会ビジョンを構築するかという問題である。現在、世界は市場独占主義、市場一元支配といった価値観、理念、システム、制度に覆い尽くされている。これに対抗してどのような社会ビジョンを想定すべきかが重要な課題である。特に狭義の文化や芸術を経済に入れ込む場合、市場独占

主義のもとでは、せいぜい文化の商品化、新規需要創出の対象になりかねない。

以上3点について問題を整理した上で、文化と経済の接点を考えるべきであろう。検討すべき課題の項目は以下になる。なお、今回は*を付した項目についてのみレポートする。

文化と経済 ～多元的経済社会の構築にむけて～

1. 現代経済の行き詰まり
 - (1) フォーディズムの行き詰まり
 - (2) 金融経済の行き詰まり
 - (3) 産業構造の変容～経済のソフト化・サービス化～
 - (4) 行財政システムの行き詰まり
2. 経済学の限界
 - (1) 合理的経済人の矛盾～新古典派経済学批判*
 - (2) 大量生産と公共空間の生産*
 - (3) 市場独占主義批判*
3. 多元的経済社会の構築
 - (1) 市場と非市場の接合*
 - (2) 習慣化と共同主観性
 - (3) 公共空間から共生空間へ
 - (4) 経済主体の変革
 - (5) NPO、NGO、協同組合の再生
 - (6) 地域空間の創出
 - (7) 文化・芸術の共生空間の創出

注) *印は今回草稿化した部分

1. 経済学の限界

(1) 合理的経済人の矛盾 ～新古典派経済学批判～

新古典派が描き出す市場世界は、本来安定的であり、個々人の利害は自動的に調整され、安定と均衡が成立するものと想定されている。

Our research topic is a cultural policy theory. A conceptual examination was first piled up about the terminology and implications of 'culture'. The society was held every month. Members sequentially did the research announcement from each specialized field. Each theme or title is as follows: Toward a pluralistic economic society; A consideration for highly developed information technology and cultural policy; A social constructionist study of internationally embedded social problems and a study of international power elite structure and cultural policy; A consideration concerning some problems which become assumption or the grounds of cultural policy; A terminological review of culture in English and Japanese, our narcissism and cynicism. We are

このような市場観は一定の仮説を前提にして成立している。それは「方法論的個人主義」の仮説である。

方法論的個人主義は、社会名目論の立場をとり社会を個人の集合物と見なし、実体としての個人は希少資源のもとで自己の欲望を極大化する主体と想定している。この方法論的個人主義は幾つかの難点がある。

第一は想定する個人の存立根拠を何処にしているのかという問題であり、第二に社会名目論そのものが物象化的錯認によるものではないかという問題である。

この個人主義は歴史上のどの時代の人間の存在様態を根拠にしているのだろうか。共同体の社会において、個人は共同体と不可分な存在であり、共同体という有機体的全体の環として再生産され、個人は共同体から自存しえなかったのである。このような時代にあっては、個人主義の観念そのものが存在し得ないのである。これに対し、近代社会になると共同体を成立させていた共同労働や共有財産が解体され、個人は共同体との有機的な絆を失い私的個人として存在するようになる。私的個人は私的交換を媒介にした私的生産体制が生み出す存在となり、個人と社会の分裂を前提にし、社会と対立する私的個人に最大限価値をおく「所有的個人主義」イデオロギーが開花する。

新古典派が想定する方法論的個人主義の実体的根拠はこの「所有論的個人主義」であろう。この段階で、個人主義は一定の実体的根拠はあるものの、イデオロギー的に作り出された観念の所産であることには間違いない。

しかし現代社会になると、一定の実体的根拠さえも消失していく。所有的個人主義を支えていた小土地所有が解体し、小商品生産も資本主義的生産に転化し、個人主義の存立基盤を失う。私的個人は他者への依存を次第に強め、僅か消費財の選択の自由だけに自己の存立根拠を見出すにすぎない。私的個人は、生産過程においては等質化された労働力販売者、消費過程においては消費財の選択者、政治過程においては単なる有権者といった名目的で機能的な個人にすぎない。現代社会における個人は自己規律や自己決定を理念とする伝統的個人主義とは全く異なるのである。

したがって新古典派が想定する個人主義は何ら実体的根拠を持たない幻想にすぎない。にもかかわらず、このような批判は新古典派にとって有効な批判にはなりえない。新古典派の描き出す方法論的個人主義は、あるべき姿としての個人の理念像である。新古典派の学問的意味は、このような理念像によって人々を教育・訓練するところにある。

新古典派は個人を「合理的な経済人」として実体化させ、社会をそのような個人の集合体と見なす。つまり社会実体論ではなく、社会名目論の立場をとる。

そもそも実体論・名目論の対立は中世の実念論と唯名論の普遍論争に由来する。実念論の立場は普遍なるものを個々人の主観を離れて客観のなかに、外部世界に実在すると見なす。これに対して唯名論は外部世界を単なる集合物と見なすのである。これを社会観にあてはめると、有機体的社会観と原子論的社会観との対立になる。つまり社会の側に実体的根拠をおくのか、個人の側に実体的根拠をおくのかの同位的対立に陥る。

しかし近代的世界了解の主流は社会名目論の立場をとり、主体たる個人こそが実体的存在であり、社会は個人にとって二次的に形成される集合体にすぎないとみなす。このような了解こそ物心分離の二元論的な近代的世界了解そのもののなのである。廣松渉氏の言葉を借りれば「諸個人を項とする関係態が、物象化的錯認の機制によって社会＝実体とされ、関係の結節が錯認されて個人＝実体」と見なしにしているにすぎないのである。

新古典派は、理論の出発点に経済的合理性を持った個人を据え、社会を、そのような個人の「個人的利益の衝動」による「合成的成果」として設定している。したがって、新古典派の誤謬は出発点に想定した経済人そのもののなかに、すでに市場についての経済理論から生み出された人間の行動一般が含まれている点にある。つまり諸個人を項とする関係態を、あたかも個人に内属した性質のごとく錯認しているのである。

(2) 大量生産と公共空間の生産

大量生産経済において、公共部門は重要な役割を果たす。一般に、公共経済学において

critical to some typical cultural policy theories that have been published so far.

公共部門は市場の普遍性が限界に突き当たる領域であり、市場の失敗を市場メカニズムによって処理する領域であった。しかし公共部門を市場の失敗ないし外部効果の領域と規定する限り、大量生産経済における公共部門の果たす役割を十分に把握することはできない。

J. オコンナーによれば、国家が市場経済に果たす役割は①私企業による資本蓄積活動を保証する条件を整える機能、②私企業の資本蓄積に国家が介入するという事実を隠蔽し、それに公共性を持たせた国家の正統性を維持する機能である。蓄積と正統性を維持する機能において国家は資本蓄積に必要な社会的投資と社会的消費を負担し、利害対立を調整する社会的費用を賄うという役割を果たす。

私的消費と私的投資を原動力とする市場経済の成長は、消費や投資を社会化し、大量生産経済を維持するために莫大な社会的投資と社会的消費を必要とする。大量生産経済を維持するためには高速道路・鉄道・港湾・空港・通信電話網・ガス・電力・水道などのインフラから、教育・医療・研究などの公共サービスに至るまでの社会資本の整備が必要となる。また、私的利益の追求は社会的費用を無視したまま生産と消費の際限のない拡大を追求するため、騒音・水質汚濁・大気汚染などの環境破壊や交通事故・公害病・精神障害等の身体破壊、諸種の社会的不平等といった社会的損費を生み出す。したがってこの損費を償い、産業秩序の安定を図るために膨大な国家費用が投ぜられるのである。

さらに大量生産経済下における公共領域は、大量に作り出してくる製品を需要する人々を生産しなければならない。需要の生産費用は、単に宣伝、マーケティングなどの流通費用だけではなく共同的欲求を私的欲求へ誘導する回路が必要になる。都市生活の諸問題は一戸建て住宅、車、家電製品の購入に置き換えられる。病気は医療品や医療機器の購入によって処理される。face to faceのコミュニケーションへの欲求は情報機器への消費欲求に置き換えられる。大量生産経済は常に集团的欲求を私的欲求へ転化する主体を必要とする。このような私的欲求の生産を保証するものが公共サービスなのである。例えば、健康保険制度は医療に関する集团的解決法ではなく、

医療品や医療機器の大量生産を保証する需要創出装置なのである。

(3) 市場独占主義批判

現代経済学には、大まかに言って新古典派、ケインズ派、マルクス派という三大潮流がある。現在、その中で新古典派経済学が大きな発言力を持つようになってきている。その背景には①「先進国病」「政府の失敗」といったスローガンで批判されるケインズ経済学の行き詰まり、②社会主義体制の崩壊によるマルクス経済学の理論的破産、③経済の国際化が進み、市場経済の矛盾が国家レベルで決着できなくなってきたことがある。

このような歴史的変化や構造的変化はケインズ派やマルクス派を後退させ、相対的に新古典派を復権させてきている。とりわけ西側諸国のイデオロギーは市場経済こそは個人の選択を保証する制度であり、個人の自由意思に基づく選択こそ何にもまして尊重されるべき価値であると賞賛する。したがって、市場経済をポジティブに描く経済学こそが正統派の地位を独占することができることになる。はたしてそうであろうか。

新古典派が描き出す市場モデルは、完全競争市場と一定の制約下(所得制約と費用制約)における各経済主体の欲求の極大化を前提にして次のように描かれている。個々の経済主体は自らの利益を極大化するような交換比率(価格)で自ら所有する資源を相互に交換すれば、需要と供給は一致し、それらの交換の終局においてそれ以上に相互の立場を改善し得ないような「パレート最適」といわれる状態を実現すると見なしている。

しかしながら、このような純粋理論のうちにあってさえ本質的問題が看過されている。例えば、需要面において希少財がどのように分配されていくかをみると、保有する貨幣額がすくない消費者が順に購買者リストから排除されることによって均衡が成立する。また供給面においても弱小企業が市場から排除されることによって調節をおこなう。競争とは本質的に「排除の論理」を含んでおり、均衡へ向かう「静態的な」競争というのはそもそも形容矛盾である。

したがって市場社会は、新古典派が描くよ

うに自己調整的でも、安定的でもない。むしろたえず不均衡で、不安定である。市場の安定化を図るためには、排除される消費者や生産者を内部化していくための諸制度や外部の力（政治、規範、習慣、文化など）が必要になってくるのである。

資本主義の歴史が証明してきたことは不均衡の累積を循環的に起こる恐慌によって、暴力的に調整してきた事態であり、現代においては、国家による経済政策や有効需要の人為的創出策によって恐慌を回避するといった事態である。今日、経済諸問題は「市場原理」の導入によって解決されるがごとく宣伝されているが、これは根拠のないイデオロギーであり、幻想にすぎない。

2. 多元的経済社会の構築

(1) 市場と非市場の接合

21世紀に突入した現在、世界は大きな曲がり角に直面している。社会のさまざまな分野において行き詰まりと制度疲労を起こしている。経済面で言えば、20世紀全体を支配してきた大量生産経済体制が行き詰まり、この体制を維持するために、いかに莫大な社会的

費用がかかるかがわかってきた。

大量生産体制の行き詰まりは、それを維持する社会の編成原理である市場セクターと公的セクターの失敗も同時に表面化させた。従来、経済を発展させる原動力は市場や企業であった。しかし、その反面で市場は恐慌、失業、貧困、環境破壊などを絶えず作り出してきた。これに対し、市場の失敗に対応するものとして政府が登場し、福祉国家を築き上げてきた。政府は市場の失敗を、必ずしも救えず、他方では官僚機構の肥大と財政赤字の蔓延を生み出したのである。政府の失敗もあきらかになった。

そこで第三のセクターとして社会の共生部門に注目する必要がある。社会を編成する原理として人と自然、対自然関係及び人と人、対社会関係において共生的関係をいかに作り上げていくかという問題である。

この共生セクターの可能性を考える上で三つのセクターのあり方を整理してみよう。一つは市場メカニズムを基礎にした私的セクターであり、二つ目は計画メカニズムを基礎とした公的セクターである。三つ目として考えられる部門が協調メカニズムを基礎とした共生セクターである。

三つのセクターの特徴

	私的セクター	公的セクター	共生的セクター
経済メカニズム	市場メカニズム	計画メカニズム	協調メカニズム
生産原理	競争原理にもとづく極大化と効率化	官僚規制による標準化と規格化	構成員の協調による適正化
組織化原理	競争、排除、自由	統制、管理、集権	参加、分権
所有	私的・排他的所有	国家所有	共同所有、社会的所有
経済主体	私企業	国有企業 公営企業	協同組合、共同事業体 NPO、市民団体、住民団体、ワーカーズ・コレクティブ
経済動機	利潤の極大化	社会的厚生、需要創出 社会的秩序の維持	共同的利益
供給する財	私的財、私的サービス	公共財、公共サービス	共生財、共生サービス
資本蓄積	私企業への蓄積	統制的蓄積、再配分	共同的蓄積
社会の価値観	個人的自由 能力主義	社会的平等	協同、共生、相互信頼
社会構造正	階級の形成（貧富の差の存在、勝者と敗者の存在）	官僚、エリート層の形成	構成員の平等、公正

岩田昌征「トリアーデ体系」『ゆらぎのなかの社会科学』（岩波書店、1993年）から作成

この共生セクターは、人類の長い歴史のなかで社会の基底にあったものである。K. ポランニーは、市場経済こそ人間活動の一部にすぎなかったものであり、広義の経済システムは互酬、再分配、交換といった統合要素のもとで発展してきたという。

現代社会にあっても市場経済と公的部門の拡大に駆逐されるかにみえる共生セクターは

多様な形態で生き延びているのである。市場経済に対抗するオルタナティブな経済としてNPO、NGO、ボランティア団体、各種協同組合、ワーカーズ・コレクティブ等として現代的に再生されてきている。このような共生セクターを社会の中に拡大していくことが重要であると考ええる。

高度情報化と文化政策

野村 卓志

文化政策の一つの役割は、生活（＝文化）を向上させるために最も適した社会システムを構築する（＝政策）ことであると考ええる。高度情報化によってもたらされる新技術や情報機器を社会に組み込むには、新技術の特性を最も生かした効率的な社会システムを構築するにとどまらず、既存の社会・生活の特徴を生かし、かつ新システムへの移行における社会的混乱が最小になるような方策を検討することが必須である。このような観点から、情報化が急速な勢いで進みつつある状況において、文化政策が果たす役割は大きいと考えられる。

情報化と文化について考えるとき、コンピュータにおける文字の取り扱いと文字コードに関する問題を欠かすことはできない。コンピュータは基本的には「数」しか取り扱うことができないため、文字を扱うには数に文字を割り当てている。画面や印刷に現れる文字列はコンピュータ内部では単なる数の並びであり、画面等に表示するときに各数に割り当てられた文字に基づく図形を描画する仕組みになっている。この図形をグリフと呼び、ひとそろいのグリフを集めたものをフォントと呼んでいる。文字はフォントやグリフとは区別した概念として、言葉を書き表わすときの抽象的な意味もしくは形を表すものとして定められている。この文字と数の割り当ての対照表が文字コードである。文字コードは、コンピュータで利用できる文字を規定する規格

である文字セットと、この各文字に割り当てる数を規定する符号化方法から成り立っている。

現在広く用いられている日本語の文字コードであるJIS X 0208には、第一水準および第二水準として約6000文字の漢字が含まれている。また、使用されている符号化方法との互換性などの問題から広く使われるには至っていないが、JIS X 0212には補助漢字としてさらに約6000文字の漢字が追加されている。国際的に考えると、各国で用いられている言語によって必要とされる文字セットも異なるため、文字コードはそれぞれの国で規定されている。しかし、各国で独立に文字コードを規定すると国際的に文書を交換することが不可能になりかねないため、各国の文字セットを切り替えて使う国際規格として、ISO-2022が定められている。さらに、単一の文字セットで世界中の文字を取り扱うことを目的として、1990年よりアメリカ合衆国のコンピュータメーカーが中心となってユニコード（Unicode）が提案されている。

これら、文字コードで規定されている文字セットには、文字を表す数のビット長やコンピュータの処理能力、フォントの作成、過去に作成した文書やソフトウェア、システムとの互換性等の技術的な問題から、存在する全ての文字が含まれているわけではない。上記に示したように、日本の漢字についても僅か1万2000字程度が含まれているに過ぎな

い（外字等で定義した文字は、文書ファイルとして配付した場合には扱うことができないため、この問題に対する解決とはならないことに留意する必要がある）。文字コードに含まれていない文字は、コンピュータ上では存在しないのと同等になってしまうことを考えれば、文字コードの扱いはその国の文化を左右する大きな問題である。ユニコードには、補助漢字を含む日本の文字セットの漢字は全て収録されているが、中国、台湾、韓国などの漢字を使用する各国の似た文字には同一のコードを割り当てるという統合が行われており、実用上の問題が生じる可能性がある。今後、ユニコードをはじめとする文字コードの国際規格が改定、制定されるときには、日本の文化を勘案した意見がさらに国際的な議論の場にとりあげられ、規格に反映されるようにしていくことも、文化政策の重要な課題のひとつとなろう。

既存の社会の情報化を考えるとときに問題となりうるのは、デジタルデバイドに象徴される情報化の社会的格差である。これは、一つの社会の中の階層ごとの情報化の差として現れるデジタルデバイドと、複数の社会、国家間におけるデジタル南北問題とでも言うべき格差との二種類が存在する。これらについては、教育やインフラストラクチャーの整備など、社会・国家内あるいは国際的施策によって解決していくべき問題であり、各社会がもともと持っている文化との整合性もあわせて、ここでも文化政策が果たす役割は小さくないと考えられる。

さらに大きな問題としては、近い将来において社会の情報化が高度に進んだ状態を考えたとき、情報化の利点と日本の文化の特質を生かした、真に機能的な社会システムを構築する必要がある。産業革命によって社会構造に変化が生じたのと同様に、情報化によって否応無しに社会構造は変化することになる。それぞれの社会や国家の産業革命に対する適応の違いによって、その後の生活水準や国力に大きな差があらわれたように、情報化に対する適応の度合いは大きな差を生じさせることになろう。また、情報化による社会構造の変化は、より機能的かつ民主的な社会へ変革させるためのきっかけにもなりうる。日本社会固有の文化と情報化の特徴・機能の両方を広い視野から考えあわせ、機能的な社会システムを生み出すための施策を決定するためにも、文化政策は非常に重要な役割を果たすことになるであろう。

参考文献

1. 『文字コードの世界』、安岡孝一、安岡素子、東京電気大学出版会（1999）
2. 『Unicode 標準入門』、トニー・グラハム、翔栄社（2001）
3. 『JISハンドブック64 情報技術I 〔用語/符号/データコード〕』、（2001）
4. "The Unicode Standard, Version 3.0", The Unicode Consortium, Addison Wesley Publishing Company(2000)
5. 『デジタルデバイドとは何か』、木村忠正、岩波書店（2001）

文化政策論の研究テーマ Research Topics in Cultural Policy Studies

森 俊太

日本語要旨：平成12年度、静岡文化芸術大学文化政策学部の文化政策論研究会の活動に参加して、文化政策と今までの専攻分野（社会学—国際比較社会、社会問題の理論・方法論）との関わりについて考える機会を持った。具体的には、社会構築主義の視点からの国際

社会に関わる社会問題、ダンホフ(Domhoff)の視点を援用した国際的な権力構造と文化政策の関係、そしてサイド(Said)の視点を援用したオリエンタリズムと留学など国際文化・教育政策との関係について考察した。

英文要旨：

Through my participation in the group for the study of cultural policy at the Faculty of Cultural Policy and Management, Shizuoka University of Art and Culture, I had a chance to look into relationships between the field of cultural policy and my original academic specializations (sociology-cross-cultural studies, and theories and methods of social problems). The following topics are briefly discussed in this paper: a social constructionist study of internationally embedded social problems, a study of international power elite structure and cultural policy utilizing the work of W.G.Domhoff, and Said's Orientalism in the context of students studying abroad.

はじめに

平成12年度、開学したばかりの静岡文化芸術大学において活動した文化政策論研究会に参加して、文化政策という学際分野の内容や関連する理論や方法論について検討し、自分の専攻分野（社会学—国際比較社会、社会問題の理論・方法論）との関わりについて考える機会を得た。具体的には、文化政策を広い意味で捉え、国際的な文化交流や教育に関する政策について検討した。研究会での議論は、自らの研究テーマの発見としてだけでなく、3、4年次の演習における検討課題の準備としての意味もあった。つまり、本研究会に参加することによって、文化政策と自らの研究・教育テーマの接点について、自由に考えて方向性を示すことが出来た。以下に主な3点のテーマを記す。

1 国際社会の社会問題

1980年代前半から、筆者は社会構築主義の立場から社会問題の理論と調査について学んできた。構築主義とは、1970年代後半から逸脱と社会問題研究において、構造機能主義の理論的前提の全面的な否定と、ラベリン

グ理論や象徴的相互行為論の建設的批判を基盤として登場してきた社会学の理論的枠組みである。¹ 構築主義によると、社会問題や逸脱などの社会的カテゴリーやそのほかの社会的な事象は、様々な社会的状況で、社会の構成員の言動、つまり彼らの活動により作りあげられる（構築される）と考える。したがって構築主義の研究目的は、構築に関わった人々にインタビューしたり、構築で使われた言説の内容を分析して、その構築の過程を記述ししくみを明らかにすることである。構築主義理論の枠組みに基づいた調査の分析単位は、通常社会学調査の分析単位とは非常に異なる。通常分析単位が、個人、集団、社会などであるのに対して、構築主義における分析単位は逸脱や社会問題などの社会的なカテゴリーが形成され変化していく過程そのものである。言いかえれば、構築活動の過程が分析の対象である。

伝統的な社会学理論に則った社会調査では、客観的な行動パターンや社会状態が存在すると仮定され、それらは科学的に分析可能とされ、様々な方法により測定され因果関係が分析される。しかし、構築主義の調査では、苦情申し立て活動などの社会構築活動には社会史のような過程があると仮定され、それらは言説として調査、記述可能とされる。研究者の目的は様々なデータを集めることにより、構築活動を再現する（再構築）する事となる。問題の因果関係についての説明も、データの一部となる。したがって、文化政策に関する社会問題を取り上げる場合、構築主義的な視点から、問題を苦情申し立ての過程として捉える調査が考えられる。例えば、留学生の増加・減少、それにともなう頭脳流出、帰国生の適応、排除、特別な配慮、日本における外国語補助教員など含む外国人教員の増加とそれに伴う異文化摩擦なども、国際的な社会問題であり、かつ文化政策に関わるテーマである。

2 国際文化・教育政策とパワーエリート

次に、文化交流に関して、その政治性、イデオロギーの側面を分析するに際して、資本

の国際化および権力構造の視点が有効である。一般的に、国際的な問題を研究するにあたり、既に国境を超え国際化している資本と、その資本に対して大きな影響を与えることが出来る国家の両者の関係を調べる事が重要である。しかしながら、この分析枠組みにおいて、実証研究として重要であるにもかかわらず、しばしば見落とされるのが、権力エリートの国際化の実情と形成のプロセスである。G.W. ダンホフによると、権力エリート、言い換えるとパワーエリートは、国家権力と国際資本の意思決定に大きな影響を与えている。² 国際資本は、安価な労働力と将来的に発展が望まれる市場を常に求めており、この資本の指向そのものが、パワーエリートにさまざまな国々、文化に対する備えを促す。そして市場における経済活動を通じて、パワーエリートは経済以外の分野でも他国への影響力を強める。この過程で、さまざまな国のパワーエリートが国境を越えた協力関係を形成し、利害の調整をおこない、支配の仕組みを強めその正当化を行う。研究ではこの国際権力構造の形成過程を実証的に調査することが重要である。この協力関係は、私的な社交中心のクラブであったり、ロックフェラー家などの有力な一族を中心としたネットワークであったり、公的な二国間または多国間協定に基づく組織や財団であったりする。多くの場合、これらの協力関係は、さまざまな形で重なり合い、影の国際権力構造を形作っていると考えられる。具体的な例の一つとして、欧米を繋ぐネットワークであったビルダーバーグ委員会が、日本を交えた日欧米三極委員会へ発展した経緯、及びその後の過程の調査が考えられる。パワーエリートの国際化は、先進国の間でも進展するし、先進国と発展途上国の間でも進展する。前者では、いわゆる「持てる国」のパワーエリートが自分達の支配的な立場を維持し強化するために、相互理解と協力関係の強化を進める。後者では、先進工業国のパワーエリートが、周辺に位置する発展途上国のエリートを取り込み、双方が先進国による発展途上国の搾取の構造から利益を受けられる関係を維持する努力をする。教育と文化交流は、意図的かどうかは別として、このような搾取の関係を維持し強化する手段になるこ

と、または結果的にその様な効果を生むことがあるという事実を認識しておく必要がある。要するに、留学生や客員教員の交流などさまざまな国際教育の文化政策は、権力構造、具体的にはパワーエリートの人的な国際化につながる可能性があるという事実、そしてこの視点からの実証的な研究が必要であることを強調したい。

3 国際文化・教育政策とオリエンタリズム

次に、エドワード・サイードのいわゆるオリエンタリズムの視点から、国際教育・文化政策について考えることが有用である。植民地言説の研究に大きな影響を与えたサイードは、著書「オリエンタリズム」において、西洋による東洋の支配から発展した東洋に関する知を克明に研究した。³ 彼の視点を留学に関して援用すると、次のように考えられる。つまり、多くの留学生は母国の旧宗主国や国際的な関係の強い先進国に留学するが、社会科学、人文科学を学ぶ学生は具体的な分野は異なっても、留学先で母国をテーマに選ぶことが多い。結果的に、留学先の国において、その文化に根付いた知識体系から、自分達の母国の文化・社会を客体化しながら分析し、その知を集積することになる。その結果、先進国のまなざしを自明化・正当化することになってしまう。つまり、留学先で自国についての研究を行う留学生は、留学先である先進諸国の国際支配に貢献していることになる。つまり、サイードの言うオリエンタリズムを実践する役割を留学生が担ってしまっているのである。そこで、留学の現状について、送る側の立場から送り先を見つめなおして分析し、その知識を蓄積することが、現実の再定義や知の再分配をすることに繋がり、重要である。

おわりに

以上、文化政策論研究会に参加した結果検討することが出来た3つのテーマについて記した。最後に、個人的な感想ではあるが、2001年9月11日のアメリカにおける同時多発テロ事件は、私に大きな衝撃を与えた。私

は、1970年代後半、高校卒業直後にイスラエルやパレスチナに滞在し旅行した体験や、その後のアメリカでの留学が主なきっかけとなり、既にかいたように、国際的な場における権力と文化、近代化・従属・世界システム、戦争と平和などの問題について、個人的にも、学問的にも問題意識を持つようになった。9月11日の事件は、今まで漠然としたかたちで抱いていた危機感、つまり冷戦後のグローバル化という名のもとにおける米国を中心とした先進国による権力と富の集中と、改善しない経済的格差についての問題意識が、不十分なものであったのではないかという疑問と無力感を持った。しかし同時に、今までの問題意識について、それをより研ぎ澄まし、

真剣に取り組まなければいけないという意欲も生まれた。微々たる影響力しかないかもしれないが、世界の人々の悲しみや苦しみをなくすことに貢献できるような研究や教育活動を続けたいと願う。

- 1 M. スペクター, J.I. キツセ共著 (村上直之、中河伸俊、鮎川潤、森俊太共訳)『社会問題の構築：ラベリング理論をこえて』マルジュ社、1990年
- 2 G. William Domhoff, *State Autonomy or Class Dominance?: Case Studies on Policy Making in America*, NY: Aldine de Gruyter, 1996; *The Power Elite and the State: How Policy is Made in America*, NY: Aldine de Gruyter, 1990
- 3 E. サイド著 (板垣雄三、杉田英明監修、今沢紀子訳)『オリエンタリズム』平凡社、1986年

文化政策の前提に関する考察～文化政策論研究会中間報告

高田 和文

はじめに

1980年代における「芸術文化支援」あるいは「文化行政」をめぐるさまざまな議論、さらには「アートマネジメント」や「文化経済学」といった新たな学問領域の開拓などの動きを経て、90年代にはそれらを包括する「文化政策」の重要性が叫ばれるようになった。本学の「文化政策学部」もまた、そうした文脈の中で誕生したものであることは言うまでもない。

本学文化政策学部教員有志による「文化政策論研究会」は、現状では必ずしも明確にされているとは言えない「文化政策」という概念についてさまざまな視点から考察し、論究することを目的として活動を始めた。筆者自身はイタリア演劇というかなり狭い対象を専門分野としながらも、演劇への公的助成や演劇の国際交流といった面から、80年代以降のアートマネジメントや芸術文化支援に対する問題意識を共有してきたつもりである。しかし、約半年にわたる研究会での情報交換と議論を通じて、そうした文脈とはやや異なる角度から「文化政策」の前提となるいくつか

の問題を明らかにする必要性を感じた。本稿は研究会での筆者の活動の成果を中間報告としてまとめたものであり、今後提出予定の最終報告書の基本的枠組みを記したものである。

1. 文化をどう定義するか

「文化政策」を考えるにあたり、まず文化をどう定義するかという問題に直面する。「芸術文化支援」あるいは「文化行政」といった80年代の議論、さらには90年代に入ってから「文化政策」に関するさまざまな著作の中でも、文化についての定義は明快にはなされていない。

辞書的な定義は措くとして、「文化行政」あるいは「文化政策」と言う場合の文化とは、狭い意味での「芸術文化」を指している場合がほとんどである。例えば、根木昭他著『文化政策概論』では、「文化政策」の担い手が対象とする文化について文部省（当時）設置法を引用しつつ具体的な定義を行なっているが、それによると国（すなわち文化庁）の文化政策における文化とは「芸術及び国民娯楽」「文化財」「著作権」、それに「国語」であるとさ

れる。また、同著によれば、地方自治体の文化政策に見る文化とは、いわゆる「まちづくり」や「景観」、「アメニティー」など、生活環境全般を含むものとして想定されているという。

国と自治体のレベルで文化の内容が相当に異なっていることに加え、この種の定義の問題はそれが法律等の条文から直接導き出されている点にある。言ってみれば、国や自治体の政策を追認する形で文化を定義しているにすぎない。そのため、時代とともに文化の概念が変わるとその定義は有効性を失ってしまう。実際、同著では「芸術及び国民娯楽」について、茶道・華道などの生活芸術や盆栽・料理・服飾などの生活文化も含めるべきだとし、結果的には「芸術を頂点とし、生活文化と国民娯楽が階層的ないし並列的に位置し、全体として二層ないし三層構造をもった体系」という、網羅的で分かりにくい説明になっている。

そもそも文化の定義は時代や個人の価値観によって左右されるから、それを一義的に規定しようとすれば、文化が本来持つべき多様性と広がり限定することにもなりかねない。そこで筆者は文化に一義的な定義を与える代わりに、それを捉えるためのいくつかの対立軸を設定することを提案したい。時代や地域、個人の価値観によりある程度の振幅をもった実体として文化を捉えることで初めて、文化の多様性を維持しつつ特定の政策を取ることが可能になるのではないか。その場合の政策とは、必然的に相対的なものとならざるを得ない。しかし、文化に対する包括的な視点と明確な方針を有する点で、かつての「文化行政」とは明らかに異なったものになるはずである。

では、その対立軸とは具体的にどのようなものか？ ここでは仮説として以下の軸を挙げておく。1) 芸術文化と生活文化、2) 創造型(参加型)文化と消費型(享受型)文化、3) 伝統文化と現代文化、4) 中央の文化と地方の文化、5) 自文化と異文化。

これらは文化の内容についての議論を成立させるための共通のものさしとも言えるが、ここで目的とするのは絶対普遍的理想的文化を追求することではない。特定の地域や時代

において目指すべき文化のあり方を考え、そこから文化政策を導く際にどのような基準が採用されているのかを明確にすることである。一定の政策を取りながら文化の多様性を保証するためには、政策の根拠を明示することが不可欠であると思われる。

2. 「文化政策」が浮上してきた背景

戦前の日本軍部、ナチス・ドイツ、ファシスト・イタリアの統制政策という歴史的経験から、「文化政策」という語には常に否定的なニュアンスがつきまわってきた。戦後の日本が「文化国家」を標榜しながら「文化政策」について語られることが少なかったのは、上の事情による。ところが、90年代に入って「文化政策」という語が再び頻繁に用いられるようになる。1993年度文部省(当時)の『我が国の文教政策』にも「文化政策の方向」が打ち出されている。このように「文化政策」が再浮上してきた背景に何があるのだろうか？

1 つには、文化予算の拡大が現実的に難しくなってきた点が挙げられる。バブル経済崩壊後の景気低迷の中で企業の文化支援活動は失速し、国・自治体レベルでもさらなる予算増加は望めなくなってきた。その結果、80年代にしばしば行なわれたような、欧米諸国を引き合いに出して文化予算の充実を訴える議論は説得力を失った。「文化政策」が浮上するのは、ちょうどそうした時期である。つまり、文化予算の拡大要求から、文化の内容を吟味し、予算を有効に用いるための政策の提唱へと、関係者の問題意識がシフトしたと見ることができる。演劇の分野について言えば、ばらまき型の「芸術文化振興基金」(90年)とは別に、選別型の「アーツプラン21」(96年)が新たに設立された経緯に、そうした関心の変化が窺える。

第2に、「ハコもの行政」として批判されたホール・美術館等の施設の建設が一段落し、それを満たすための具体的な中身が求められるようになったことがある。施設運営のためのアートマネージャー養成が急務とされ、自治体等の文化活動の姿勢が問われるようになった。この点からも「文化政策」の必要性が認識されるようになったものと思われる。

第3に、マクロの視点から見ると、冷戦終結にともなう国際情勢の変化と日本の対外政策のゆるやかな転換が挙げられる。湾岸戦争を契機として国際貢献の必要性が叫ばれ、国連の常任理事国入りが外交目標とされるようになった。90年代に入ってから、日本の国家的アイデンティティ確立の欲求が急速に高まってきたように見える。「文化政策」の再浮上も一部でそうした動きと通底しているのではない。

以上は仮説であるが、最終報告においてこれらを詳しく検証することにする。

3. 文化の公共性と文化政策

文化を政策の対象とするには、それが公的な側面を有することが前提になるはずである。この点、すなわち「文化の公共性」こそ、文化政策の理論的根拠になると筆者は考える。

文化の必要性を語る時に決まって引き合いに出されるのが総理府（当時）の「国民生活に関する世論調査」の結果である。それによると、79年を境に「物の豊かさ」を求める人と「心の豊かさ」を求める人の数が逆転し、以後後者が増加し続けている。この調査結果は、80年代の文化予算拡大の有力な論拠となり、先述の『我が国の文教政策』を初め多くの文

献に引用されている（佐々木顕彦著『豊かさの社会学』、松原隆一郎著『豊かさの文化経済学』他）。

けれども、佐藤郁哉（『現代演劇のフィールドワーク』）は、豊かさを「物」と「心」に二分して測ろうとするこうした方法の問題点を指摘し、その結果が多分に時の政府の政策的意図から導かれたものではないかとの疑念を呈している。「心の豊かさ」を芸術文化に直結させた行政の姿勢そのものが「公共ホールの寒々とした風景」をもたらしたとする佐藤の立論には説得力があり、「心の豊かさ」の追求という主張は文化政策の根拠として脆弱に思われる。

筆者は「文化の公共性」を経済的側面と社会的側面の両方から立証したいと考える。前者については文化が公共財的な性格を有すること、また後者については文化が人間の持つ自己表現とコミュニケーションの欲求に由来することが主要な論拠となる。

以上述べたように、筆者の意図は文化政策の前提あるいはその根拠となるいくつかの問題を考察することにあるが、同時にそこから文化政策をいかに推進し、実現すべきかという実践的な課題についても示唆が得られるものとする。

文化というコトバ；ナルシシズムとシニシズム

池村 六郎

はじめに

この小論では文化というコトバについての批判的吟味を試みた。社会学などがその存在根拠としている集合的表象やコトバが、いかに現実そのものへの認知を構造化しているかという問題でもあるから自縄自縛のパラドクスと言えるかもしれない。この小論は、以下の章構成となる予定の論文の主として前半の要約と、後半の梗概である。

1. コトバの曖昧さ・魅惑

2. 辞書的な詮索
3. アナロジーによる概念の吟味
4. 多様性・非統一・重層性・輻輳

1 コトバの曖昧さ・魅惑

文化というコトバはありふれた日常的表現である。異文化コミュニケーション・文化勲章・文化人・文化団体・企業などの文化事業・学園の文化祭・日本文化を代表する古典芸能としての歌舞伎、能狂言などと数多ある、こ

の文化というコトバが何を意味するかについていまさら異議を唱える暇もないほどである。

文化というコトバを直接に明示しない表現の場合でも、文化というコトバの作用が暗黙の前提となっている事例には事欠かない。たとえば大和魂というコトバは、半世紀前には霊的な存在感さえ感じつつ語られ絶叫された。個人の特質を対概念で形容するようなコトバではなく¹、日本人総体の不可欠な部分＝文化として、虚構というより実体として存在する、まさにタマシイであつたろう。敗戦後の半世紀という年月は様子を変えた。だが、このような集合意識が形を変えコトバを換えながらも、ずいぶん控えめで活力も猛々しさやナルシシズムも低減させてはいるものの、やはりこのような文化的な霊力や志向を潜めつつ、延長上に集合的なタマシイ＝日本文化を語ろうとして浮上する。たとえば、日本人のモノ作りの巧みさや美的センスを、伝統の領域から現代の職人芸の領域まで語ろうとすると、この種のナルシシズムに陥りやすい。そのような陥り方をする理由としては実作者でないゆえの観念の弄び、近現代にいくつもなされてきた言説のルーティン化(隠れた制度化)がある。さらには、まさにナルシシズムを恋い求める社会的心情が、あるいは鳴りを潜めた底流として、あるいは切実な奔流として生き続けているからであろう。

長期にわたる経済的社会的低迷のせいか、マス・メディアに「モノづくりに秀でている日本人」というような語句や映像がしばしば登場している²。このような文言や映像が繰り返されるたびに、それを見たり聞いたりするわれわれの脳裏には、実のところ、もはや秀でていないかもしれないという逆の反響がコダマしている可能性を否定できないのだが、このような語彙・語句・映像は日本人や日本文化をめぐる神話作用の、いささか陳腐な例である³。

文化というコトバをめぐるのは、このような作用が潜んでおり、(A. シュッツによれば)「日常的な至高の現実感」をそなえている。後に述べるような専門家の定義や語義をさておいて、日常の場で交わされているコトバの作用を詳しく調べる必要がある。辞書的な詮索は、ひとつの手掛かりであるが、当然ながら

これだけでは話にならない。そして、他方では、日常的な了解と重なりつつも異なる文化の定義、すなわち専門家のコトバがある。

大学で教える文化事象の専門家たちや、その言説という狭い世界だけでなく、より影響力があるはずのジャーナリストたちの語りにも、文化というコトバの別の意味づけが存在している。日本文化やアイヌ文化、沖縄文化と東北文化、京都の文化と東京の文化、これら対比させてあげた用例には、文化人類学の名において知られる「ある集団に特徴的な思惟・行動・感得の型」というような、やや簡略化された了解が込められている。さらには、企業文化として雪印乳業がどうであったか、P & Gなどのアメリカ企業の企業文化は何が特徴的か、というような使われ方も新聞記事などでごく普通に見られるわけである。ここには、誇らしさや威信・威光という要素などは、いずれかの地域や集団を身びいきで紹介しようとする場合を除いて入りこまない。といより、むしろそのような評価の意識が入りこむのを避けたいわけである。あえて言えば、文化的相対主義というスタンスや方法論には、研究者やジャーナリストの普遍主義的論理の要請や職業倫理を超えて文化的多元主義の主張が込められているようである。

偏見を持たずに対象となる「文化」に接するだけでなく、「文化」はそれぞれ基本的に対等であるし対等であるべきだというのが、暗黙の了解となっているのだが、むしろどうか、当たり前のことだが、われわれには必ず好悪の感情があり、慣れ親しんだ対象への愛着や、逆に遠さゆえの憧れもある。これを偏見と表現してもよい。したがって、皮肉なことに文化的多元主義の主張や、何らかの異文化への(マイノリティー・グループへのそれを含めて)弁護的解説が、意図に反して日常的な自然的意識の発露に蓋をしてしまい、ある文化の名前とともに概念化され紐で束ねられた事象群(メッセージ群)をいよいよ「束ねられたモノ」にしてしまうかもしれない。「束ねられたモノ」は、われわれの自然で放恣な感情世界では、親しみの対象となるよりも、ブランド的な憧れや逆にステレオタイプの反感の標的となる。

2 辞書的な詮索：梗概

すでに述べたように辞書的な詮索だけでは、あまりにも不十分であって、日常の場で交わされているコトバの作用を詳しく調べる必要がある。意味作用の方向について、理解を深められるはずである。すなわち、このコトバをめぐる共同主観の有り様についての解明である。

小学館の『国語大事典』などから得られる語義の歴史では、劉向（前漢の学者）の用例が参考になるが、どのように通じ合うかについては課題が残る⁴。R・ウィリアムズの『キーワード辞典』⁵にある説明は、よく知られている。なお、英語ではひとつの語彙で表されている文化と教養が、日本語ではふたつとなっていることも注意すべきだろう⁶。だが、あくまでもイギリスでのコトバの例であり、意味作用の紹介であって、その影響は英語教育などもありわが国でも無視できないにしても、まるで自分がイギリス人でもあるかのように語るわけにはゆかない。ただし、かの地でも、国民国家としての成熟と不可分に定着した語義であるらしいのが、参考になるだろう。

3 アナロジーによる概念の吟味：梗概

マス・コミュニケーションという概念化が、文化というコトバの意味作用についてヒントをあたえるだろう。それが一方通行であり、直接的な影響力を購読者や視聴者におよぼしているという、マス・コミュニケーションの概念化・通念化については、フィスクとハートレーの『テレビを〈読む〉』⁷などの批判がある。それがコミュニケーション過程のひとつだという当然の前提が無視されているわけである。文化というコトバについての通念的理解の定着が、実際に該当する営みの多様性や矛盾を見えなくさせているのではないのか。表層的な営みにかかわるマス・コミュニケーションの通念化が、低層から古層にいたる人々の営みについての通念化を考えるうえで大いに参考になるはずである。

4 多様性・非統一・重層性・輻輳；梗概

（以下は、多様性などの概念についてしぼった梗概である。）

メッセージ、とりわけ人間そのものをメディアとして発せられるメッセージの場合、ということは簡単に言えば、日常の会話であり、テレビ画面に登場するキャスターなどのメッセージが例となるのだが、これらのメッセージは、いくつもの類似のメッセージや背反するメッセージが、多重的あるいは多層的にかさなりあい、しかも類似であれ背反であれメディアもメッセージも輻輳している⁸。日常会話であれば、たとえば、発話されるコトバ群が好意的で、表情などの non-verbal なメッセージが逆の意味づけをしている場合に、ふたつのメディアから二重のメッセージが発せられており、しかも意味づけは背反しているとはいうものの、「正しい解釈」が何であるかにさほど悩みはしない。この場合、多重的ではあっても主要なメッセージは明白である。もし、表情はにこやかであるけれども、身体にくつろぎが感じられないようなら、抑制された層があるわけで、「正しい解釈」が何であるかについて、少しは悩むことになり、輻輳状態となる。この場合、多層的となり、しかも主要なメッセージが何であるかについて、（ダブル・バインドが典型であるが）発信側ですら本心不明の韜晦状態となっていたりする。例をテレビ画面に戻すと、一般に人気のあるニュースキャスターに対して、自分は好きでないという視聴者がいるなら、考えられる条件として、多くの視聴者が軽視するか無視しているような細部に神経質になってしまうという場合が考えられる。メッセージの意味づけが完了される？前には、このように、多重的で多層的であって輻輳している状態を処理するプロセスがある。

文化事象を論じるときも同じように配慮が必要である。多重的で多層で、しかも輻輳的だとすれば、それを矛盾なき？メッセージや信念とさせているのは、個々人や集団の作用、つまりは共同主観の作為に他ならない。端的に言えば、文化というコトバを用いなくても、文化的事象のあれこれを語りうるし、その方がリアルな細部に目が行きとどくのではない

か。都市の余裕ある中産階級の文化という代わりに、かれらの価値観、つまりは他者への態度・趣味・ライフスタイル・近隣社会への無関心などと言い換えられる。にもかかわらず、この概念化が自然に出てくるのは、一体として統合されたコスモスがそこにあると感じたいからであろう。コスモスとは、すなわち究極的な秩序のことであり、カオス、すなわち混沌の対概念であって対極に位置する。けれども、たとえばアノミー概念の創始者が始めに前提とした社会規範の解体、つまりは真の混沌などはないように、文化というコスモスもじつは初めから存在していなかったと考えるべきであるのかもしれないのである⁹。

- 1 源氏物語の注釈に始まる専門分野の論究についてはほとんど無知であるが、あえて言及した。
- 2 NHKでシリーズ化している「プロジェクトX」という番組は、このような底流・奔流を感じさせる最近の例である。
- 3 言うまでもないのだが、「モノづくりに秀でている」という語句が、日本人を限定する形容なのか、日本人についての記述的な説明なのか、曖昧である。曖昧だが、たいていの人は前者の意味で受け取るだろう。後者の意味でなら、世界の多くの器用な人々から非難や反発をされずにすむのだが。
- 4 「文化して改めず、然る後に誅を加う」というわけで、武力と徳化を対比している。
- 5 R・ウィリアムズ『キーワード辞典』晶文社
- 6 M・アーノルド『教養と無秩序（一般的な訳に従って）Culture and Anarchy』1867
- 7 フィスク／ハートレー『テレビをく読む』1991、未来社
- 8 私の『コミュニケーション——メッセージの解読とメディアの経験』（1998、阿叟社）で、このように論じておいた。
- 9 カルチュラル・スタディーズの人たちの論考については、今回の要約・梗概では言及しなかった。

文化政策の新たな展開の前提としての評価

小林 真理

我が国において地方自治体レベルではすでに20年以上、国レベルで文化政策が認識されてから約10年が経過している。地方自治体レベルでは文化行政の発祥が、市民との協働による地域づくりが主題となっていたことから、市民参画こそが重要な課題であったといえる。市民参加・市民参画は、単なるイベントへの参加をもって、それだと理解しているところもまだ多いようだ。しかしながら文化政策の政策決定過程においては、フォーマルにせよインフォーマルにせよ実質的に成果が上がってきているところもある。自治体文化行政においては市民参加の原則は定着してきているといえるし、市民参加のあり方を模索しながら（自治体職員がそのことに頭を悩ませながら）、文化振興ビジョン等の策定がとりあえず行われるようになった。ただ、文化の定義や領域の幅広さゆえに、文化振興に関する計画やビジョンについては比較的美辞麗句が並べられるだけで、各自治体によりそれほど差のないものが現実にはできあがってい

る。また策定された後の評価は行われないうままでいるというのがほとんどという状態である。とくに現在の行政改革の潮流の中で、自治体自身が文化行政を継続的に進めていくためにも、これまでの施策等を捉え直す必要があるだろう。

また、国レベルでもとくに1990年代以降目立った政策として行われてきた芸術文化振興基金、アーツプラン21、文化のまちづくり事業がどのように施策としての効果があったのかという評価を行っていく必要があるだろう。そのためにも、たんなる施策の紹介と最低限の情報提供で終わっている文教白書のあり方についても見直していく必要があるだろう。とりわけ1998年に文化振興マスタープランが策定されたこともあり、それを基準とした評価が求められていることは、自治体と同様である。

そのような意味で、自治体レベル、国レベルにおいても、少なくとも、これまでのビジョン、マスタープランの評価を行う体制を整え

て行く必要があろう。その際に、他の行政分野とは異なる手法を要すると考えられる文化政策の評価をどのように行うかは今後の課題であるだけでなく、その評価を行うシステム（機関）それ自体も考案していく必要がある。このような評価も含めて、文化政策の企画立案を引き受けているが、準公共的機関を設置して専門家による評価を行うアーツカウンシル制度は、イギリス、フィンランド、アメリカの州レベルにおいて行われているものである。またこのような行政評価はアメリカなどではNPOが活躍するが、日本ではまだこの分野での活動は少ない。行政内部の評価と、外部の第三者的機関による評価は今後重要になってくる。とくに文化の内容面での評価を行政自体は当然行えないので、行政こそが積極的に第三者的評価機関の設置に助力すべきだと考える。今後文化政策の分野において、行政（国と地方自治体）、民間、国民の役割分担を明確にしていくことが望まれる。その際、行政の権限だけが肥大していくことは文化の分野では考えてはならない。そのことを考えたとき、今後はこれまでの審議会、懇談会といった行政を単に補完する参加のあり方ではなく、むしろ積極的に厳しく外部からの評価を受けることこそが行政・政策の継続性を担保できるという発想の転換を行いたいものである。国民、市民、専門家が実質的に、主体的に文化政策の政策形成に関わっていける第三者的評価機関システムの構築が求められるということになる。今後の研究課題としていきたい。

Social Research and Cultural Policy

近年、日本の二十弱の大学で、各校独自の基準による社会調査士の資格認定が行われている。また、行政改革の一端として、政策評価制度が導入されるなど、評価調査に対する需要も高まってきている。文化政策の重要性を唱え、それを専門とする人材を育成する目的を持つ静岡文化芸術大学の文化政策学部としては、文化政策についての幅広い知識の教育に加え、政策評価能力を軸とした社会調査の専門知識を、カリキュラムおよび個々の授業において重視する必要がある。

森 俊太

文化政策学部文化政策学科

Shunta MORI

Faculty of Cultural Policy
and Management

Department of Regional
Cultural Policy and
Management

はじめに

近年、日本社会において、社会調査の能力が重視されつつある。関西圏の大学を中心とした二十弱の大学や、実務教育分野における短期大学を中心とした協会では、独自に社会調査技能を資格化して、条件を満たした者には資格を認定している。またこの動きとは直接関連はないが時期的に並行して、行政改革の流れの中で、政策評価制度が導入され、評価調査に対する需要も高まってきている。本稿では、このような社会調査技能の資格化の傾向と政策評価などに対する必要性の高まりが、静岡文化芸術大学の文化政策学部の教育目的やカリキュラム体系、調査関係の科目などに、どのように関連するのかを検討する。

1 社会調査士の資格化

1995年、関西学院大学と奈良大学の社会学部が、各々の大学独自に社会調査士の資格を認定することを始めた。その後、関西圏の大学を中心に今までに二十校近い大学の社会学関係の学部・学科が、独自に社会調査能力を資格化して、条件を満たし審査に合格したものには資格を認定するようになっている。2001年10月の時点では、関西学院大学、奈良大学、桃山学院大学、四国学院大学、大阪大学、立命館大学、札幌学院大学、広島国際学院大学、龍谷大学、帝京大学、松山大学、久留米大学、甲南女子大学、橘女子大学、四天王寺国際仏教大学、札幌国際大学、名古屋市立大学（順不同）が、社会調査士の資格を独自に認定する制度を持っている。² 資格の認定を得るには、すべての大学において指定された条件となる科目を優秀な成績で履修していることが必要であるとされており、簡単に取得できる資格ではない。各大学とも、社会調査士の認定を受けた学生は、今までのところ数名に留まっている。

ちなみに、ここで使われている社会調査とは、さまざまな社会事象についてその詳細を明らかにしたり、因果関係を解明したりするために行われる調査の総称であり、いわゆるアンケートと呼ばれるものや、世論調査、マーケティング調査などを指す。国や地方自治体、

企業、大学、研究所、調査会社などのさまざまな組織や団体が、人々の意識や日常生活、社会状態などを知り、政策を立て、意思決定をするために行う調査である。そして、社会調査士とは、社会調査を実施するための知識・技能を修得したと認定された人に与えられる資格を意味する。

社会調査士の資格取得に必要なカリキュラムは、認定している大学により異なるが、単位としては40単位から60単位、代表的な科目とその主な内容は以下のようである。科目の履修に加えて、論文審査のあるところもある。³

- 1) 社会調査論（半期で30時間）社会調査の基礎知識（量的、質的の両方を含む）、社会調査の歴史、倫理問題、結果の公開とプライバシーなど
- 2) 統計学（半期で30時間）1 または 2 変量の記述統計、推測統計（推定と検定）の基礎 尺度、代表値、分散度、相関係数、検定の原理、差の検定、関連性の検定（ χ^2 乗検定）など
- 3) 社会統計学（半期で30時間）多変量解析法の原理、SPSS、SASなどの汎用統計パッケージの基礎的な利用法
- 4) 社会調査法（半期で30時間）標本の抽出法、ワーディング、尺度構成などの量的調査の基礎的技法 インタビューや観察法などの質的調査法の基礎、仮説、調査、理論の関係について
- 5) 社会調査演習（半期で30時間）調査の企画立案、データの入力、解析、レポート作成など
- 6) 社会調査実習（半期で30時間）実際の社会調査の企画立案、実査、分析、報告書の執筆などプロセスの実体験

大学によっては、以上の調査関連の科目に加えて、導入教育科目として社会学概論（社会学基礎）、そして分野論として、現代社会論、家族社会学、都市社会学、教育社会学、地域社会学、社会病理学などを課しているところがある。

また、財団法人全国大学・短期大学実務教育協会では、「社会調査実務士」および「社会調査アシスタント」（企業のマーケティング）の資格認定を2000年4月から実施している。

Recently, approximately 20 universities and colleges in Japan have begun to institute special curriculum requirements of social research skills and to issue certificates for those who completed the requirements. Meanwhile, as part of the administrative reform of the national government, public organizations are now required to evaluate their policies systematically according to official guidelines. As a result, the interest in and demands for evaluation research have been growing. The Faculty of Cultural Policy and Management at Shizuoka University of Art and Culture was founded on the premise that cultural policy plays a significant role in the society, and the Faculty's objective is to supply graduates specialized in this field. In this context, the

その教育目標や必要単位数を、参考として以下に記載した。⁴

- 1) 社会調査に関する基礎的、専門的知識を身につける。
- 2) 社会調査を実施するのに必要な高度の実践的能力を身につける。
- 3) 商品開発・流通管理・販売戦略に必要な市場調査・各種アンケート調査の企画立案及び実施に関し、必要かつ専門的な技能を身につける。
- 4) 依頼者の要望と意図を理解し、的確な調査方法を企画立案し、実施及び調査後の分析に関する実務能力を習得する。

必要単位(必修及び選択科目合わせて40単位)

1. 必修科目

- (1) 社会調査理論関係(3科目12単位以上)
社会調査法、基礎統計学、マーケティング
- (2) 社会調査実務関係(4科目8単位以上)
社会調査法演習(演習)、アンケート作成法(演習)、
情報処理演習(演習)、情報処理応用演習(演習)

2. 選択科目(各群それぞれ4単位以上計20単位以上)

- I群「社会調査法」関連分野 4単位以上
- II群「企業経営」関連分野 4単位以上
- III群「現代社会と人間行動」関連分野 4単位以上
- IV群「ビジネス実務」関連分野 4単位以上

社会調査士の資格化の理由としては、幾つかの原因が考えられる。第一に、社会調査の質の向上である。私企業や地方自治体などで実施される社会調査の多くは、残念ながら基本的な方法論上の問題点を含むものが多くあり、データとしてあまり意味のないものが大量に生産されているのが現状である。そこで、社会調査についての教育を充実し、専門知識を有する者に対して資格を認定することにより、この問題の解決を図ることが期待されている。第二に、社会調査士の資格化が、社会学部や社会学科により始まっていることは、社会学の専門学問分野としての権威を高め、

社会的な認知度を高めるという戦略があると考えられる。このことは、現代の社会人一般や大学生の間での資格取得に対する関心と需要にも結びつく。就職環境が厳しさを増している最近の状況では、資格の取得は就職や転職、昇進などに有利であると思われる。社会調査士の認知度が、既存の応用社会科学関係の資格と同様に広まり、職業資格にまでなるとすると、社会学を専攻に志望する学生は増加するであろう。第三に、資格認定をすることは大学の選別化、差別化の手段と考えられる。大学淘汰の時代にあり、社会調査士の資格が取れるカリキュラムを用意していることは、より優れて充実したスタッフが揃っていることの反映とも捉えられ、生き残り競争により優位な条件となる。

社会調査士の資格化の動きを批判的に考えると、社会調査を行う基礎能力は、社会学を専攻した学生は当然持っているべきであるとも言える。社会学を専攻するということは、社会調査の基礎的科目の履修が必要条件であるはずである。しかし、日本の多くの大学の社会学、または関連分野のカリキュラムは、社会調査関連の科目が充実しているとは言えないし、また、科目があったとしても、教育内容や成績認定のレベルが十分とは言えないのが現状であろう。従って、社会学またはその関連の専攻の卒業判定基準にあえて厳しい履修条件を追加して、社会調査士という資格を作ることは、日本の大学における社会学および社会調査についての教育制度と内容の貧弱さを反映しているともいえる。筆者の知る範囲では、高等教育が普及している他の国々では、同じような社会調査士資格は存在しない。このことは、他の研究者も同じようなコメントをしている。⁵ しかし、このような批判が正しいとしても、社会調査士の認定の動きは、日本の大学における社会調査教育の問題点を認めた上で、改善に向けての一つの方向性を示しており、評価できることである。

2 政策評価

平成13年1月に、政府により「政策評価に関する標準的ガイドライン」が決定され、公表された。同時に、政府の各府省は、このガ

Faculty needs to emphasize the skills and knowledge of social research, especially that of policy evaluation, in its curriculum and individual course content, in addition to teaching a wide spectrum of knowledge on cultural policy.

イドラインに従って、政策評価に取り組み始めている。⁶ 政策評価とは、国の行政機関が政策の効果を測定・分析し、客観的な判断を行うことにより、政策の的確な企画立案やその実施に資する情報を提供するものであり、「企画立案」、「実施」、「評価」という3段階の政策マネジメントのプロセスに組み込まれて実施される。政策評価の実施主体は、各府省が自らの政策について評価するのが原則である。必要に応じて、第三者の活用を図ることになっている。各府省が自らの政策評価をきちんと行っているかを監督するのは、評価の専門組織として総務省行政評価局が行う。

政策評価は、政策の「必要性」、「効率性」、「有効性」、「公平性」、「優先性」の5つの観点から行われる。評価の方式としては、事業評価、実績評価、総合評価の3方式が、標準的なものとして使われる。手法としては、定量的な評価手法を開発し、出来るだけ具体的な指標・数値による合理的、客観的な評価手法を用いることが望まれている。しかし、政策評価の手法が確立されている分野は限られており、評価の方法については、今後さらに調査研究が必要とされている。そのためには、政策評価を担当する人材の養成及び確保を図っていく事が重要とされている。

将来、政策評価が急速に広まりつつあることは確かである。しかし、評価主体が政策を実施する機関自体であることと、政策評価を利用して国や地方自治体をチェックすることにまだ日本の一般市民が慣れていないことを考えると、政策評価の導入による効果は時間がかかるものと見たほうがよい。公共事業の見直しや、省庁の再編、公益法人の統廃合などのような、権限の縮小と存在意義の否定を招くような評価結果を、当事者自らが出すとは、ウェーバーの官僚制の議論を引くまでもなく、考えにくいことである。

ちなみに、社会政策の評価調査という分野は、応用社会学の主な柱として存在する。特に、アメリカにおいては、Evaluation Researchとして社会科学の応用としてさまざまな分野で利用されている。評価調査は、現実の状態で、何らかの社会政策的な介入が行われた時に特に有効である。実際の評価手法としては、因果関係の立証に有効な実験法や

擬似実験法が度々使われる。調査対象が現実の人々の日常生活に関わる事が多いので、他の社会調査に比べて計画や倫理に関わる特別の配慮が必要とされている。また、評価調査は、その結論が現実に活かされるとは限らない。つまり、調査結果の扱いについては、政治的な判断に関わるので、調査結果が政策に反映されるかどうか、別次元の問題となる事が多い。⁷

3 社会調査と文化政策

以上、社会調査士の資格化、および政策評価の制度化を具体的な例として、社会における調査の需要が高まりつつあることを指摘した。この傾向は、文化政策の学問分野および静岡文化芸術大学の文化政策学部に対して、どのような意味を持つのであろうか。

日本社会が成熟社会になるにつれて、文化政策は今後ますます重要になってくる分野である。他方、社会調査士資格の認定の広がりに見られるように、今後、社会調査が出来る専門家の需要が増してくると予想される。その際の社会調査とは、行政改革の流れから出てきた国の府省および地方自治体の政策評価、行政評価の実施をも含むものである。もちろん文化政策の分野においても、政策評価の必要性が指摘されている。評価は文化政策の欠くことのできない一部とも言える。⁸ 想定されている本学部の卒業生の進路は、行政や、民間企業、美術博物館などであるが、これらの業務では、調査の能力が今後ますます要求されるようになるであろう。さらに、情報の受け手にとっても、メディアリテラシーの一環として、調査リテラシー（リサーチリテラシー）とも呼べる理解・判断の能力が必要になってきている。情報の送る側と受ける側双方において、調査の知識が重要になりつつあると言える。

静岡文化芸術大学が将来へ向けて社会調査の教育を重視する方針を固めた場合、具体的にどのような可能性があるであろうか。本学同様に、文化政策学部を持つ京都橘女子大学では、調査関係のカリキュラムを重視し、社会調査士とアートマネジメントという2種類の独自の資格を出している。本学も京都橘

女子大学の事例を参考に、社会調査に関するカリキュラムを量と質の両面で充実させることが考えられる。そして、資格認定にこだわるとすると、将来的には本学独自の資格を作る事も可能であろう。ただ、現状のままでは、調査関連の科目を担当する教員数もごく少数であり、カリキュラムの改編をしなければ、本学独自の4年制課程レベルの社会調査士資格を認定することは出来ない。

参考までに、現在の本学の社会調査関係科目は、文化政策学部のカリキュラム体系の「調査分析企画手法」の科目群に属する。この科目群には、筆者が担当する「社会調査方法」および「社会統計分析」と、「社会科学の方法」、「フィールドワークの手法」、「情報検索法」、「情報検索法応用」がある。これらの調査分析企画手法の科目は、一、二年次配当の半期科目であり、時間的、時期的な条件から基礎的な知識のみしか教えられない。

第二の方法としては、今後実現する可能性のある、日本社会学会などの資格授与機関により資格を認定してもらう方法である。静岡西部の大学のネットワークを利用すれば、本学の学生が、本学および近隣の大学にて資格認定に必要な社会調査関係の科目を履修することは十分可能と思われる。ただこの方法に実現には、大学間ネットワークの社会調査士資格認定に関しての協議が必要である。第三の方法は、前述の財団法人全国大学・短期大学実務教育協会の認定による社会調査実務士・社会調査アシスタントの資格授与の利用である。この2種類の資格取得に必要なカリキュラムであれば、現在ある本学のカリキュラムで対応することは可能であろう。

おわりに

文化政策の将来への重要性を唱え、それを専門とする人材を育成することを目的とした本学部としては、当然のことながら、文化政策の調査、評価についての教育が不可欠である。文化政策についての幅広い知識と、政策評価の能力を中心とした社会調査の専門知識に関するカリキュラムは、本学の将来の方向性を担うものとも言える。例えば、ユニバーサルデザイン、男女共同参画社会、人権、少

子高齢化などの課題についてさまざまな政策、施策が計画、実施されているが、効果的な政策、施策を行うためには情報収集の調査、そして評価が重要であろう。結論として、社会調査士の資格を認定するかどうかは別として、文化政策の分野を主な対象とした社会調査・政策評価を含む授業とカリキュラム編成を真剣に考える時期が来ていることは確かである。

- 1 本稿は、平成12年度静岡文化芸術大学文化政策学部長特別研究費による「文化芸術及び静岡に関する社会調査と統計」の研究調査結果の一部を基にしている。
- 2 社会調査士・大学院単位互換制度検討委員会『社会調査士制度に関する委員会報告』、2001年4月；日本社会学会 社会学教育委員会『社会調査士（仮称）資格問題に関する検討報告書』、2001年2月；奈良大学の社会調査士に関するホームページ。
- 3 社会調査士・大学院単位互換制度検討委員会『社会調査士制度に関する委員会報告』、2001年、p.12、および原純輔「社会調査士資格の可能性と教育条件」『第72回日本社会学会大会報告要旨』、1999年
- 4 財団法人全国大学・短期大学実務教育協会のホームページ、http://www.jacsb.gr.jp/society_research.htm、2001年10月
- 5 ネンシュティール「社会調査士資格問題についてのコメント」、pp.17-18、中尾啓子「アメリカにおける社会調査資格の現状」p.36、日本社会学会 社会学教育委員会『社会調査士（仮称）資格問題に関する検討報告書』、2001年2月
- 6 総務省行政評価局ホームページ、<http://www.soumu.go.jp/kansatu/kansatuh.htm>、2001年4月
- 7 Earl Babbie, *Practicing Social Research*, 5th ed. Belmont (CA): Wadsworth, 1988年
- 8 後藤和子編、「文化政策の評価」『文化政策学：法・経済・マネジメント』、有斐閣、2001年、pp. 147-173

Dynamic Generation System of Web Pages

The present paper describes a dynamic generation system of web pages. The hardware and software used for constructing the web server are explained. The dynamic web page generation is applied for listing home pages of the students. Benefits of the dynamic generation are discussed in comparison with the static web pages.

野村 卓志

文化政策学部文化政策学科

Takashi NOMURA

Faculty of Cultural Policy

and Management

Department of Regional

Cultural Policy and

Management

1. はじめに

インターネットは社会に広く広まりつつあるが、なかでも WWW (World Wide Web、以下 Web とする) によるページ閲覧機能は、電子メールとともにインターネットの爆発的な普及のきっかけとなった。Web 閲覧は、「ホームページ」の名称で一般に広く浸透しており、インターネットとは Web 閲覧のことであるとの誤解が広まっていることは、その普及を示している。HTML (Hyper Text Markup Language) によって記述されたページ要素を画像として画面に表示する Web は、他ページへの参照が容易に行えるリンク機能とともに、データの公開や蓄積に有用である。さらに、近年では検索をはじめとして、情報交換や電子商取り引き等の機能的なサイトの構築などが成されており、現代社会のインフラストラクチャーとしての位置を占めつつある。

これらの機能的な Web ページ、Web サイトを構築するためには、単に HTML で記述したページを閲覧できるだけではなく、ブラウザからデータをサーバー側に送信したり、その場の状況に応じた適切なページを生成して表示することのできる、Web ページの動的生成技術が重要であり、国内外で研究・開発が進められている。ここでは、学内の教育に用いることを目的として、Web ページの動的生成システムを構成し、学生の学内向けホームページリストへ適用した結果について報告する。

2. Web ページの動的生成

比較のために、まず静的な Web ページ閲覧の概要を図 1 (a) に示す。閲覧者が使用している Web ブラウザプログラム (以下ブラウザ) に閲覧するページの URL を指示すると、URL で指定されたアドレスのサーバに、指定されたページを送付するように要求を送信する。要求を受信した Web サーバは、配下にある HTML で記述された Web ページを含むファイル群から、指定されたファイルをブラウザに送信する。ブラウザは、送信されてきた HTML 文に基づき、画面イメージを構成し

て閲覧者に表示する。このように、静的な Web ページ閲覧ではあらかじめディスクに格納されていたファイルを送信する。このため、概念としては紙の書類を繰って閲覧することに相当すると考えることもできる。

次に、Web ページの動的生成の概念を図 1 (b) に示す。閲覧者のブラウザが Web サーバにページを要求するところまでは静的な閲覧と同じだが、この場合には Web サーバはページを送信するのではなく、指定された外部プログラムを起動し、ブラウザのページ要求に付属していたパラメータを引き渡す。起動した外部プログラムは、パラメータを解析した後、必要に応じて設定ファイルの参照やデータベースの検索を行い、その結果を得る。この結果に基づき、外部プログラムはページを構成するための HTML 文を生成し、これを Web サーバに引き渡す。Web サーバは、この生成された HTML 文をブラウザに送信し、ブラウザによって閲覧者に表示することになる。このように、閲覧者のブラウザ操作をトリガーとしてサーバ側でプログラムを起動し、このプログラムが生成した Web ページを表示するのが Web ページの動的生成である。

このようなしくみを用いることにより、あらかじめ準備しておいた静的な Web ページを閲覧する場合とは異なり、閲覧者がブラウザ操作したときの状況に応じて、様々な応答が可能になるのが Web ページ動的生成の特

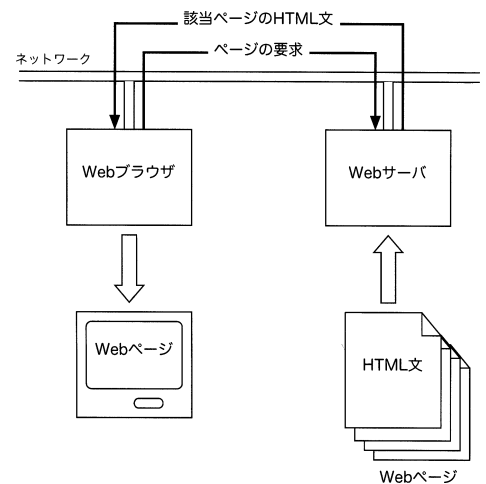


図 1 (a)

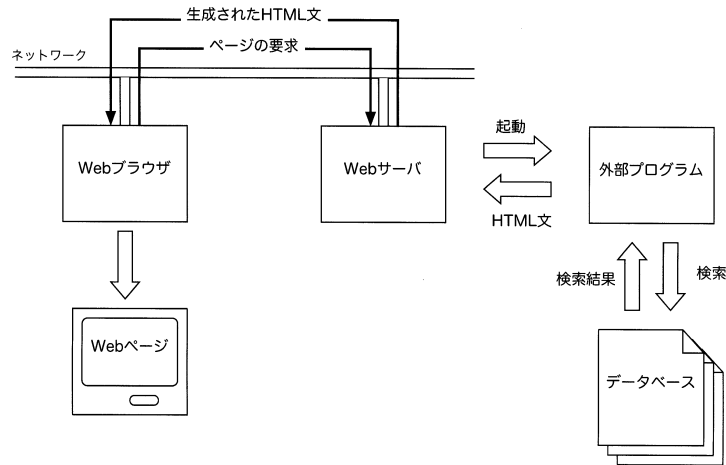


図 1 (b)

徴である。この応用例としてはWebページの検索機能や、アンケート収集機能、通信販売機能、掲示板機能などがあげられる。このWebページの動的生成は、Webを用いたCAI教育にも有用であると考えられる。たとえば、学生が教材を閲覧する場合においても、ただ単に静的なWebページで教材を提供し閲覧させるだけではなく、個々の学生がどのページまで閲覧したかを把握したり、教材中に小テストを設け、それらの結果から判定される理解度に応じて、教材の種類を変えたりするなど、機能的なCAI教育を行うことが可能になると考えられる。

3. システムの構成

前節で述べた、ページを動的に生成するWebサーバを構成するために、以下のハードウェアおよびソフトウェアを準備した。ハードウェアとしては、構成を自由に選択することができ、組み立ておよびメンテナンスが容易で、比較的低コストなPC互換機を用いた。これにより、サーバに適したシステム構成を選ぶことにより、無駄な部品を省いてシステムの安定性を向上させた。マザーボードには、サーバ用製品を多種提供している台湾Tyan社のTrinity 400を用いた。CPUには米Intel社製Celeronをクロック周波数333MHzで動作させ、メモリは512Mバイト、ディスクは20Gバイトとした。メモリは比較的大容量

を用い、多数のアクセスにも安定した性能が得られるようにした。イーサネットには米Intel社製Ether Express 100を用いた。グラフィックカードには信頼性を重視して米MGA社のG200を用いたが、サーバ用途としては本質的な部分ではない。サウンドカードやフロッピーディスクドライブなどは省略し、サーバ向けの単機能なハードウェア構成に留めた。

ソフトウェアシステムの基盤となるオペレーティングシステム(OS)としては、UNIX系のOSの一つであるFreeBSD^[1]を用いた。ハードウェアとしてPC互換機を選択したことから、OSの選択肢としては大きく分けて米Microsoft社のWindowsNT系のOSか、米ベル研究所で開発されたUNIX系のOSの二つが考えられる。ここでは、最終的な利用目的がインターネットにおけるWebサーバであること、そのために要求されるアプリケーションソフトウェアの多くがUNIXベースで開発されており、Windowsベースのものに比べて安定度が高いこと、多くのUNIX系のOSやアプリケーションソフトウェアの多くがオープンソフトウェア方式によって開発されており、システムの不具合に対する修正やセキュリティホールが発見された場合の対処が早いこと、またWindowsベースのシステムはセキュリティホールが多数報告されており、これらに対する対処に多くの労力を要する可能性があることなどから、UNIX

系のOSに決定した。PCで動作するUNIX系のOSには、米SUN社のSolaris、米SCO社のSCO UNIXなどをはじめとする商用の製品が数多く存在するが、システムの不具合やセキュリティホールに対する対処を考え、オープンソース方式で開発されたUNIXであるLinuxおよびBSD系OSから選択することとした。最終的にFreeBSDに決定したのは、Linuxに比べてBSD系はサーバとして用いられてきた期間が長いことによる。またBSD系のOSからFreeBSDを選択したのは、OS自体の入手性を考慮した結果である。

サーバを構成するアプリケーションソフトウェアも、オープンソース方式で開発されていることを重視して選択した。Webサーバとしてはapache^[2]、SQLデータベースサーバとしてはmysql^[3]を用い、プログラム記述言語としてはperl^[4]とPHP^[5]を用いた。プログラムおよびデータベースへのデータ格納に用いる日本語文字コードのエンコーディング方式はEUC-JP(Extended UNIX Code)を用いた。通常日本のパーソナルコンピュータで用いられているエンコーディング方式であるシフトJISとは異なり、EUC-JPは米国の文字コードであるUS-ASCIIと重複するコードに文字を割り当てていないため、プログラミング上で発生する可能性のある問題を回避できる。また、日本語対応しているWebブラウザは、そのほとんどがEUC-JPに対応しているため実用上の問題は少ないと考えられる。

4. 適用例

前節で構成した動的Webページ生成システムの適用例として、「学生のホームページリスト」を製作した。図2左に示すリストから所定の入学年度および学科を選んで選択するか、下部の検索項目に学生の氏名を入力すると、該当する年度の学科の学生、あるいは氏名の部分一致検索によってマッチングした学生が、それぞれ学内向けに作成しているWebページへのリンクのリストが表示されるようになっている。これらのページは、以下のよう

に生成している。
データベースは、学生の学籍番号、氏名、学部、学科、入学年度をそれぞれフィールドとして持ち、学生ごとにレコードを割り当てている。Webページ上で学科および入学年度が指定されると、呼び出された外部プログラムがデータベースに対して該当する学科および入学年度、または指定された文字列が氏名に部分一致するレコードを検索する。外部プログラムは、得られた結果リストをテーブルに含むようなHTML文を生成する。このとき、学籍番号に基づいて各学生のホームページのURLを自動的に生成する。生成したHTML文をWebサーバ経由でブラウザに送信することにより、閲覧者の画面上にリストが表示されることになる。

各学科、入学年度毎に静的なWebページを作成し、これらのページに対するリンクで構成する場合に比べて、上記の方法で動的にWebページを生成することによる利点を以下に示す。

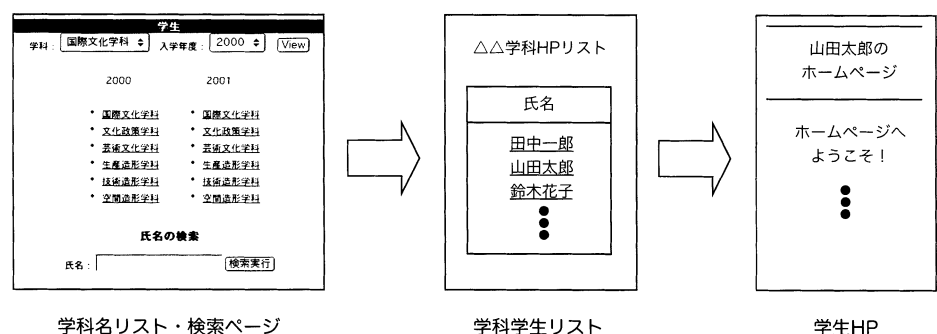


図 2

- (1) 年度が変わって学生が入学してきたときには、新たな学生のリストをデータベースに入力して検索条件のリンクを設定するだけでよく、新たなページを作成する必要がない。静的ページの場合には、入学学生人数分の表作成およびリンク設定を行う必要がある。
- (2) ページを作成した後の、転学科、退学等に伴うデータのメンテナンスを、データベース操作ツールによって容易に行うことができる。静的ページの場合には、テキストエディタまたはHTMLエディタによってこの作業を行なうことになるが、専用ツールによるデータベース操作に比べて作業性に劣る。
- (3) 各学生のホームページへのリンクを、学籍番号からプログラムによって自動生成することが可能である。静的ページで構成する場合には、各ページのURLを設定する必要がある。
- (4) 上記で説明した、氏名による検索と結果に基づく表作成を容易に行うことができる。静的ページの場合は検索機能の実現は容易ではない。
- (5) プログラムの変更により、例えば実際にWebページを有している学生のみをリストアップするなどの高機能化を進めていくことができる。

ここで示した「学生ホームページリスト」を講義中にとりあげ、実際に教室内の学生に利用させてページの閲覧や検索等を行わせた。60名程度の学生が同時にアクセスを繰り返しても、動作遅延やアクセスエラーが発生することはなかった。また、これらのページは学内一般に公開しており、学生や教職員が学生の製作したホームページを閲覧する場合の目次として利用されている。このように、構成したシステムが正常に動作し、学内からのアクセスに対しては十分な性能を有していることが示された。ここで示した例では、プログラムの記述言語にはPHPを用いた。PHPはデータベースアクセス関数を有していること、またWebサーバとのパラメータのやり取りを自動で行ってくれることから、Webページの動的生成に適している。しかしながら、近

年の高級言語に見られるような厳密な構文チェックや変数の宣言等の機能を欠くことから、例えばCAIシステムのような大規模なシステムを構築していくにはやや問題があると考えられる。このような目的には、米SUN社のJava言語のように、上記の機能やオブジェクト指向プログラミングの可能な言語を用いることが必要になると考えられる。

5. まとめ

ここでは、Webページの動的生成について説明し、構成したサーバのハードウェアおよびソフトウェアについて述べた。動的生成の適用例として「学生のホームページリスト」について述べ、静的なページを用いた場合と比較して特徴を論じた。

本研究は、静岡文化芸術大学特別研究費（テーマ研究）の支援を受けた。

参考文献

1. The FreeBSD Project, <http://www.freebsd.org/>
2. The Apache HTTP Server Project, <http://httpd.apache.org/>
3. MySQL AB, <http://www.mysql.com/>
4. 『プログラミング Perl 改定版』、Larry Wall, Tom Christiansen, Randal L. Schwartz 共著、近藤嘉雪訳、オライリージャパン（1997）
5. The PHP Group, <http://www.php.net/>

On "Tricks and Vision"

1968年に、東京のふたつの画廊で開催された「トリックス・アンド・ヴィジョン」展は、トリッキーといわれる美術を集大成した、画期的な展覧会であった。企画者は、美術評論家の中原佑介と石子順造である。国内から19名の美術家が参加したが、そのうち6名は、静岡周辺に在住していた。トリッキーな美術は、その外見ゆえに、安易な美術と見なされることが多いが、視覚のあいまいさを視覚化した点で、再度見直されるべき価値があるように思われる。また、世界的に見ても、当時、他にあまり例を見ない動向でもあった。今回の研究の目的は、「トリックス・アンド・ヴィジョン」展はどのようなものであったか、またそれは、我が国の戦後美術の流れのなかで、どのような位置にあったか、以上二点を検証することである。

尾野 正晴

文化政策学部芸術文化学科

Masaharu ONO

Faculty of Cultural Policy

and Management

Department of Art

Management

1. はじめに

数は少ないにせよ、我が国にも伝説的な展覧会というものがあった。今回取り上げる「トリックス・アンド・ヴィジョン 盗まれた眼」展（以下、同展と略す）は、そうした展覧会のひとつとされている。同展が開催された背景については、これから見てゆくことにするが、表だった印象としては、一気に開花したが、その後、いつの間にか消え失せてしまった展覧会という感じがある。輝きとはかなさが、一瞬のうちにかいま見れるのだ。そこが、伝説の伝説たるゆえんかもしれない。同展は、1968年に東京の二会場で開催された。4月30日から5月11日までが村松画廊、4月30日から5月18日までが東京画廊、企画者は、中原佑介と石子順造というふたりの美術評論家である。

国内から合計19名の美術家が参加したが、そのうち静岡に関係のある美術家が重要な位置を占めていた。飯田昭二、小池一誠、斎藤司郎、鈴木慶則、丹羽勝次、前田守一の6名である。かつて静岡に職を得ていた石子が、郷土出身者を優遇したわけではないだろうが、同展にふさわしい資質（俗にいう、トリッキーな資質）をそなえた美術家が身近にいたことが、ひとつのきっかけとなったことは間違いない。現代美術の文脈において、一地方にすぎなかった静岡周辺に、どうしてそういう資質をそなえた美術家が集まったのか、今なお不明な点が多い。

今回の調査の主たる目的は、同展を検証することにある。具体的な調査にあたっては、連絡の取れた美術家の方々から、貴重な資料と情報を提供していただいた。ここに記された内容に思い違いもあるだろうが、それらは分かり次第、訂正してゆきたいと思っている。飯田昭二氏、小池一誠氏、鈴木慶則氏、丹羽勝次氏、前田守一氏、高松靖子氏、元静岡県立美術館学芸員立花義彰氏、千葉県美術館学芸員藁科英也氏、千葉由美子氏、東京画廊、村松画廊、その他関係各位に対して、はじめに感謝の意を表したい。

2. 60年代の芸術

60年代末に開催された展覧会は、60年代美術の総決算であるとともに、70年代美術の先駆けでもあった。1960年代がどのような時代であったかは、さまざまな年表を見ればすぐに分かるだろう。あらゆる意味において、激動の時代である。もちろん、美術の世界も例外ではない。この時代だけに焦点を当てた展覧会が、いくつか開催されたこと^(注1)から考えても、1960年代がどれほど興味深い時代であったかは、容易に想像できる。ちなみに1968年に、内外でどのような展覧会が開催されたか、少し列挙してみよう。

国内では、恒例の「第8回現代日本美術展」（東京都美術館）や「現代美術の動向展」（京都国立近代美術館）、さらには、「ダダ展」（東京国立近代美術館）、「現代の空間'68〈光と環境〉展」（神戸・そごう）、「第1回現代彫刻展」（神戸・須磨離宮公園）などが開催された。いわゆる「反芸術」の嵐がようやくおさまり、1970年に開催される万国博覧会をひかえて、テクノロジーを駆使した美術や、後に「もの派」と呼ばれる美術家たちが胎動しはじめた時期、といえるだろう。

一方国外では、「ミニマル・アート」（ヘメンテ美術館、オランダ）、「第4回ドクメンタ」（カッセル、ドイツ）、「第34回ベネチア・ビエンナーレ」、「アート・オブ・ザ・リアル」（ニューヨーク近代美術館）、「機械時代の終りにみられる機械」（同）などの重要な展覧会が開催された^(注2)。ミニマル・アート、ポップ・アート、アルテ・ポーヴェラが共存していた時期であり、コンセプチュアル・アートの兆しも見えていた。政治に目を向けると、そこには美術を上回るカオスが見てとれる。全国の大学を席卷した学園闘争、ヴェトナム戦争の終結、パリの5月革命、ソ連などによるチェコ侵攻、マーチン・ルーサー・キングとロバート・ケネディの暗殺、などなど……。

1960年代の芸術がいかなるものであったかについて、たとえばダニエル・ベルは、その特徴を、政治的ラディカルズムと文化的ラディカルズムの両面から捉えている^(注3)。彼は、1950年代の静かで高級な芸術と比べて、60年代の芸術は、騒々しく反抗的であっ

The exhibition "Tricks and Vision" held at two galleries in Tokyo in 1968 was an epochal exhibition, covering comprehensively art which usually has been considered tricky. It was organized by art critics, Yusuke Nakahara and Junzo Ishiko. Six out of the nineteen Japanese artists who participated lived around Shizuoka. Because of its outward appearance, tricky art has been regarded often as an easy art, but I think it is worthy of reevaluation now as it visualizes the ambiguity of vision. It was also a rare movement internationally as there has been no similar movement in other parts of the world. The purpose of my research is to verify two points; what was the "Tricks and Vision" exhibition and what position did it occupy in the flow of Japanese postwar art.

たという。芸術家の疑いの目が、既製のすべてのシステムに向けられていたことを思えば、こうしたラディカリズムは、生まれるべくして生まれたといえるだろう。だがベルは、60年代の文化的ラディカリズムは、政治的なそれに比して独創的ではなかったと考えた。彼にとって、騒々しい反抗は、ダダイズムやシュールレアリスムという、過去の芸術の遺産の真似事にすぎなかったからである。

ベルが懸念したように、政治に従属したとまではいわないにせよ、「はじめに政治ありき」という大状況から、60年代の芸術は生まれたのだろうか。たしかに政治の季節のもとでは、芸術と政治を二項対立においた方が、両者の関係は、読み取りやすいものになる。芸術を支配下に置こうとする政治と、そういう政治に反抗する芸術という図式は分かりやすいし、何より芸術家にとって、反抗すべき敵を容易に想定することができる。一方、芸術が政治の干渉を逃れて、自らの館に閉じこもることができれば、その場合も、両者の関係は、読み取りやすいものになる。だが現実には、そうした読み取りやすい関係にあることは稀であり、両者は、反目し合いながら、互いを利用している。たとえば芸術は、政治と対峙することによって、自らの存在意義を高めることができる。逆に政治は、芸術を尊重する（ふりをする）ことによって、自らを権威づけることができる。

「・・・20世紀を見ていると、奇怪なことだが全体主義下の社会あるいは国家ほど、芸術の力を信じているものはないという逆説にめぐり合うことになる。前衛的な芸術を抑圧し、政治的イデオロギーのプロパガンダになるように圧力を加えたのも、この芸術の影響力や教育的な効果にたいする過信からであった。・・・とくに顕著なのは60年代の終わりから70年代のはじめにかけて、文化そのものの深部に内在する政治性にたいする批判であった。この多分に矛盾を含んだ闘争は挫折したし、その結果は大して評価されてはいないにもかかわらず、それ以後の芸術はこの期間に意識的、無意識的に経験したことをひとつのきっかけにしていることはまちがいない。・・・」(注4)

これは、日本の20世紀の芸術を概観した多木浩二の言葉である。政治や芸術のラディカリズムが、権威に対する異議申し立てに終始できた時代は、互いの不信を素直に信じられた点で、牧歌的であったとさえいえるだろう。60年代は、異議を申し立てるべき本当の相手が、外ではなく、自らの内にあることが見えはじめた時代、いいかえれば、反抗のための反抗が、大義を見失いはじめた時代である。あらゆる反抗は、一義的なものでなくなりつつあった。

先にベルは、60年代美術の特徴として、「芸術と人生の融合、作者と作品と環境の一体化、絵画の意味の破壊、ハプニングの登場」を挙げていたが、それは、我が国の「反芸術」と呼ばれる動向にも有効であるように思われる。美術評論家の東野芳明が命名した「反芸術」は、当初、特定の作家や作品を念頭に置いていたが、やがて、既製の芸術に異議を唱える先駆的な作品全般を指すようになった。絵画と彫刻、さらには、芸術と非芸術（日常）など、あらゆる区分けを解体しようとした「反芸術」の身振りは華々しいものであったが、反面、解体すべき芸術を暗黙のうちに前提としていたふしがある。「反芸術」が芸術に回収される道筋を見てゆくと、前衛を名乗ることは容易いが、前衛であり続けることは至難であるという、古くて新しい教訓を思い起こさせるを得ない。

「反芸術」の作品は、スキャンダラスで人目についたために、60年代の美術を支配していたかに見えるかもしれない。だが、ネオ・ダダやポップ・アートのように、大芸術を揶揄するのではなく、極限まで純化することで、大芸術を乗り越えようとする作品も存在していた。モダニズム美術の極北たるミニマル・アート、絵画や彫刻を本質的な要素に還元するために、不要なものをすべてを捨て去ったミニマル・アートは、その代表例である。とくにアメリカは、ポップ・アートとミニマル・アートという、対極にある美術が展開しつつあった場所であり、そのためもあって、両者が混在し得た不可思議な場所であった（対極にありながら、両者が、反復やグリッドなどの似かよった構造をもっていたのは、知られているとおりである）。

3. トリッキーな美術と高松次郎、ジャスパール・ジョーンズ

トリッキーな美術は、60年代後半に現われたあと短命に終わったが、欧米では似かよった動向がほとんど見当たらない。強いて言えば、視覚と戯れたオブティカル・アートのひとつといえるだろうか^(注5)。これまでトリッキーな美術が顧みられなかったのは、トリック（ごまかし、錯覚）という言葉自体が、どこかネガティブな印象を与えたためである。トリック・アートと称する娯楽美術も、そうした偏見を助長する一因となったかもしれない。トリッキーな美術にかぎらず、出自を問うとき問題になるのは、誰が、どこで、いつ、はじめたかということである。美術動向の発生源を詮索するのは、後に生きる者の悪弊といえるが、この場合、高松次郎に触れないわけにはいかない。

高松の作品は、時とともにめまぐるしく変貌したが、初期の作品の影響力は、今考える以上に絶大であった。彼もまた静岡を訪れて、地元の美術家たちと交流したので、作品や考えは、彼らにもある程度伝わったと思われる。高松が実質的にデビューしたのは、読売アンデパンダン展のただなかであり、そこでは「反芸術」が、支配的な美術になりつつあった。高松が、そうした反主知主義ともいえる動向から抜け出したのは、周知のとおり、「影」の絵画〈図1〉以降である。高松は、1964年にはじめて発表された「影」の絵画の制作の動機を、こう語っている。

「……SFです。……結局それらは、イマジネーションの中だけの事件で、イマジネーションはいくら拡大しても現実には結びつかない。そこで、現実の中でSFのようなことが起ったら、おもしろいと思った。或る晩どこかのビルの壁にでも通行人の影だけを非常にリアルに描いておく。少なくともこの地球上では、ものがないのに影だけがあるということは起りえない。そんなことでとにかく試作としてパネルに影を描いて展覧会に出したのです。……」^(注6)

「……60年代に入って、私には芸術全

般にわたって大きな懐疑がありました。それは当時の時代性でもあったのですが、私は自分なりに芸術の表現は、限りなく無に近いことが好ましいと考えていました。それが芸術というカテゴリの枠をはずすことにつながっていったのです。そして日常のなかで、現実のさまざまな事物をあらためて見直すことになりました。物理現象としての影に私が出会ったのは、そういう時だったのです。……」^(注7)

ふたつの発言の間には、二十年の歳月が流れているが、作り手の発言は、常に制作の後を追う。発言をそのまま鵜呑みにして良いかどうかは疑問であるが、「影」の絵画が話題になるにつれて、さまざまな謎解き生まれ、ある雑誌では、「影」に関する論争らしきものはじまることになった^(注8)。視覚と存在のずれ、観念と実在のずれ、実像と虚像のずれ、それらのずれを巧みに図解した「影」の絵画。陰影法が、人や物のヴォリューム表現（実在感）に欠かせない、絵画表現の伝統的手法であることは知られているが、「影」の絵画は、影だけを描くことで、人や物の不在感を際立たせたのである（ちなみに、その後の「遠近法」のシリーズ〈図2〉では、絵画表現のもうひとつの伝統的手法である遠近法の立体化が試みられている）。

存在することで不在を喚起する影は、元来両義的なものである。高松は、「影」の絵画に事物を取り込むことがあったが、その場合、事物、事物が映し出す影、描かれた影（さらには、観客の影）が画面で融合することになる。こうした「影」の絵画を「見る」とき、「在る」ことを確認するだけの従来の見方は無効となり、「見る」ことの問い直しがはじまるが、情況論議が大半の当時であって、言説で同じような問い直しを行ったのは、美術批評家の宮川淳である。彼にとって、「見る」とことは、作品の意味を読み取ることはなかった。「作品はかつてのシニフィエ（意味されるもの）とシニフィアン（意味するもの）との統一であったものから、単なるシニフィアンと化した」^(注9)からである。表現と内容が表裏一体の作品から、単なる表現と化した作品を「見る」とは、どういうことなのか。宮川

はいう。

「……見るとはここで単に視覚の網膜的ないし光学的事実、あるいはその心理学を指すのではない、いいかえれば、伝達や享受のプロセスを意味するのではない。見るとはシニフィエを読むことではない、逆に見ることそのものがひとつの意味作用（意味の伝達ではなく、意味の生産）のシステムとして捉えられなければならないのだ。……」^(同)

「見る」ことの問い直しについては、他にもジャスパー・ジョーンズの例がある。ジョーンズは、ロバート・ラウシェンバーグとともに、ネオ・ダダを代表するアメリカの美術家である。抽象表現主義とポップ・アートという、二大美術のはざまにあったネオ・ダダは、「芸術的なもの」の破壊より、「非芸術的なもの」の創造に力点を置くことになった。ジョーンズが好んで取り上げた主題は、標的、数字、国旗などであるが、それらはすべて、二次元的で「デザインする必要のない」(ジョーンズ)ものばかりである。私たちは、こうした作品をとおして、すでに「知っている」何かを「見る」わけだが、このとき、「見る」ことは、「知る」ためのひとつの手段になっている。両者は、いわば主客の関係にあった。

ジョーンズは、「見慣れているが、知られていないもの」や、「知られているが、見慣れていないもの」を作り出すことによって、「見る」と「知る」こととの関係を危ういものに変えてしまった。国旗についていえば、見慣れてはいるものの、詳しく知っているわけではないので、この場合、「見る」ことが、必ずしも、「知る」ことに結びついていない。描かれた国旗を「見る」ことは、現実の国旗を「知る」こと的前提とはならないのである。一方、標的についていえば、「知っている」のは、知識としての標的であるために、稠密に描かれた標的に会おうと、それは、直ちに「見知らぬ」ものになってしまう。この場合、「知る」ことは、必ずしも、「見る」ことに結びついていない。ジョーンズが、蜜ろうを駆使して国旗や標的を精緻に描いたのは、そうすることで、描くことの疑わしさを強調したかったためである。彼もまた、敬愛するマルセル・デュ

シャンとともに、疑わしさを美の中心に据えた美術家のひとりであった。

4. 「幻触」と石子順造

今回、同展を取り上げた主な理由は、先に述べたとおり、静岡在住の美術家が多数参加していたためである。これらの美術家は、「幻触」というグループに所属していた。当時は、小さな美術グループによる挑発的な活動が、全国各地で断続的に行われていたが、「幻触」も、そうしたグループのひとつであった。中心にいたのは、美術評論家の石子順造である。石子は、東京での美術動向を静岡に伝える役割も果たしていたらしい。石子と「幻触」の関係から思い起こすのは、吉原治良と「具体」の関係や、土岡秀太郎と「北荘・北美」の関係だが、両者はまさに、似て非なる関係といえるだろう。吉原や土岡には経済的な基盤があり、ふたりは、物心両面からグループを支援し続けるリーダー（あるいは、オーナー）であったが、石子は違う。グループとしての結束が緩やかで、メンバーも流動的であったために、石子と美術家の関係も、美術家相互の関係も、一枚岩ではなかったのである。

「幻触」については、機会を改めて詳述するつもりなので、ここではその歩みを簡単に記しておきたい。

1958年3月

グループ「白(しろ)」を結成。メンバーは、石子(本名は、木村泰典)、鈴木(慶)、前田、伊藤隆史、早川実など。

1958年9月

「アンデパンダン静岡」展を清水市青少年会館で開催。出品者は、伊藤、木村、鈴木(慶)、前田、早川など。

1966年?月

「触」展を小谷画荘(静岡)で開催。出品者は、飯田と丹羽。

1966年7月

第1回「幻触」展をギャラリー創苑(東京)で開催。出品者は、鈴木(慶)、丹羽、小池、

飯田、前田、近藤文雄、鈴木正雄、長嶋泰典、岡本勝博、増田正己、中森五三九、深沢水恵。

1966年9月

グループ「幻触」の主催により、石子順造と高松次郎による講演会を、静岡県民会館で開催。

1967年3月～1971年1月

機関紙『幻触記』（1～3号）、『幻触』（4～6号）を刊行。

1967年8月

グループ「幻触」展を静岡県民会館で開催。出品者は、飯田、伊藤、小池、鈴木（慶）、中森、長嶋、丹羽、前田、車タニヒロ、出口マチ、真田正、望月利八。

1967年9月

「グループ「幻触」による（ ）」展をギャラリー新宿（東京）で開催。出品者は、飯田、中森、長嶋、丹羽、小池、鈴木（慶）、前田、斎藤司郎。

1968年4月

「トリックス・アンド・ヴィジョン」展を東京画廊と村松画廊で開催。

1968年10月

「グループ『幻触』展」を吉見書店ギャラリー（静岡）で開催。出品者は、長嶋、東、小池、飯田、柴田隆二、青島正和など。

1969年9月

「今日の美術－静岡 自然・存在・発見」展を静岡県民会館で開催。出品者は、東、鈴木（慶）、小池、長嶋、飯田、丹羽、前田など。

上に見るように、「幻触」は、1966年に生まれ、1968年の同展でピークに達した。いつ終わったかについては意見の相違があるが、実質的には60年代とともに終わったようだ。いずれにせよ、短い命である。石子が、現代美術に興味を失ったことや、メンバーが個々

に活動しはじめたことなどが、衰退の原因と思われるが、はっきりしたことは分らない。はじまりは特定しやすいが、終わりはあいまいというのが、美術運動の宿命なのだろう。「幻触」という名の由来は、「ダリの複製を前にして現代美術は、虚と実のはざまにある「幻」かも知れない、という鈴木（慶）のつぶやきと、「触」というグループ名をつなぎ合わせた」^{（注10）}という説と、「……あまり深い根拠はなく、僕と丹羽君たち数人で「触」というグループをやっていたのと、皆で話たり考えることが、あまりにも幻ぽかったから……」^{（注11）}という説があるが、どちらにしても、幻に触れるという命名は、言い得て妙である。

「幻触」のイデオログである石子は、グループを特徴づけるトリッキーな美術を正当化すべく論陣を張ったが、そのなかで良く知られているのが、「と」という理論である。本展のパンフレットの冒頭にも、「トリックス・アンド・ヴィジョン」の“アンド”について、「……”アンド”によって接続される二者が、それぞれ要素でありながら同時に全体化しようとする、そのような運動への指示を意味しているようにとれる。……」^{（注12）}と言及されている。二項を対立させることで、それぞれの属性を際立たせるのがモダニズムの手法とすれば、彼は、今でいうポスト・モダンの手法を試みた。二項のどちらかにウエイトを置くのではなく、「と」の部分、二項の「あいだ」を求めたのである。

「……たとえば、鈴木（慶）のダリの作品〈図3〉に即していえば、裏「と」表、本物「と」模写、立体「と」平面、幻想「と」現実、オブジェ「と」絵画という二項が、単に隣接しているのではなく、二項はそれぞれメビウスの輪のように運動し、創造力の運動体となって我々の知覚を刺激してやまない……」^{（注13）}

谷川晃一は、二項の例を上のように語っているが、立体と平面、オブジェと絵画という二項であれば、両者の「あいだ」を志向した手法や作品は、モダニズムの美術にもある。たとえば、コラージュやレリーフは、トリッキー

な美術よりはるか以前の、二十世紀美術の革新的手法であったし、また、ジャスパー・ジョーンズの同志でもありライバルでもある、ネオ・ダダの美術家ロバート・ラウシェンバーグの「コンバイン・ペインティング」は、トリッキーな美術と同時代の作品であったのである。

二項を対立させることは、好むと好まざるとにかかわらず、二項の間にヒエラルキーを設けることである。「と」の理論は、あらゆるヒエラルキーに異議を申し立てたわけだが、我が国の現代美術において、二項（物体と観念など）が対峙した時期があったかと厳密に問われれば、首をかしげざるを得ない。「と」の理論が喝破する前に、二項は融和していたのである。二項の属性を際立たせることができなかつたのは、モダニズムを通過することができなかつたことであり、我が国の現代美術の弱みといえるかもしれない。だが、あいまいさは、見方を変えれば、しなやかさということになる。弱みはまた、強みにもなり得るのである。

「と」の理論は、石子の晦渋な言い回しのために読み取りづらいが、難解なわりに（あるいは、難解ゆえに）図式的なところがある。一方、トリッキーな美術も、仕かけにかかわらず（あるいは、仕かけゆえに）図式的に見える。トリッキーな美術が、「と」の理論に最も見合う作品であったかどうか、また逆に、「と」の理論が、トリッキーな美術を正当化する最強の理論であったかどうかは定かではないが、いずれにせよ、両者は、図式的であることによって過剰な整合性を見せている。両者に「あいだ」がなかつたのは、ひとつのアイロニーと言うべきだろうか。

5. 「トリックス・アンド・ヴィジョン」展

本展の前後に開催された展覧会の資料^(注14)を見てみると、今では想像もできないだろうが、トリッキーな美術の氾濫に驚かされる。大袈裟に言えば、一世を風靡していたのである。同展に出品した美術家のうち静岡以外は、岡崎和郎、岡田博、奥田善巳、柏原えつとむ、河口龍夫、須賀啓、関根伸夫、高松次郎、立石紘一、中西夏之、野村久之、堀内正和、前山

忠の13名。パンフレットには、石子が「絵画論としての絵画」、中原が「Tricks and Vision」というエッセイを寄せている。目録がないので、出品作品の詳細は不明である。

パンフレットのなかで、中原は、「見る」ことについてこう述べている。

「……「見る」ことを、人間のあたりまえの行為としてとらえるのではなく、あたかも形式論理のように、極度に知的なものとしてとらえること。……」^(注15)

「……視覚は視覚であるゆえに、トリックをつくりだしうるのである。……こういう動向が著しくなったのは、美術が、「見る」ということそのことを思考の対象としつつある現在の状況によるだろう。……」^(同)

一方、石子のエッセイには、「眼を盗まれる」という副題への言及がある。

「……絵画を絵画として成立させてきた従来までの視線が、要するに、眼を盗まれる体験であったことを証しはすまいか。……」^(注16)

展覧会に対する思い入れなどから判断すると、本展は、どちらかといえば、石子が主導したと思われる。石子は、「眼を盗まれる」ような、従来の視線のもとで成立している作品ではなく、「見る」こと自体を思考の対象とするような視線、そういう視線のもとで成立している作品を集大成しようとしたわけだが、その背景には、高松次郎の実作があり、それに影響を受けた若い美術家たちの作品^(注17)があり、それを説き明かそうとする評論家の言説^(注18)があった。同じような問題意識をもった美術家や評論家の一群が、形成されていたのである。同じような問題意識をもっている、取り組む手法は美術家によって異なるし、他の選択肢（たとえば、ジョーンズの手法）もあつただろうが、このとき選択されたのは、結果から見て（美術家自身が、了解していたかどうかは別にして）、トリッキーな手法であった。

本展は、当時、どのように受け取られていたのだろうか。企画者の思い入れと観客の受け

止め方が、大きく食い違うのは展覧会の常だが、本展も例外ではない。いろいろ調べてみたが、展覧会評らしきものはほとんど見つからないし、見つかったも、中味は、パンフレットの記述以上のものではない。今でもそうかもしれないが、オップ・アートやキネティック・アートなど、何らかのトリックのある美術は、手品を見るような眼で見られることが多い。種が分かれば、それでおしまいというわけである。トリッキーな美術は、作り手にとって、軽薄な面白美術ではなかったはずだ。というか、軽薄そうに見えながら、その実、「見る」という制度そのものを問いかけた点に重きを置いたはずだ。まさに、「……「見る」こと」が制度化される過程に対する文明批判から、「見る」と「在ること」が不可避的にもつ矛盾についての問題の自覚への、熱のこもった八年間であった……」^(注19)ののだが、観客の大半はそうは見ない。知的操作の面白さだけを、見てしまうのである。

ここで、静岡在住の美術家6名が同展に出品した作品を、可能な限り再現することにしよう。展覧会場とその周辺の写真〈図4、5、6、7、8、9、10、11〉も参照するが、美術家自身の記憶があいまいなために、確認できない作品が多いことを、はじめにお断りしておく。前田によると、「……飯田は、鏡のシリーズを、前田は、遠近の物差しのパリエーションで、鈴木は、描きかけのキリコの絵をイーゼルの上に置き、小池は重なり合った10個の球形が弧を描いて移動する様を描き、丹羽は、平面を紐をかけられた箱に見せかけて切り抜く……」^(注20)といった具合であり、飯田によると、「……前田守一の遠近法でできた「ものさし」や、丹羽勝次の立体に見える「平面の箱?」、鈴木慶則の「ダマシ絵」……」^(注21)や、「……鈴木慶則君の「絵を描く」ということそのものを描く、トロンプ・ルイユの逆説性、丹羽勝次君の逆遠近の箱の絵、前田守一君の遠近法でできた「ものさし」、小池一誠君の空間の現象学的解釈、僕の鏡による作品、……」^(注22)ということになる。

鈴木は、キリコ〈図12〉によるトロンプ・ルイユ（だまし絵）を出品した。周知のとおり、トロンプ・ルイユは、それ自身の歴史を

語る^(注23)ほど、多様な展開を見せているが、観客の眼を欺くためには、それに見合うだけの描写力が必要である。トロンプ・ルイユを断念した後の、鈴木の高いスランプを思い起こすとき、そうしたアカデミックな技量が、ひとつの枷となったことは間違いないだろう。石子から、「手に呪われた墮天使」^(注24)と呼ばれたゆえんである。

前田は、「遠近のものさし」のシリーズ〈図13〉を出品した。本人の説明によれば、「遠近のものさしに書き込んだ目盛りや数字は、遠近法に基いて実体をコピーしたものではない。イメージとしてのルールを別なイメージに換置したもの」^(注25)ということだが、絵画空間を作り出すための遠近法が、ここでは、視覚のあいまいさを確認するために取り上げられている。高松も、似たような作品〈図2〉を制作したが、椅子やテーブルではなく、遠近を測る物差しそのものを取り上げた点がミソであろう。

飯田は、「鳥籠」のシリーズを出品した。鳥籠には、ピンポン玉やコップなどが入っており、真ん中は、両面の鏡で仕切られている。そのため、角度によって、ピンポン玉やコップが変化して見えるが、同じころ、河口龍夫も、鏡を用いた作品〈図14〉を制作していた。鏡は、視覚のトリックを最も身近に体験できる日用品であり、古今の美術家だけではなく、文学者にも多くのインスピレーションを与えている。

丹羽は、切り抜きによる箱の作品〈図15〉を出品した。箱は、ひとつの場合、いくつか重なっている場合、箱のなかに箱がある場合などさまざまだが、立体のように見えながら、その実、平面である。紐で梱包したように見せかけたのも、立体感を際立たせるひとつの工夫かもしれない。関根伸夫も、立体に見えながら、平面であるような作品〈図16〉を残している。

前田の証言によれば、小池は、「重なり合った10個の球形が弧を描いて移動する」作品を出品した。円から球への移行行きは、丹羽の箱と同様、立体であるように見えながら、平面に描かれている。切り抜きも同じである。小池は、以前から虚と実の関係に興味をもち、たとえば、切り取った電車の窓枠を額縁として、

窓に映るさまざまな像を描いたりしていた。

今回、連絡の取れなかった唯一の美術家は、斎藤である。残された資料から判断するしかないが、出品を確認できるのは、テレビ画面を拡大して描いた作品〈図17〉である。焦点がぼやけたポップな人物が描かれた図版を見ていると、ゲルハルト・リヒターの影響のもとで一時流行した、昨今の若い美術家たちの作品が思い浮かぶ。

6. トリッキーな美術と「もの派」

60年代の欧米の美術動向に左右されない、我が国固有の美術のひとつとして評価されているのは、「もの派」である。アルテ・ポーヴェラ、アンチ・フォーム、アース・ワークなどとの関連を指摘する論者も多いが、「もの派」とは、「1970年前後の日本で、芸術表現の舞台に未加工の自然的な物質・物体（モノ）を、素材としてでなく主役として登場させ、モノの在りようやモノの働きから直かに何らかの芸術言語を引き出そうと試みた一群の作家たち」^{（注26）}とされている。ジャスパー・ジョーンズの日本での同伴者は、前にも名の挙げた東野芳明だが、「もの派」の批判的同伴者は、美術評論家の峯村敏明であった。トリッキーな美術と「もの派」の関連については、論議が尽くされた感があるが、結論めいたことを言うと、「もの派」は、自らの母体ともいえるべき、トリッキーな美術を否定することで展開できた。知的操作による高松の「影」や「遠近法」の作品は、いわば反・「反芸術」たる主知主義の作品であったが、当初、主知主義のそれと見紛うばかりの「もの派」の作品は、主導者李禹煥の理論による導きもあって、劇的転換を遂げることになったのである。図式的に言えば、「反芸術（反主知主義）」→「トリッキーな美術（主知主義）」→「もの派（非あるいは脱主知主義？）」、ということになるだろうか。

トリッキーな美術から「もの派」への移行を示す記念碑的作品が、第一回現代彫刻展（神戸・須磨離宮公園、1968年）に出品され朝日新聞社賞を受賞した、関根伸夫の「位相―大地」〈図18〉であることは、周知のとおりである。本稿のテーマである「トリックス・ア

ンド・ヴィジョン」展が開催されたのもこの年であり、当然のことながら、関根も出品している。わずか数カ月後に、どのような転回が起こったのだろうか。「位相―大地」も見方によれば、トリッキーな三次元の作品といえることができる。後先を考えれば、ポップ・アートの美術家クレス・オルデンバークは、1967年に、自分の墓にふさわしい穴を掘って埋め戻すという行為を行っている。円筒状の穴を掘り、かたわらに同じ容積の土を積み上げる行為は、虚と実というトリッキーな文脈でも充分読み取れるが、そうならなかったのは、いくつかの理由が考えられる。

まず、身体を用いて自然と取り組む手法である。身体や自然というと、現代美術らしからぬ原初的な趣があるかもしれないが、60年代には、自然へと回帰するアース・ワークや、ハプニングという身体行為による作品、さらには、視覚の身体性を問う現象学さえあった。身体や自然は、当時、芸術のひとつのキーワードであったのである。身体を酷使して制作した作品が、頭や心で想定したあるべき姿を裏切ることは多々あるが、不可思議な充足感と高揚感に満ちた「位相―大地」も、知的操作のもとで想定された姿を見事に裏切ることになった。穴の直径220cm、円筒の高さ270cmという大きさと、周辺に他の作品や建物が点在する公園という設置場所も、「位相―大地」に、知的操作が遊戯に見えるほどの存在感を与えたはずだ。最後に最も重要なのは、制作後の理論的な裏づけであるが、これは、関根自身と李によって行われた。関根の制作時の回想は、次のようなものである。

「……ある思考実験としてこの地球にある一点穴をあけ、そこから土を掘り出し、その片端に積み上げる。それを永々と繰り返す。……すると、いつの間にか地球は卵の殻状になってしまい、さらに強引に殻を内側からつまみ出すと、地球は反転してしまう。……そのプロセス全体を示すため、円柱状の穴を掘り、その端には円柱状に土を積んだ訳である。……」^{（注27）}

一方、制作後の回想は、トポロジー（位相幾何学）の空間認識法による思考実験という、

制作時の弁とは裏腹なものである。

「……出来上がった作品はその空間認識法をはるかに超えて物質感あふれるこの現実の迫力に驚いてしまったというべきかも知れない。つまり新しい空間の認識という作家の意図は、作品をつくる契機にはなっても作品は別の存在として独立したものだということである。……次第に私は自然や世界という物質感あふれるこの現実にも多少行為を加えることによって、鮮烈な風景を現出することに力点を置いていった。……」^(同)

制作時と制作後では、同じ作品を認識する上でこれほどの違いがある。関根と李は、「位相―大地」が制作された一カ月後にはじめて出会ったらしいが、その後の李のいくつかの論稿が、作品の本来の姿を明かす上で重要な役割を果たしたことは、既に知られているとおりである。関根のその後の展開を見てゆくと、「位相―大地」は、関根にとっても異例の作品であったが、李は、そのことを、本人以上に熟知していたのだろう。もの自体ではなく、ものの像と関わるかぎり、ものは、人間に従う対象に過ぎない。「位相―大地」を、そうした従来の表象作業のもとで捉えることもできたはずだが、李は、そうしなかった。「一つの大地というものに対して大地以外の理念をたてるのではなしに、大地をもってなお大地そのもの」^(注28)を表わしていた「位相―大地」に、直接出会ったのである。表象作業から出会いの世界への移行は、「もの派」の重要なスローガンのひとつであり、李の論稿の副題^(注29)にもなっている。

7. おわりに

「トリックス・アンド・ヴィジョン」展は、わずか30数年前に開催された展覧会だが、当時の出来事の大半は、記憶の彼方に去ろうとしている。我が国の戦後美術に関するアーカイブを早急に整備しなければならないと、これまで何度となく唱えられてきたにもかかわらず、その課題は、相変わらず課題のままであり、おそらく、これからもそうだろう。私自身の今後の課題は、同展の母体となった静

岡周辺のグループ「幻触」の活動について、詳しく再調査することである。その際、トリッキーな美術を清算したかに見える、同展以降の「幻触」の動向にも焦点を当てたいと思う。
(平成12年度学部長特別研究)

- (注 1) たとえば、「1960年代－現代美術の転換期」(東京国立近代美術館、1981～82年)や、「1960年代 多様化への出発」(東京都美術館、1983年)など。
- (注 2) ついでにいえば、翌69年には、まさにふたつの伝説的な展覧会が開催されている。「態度がかたちになるとき」(クンストハレ、ベルン)と、「アンチ・イリュージョン」(ホイットニー美術館、ニューヨーク)である。
- (注 3) ダニエル・ベル著、林雄二郎訳、『資本主義の文化的矛盾』(中)、1976年、講談社学術文庫、74～128頁。
- (注 4) ロナルド・タムプリン編、多木浩二監修、畑長年監訳、『20世紀の歴史 12 芸術 (下) モダニズムを超えて』、1993年、平凡社、111頁。
- (注 5) ちなみに、『芸術 光 芸術』展 (ファン・アベ美術館、アイントホーフェン、1966年)、『光と動き』展 (市立近代美術館、パリ、1967年) などが開催されている。
- (注 6) 高松次郎「不在がわれわれを駆る……」(『展望』11月号、筑摩書房、1968年)。
- (注 7) 高松次郎「影のシリーズについてーいまの時点から」(『現代のアイコン かみとひととのととのなか』展図録、埼玉県立近代美術館、1987年)。
- (注 8) 中原佑介「影と神秘の画家たち」(『美術手帖』9月号、1965年)、宮川淳「絵画とその影」(『眼』6号、おざくぼ画廊、1965年)、中原佑介「幻の影を慕いて (1)」(『同』7号、1965年)、池田龍雄「影は影である」(『同』7号、1965年)、中原佑介「幻の影を慕いて (2)」(『同』8号、1966年)、中原佑介「影に関連する37の問題」(『同』11号、1966年)、石子順造「知覚と統覚と幻覚と」(『同』12号、1966年)など。
- (注 9) 宮川淳「美術季評」(『宮川淳著作集Ⅱ』、330～331頁、美術出版社、1980年)。
- (注 10) 前田守一「グループ「幻触」ノートーイリュージョンとしての美術を志向した冒険者たち」(『県民文芸』34集、245頁、静岡県文化協会、1995年)。
- (注 11) 飯田昭二「石子順造さんとグループ「幻触」」(『季刊静岡の文化』61号、12頁、静岡県文化財団、2000年)。
- (注 12) 石子順造「絵画論としての絵画」(『Tricks and Vision』展パンフレット、1頁、東京画廊、村松画廊、1968年)。
- (注 13) 谷川晃一「鈴木慶則「と」石子順造」(『季刊静岡の文化』61号、19頁)。
- (注 14) 日本国際美術展、日本現代美術展、長岡現代美術館賞展、現代美術の動向展の図録など。
- (注 15) 中原佑介「Tricks and Vision」(『Tricks and Vision』展パンフレット、8～9頁)。
- (注 16) 注 12と同じ、2頁、5頁。
- (注 17) 高松は、1968～72年まで多摩美術大学で教鞭を取っている。後で取り上げる関根伸夫も、生徒のひとりであった。
- (注 18) たとえば、中原佑介「探索の絵画」(『高松次郎アイデンティフィケーション』展パンフレット、東京画廊、1966年)、石子順造「高松次郎論 存在論的行為者への文学的数学愛好者からの手紙」(『現代美術』8号、三彩社、1966年)、宮川淳「高松次郎個展」(『美術手帖』9月号、美術出版社、1966年)、針生一郎「高松次郎」(『高松次郎』展パンフレット、ナビリオ画廊、1967年)など。
- (注 19) 飯田昭二「『幻触』後記」(『耕作だより』8号、1990年)。
- (注 20) 注 10と同じ、247頁。
- (注 21) 注 11と同じ、14～15頁。
- (注 22) 注 19と同じ。
- (注 23) 谷川渥『だまし絵 もうひとつの美術史』(河出書房新社、1999年)。
- (注 24) 石子順造「作家論＝鈴木慶則 手に呪われた墮天使」(『美術手帖』2月号、1975年)。
- (注 25) 注 10と同じ、248頁。
- (注 26) 峯村敏明「モノ派とは何であったか」(『モノ派』展図録、鎌倉画廊、1986年)。
- (注 27) 関根伸夫「〈位相一大地〉のころ」(『「位相一大地」の考古学』展図録、6～7頁、西宮市大谷記念美術館、1996年)。
- (注 28) 李禹煥＋菅木志雄「モノ派をめぐる」(『季刊現代彫刻』15号、59頁、聖豊社、1978年)。
- (注 29) 李禹煥「高松次郎ー表象作業から出会いの世界へ」(『美術手帖』12月号、1969年)。

〈参考図版〉

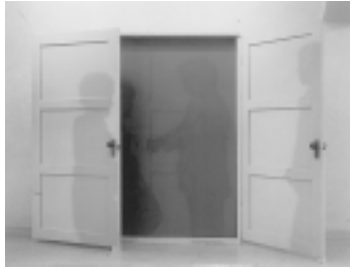


図 1. 高松次郎「扉の影」1968 年

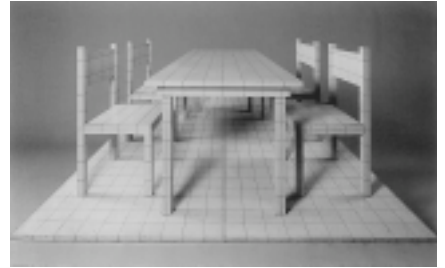


図 2. 高松次郎「遠近法の椅子とテーブル」
1966-67 年



図 3. 鈴木慶則「非在のタブロー（ダリによる）」
1967 年

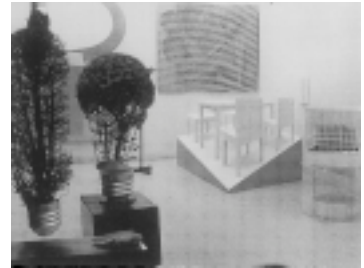


図 4. トリックス・アンド・ヴィジョン展 1968 年



図 5. トリックス・アンド・ヴィジョン展 1968 年



図 6. トリックス・アンド・ヴィジョン展 1968 年



図 7. トリックス・アンド・ヴィジョン展 1968 年

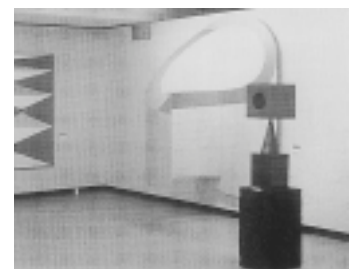


図 8. トリックス・アンド・ヴィジョン展 1968 年

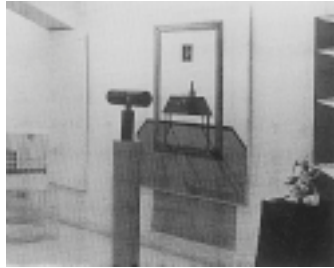


図 9. トリックス・アンド・ヴィジョン展 1968 年



図 10. トリックス・アンド・ヴィジョン展 1968 年



図 11. トリックス・アンド・ヴィジョン展 1968 年



図 12. 鈴木慶則「非在のタブロー (キリコによる)」
1967 年

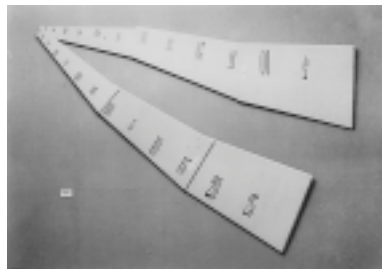


図 13. 前田守一「遠近のものさし」1967 年

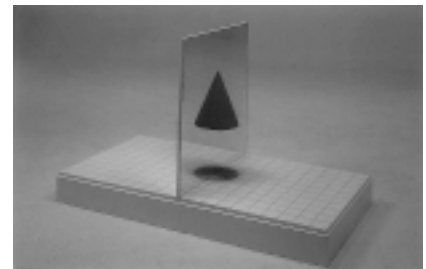


図 14. 河口龍夫「円錐体と円筒体」1967 年

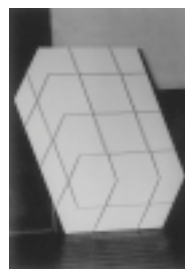


図 15. 丹羽勝次「箱シリーズ'68」1968 年

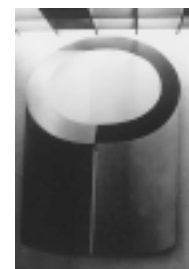


図 16. 関根伸夫「位相 No. 4」1968 年

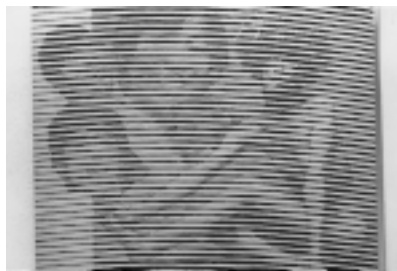


図 17. 斎藤司郎「距離測定のための肖像」
1968 年 (?)



図 18. 関根伸夫「位相一大地」1968 年

An examination of the new form of art consumption in the early Victorian era

In the early Victorian era the landed aristocracy and nobility as patron of art began to be replaced by emerging middle-class people. As a result, public taste for art dramatically changed from the old masters to the modern British painting, especially that of the domestic landscape. At the same time more and more amateurs started to enjoy sketching landscape, though it had already been widely seen among the British since the second half of the eighteenth century with the spread of the picturesque aesthetics. This paper examines the practice of amateur drawing, and shows it was considerably different from the way traditional patrons and collectors had appreciated and consumed art. It also explores the socially and economically

荒川 裕子

文化政策学部芸術文化学科

Yuko ARAKAWA

Faculty of Cultural Policy

and Management

Department of Art

Management

序

「私には、自分では分析することができないのですが、私の愛するものを描き写し、記述したいという強烈的な欲求があります——それは名声のためでも、他の人々のためでも、私自身の利益のためでもなく、ちょうど食べたり飲んだりするのと同じような本能なのです（以下傍点筆者）」⁽¹⁾。

1852年6月、ジョン・ラスキン（John Ruskin 1819-1900）が旅先のヴェローナから父親に宛てて書き送った手紙の一節は、この英国ヴィクトリア朝を代表する美術批評家が、自らも素描の制作に並々ならぬ情熱を注ぎ、その経験が彼の優れた美術批評の基盤となったことを証すものとしてしばしば引用されてきた。

事実、ラスキンはごく早くから「描写すること」への強い希求を抱き、生涯を通しておよそ二千点にも及ぶ素描や水彩画を制作した。それらは、スイス・アルプスの峨々たる山脈や氷河の景観から、北フランスやヴェネツィアの中世建築、さらには一個の鉱石や一枚の鳥の羽など、自然界のいわば「断片」をクローズアップしたものまで、実に多彩な内容を表しているが、いずれも自然に対する緻密な観察に裏打ちされ、まさしくラスキンの美学思想の基軸である「自然に忠実に truth to nature」を、視覚的に体現したものとなっている⁽²⁾（図1）。



図1 ジョン・ラスキン《セストリのカラカサマツ》
1845年、鉛筆、茶インク、セピア、ボディカラー、44.5
× 33.5cm、アシュモリアン美術館、オクスフォード

とはいえ、「描写すること」にかくも熱心に取り組んだのは、ひとりラスキンばかりではなかった。十九世紀前半の英国では、素描を嗜むことは一種の文化的ステータスと見なされ、（ラスキン自身も属していた）ミドル・クラスの人々のあいだで、主として自然の風景を題材にした水彩素描の制作が広く実践されていた。したがって、「描写すること」に対するラスキンの深い関心は、（とかくそう思われがちであるように）自然や芸術に対する彼自身の比類ない感性のみに負うものではなく、むしろこのような時代の風潮がラスキンをして素描の制作に向かわせ、ひいては稀代の美術批評家を誕生させることになったといつてよいだろう。

ラスキンの美術批評家としての形成期にあたるヴィクトリア朝初期は、英国の美術界の様相が大きく変化した時代であった。当時の状況を伝える例をひとつ挙げるならば、ナショナル・ギャラリーの館長およびロイヤル・アカデミーの院長を務めたサー・チャールズ・ロック・イーストレイクの夫人で、自らも文筆家として活動したレディ・イーストレイクは、（やや上のクラスの視点から些かの皮肉をこめて）次のように書き記している。「英国の美術にとってきわめて重大な意味をもつ変化が、この時期〔1830～40年代〕に生じた。それまではほとんど貴族や上流の紳士階級だけに限られた特権であった芸術後援が、いまや、主に商業や貿易で財をなした裕福で知的な階層の人々と共有されることになったのです……このように芸術後援が少しずつ変容していったことが、画家にとってはもうひとつ、非常に好都合な事態をもたらしました。つまり、完全に現代の、中にはいま生きている画家の作品のみからなるコレクションが作られ始めたのです」⁽³⁾。

二十年余におよぶナポレオン戦争も1815年に終結し、前世紀に始まった産業革命の成果を受けて、この時期には大都市を舞台に実業家や商人、製造業者といったミドル・クラスが著しく力をのばしていた。1832年の選挙法改正も、政治の場における彼らの存在を強化するのに大きく寄与した。こうして新たな自信と経済力を身につけた人々が、もはや無視しえない規模で芸術の世界にも進出して

complex relationship between amateur and professional artists.

きたのである。十八世紀以来の、概ね貴族と大土地所有者で構成されていた美術愛好家層とは異なり、レディ・イーストレイクの表現を借りれば「^{コネサーシッパ}芸術の鑑識に関しては無知であることを自覚している」ミドル・クラスの人々は、「古い織物を鑑定するなどという冒険を試みるよりも、画家の織機で織り上げられたばかりの品物を購入する」方を好んだ⁽⁴⁾。別の言い方をすれば、これら新しいタイプの愛好家たちの登場によって初めて、英国では常に絶対的な地位を占めてきたオールド・マスター「^{モダン}十八世紀以前の絵画の巨匠」の代わりに、現代の——すなわち自分たちと同じ時代の英国画家たちの作品が、積極的かつ広範に求められるようになったのである。

ミドル・クラスの愛好家層の増大は、同時代の英国美術を並べた展覧会の活況を引き起こし、美術市場におけるそれらの需要を拡大させただけではない。先にも触れたように、彼らはまた、素描の制作という実践的な行為を通して同時代の美術に関わった。むしろそれは、(ラスキン自身もそうであったように)あくまでアマチュアとしての活動にとどまるものではあった。しかしながら、素描の技法を学ぶうえで、たとえばプロフェッショナルの画家たちから直接手ほどきを受けたり、彼らが豊富な挿図を添えて出版した素描教本を模写したり、あるいは展覧会等で手本となるべき作品を研究するといったかたちで、美術の世界の一角に連なることになったのである。これらのアマチュア素描家たちは、専ら「鑑賞者」という立場から美術にアプローチしてきた従来のパトロンやコレクターとはまた違う種類の、いうなれば「参加型」の美術愛好を实践した集団であったといえよう。

以下においては、この一人一人はほとんど無名の存在にすぎないとはいえ、全体できわめて独自の美術愛好のパターンをかたちづくっていたミドル・クラスのアマチュア素描家たちが、ヴィクトリア朝初期の英国においてどのような意味をもっていたのかを検証していくことにしたい。近年、いわゆる「モダンニズム」の図式にそった美術史の見直しが盛んにはかられるなかで、これまで芸術の傍流として長らく等閑視されてきた彼らにも、ようやく研究者の関心が向けられるようになって

きたばかりである⁽⁵⁾。したがって未だ十分な資料が明らかになったとはいいがたいが、自らも典型的なアマチュア素描家の一人であっただけでなく、高名な美術批評家として彼らを理論的に援護ないし指導していく立場にもあった、ジョン・ラスキンの活動や言説もひとつの手がかりとしながら考察を進めていく。

1 風景素描の隆盛

西洋においては、アマチュアによる素描の制作は長い歴史をもつ。中でも、ルネサンス期のイタリアで出版されたバルダサーレ・カスティリオーネの『宮廷人 (*Il Cortegiano*)』(1528年)以来、素描の嗜みをもつことは、芸術や自然の美をより深く理解するための有効な手段として、上流階級の紳士にふさわしい洗練された教養と見なされる伝統が確立した⁽⁶⁾。とはいえ、ごく限られた特権階級に要求される素養のひとつという枠を超えて、より広範なアマチュアの人々が素描を手がけるようになったのは、十八世紀後半の英国においてである。そしてまた、素描の対象として主に風景が描かれるようになったのも、やはりこの時期からであった。

英国ではすでに同世紀の前半から、風景に対する関心が高まっていた。その牽引役となったジョゼフ・アディソンやジェームズ・トムソンらは、自然の風景のなかに、古代の牧歌的な田園生活の理想や、(隣国フランスの専制政治とは対照的な)英国の自由な精神的風土の象徴を読み取った。なにより、自然は神の摂理の具現であり、創造の全秩序を表しているという思想が、これらの自然崇拜すべての根底にあった。それゆえ、たとえばシャフツベリ卿に端的に見られるように、自然の美しさを、その秩序や調和や均斉を賛美することは、われわれの精神を高め、道徳的にも向上させると考えられたのである。このような、哲学的、道徳的、あるいは政治的な解釈に依拠する自然鑑賞にあつては、現実の風景は必ずしも参照される必要はなく、むしろ諸部分が効果的に連なって統一的な秩序をかたちづいている、理想的な風景や庭園のヴィジョンが求められた。より具体的には、トムソン

の詩『怠情の城』(1748年)の有名な一節「ロランが和らぎの色もて軽やかに仕上げたる、猛きローザが一気呵成に、ブッサンが学識もて描きたるもろもろ」(川口紘明訳)に示されているように、十七世紀のクロード・ロランやサルヴァトール・ローザらが描いた、古代風の理想化された情景が思い浮かべられたのである⁽⁷⁾(図2)。そうした観念的な自然礼賛を土台としながらも、より現実的な風景美の鑑賞へと人々の眼を向かわせ、と同時にそれを水彩やスケッチで描写する習慣を広めたのは、世紀後半に登場したピクチャレスクの美学である。



図2 クロード・ロラン《牧歌的な風景》
1677年、油彩、カンヴァス、57.2×82.2cm、キンベル美術館、フォートワース、テキサス

この美学の唱導者ウィリアム・ギルピン師によれば、「ピクチャレスク」とは「絵にあっては見栄えのする類いの美」である⁽⁸⁾。ここでギルピンが想定している絵とは、やはりクロードに代表されるような理想化された古典的風景画であるが、彼はそのような絵画的な美が、実際に英国国内の風景にも見出せると説いたのである。1782年に出版された『ワイ川紀行』を嚆矢として、以後十九世紀初頭までにギルピンが次々に著した紀行文や随筆は、この時期に次第に膨らんでいったミドル・クラス層を含む広範な読者を獲得しただけでなく、北ウェールズや湖水地方など、彼が書中で取り上げた英国各地のピクチャレスクな風景を訪ね歩く旅——いわゆる「ピクチャレスク・ツアー」——の大流行を生んだ。前の時代にアディソンらによって盛んに論じられた風景論や庭園論は、高度な教養をそなえた

知識人や維持すべき広大な土地をもつ大地主など、主に上流階級を対象としていたのにひきかえ、美しい眺望を求めて国内を身軽に旅し、道徳性や政治性以上に視覚性すなわち見ることの悦びを重視するピクチャレスクの風景美学は、一般に古典の教養に疎く、また所有地の束縛もない新興のミドル・クラスの人々に、まさしくふさわしい美的享受のありかたであったといえるだろう⁽⁹⁾。

ギルピンはまた、自作の素描を通してピクチャレスクな美の具体的な例を視覚的に示すとともに、アマチュアの素描家たちが風景を描く際のいわば見本を提供した(図3)。そもそも彼の風景美学の眼目は、「ピクチャレスク」という語にも表れているように、自然の情景をありのまま受け入れる代わりに、クロードの理想的風景画に体现されているような、普遍的な美の原理に則ったひとつの絵画的な総体として眺めるところにあった。それゆえギルピンは、「専ら楽しみのために素描をおこなう人々」に向かって、「それほど厳密に正確である必要はない。肖像のような緻密さではなく、全体的なアイディアのみを探索すべきである」と助言している⁽¹⁰⁾。事実、彼自身の描いた素描においても、個々の風景の特徴や細部の描写にはさほど注意が払われず、ごく大まかな構図に主としてトーンの変化によってマッサや陰影が施されているに過ぎない。むしろギルピンは、現実の自然の美を深く賞賛していたが、同時にまた、それは不完全なものであるとも考えていた。「自然は常にデザインにおいては偉大である…しかし調和



図3 ウィリアム・ギルピン《湖水地方の情景》
制作年不詳、ペン、黒インク、灰色ウォッシュ、24.4×32.9cm、ブリティッシュ・ミュージアム

の取れた総体を作るということになる、正しい構図であることは減多にない。前景か、でなければ背景の釣合いが取れていない。……あれやらこれやらが、正しくあるべきようになっていないのだ」⁽¹¹⁾。したがってギルピンの読者は、そうした自然の欠点を補うために、風景を素描するに当たっては「ここに生えている木を引き抜いてあちらに植える。小さな丘を削り取ったり、もしくは付け足したりする……なんであれ、自分の気に入らないもので移動させることができるものは取り除いてしまう」といった修正を加えることが勧められたのである⁽¹²⁾。

このように、自然の風景をピクチャレスクの規範に即したフォーマットにはめ込もうとすることに対しては、十八世紀末頃から盛んに批判が寄せられるようになった。その多くは、ギルピンが風景の個性や細部をないがしろにし、あまりに一般化しすぎていることを非難するものであった。一例を挙げれば、シャーロット妃の素描教師を務めたこともあるウィリアム・マーシャル・クレイグは、1793年に出版したアマチュア向けの教本『素描における自然の研究をめぐるエッセイ』において、素描を嗜んでいる多くの人々が、かの「有名なピクチャレスク・ツアーの作家」にならって、「自然の中のあるものを描写したり表現するために、それらとは本質的にほとんど、もしくはまったく似ていない一連の記号のようなものを用いている」ことを嘆き、「互いに異なる主題や素材は、しっかりと観察すれば『自然』が必ず教えてくれるとおり、それぞれ異なった線やタッチで表されなければならない」と訴えている⁽¹³⁾。ここでクレイグが提唱している、入念な観察に基づいた自然の写実的な描写は、次節で詳しく見るように、以後の風景表現において次第に重要な要素となっていく。

もっとも、実際のアマチュアの立場にたって考えてみると、千変万化の自然の様相を正確に描写するよりも、ある程度規格化された構図にしたがって画面を形成していくほうが、はるかに容易であるのは明白であろう。別の見方をすれば、ギルピンの提示した美的範例がきわめて習得しやすいものだったからこそ、この時期にアマチュアの素描家が一挙に増大

したともいえる。実際、彼らの出現によって著しく高まった需要に応えて、十九世紀最初の数十年間に、風景を専門にした素描の教本が大量に刊行されたが、その多くは大なり小なりギルピンが生み出したパターンを踏襲している⁽¹⁴⁾ (図4)。ギルピン自身、自らの美学理論がどのような相手に向けられたものであるかを明確に見定めていた。たとえば世紀前半のアディソンは、風景の美を享受することができる者として、「洗練された想像力をもつ人 (man of polite imagination)」というきわめて曖昧な（それでいて紛れもなく上層知識階級を指し示している）条件を述べるにとどまっているが、一方ギルピンは、「風景の素描は、実業家 (man of business) にも手が届く芸術である。確かにそれは、彼らにとってより有益である。もっと高度な芸術 [歴史画や肖像画] においてつまらぬ未熟者であるよりも、下位の分野 [風景画] においてある程度のところまで到達するほうが喜ばしいに違いない」と語っているのである⁽¹⁵⁾。



図4 ジョン・ラポルト『水彩素描の手順』

第14図、1802年頃、ソフトグラウンド・エッチング

同様の論調——すなわち、アマチュアの技量の限界を認識しつつ、彼らのいわば「領分」をプロフェッショナルのそれと区別する姿勢は、半世紀ほどのちの、ラスキンの著述のなかにもたびたび見出せる。そのひとつ、『現代画家論』第三巻（1856年）の序文において、彼は自作の素描を評して「仕上げにおいても着想においても、熟達した画家の作品には到底およぶべくもない——理由はただ、なんであれ完璧にうまくやるためには、精神のすべてと、もてる時間のすべてを、そのたったひ

とつの芸術に捧げなければならないからである」と述べている⁽¹⁶⁾。このように、アマチュアによる素描をプロフェッショナルの芸術とは別個に考えることは、十八世紀後半のギルピンの時代以来ほとんど常套化されていたといえる。しかしながら、十九世紀に入るところから、一方ではミドル・クラスの愛好家層の参入によって、美術の世界におけるアマチュア素描家の存在がかつてないほど大きくなり、また他方では、風景画が英国美術を代表するジャンルとして公的な地位を確立していくにつれて、プロフェッショナルとアマチュアの関係は、より密接になると同時により緊張にみちたものになっていった。

2 プロフェッショナルとアマチュアのあいだ

先にも触れたように、十八世紀末頃から、ピクチャレスクの美学に基づくギルピン流の一般化された風景表現に代わって、対象とする自然により密着し、その個別的な特徴を正確に描写しようとする傾向が芽生えてきた。一例を挙げれば、ターナーの《ライム・リージス、ドーセットシャー：突風》(図5)は、1814年から26年にかけて刊行された版画集『イングランド南岸のピクチャレスクな情景』のために描かれた水彩原画の一枚であるが、おそらくは十八世紀以来のピクチャレスク＝アマチュア(購買客)という連想からつけられた表題にもかかわらず、画面いっぱい



図5 ジョゼフ・マラード・ウィリアム・ターナー
《ライム・リージス、ドーセットシャー：突風》
制作年不詳、ペン、黒インク、灰色ウオッシュ、24.4 × 32.9cm、ブリティッシュ・ミュージアム

こった突風による雲や波の変化を巧みに捉えた描写といい、実際のところはピクチャレスクの文法から大きくかけ離れている。同じような特質は、トマス・ガーティンやジョン・カンスタブルなど、いわゆる「英国風景画の黄金時代」を築いた一群の画家たちに共通して見て取れる。風景表現におけるこのような変化については、これまで、ともすれば「ロマン主義の時代における自然の発見」という総論的にして結果論的な説明で括られてしまうか、あるいはせいぜいのところ、自然との直接的な交感を通して風景の内的感情を詠いあげたワズワースのような、ロマン主義の詩人たちとのアナロジーとして位置づけられるにとどまっていた⁽¹⁷⁾。しかし近年、さまざまな研究が多角的に進められるなかで、同時代の社会構造や政治上の変化が、絵画や庭園といった造形芸術の表現にもダイレクトな影響を及ぼしたのではないかと考えられるようになってきた⁽¹⁸⁾。

すでに前節でも述べたが、十八世紀の自然思想においては、自然すなわち秩序だった総体という考え方が中心にあった。それは風景を(クロード風の)絵画的な全体という観点から捉え、調和に満ちた自然の美を求めるピクチャレスクの美学を生むことになった。A.バーミンガムは、このような自然の理想化・普遍化が、ピクチャレスク美学の「商品化」を容易にし、ギルピン流の規格化された風景のイメージが無数に繰り返されることになったと指摘している⁽¹⁹⁾。

だが、1789年に起こったフランス革命は、自然についての見方にも大きな影響を及ぼした。自由と平等を求めて始まった革命は、まもなく革命派内部の抗争と、その結果として恐怖政治を引き起こし、やがてナポレオンの登場によって全ヨーロッパがフランスによる侵略の脅威に晒され、英仏間も長く戦争下に置かれることになる。こうした一連の政治的・社会的変動のなかで、「自由の唱導者としての革命フランスと、自由の圧制者・侵略者としてのフランス」というギャップが英国人のあいだに大きな失望を生み、自然を人工的・幾何学的に整形したフランス式庭園に象徴されるような、抽象的な「理性」を信奉し、人工的な秩序や権利を強要するフランスの政治

や文化に対する疑念や反感が高まった⁽²⁰⁾。それは他方では、たとえばエドモンド・パークの『フランス革命についての省察』(1790年)に顕著に見られるように、自然の秩序の一部として有機的に成長してきた英国の政治形態に対する賞賛へと結びついた。「わが国の国家構造の完璧な点は、自然に従うことから生じる、仕合せな結果であるように思われます。……われわれの政治組織は、世界の秩序と正確に一致調和するように置かれていますし、一時的なものである各部分から構成されているひとつの永久体に対して定められている存在様式と正確に一致調和するように置かれています」⁽²¹⁾。ここで注目されるのは、自然が「一時的なものである各部分から構成されている」と述べられていることである。それは、秩序だった総体という十八世紀的な自然観に代わって、自然が個別的なものや多様なもの、あるいは偶発的なものからなりたっているという新たな認識が芽生えたことを明かしている。そのような自然の捉え方は、ユーヴデイル・プライスによる、やはり政治的な含みをもつ次の庭園論にも反映されている。「よい風景とは、あらゆる部分が自由で束縛を受けず、なかには突出して際立った部分もあれば、ひっそりと目立たない部分もあるが……すべての部分が、全体の美と、エネルギーと、効果と、そして調和にとって必要であるようなものである。よい政治を定義するのに、これ以上適切な表現は見当たらない」⁽²²⁾。バーミンガムは、風景美学におけるこのような変化が、ギルピン流のピクチャレスクに対する批判を促し、全体から部分へ、一般化から個別化へ、普遍的なものから写実的なものへ——要するに、理想化された風景から自然主義的な風景表現への転換をもたらしたと推測している⁽²³⁾。

もっとも、バーミンガムの指摘は、ターナーやガーティン、カンスタブルなど、この時代のプロフェッショナルの風景画には確かに当てはまるが、反面、アマチュアによる素描においては、(前出のクレイグの忠告にもかかわらず)引き続きピクチャレスクの伝統が継承されていた。そのことは、たとえばラスキンがごく初期に描いた素描のひとつ《ルツェルン湖から見たピラトゥス山》(図6)にも見て

とれる。当時彼は、最も人気の高い素描教師との評判をとっていた水彩画家コブリー・フィールディングからレッスンを受けていたが、前景の湖畔から遠方の山へと段階的に奥まっていく画面構成等に、紛れもなくピクチャレスクの用法を認めることができる。とすれば、十九世紀初頭に、アマチュアとプロフェッショナルのあいだに、単なる技術的な上下の差ばかりでなく、風景に対するアプローチのしかたにおいても大きな違いが生じたと考えられよう。



図6 ジョン・ラスキン《ルツェルン湖から見たピラトゥス山》

1835年、鉛筆、13.5×23.3cm、ペンブリッジ・スクール、ラスキン・ギャラリーズ、ワイト島

フランス革命とそれに続くナポレオン戦争は、政治、哲学、文学など、さまざまな分野において英国ないし英国人のアイデンティティーの探求を促す大きな契機となった。美術の領域では、それは自国の風景を描いた風景画と、このジャンルで多く用いられる水彩画の再評価というかたちで表れた。むしろ、ロイヤル・アカデミーに代表される美術界の「体制側」は、依然として伝統的な絵画のヒエラルキーのトップに位置する歴史画の振興に務めていた。しかしJ. バレルが詳細に分析したとおり、道徳的な教訓を普遍的な絵画言語(すなわち古典的な人物表現)で視覚化した歴史画は、英雄の徳によって公共善の実現をめざす、上層階級を中心とした十八世紀英国の「シヴィック・ヒューマニズム」にはふさわしいものであったが、十九世紀に入り、^{パトロネージ}の重心が新興のミドル・クラスに移行していくとともに、より身近でわかりやすい絵画形式が新たな「国家的芸術」として求められるようになった⁽²⁴⁾。これまで、その人気の高さにもかかわらず低い序列に置かれていた風景

画は、戦争のあいだ大陸封鎖令のために専ら国内の情景に主題を限らざるをえなかったが、それゆえにかえって、人々が「国家」について共通の視覚的イメージを抱くうえできわめて都合のよいジャンルとなった。かくして、K.D. クリーズの表現を借りれば「インターナショナルな歴史画」の代わりに「ナショナルな風景画」が、あるいはG.ファイフのいう「国家のイコノグラフィー」としての風景画が、英国を代表するジャンルとして選択されたのである⁽²⁵⁾。

こうして風景画が公的な評価や地位を獲得していくにつれて、アマチュアによる素描との差異を明確にする必要がこれまで以上に高まった。とはいえ、クリーズも強調しているとおり、プロフェッショナルの風景画家とアマチュアとの関係はきわめて複雑であった⁽²⁶⁾。というのも、アマチュア素描家はしばしば、単にプロフェッショナルから技術の手ほどきを受けるだけでなく、彼らの作品の購買客でもあったからである。つまり、プロフェッショナルの画家は、素描の教師としてアマチュアたちに絶えず上達の期待を抱かせなくてはならず、反面、彼らがプロフェッショナルの作品を「別格」と見なし、わざわざ購入するに足るものと考えてくれるよう按配しなければならなかったのである。そうした微妙な関係に対処するには、互いの技術の差に訴えるのはもちろんのこと、表現形式そのものにも「格差」をつけることが非常に有効であった。前述のとおり十九世紀初頭には、ターナーやガーティンらによって自然主義的な風景表現が著しく推し進められたが、それに対してアマチュアの素描（および素描教本）の多くにおいて、なおもピクチャレスクの伝統が根強く受け継がれていたのは、そのための戦略のひとつでもあったといえるだろう。さらにまた、ミドル・クラスのアマチュア素描家の増大に伴って多くの女性たちが新たに加わり、ついにはその大半を占めるにいたったことが、「プロフェッショナル＝男性画家＝創造者^{クリエーター}」に対する「アマチュア＝女性素描家＝追随者」という図式を成立させ、両者の差異化が決定的なものになったとも考えられている⁽²⁷⁾（図7）。そのことは、たとえばルドルフ・アッカーマンが1812年に出版した『光と影につ

いての新しい素描教本』の序文にも如実に反映されている。「過去半世紀のあいだ、優雅で快い水彩素描の試みがきわめて熱心に追求されてきたおかげで、今日ではこの芸術の分野において、現代の英国画家たちが他のいかなる時代や国よりもはるかに秀でているという一時代が築き上げられた……かくも優雅なこの芸術の分野が発展したのは、わが国の素晴らしい女性たちに帰すところ大であるのは国家の誇りである。われわれの時代の聡明なレディたちが水彩素描の研鑽を積むことで、最高の画家たちが励ましを与えられ、女性たちのパトロネージが芸術の新時代を生み出したのである」⁽²⁸⁾。出版業者にして画商・画材商でもあったアッカーマンは、そうした仲介者という立場にまさにふさわしく、一方でプロフェッショナルの画家たちを大いに持ち上げ、他方、いまやほとんどが女性からなるアマチュアたちに対しては、素描の実践を通して芸術への理解を深めることが優れた芸術支援者への道につながると示唆することによって、双方の自意識を満足させつつ、それぞれの役割分担を巧みに割り振ったのである。



図7 《モーニング・ドレス》

（『芸術の宝庫』誌、1824年11月号挿絵）エングレーヴィングに手彩色、イェール大学英国美術センター、ニューヨーク

このようにプロフェッショナルとアマチュアの「住み分け」が進んだことは、確かに両者のあいだの緊張を解消するうえで大きな効果があったろう⁽²⁹⁾。だがそれは、結果的にプロフェッショナルの（とりわけアマチュアと同じ素材を共有する水彩の）風景画から、以

前のような真摯に独創性・革新性を求めようとする姿勢を奪うことにもなったのではないだろうか。事実、十九世紀半ば頃までには、英国風景画の黄金時代はすでに終焉を迎えたという見方が広く自覚されていた⁽³⁰⁾。なかでも最も痛烈な非難をもってそのことを指摘したのは、1850年代にラスキンが『アカデミー覚書』と題して行なった一連の展覧会評であろう。たとえば1857年の「水彩画家協会」の展覧会をめぐる批評において、彼は次のように語っている。「われわれは、いつもいつも哲学的でありたいとは思わないし、バラやマルメロの、夕立や日光の、あるいは浜辺や谷間の絵も、ある程度の数を楽しんだりすることは賢明でしょう……とはいえ、英国の大衆のこうした軟弱な要求に応えることを唯一の機能としているような協会は、結局のところ、これまで画家たちの団体によって保たれてきたいかなる地位よりも、[高級食料品店の]フォートナム・アンド・メイソンにずっとふさわしいような場所を占めるべきでしょう。……平凡な風景画家でさえも、この世界を眺めわたしたとき、その単なる外面的な快適さ以上のものが彼の目や想像力に訴えかけてこない限りは、最も平凡な作品すら描くに値しないのです」⁽³¹⁾。1804年に創設された水彩画家協会は、そもそもラスキンがごく若い頃から通いつめ、美術に対する鑑識眼を養った場所であったが、いまでは大衆の趣味にすっかり迎合し、真の芸術を追求する代わりに安易な商業主義に堕してしまっただけが批判されているのである。

ところでラスキンは、ほぼ同じ頃、自らも初心者に向けた素描の教本を著した。『素描の初歩』(1857年)と題されたこの本は、素描に関する実践的な手ほどきにラスキン自身の美学思想を織り交ぜたものであるが、その冒頭で彼は読者にこう語りかけている。「もしもあなたが、ただお上品な嗜みを身につけたり、素描について気のきいた会話ができたり、あるいは無為な時間に無為な気晴らしをしたいと望んでいるだけならば、私は手助けすることはできません。けれども、言葉では表現できないようなものを明確に、かつ役に立つように描写するために素描を学びたいとか……自然のなかにある美を素早く知覚したり、移

ろいゆく美しいものの真のイメージをとどめておきたいとか……偉大な画家たちの精神を理解したい……と望んでいるならば、私は手助けすることができるでしょうし、もっとよいのは、自分で自分を助けていくやり方を教えて差し上げられるでしょう」⁽³²⁾。ここには、もはやプロフェッショナルの技術や技法と競うのではなく、かといってアマチュアの従属的な立場に甘んじるのでもなく、個々人の主体的な知覚を描写するという、新たな素描の意義が模索されていることがわかるだろう。

註

- (1) E.T.Cook, *The Life of John Ruskin*, 2vols., London, 1911, vol.1, 263.
- (2) ラスキンの素描については、以下の文献を参照されたい。なお、本稿で素描(drawing)という場合、特別にことわらない限り、通例にしたがって鉛筆、ペンとインク、淡彩、水彩等の技法を含むものとする。Exh.cat., *Ruskin and the English Watercolour*, Whitworth Art Gallery, Manchester, 1989. Christopher Newall, "Ruskin and the Art of Drawing", in exh.cat., *John Ruskin and the Victorian Eye*, Phoenix Art Museum, 1993, 81-115. 『ジョン・ラスキンとヴィクトリア朝の美術』展、伊勢丹美術館ほか、1993. 拙論「ラスキンと水彩素描」、『ジョン・ラスキン：思索するまなざし』展、ミキモトホール、2000、22-25.
- (3) Sir Charles Lock Eastlake, *Contributions to the Literature of the Fine Arts with a Memoir Compiled by Lady Eastlake*, 2nd edn., London, 1870, 147 (Dianne Sachko Macleod, *Art and the Victorian middle class: Money and the making of cultural identity*, Cambridge University Press, 1996, 5 に引用).
- (4) Ibid., 5.
- (5) 英国のアマチュア素描家について網羅的に扱っている研究書は、Kim Sloan, 'A Noble Art' *Amateur Artists and Drawing Masters c. 1600-1800*, The British Museum, 2000. Ann Bermingham, *Learning to Draw: Studies in the Cultural History of a Polite and Useful Art*, New Haven & London, 2000.
- (6) Bermingham, *Learning to Draw*, 3-14.
- (7) 十八世紀英国における自然や風景をめぐる言説に関しては、バジル・ウィリー『十八世紀の自然思想』三田博雄ほか訳、みすず書房、1975 中央大学人文科学研究所編『英国十八世紀の詩人と文化』中央大学出版部、1988 安西信一『イギリス風景式庭園の美学』東京大学出版会、2000 を参照。
- (8) William Gilpin, *An Essay on Prints*, London, 1768, 2 (Bermingham, *Learning to Draw*, 94 に引用).
- (9) ミドル・クラスのアマチュア素描家とピクチャレスク美学の関係については、Kay Dian Kriz, *The Idea*

- of the English Landscape Painter: Genius as Alibi in the Early Nineteenth Century, New Haven & London, 1997 (特に第3章 The Domestic Landscape as Contested Ground, 57-79) に詳しい。
- (10) Gilpin, *Three Essays: on Picturesque Beauty; on Picturesque Travel; and on Sketching Landscape*..., London, 1792, 85 (Birmingham, *Learning to Draw*, 93 に引用)。
- (11) Gilpin, *Observations on the River Wye, and several parts of South Wales*..., London, 1782, 19 (Birmingham, *Learning to Draw*, 94 に引用)。
- (12) Gilpin, *Three Essays*, 68 (Birmingham, *Learning to Draw*, 95-96 に引用)。
- (13) William Marshall Craig, *An Essay on the Study of Nature in Drawing*, London, 1793, 9 (Ann Birmingham, "System, Order, and Abstraction: The Politics of English Landscape Drawing around 1795", in W.J.T. Mitchell (ed.), *Landscape and Power*, Chicago & London, 1994, 89 に引用)。
- (14) 十八世紀末から十九世紀にかけての素描教本に関する研究は、exh.cat., *Gilpin to Ruskin: Drawing Masters and their Manuals, 1800-1860*, Fitzwilliam Museum, Cambridge, 1988 に詳しい。
- (15) Joseph Addison, *The Spectator*, III, 538 (Birmingham, *Learning to Draw*, 91 に引用) ; Gilpin, *Three Essays*, 88 (Birmingham, *Learning to Draw*, 93 に引用)。
- (16) E.T. Cook & A. Wedderburn (ed.), *The Works of John Ruskin*, 39 vols., London, 1903-12, vol. 5, 10.
- (17) たとえば、イアン・ウォレル「太陽と風と雨——イギリス風景画の目覚め」、『太陽と風と雨: 風景画の成立と展開・ヨーロッパとイギリス』展、栃木県立美術館、1992-93、44-51
「英国風景画における歴史概観」、『英国風景画』展、伊勢丹美術館ほか、1992-93、15-16。
- (18) ブルジョワ社会の成立と風景画の関係については、Andrew Hemingway, *Landscape imagery & urban culture in early nineteenth-century Britain*, Cambridge University Press, 1992
また、本文以下で述べるフランスの政治的変動の影響に関しては、Birmingham, "System, Order, and Abstraction" Kriz, *The Idea of the English Landscape Painter* (特に第2章 Of Old Masters, French Glitter, and English Nature, 33-56) を参照されたい。
- (19) Birmingham, *Learning to Draw*, 125.
- (20) 英国ロマン主義における政治思想、とりわけ国家意識の成立をめぐる研究は、岩岡中正『詩の政治学』木鐸社、1990 を参照。
- (21) バジル・ウィリー、前掲書、277 に引用。
- (22) Uvedale Price, *Thoughts on the Defence of Property*, London, 1797, 39 (Malcolm Andrews, *The Search for the Picturesque: Landscape Aesthetics and Tourism in Britain, 1760-1800*, Aldershot & Palo Alto, 1989, 65 に引用)。
- (23) Birmingham, "System, Order, and Abstraction", 97-98.
- (24) John Barrell, *The Political Theory of Painting from Reynolds to Hazlitt: The Body of the Public*, New Haven & London, 1986.
- (25) Kriz, *The Idea of the English Landscape Painter*, 19.
Gordon Fife, *Art, Power and Modernity: English Art Institutions, 1750-1950*, Leicester University Press, London & New York, 2000, 87.
- (26) Kriz, *The Idea of the English Landscape Painter*, 66-67.
- (27) 十九世紀初頭の英国美術におけるジェンダーの問題、とりわけ女性のアマチュア素描家の位置づけに関する論考は、Kim Sloan, "Industry from Idleness? The Rise of the Amateur in the Eighteenth Century", in Michael Rosenthal, Christiana Payne & Scott Wilcox (ed.), *Prospects for the Nation: Recent Essays in British Landscape, 1750-1880*, New Haven & London, 1997, 285-305
Kriz, *The Idea of the English Landscape Painter*, 67-74
Birmingham, *Learning to Draw*, 127-181 を参照。
- (28) Rudolf Ackermann, *Ackermann's New Drawing Book of Light and Shadow*, London, 1812, ii (Birmingham, *Learning to Draw*, 138-139 に引用)。
- (29) ヴィクトリア朝のミドル・クラスのコレクターとそのコレクションの内容の変遷を詳細に調査した D. S. マクラウドによれば、ヴィクトリア朝初期にはコレクターの約三分の一がアマチュア素描家も兼ねていたのに対して、中期にはほんの数名に減ってしまったという。それは、素描の実践が一般化・大衆化するにつれて、美術愛好家のなかに(男性の)コレクターと(女性の)アマチュア素描家という、さらなる「住み分け」が生じたことを示しているのではないだろうか。Macleod, *Art and the Victorian middle class*, 247-248.
- (30) 十九世紀半ばに英国の風景画が不振に陥った理由については、未だ決定的な理由は明らかになっていないが、人々の関心が風景画から(ナラティブな)人物画へと移ったことや、ターナーやカンスタブル、デイヴィッド・コックスといった優れた風景画家が相次いで没したことなどが指摘されている。Scott Wilcox, "Looking Backward: Victorian Perspectives on the Romantic Landscape Watercolor", in *Prospects for the Nation*, 307-325. Macleod, *ibid.*, 248.
- (31) Ruskin, *Academy Notes 1857: Society of Painters in Water-Colours; Works*, vol. 14, 122.
- (32) Ruskin, *The Elements of Drawing; Works*, vol. 15, 25.
- 付記 本稿は、静岡文化芸術大学2000年度文化政策学部長特別研究助成による研究報告である。

芸術・文化と観光、娯楽、飲食産業の連携と融合 ― 市場経済重視の芸術振興と魅力ある都市としてのニューヨークを検証する

The Arts as Industry: Their economic impact as seen in the City of New York

In the New York-New Jersey metropolitan region, experimental cases of city planning often reflects the result of intricately interrelated developments of the Arts and Tourism, Restaurants and Hotel industries. By conducting interviews at various organizations such as the Film Commission, Theaters, Museums, Galleries, Tourist Board and Universities, and also based on analyses of published data, the writers intend to discuss the economic impact arose by the interactions between the Arts and other industrial elements seen in the Big Apple.

岩淵 潤子

文化政策学部芸術文化学科
Junko IWABUCHI
Faculty of Cultural Policy
and Management
Department of Art Management

黒澤 行紀

地域活性・観光研究
Yukinori KUROSAWA
Regional Study (Tourism and
Hospitality Management)

稲葉 郁子

文化政策・芸術運営研究
Ikuko INABA
Cultural Policy and Arts Manage-
ment

茂木 崇

杏林大学外国語学部／非常勤講師
Takashi MOGI
Lecturer, Kyorin University

序

芸術が新しい価値を社会に提案する個人的活動として保護されている一方、投資対象の産業としてのミュージカルや映画製作でも世界の中心的位置をしめるニューヨーク市。本研究においては、このニューヨーク市に発達したブロードウェイに固有の、劇場街の歴史的背景や発展の経緯を取材、分析すること、また、演劇産業のみならず、美術館の運営や芸術家支援団体として力を持つNPO 組織群の役割を検証することによって、「芸術を産業化することが恣意的に可能かどうか」というテーマを追求する。

昨今、我が国でも「芸術の産業化」は注目されつつあるテーマであり、一例をあげるならば、各自治体におけるフィルム・コミッションの設置が急速にすすめられていることは衆知の通りだ。とはいえ日本では相変わらず規制が多く、屋外での映画撮影は極めて困難といわれている。

ニューヨーク、ロサンゼルスをはじめ、アメリカの各都市では市長みずから、あるいは、市長が特命したスタッフ(行政職ではない、その分野の専門家のみ)を配したフィルム・コミッションを市長公室に設置して積極的に映画ロケの誘致を行っており、それが都市の知名度アップや情報発信と直結し、ひいては経済的な効果をも生み出しているのは事実である。しかし、実際にはそれにとどまらない税制面での優遇措置や、より明確でわかりやすい映画製作者誘致のためのインセンティブ政策が数多く打ち出されてもいるのである。

こうした具体例を取材し、数値データを踏まえた分析を行うことによって、「芸術を産業化すること」とは何なのかを模索し、芸術・文化と観光、娯楽、飲食などの産業が複合的に組み合わせられることによって、はじめて、芸術単体ではなし得ない大きな経済効果を生むそのプロセスを明らかにしたいと我々は考えた。

本研究においては、本学教員の伊藤裕夫、扇田昭彦、小林真理、岩淵潤子がコア・メンバーとなって定期的な研究会を開催し、ニューヨーク市の行政形態に詳しい鍛冶智也・明治

学院大学助教授、アメリカの非営利の芸術団体に詳しいニッセイ基礎研究所・主任研究員の吉本光宏氏、日本のパフォーマンス・グループの海外公演事情に詳しい花光潤子プロデューサー、ニューヨーク・PS1の運営に開設以来かかわってこられた木幡和枝・東京芸大教授、ブロードウェイ演劇の成り立ちに詳しい劇団四季取締役・プロデューサーの安倍寧氏、美術展・イベント保険の専門家である箱守栄一氏、映像制作会社(株)葵プロモーション・プロデューサーの佐々木淳氏、ロケーション・コーディネーターの大石裕彦氏、田谷勉氏らをゲストにお迎えしてお話をうかがう一方、ニューヨークでの市長公室やフィルム・コミッションへの取材、ブロードウェイ関係者へのインタビューと分析は岩淵と共に学外研究協力者の茂木崇(杏林大学外国語学部非常勤講師)、稲葉郁子(アートマネジメント研究)が担当し、また、観光、娯楽、飲食産業関連での分析については、その分野を専門とする黒澤行紀(地域活性・観光研究)が担当した。研究に惜しみない協力をして下さった各氏には、この場を借りてお礼を申し上げます。

なお、本稿では研究成果を余すことなく披露することは枚数の制限上不可能であるため、研究会でのゲストの発表内容、ニューヨークで取材を行ったフィルム・コミッション、並びに、ニューヨーク大・映画教育プログラムなどに関する取材内容のテキストは関連のウェブ・サイト(<http://wwwt.suac.ac.jp/~iwabuchi-ny>)にまとめて掲載しているので参照されたい。これらのインタビューは、アートマネジメントを学ぶ学生向けの教材として、ビデオ(VHS)にも編集された。

ウェブ・デザイン、ビデオ編集については、(有)ティアンドティ・デザインラボの谷卓司氏、水野佳奈子氏に多大なご尽力をいただいたことを記し、ここに感謝する。

〈岩淵潤子〉

第1章●芸術産業の経済的効果にみるニューヨークの取組み

都市に関する学術的研究は、観光の役割にはほとんど注目してこなかった。こうした事

実は、観光が何十万という雇用や経済効果と関連しているようなニューヨークやロンドンなどの大都市でさえもそうであった。(Fainstein 他、1992)。観光に関心が向けられなかった 1 つの理由は、あいまい性にある。観光によって創出される様々な産業や影響などは分類の項目や見出しには表しにくく、きめ細やかな調査なしではその重要性を評価することは難しい。しかし、実際に観光は都市にとってきわめて重要な輸出産業であり、その業務の多くは恒久的なものである。

都市観光における「文化・芸術」の価値と役割を認識し、ニューヨークの発展へと導いた成果について、ニューヨーク・ニュージャージー両州の港湾局がまとめた『産業としての芸術：ニューヨーク・ニュージャージー大都市圏にとっての芸術の経済的重要性』（1993）に詳しく述べられている。

ニューヨークは、1970年代に都市の荒廃及び衰退を経験し、70年代半ばには、ニューヨークの都市財政は破産状態に陥った。このような都市衰退から脱却するために、同市は、様々な政策を実施したが、その 1 つとして、芸術文化施設や文化事業の振興による都市づくりがあった。

1977年にニューヨーク市長となったコッチ氏は、“I love NY” のキャンペーンを行いつつ、ニューヨークの再生に取組んだ話は有名であるが、その最も重要な戦略の 1 つは、「アートセンターとしてのニューヨーク」をアピールすることであった（文化経済研究所、1997）。芸術文化関連施設の建設、舞台芸術やギャラリーに対して税制上の優遇措置・資金援助を実施するなど、世界のアートの中心としてのニューヨークの地位を強化することが、ニューヨークのイメージアップにつながり、人々が訪れたいと思う街にすることで、ビジターを増やし都市の発展をもたらすと考えられたのであった。

いまや、芸術はニューヨークのライフスタイルに絶対不可欠なものである。この地域の芸術の質や多様性は、住民の生活やビジネス活動の質を高め、ビジターを引きつける魅力を持っている。地域経済が、国内においても海外においても厳しい競争社会に立ち向かわされている一方で、芸術都市としてのこの地域の優位性はしっかりと根付いている（The Port Authority of NY&NJ, 1993, p9）。

『産業としての芸術：ニューヨーク・ニュージャージー大都市圏にとっての芸術の経済的重要性』という報告書の中で、具体的なニューヨークの文化芸術活動の規模を示す、国内大都市との比較の中で、ニューヨークの絶対優位性を示している。

表 1 にみる、芸術文化関連の相対的な豊富さは、芸術家をニューヨークに集め、クリエイティブな環境を作り出すことで、都市全体の魅力やイメージを増やし、観光客だけでなく住むことを目的とした人々をも集めることとなっている。このように、人々が都心に帰ってくる状況は活性化を促進し、相乗的に都市の魅力をアップさせることとなる。今や、ニューヨークに移り住んだ人の中で、仕事を変えたという理由（61%）に次いで、56%の人が文化の充実と多様性に惹かれたためという報告もある。（注 1）

都市の文化施設は、雇用確保や収益などの経済的な効果を単にもたらすだけでなく、文化・芸術そのものとそれを創り出す人（Artist）、表現する人（Media）、ビジネスとする人（Auction, Gallery）それぞれが、ニューヨークにとって重要な資産となり、街の大きなダイナミズムとなっている。芸術の経済効果の調査は、芸術そのものの重要性和、その及ぼす社会的な影響について知ることとなる。

「文化・芸術」の経済効果を実際に調査し

	美術館	ギャラリー	年間予算30万\$ 以上の劇場	オーケストラ 楽団	コンサート	年間予算25万\$ 以上の劇場
New York	49	481	34	26	668	14
Los Angeles	33	115	9	13	318	7
Chicago	19	89	4	20	419	5

表 1 ●芸術文化関連のアメリカ国内比較

出典：The Port Authority of NY & NJ, "The Arts as an Industry" Appendix A1-A3.

た、『産業としての芸術：ニューヨーク・ニュージャージー大都市圏にとっての芸術の経済的重要性』（The Port Authority of NY&NJ, 1993）において1992年の終わりから、1993年の初めにかけて行われた調査報告について、少し分析をしてみたい。26,750枚の調査票を配り、その内の43%である11,366枚を回収して分析した結果、ニューヨーク市以外からの文化施設の訪問者のうち、49%が芸術を主目的としてニューヨークを訪れたとしている。また、残りの約50%の訪問者（即ち芸術目的以外で訪れた人）のうちの20%が文化イベントや芸術関連施設を訪れるために、2・3日滞在を伸ばしているという結果がでている。1982年にも同じ調査を行っているが、当時よりも芸術目的の訪問者が28%増加しており、経済効果は物価上昇率調整後の消費金額が30%あまり増加している結果となっている。

表2の調査結果によりニューヨークを訪れている人の半分は、ニューヨークの文化や芸術活動を目的としていることが明確になった。さまざまな文化活動の中でも、美術館を訪れている人の平均滞在日数は、5.3日、パフォーミングアート（演劇・オペラ・コンサート他）は、3.2日とでており、総合して平均4.1日の滞在となった。また、1回の訪問で訪れる文化イベントは平均2回であるということがわかってい

	1982	1992
文化施設を訪れた人の数	12.6million	15.0million
全体の人数に対する割合	20%	19%
滞在日数	3.5days	4.1days
1日の平均消費額(1992年\$換算)	\$151	\$146
芸術・文化が主目的の訪問者割合	41.60%	50.00%

表2 ●文化を目的に来訪した人の比較

出典：The Port Authority of NY & NJ, 1993, p50.

カテゴリー	雇用(人)		賃金(100万ドル)		経済効果(100万ドル)	
非営利団体	33,570	31.2%	938	27.0%	2,720	27.7%
ギャラリー・オークションハウス	6,700	6.2%	245	7.1%	840	8.5%
劇場(営利)	7,280	6.8%	396	11.4%	905	9.2%
映画・テレビ産業	29,850	27.8%	1,188	34.3%	3,045	31.0%
文化芸術目的の観光客	30,140	28.0%	700	20.2%	2,320	23.6%
計	107,540	100.0%	3467	100.0%	9,830	100.0%

表3 ●文化芸術産業の経済効果

出典：The Port Authority of NY & NJ, 1993, p52.

文化芸術産業の経済効果は表3の通りとなっている。

文化芸術産業が、上記にみられるとおり雇用の創出及び地域経済へ非常に貢献していることがわかる。ビジターの消費のうち、約13億ドルがホテルやレストラン、交通費、ショッピング等の直接消費によって生み出され、30,140人の雇用と、7億ドルの賃金を生み出すという結果がでている。

文化芸術がニューヨーク市にもたらす、経済的效果について産業別に表したものは表4の結果となっている。地域の第3次産業に経済効果をもたらしているといえる。

以上、上述したとおり、インナーシティ問題などで危険なイメージの強かった地域が、文化芸術で貧困な印象の脱却を図り、ビジターを強く惹きつける魅力的な街に生まれ変わり、結果として文化芸術を下支えしているということは、大変注目に値する。現在ビジター産業は、ニューヨーク経済の牽引力の役割を担いながら街に活気を与えているといえる。The Port Authority of NY & NJの1998年の地域経済に関する報告によると、1997年のニューヨークへのビジターは、約3,200万人で前年比2.1%の伸びを示したと

消費効果	(100万\$)	雇 用	(人)
ビジネス・サービス	570.3	卸売り・小売り	5,443
不動産	563.3	ビジネス・サービス	5,268
銀行・保険	444.3	不動産	5,236
卸売り・小売り	322	健康関連	2,976
健康関連	203.9	飲食	1,762
交通	169.6	交通	1,757
公共事業	161.3	銀行・保険	1,480
コミュニケーション	116.8	宿泊	1,219
宿泊	83.5	コミュニケーション	747

表4 ●芸術が経済効果をもたらす業種(1992年)

出典：The Port Authority of NY & NJ, 1993, p53.

している。その内訳は、国内からのビジターが2,610万人（前年比2.0%プラス）、海外からは590万人（前年比2.3%プラス）である。また、ビジターの消費額は、合計130億7千万ドルと概算されており、前年比4.3%プラスの伸びとなっている。海外からの旅行者が増えたことで、客室稼働率は83.9%／日（1996年）となり、1泊あたり平均193ドル（前年比11.2%プラス）と宿泊料は上昇しつつある。また、1991年から1997年までの期間、客室稼働率は15%上昇し、海外からのビジターも4.7%増加したとしている。このようにして、ビジターの地域経済の効果については常に関心が置かれ、その都度が発表されている（The Port Authority of New York & New Jersey, 1998, p13-14）。〈黒澤行紀〉

注)

(注1) 1992年の調査 Manhattan Institute and The Commonwealth Fund, by Louis Harris and Associates, Inc. による1992年の調査「Why people move to and away from New York City」(The Port Authority of NY & NJ, 1993, p9) から抜粋。

参考文献

池上惇（1993）『生活の芸術化・ラスキン・モリスと現代』丸善ライブラリー
 佐々木雅幸（1997）『創造都市の経済学』勁草書房
 高橋由香（1999）『都市の文化的再生——グラスゴー・マンチェスターを事例として』立教大学大学院観光学研究科紀要
 オールセン, D. J. (和田旦訳) (1992) 『芸術作品としての都市』芸立出版
 クリストファー・ロー（内藤嘉昭訳）（1997）『アーバン・ツーリズム』近代文芸社
 ホワイト, W. H. (柿本照夫訳) (1988) 『都市という劇場：アメリカンシティライフの再発見』日本経済新聞社
 Fainstein, S. & Harloe, M. (1992) Divided Cities: New York and London in the contemporary world, New York
 Fainstein, S. (1994) The City Builders: Politics and Planning in London and New York, New York
 Judd, D. J., Swanstrom, T. (1998) City Politics, New York: Longman
 The Port Authority of NY & NJ (1993) The Arts as Industry: Their Economic Importance to the New York-New Jersey Metropolitan Region, New York

第2章●ニューヨークを支える文化活動～アメリカにおける芸術NPOの財政基盤と社会への波及効果

2001年9月11日にニューヨークを襲ったテロ事件は、ニューヨークに集中する文化施設にも当然大きな打撃を与えた。ニューヨーク市長や市の文化部長は、文化活動が

ニューヨークの復興のため経済的にも精神的にも重要であると認識している。美術館や劇場、コンサートホールも本来のミッションに徹することが市のため人々のためだという考えに基づいて、文化施設の活動正常化を促した。しかし事件から1ヶ月経っても多くの美術館の入場者数は事件前の50%ほどに落ち込んだままで、メトロポリタン美術館では入場料やレストラン、ショップの売上など事業収入の54%減、およそ200万ドルの損失があったという^(注1)。ブロードウェイの劇場は9月11日の週に350万ドルまで落ち込んだ総売上から10月第一週には1050万ドルへと持ち直したものの、昨年の同時期の数字には及んでいない。また通常は観客の6割以上は他の州や海外からの観光客で占めていたが、現在は観光客が激減し、ニューヨーク市と周辺の地域からの観客の割合が過半数を占めている。ジュリアーニ前市長がニューヨークの文化活動や観光地としての魅力をアピールし「ニューヨークに来て劇場やレストランで金を使うことが市を支援することになる」と訴えたように、今回のテロ事件は図らずも社会における文化施設の役割を改めて考える契機となった。

ニューヨークに行く人と大抵の人は、メトロポリタン美術館やMoMAなど各種美術館やギャラリーをめぐる、リンカーンセンターやブロードウェイで観劇、など何らかの形でアートに接するに違いない。ニューヨークの多様で数多くある文化施設は互いに競争しつつも、集合体として観光客を引きつけ、都市の魅力を高めることに貢献している。この文化事業とそのための組織が最も集中したニューヨークに端的に現れているように、アメリカにおける文化芸術セクターの構造は複雑である。非営利組織から、商業団体、市やコミュニティの文化施設などが共存し、一見、公立と私立、非営利と営利の区別がつけにくい場合もある。その財源も、事業収入、個人や財団からの寄付、企業の協賛、連邦政府や州・市など公共セクターからの助成など多岐にわたり、規模も大小さまざまである。本稿はアメリカの文化事業において主要な位置を占める芸術NPO(民間非営利団体)の20世紀の歩みと、それを支える政府の政策と民

間からの寄付、鑑賞者、アーティストといった芸術NPOをとりまく環境とを概観し、簡潔にまとめたものである。

1. 芸術機関の財源：公共・民間セクターのパートナーシップ

表 1 に見られるように、ニューヨークの芸術機関はその運営資金を複数の収入源に求めており、基本的に公共セクターと民間セクターの協力関係のもとに成り立っている。このことにより、経済情勢や社会の変動によりいずれかの財源が減少しても、他の要素で補い全体として必要な収入を維持している。また、単一の財源に過度に依存しないことにより、特定のグループや政府の利害、政策による介入を避け、活動の自律性を保ち易くするという側面もある。

一般的傾向として、企業は特定の展覧会や公演などにスポンサーとして協賛し、財団は教育普及活動などに、個人はコレクションや施設、新規事業などに対して寄付をすることが多い。そうした民間からの寄付を得ることが難しい一般管理運営費、即ち光熱費や人件費は、政府関連の助成と事業収入などにより賄われる。近年の好景気とビジネスモデルを取り入れた経営戦略などで自らの事業収入やその他非関連事業収入（基金運用など）の合計は伸びているものの、公共セクターの連邦政府、州、自治体各レベルの助成と企業からの援助は著しく減少傾向にあり、芸術機関の財政基盤の不安要素となっている。アメリカの景気の後退や、同時多発テロ事件による影響から、事業収入や企業・政府からの援助の

今後の伸びも見込み難い現在、各芸術機関は新たな資金調達の方法を模索している。

芸術機関の財源を主として国や地方自治体に依存する日本やヨーロッパと異なり、米国では芸術機関に対する政府の直接の助成は割合として高くはない。だが、政府はNPO関連の税制によってNPOへの民間の寄付を推進し、市場からの財政確保も認めている。個人、財団、企業が芸術文化・人文科学分野で行う寄付金総額は年間106億ドルにもものぼる(AAFRC Trust for Philanthropy, *Giving USA 1998*, 1998)。NPOのうち、内国歳入庁(IRS)に申請し503(c)(3)団体の資格が与えられた組織は税控除となる寄付を受領でき、収益事業に対する課税が免除される(注2)。このような税制上の優遇措置により、所得の最高50パーセントまで控除が可能となり、個人が各々支持する芸術機関を直接支援することが奨励され、同時にNPOの自助努力が促されている。政府によるインセンティブと個人のイニシアティブによる民間からの寄付、芸術機関の自助努力、公共・民間のパートナーシップがアメリカの文化政策を特徴付けている。

2. アメリカNPO発展の背景

(1) 1950年代以前：初期NPO

米国では歴史的に、市民が自ら社会福祉、教育、文化など公共的サービスの多くを担ってきた。そして政府に頼らず地域自立で自治を重んじる伝統と、ヴォランティアズムを背景にNPOのシステムが発展した。19世紀には主に地域や宗教に根ざし規模も小さかったNPO

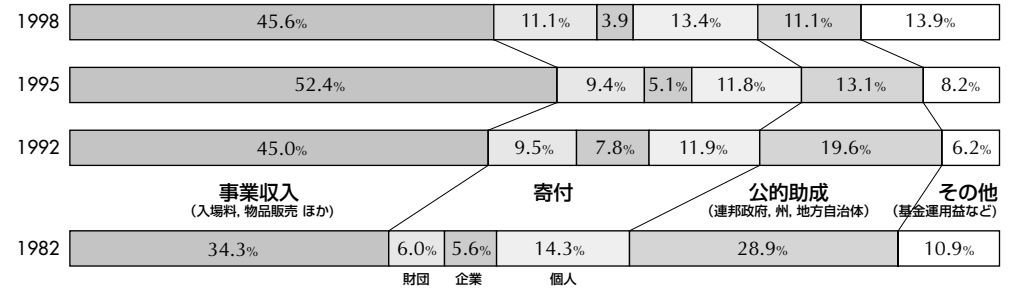


表 1 ●ニューヨーク市芸術機関収入内訳

出典：Alliance for the Arts, Trends in Income Sources for New York City Cultural Organizations, 1999.

だが、20世紀に入ると、1920年までにカーネギー財団やロックフェラー財団など、巨大な規模の財団も設立され、社会的影響力を増していった。

(2) 1950年代後半以降：フォード財団

John Kreidlerは、“Leverage Lost: Evolution in the Nonprofit Arts Ecosystem” (*The Politics of Culture*, 2000) において、とりわけ1950年代後半からのフォード財団の活動の重要性を説き、それまで少数の有力者が芸術愛好と社会貢献への義務感から主導していた芸術支援の形態を大きく前進させ、現在アメリカの芸術機関とその支援システムの基礎を築いたと主張している。フォード財団の芸術支援の特色は、無制限に続けるものではなく期限付きで、フォードが支援する以上の額の寄付をその他の組織から得ることを条件としたマッチング・グラントであった点にある。これは芸術機関が支援者、支援組織を新規開拓することを促し、財源の一極集中を避けた多角的な資金調達システムを発達させた。また、今日の財団と企業の芸術支援もこれをルーツとして成長した。特に企業メセナの流行はフォード財団の活動や政策に端を発するところが大きい。

(3) 1965年以降：NEA（全米芸術基金）

フォード財団の相乗効果をねらった芸術支援戦略の影響は、1965年連邦政府によって設立されたNEAにも指摘されている。NEAは個人やその他の財団、組織からの芸術機関への寄付を促進し、裾野を広げることによって、当初からマッチングを前提とした小額の助成を行ってきた。NEA設立以来米国全体で、個人の芸術への寄付は他の主要9分野への寄付よりも高い率で伸び、1965年の5億ドルから30年間で109億ドルに至っている。その間、州政府の文化局の数は5件から56件に増え、非営利の劇場も56から425件、オーケストラは100から230件、オペラ・カンパニーは27から120件に増えている (*American for the Arts, Since the NEA was established in 1965*, 1997)。

こうした数字にも見られる芸術機関の増加と活動規模の拡大には、NEAやフォード財団

などの活動も貢献したと考えられるが、1970年から80年代の全般的なアメリカ経済の繁栄にも後押しされ、余暇の増大、豊かで安い労働力、人文科学教育の普及、アーティスト人口の増加、価値観の多様化による自由で活発な芸術活動に支えられたという面もある。

(4) 1990年以降：芸術機関とアーティストの直面する問題点

1970年から80年代の拡大・発展の時代に対し、90年代前半のNPOの危機はその裏返しでもある。不況、フォード財団を含め芸術を支援してきた組織の高度成長の停止、NEAや政府の助成金削減^(注3)、アーティストも含む失業率の増加、生活スタイルの多様化と情報化時代の余暇の変容、芸術教育の削減などの問題に芸術機関は直面した。アメリカの景気が好転した90年代後半から2000年に至っても、いくつかの課題は残されたままである。特に、専門教育を必要とするこの分野の職業に対し、同程度の教育・経験に通常支払われる給料に比べて極めて低い賃金しか支払われていないことが、人材の他分野への流出をまねいている。

アーティストの雇用や収入問題は深刻で、1990年には国全体の失業率が5.3%だったのに対し、パフォーミング・アートの分野では俳優と監督の失業率は13%、ダンサーで7%、音楽家が6%とすべて平均を上回っている (NEA全米芸術基金, 1996, 以下同)。1989年の調査によると年収1万ドルに満たないアーティストは演劇で四分の一、音楽で三分の一に上り、三分の一近くのダンサーは年収5000ドル以下で、大多数がアーティストとしての仕事だけでは生計が立たず、26%の音楽家、32%の俳優、62%のダンサーだけが本業のみで生活しているという統計が出ている。こうした実状を踏まえ、芸術助成財団の多くはアーティストに対する直接・間接の支援を増やす必要性を認識し、方法を探っていると報告されている (The Foundation Center, 2000)。

3. 芸術 NPO の社会波及効果

(1) 経済効果

1997年の調査によると、芸術NPOによって130万人のフルタイムの雇用が創出され、年間合計252億ドルの給料が支払われたという。また政府の歳入としては、34億ドルが所得税として連邦政府に入り、税収・入場料収入として12億ドルが州政府へ、7億9千万ドルが地方政府へ入っている（American for the Arts, *Benefits of Nonprofit Arts Industry*, 1997）。また、別の調査では1995年度ニューヨークにおいて、芸術関連で直接・間接に創出された雇用は市に13万466人、ニューヨーク州全体で17万4千人、税収では市に2億2100万ドル、州に4億8千万ドルがもたらされたという結果も出ている（The Alliance for the Arts, *The Economic Impact of the Arts on New York City and New York State*, 1997）。この金額は単純に一人あたりの年収にして比較すると、他の産業に比べ明らかに少ないが、芸術が雇用を生み、そこから付加価値を生み出し、国や地域の経済に貢献しているという点が確認できる。

80年代から盛んになった芸術の経済効果の研究は、政府による芸術支援の正当化のために用いられる側面もあり、同時にそのデータの欠陥も経済学、統計学的に指摘されていることも事実ではある^(注4)。しかし、経済効果は芸術活動の本来の目的ではなくあくまでも副産物であるということをふまえた上で、芸術の社会や経済への波及効果を調査するこ

とは、芸術がもたらすその他の側面での恩恵の質的調査とともに文化政策を考える上で有効であろう。

(2) 文化事業への参加：鑑賞者の拡大

文化事業への参加は20世紀を通して層を上げ数を伸ばしている。アメリカにおける芸術鑑賞者の傾向と参加の動向は、NEAの全国調査で詳しく分析されている。芸術鑑賞者には高学歴・高所得者の割合が高い傾向に変わりはないが、特にこの20年間ではヒスパニック系やアフリカ系アメリカ人の参加率の伸びが著しい。パフォーミング・アートの主なジャンルの公演の鑑賞と、美術館など文化施設の訪問に関して、1997年の全国調査から表2の中のいずれかの文化事業に年間9700万人が1回以上は参加していると計算される。美術館についていえば、1人あたり年間平均3.3回訪れている結果が出ているので、のべ2億2500万人が美術館を訪れたと見積もられている。1982年からの調査を比べると、特にミュージカルと美術館の項目が伸びていて、参加率もそれぞれ24.5%と34.9%と高い。概して各ジャンルとも、80年代から90年代にかけて鑑賞者は増えている。さらに回答者の多くが実際に参加した項目・回数以上に文化事業に参加したいと答え、参加していないと答えた人の過半数が参加してみたい、と文化事業への高い関心を示していることが報告されている。芸術機関への期待と需要はなお上がると見られ、その社会における役割と経済への影響は今後もさらに調査、研究を必要としている。

文化イベント・施設	1982年 (n=17,254)	1985年 (n=13,675)	1992年 (n=12,736)	1997年 (n=12,349)
ジャズ	9.6%	9.5%	10.6%	11.9%
クラシック音楽	13.0%	12.7%	12.5%	15.6%
オペラ	3.0%	2.6%	3.3%	4.7%
ミュージカル	18.6%	16.6%	17.4%	24.5%
演劇	11.9%	11.6%	13.5%	15.8%
バレエ	4.2%	4.3%	4.7%	5.8%
その他ダンス	(データなし)	(データなし)	7.1%	12.4%
美術館	22.1%	21.9%	26.7%	34.9%
美術・工芸品博覧会	39.0%	40.0%	40.7%	47.5%
史跡	37.0%	36.0%	34.5%	46.9%

表2 ●過去1年間に鑑賞した文化イベント・訪れた文化施設

出典：National Endowment for the Arts, *1997 Survey of Public Participation in the Arts: Summary Report*, 1997.

4. おわりに

以上米国において芸術を支えるNPO、芸術機関がどのように成り立っていて、どのような経緯で発展したのか、またそれが社会にどのような効果をもたらしているのか、という概略をまとめたが、21世紀に突入した現在、20世紀アメリカで発展を続けた芸術機関は新たな局面を迎えている。近年アメリカのNPOの危機、終焉も一方では議論され^(注5)、NEAのあり方とともに、政府の文化政策は岐路に立っている。政府は芸術を直接支援すべきかどうか、市場にまかせるべきかという議論は再び激しくなり、両方の立場から現在芸術機関が直面している問題点が指摘されている。

まだNPOのシステムが確立し定着していない日本の文化芸術を取り巻く状況にとっては、米国の事例やこの分野の研究は示唆に富むものであろう。一部公立文化施設の独立行政法人化も始まった現在、アメリカの公共・民間両セクターのパートナーシップと芸術支援のシステムを日本の固有の芸術環境に合うかたちでいかに取り入れ応用させ、日本の文化政策と芸術機関のシステムの改善、新たなモデルの構築に取り組むかが課題となっている。

芸術機関の活動の自主性を尊重し、民間からの支援を奨励する政府の間接的支援と、個人のヴォランティア精神の伝統、そして民間と公共のセクター間の垣根を越えた協力、パートナーシップや自由な競争、ハイブリッドな財源などが、アメリカの芸術文化活動の独自の発達を促し、創造性と多様性を育ててきた。

ニューヨークを襲ったテロ事件の社会や芸術分野への影響はまだまだ計り知れず、不安定な世界情勢が続く。しかし、このような状況下においてこそアートや文化活動の社会における重要性は再認識され、その基盤の強さが示されている。今後ニューヨークの魅力と活力が復活するために、芸術や文化施設はどのように対応し、そして貢献していくのか。ここに芸術と社会の関係を考察し、21世紀のあるべき文化政策を考えるヒントがあるのであるだろう。

〈稲葉郁子〉

注

- (注1) Dinitia Smith, "Museums Struggle to Recoup With Attendance Down," *New York Times*, October 8, 2001.
- (注2) 501(c)(3)は、①法的、構造的に非営利であり、②社会的に有益なサービスを提供し、③収益の一部を寄付金から得ているフィランソロピーでなければならない。その資格を得るには、NPOとしての州政府への登録手続きに比べ、厳しいIRSの審査を受けなければならない。
- (注3) NEAは89年から90年代初頭にかけてメイプルソープのホモ・セクシュアルな写真表現やアンドレ・セラノの反キリスト教的作品の展覧会に助成金を出したことで社会的議論、批判が起こり、90年にはゲイであることを直接的に訴えたアーティストたちへの助成金を引き上げた。こうした議論を機に、94年にNEA不要論を唱える共和党が上院与党となって以降96年度には予算が大幅にカットされ、97年度には原則的に個人への助成は廃止された。(96年度以降、議会の決定に基づき、ジャズ、文学、民族・伝統芸術に限り個人への直接助成が認められるのみとなっている。)66年度に250万ドルでスタートした予算は、92年のピーク1億7600万ドルまで上昇を続けたが、96年度には40%の予算削減が行われ、99年8500万ドルとなっている。そのうち45%は各州の文化局に割り当てられる。
- (注4) Bruce A. Seaman, "Arts Impact Studies: A Fashionable Excess," *The Politics of Culture: Policy Perspectives for Individuals, Institutions, and Communities*, G. Bradford, M. Gary, G. Wallach, ed. (New York: New Press, 2000), pp.268. および Trine Bille Hansen, "Measuring the Value of Culture," *Cultural Policy*, Vol. 1, No. 2, Amsterdam(1995), pp.315.
- (注5) レスター・M.サラモン『NPO最前線 岐路に立つアメリカ市民社会』岩波書店(1999) pp.23-76ほか。

その他参考文献、資料

- ジェームズ・エステル/ローズ=エイカーマン、スーザン(田中敬文訳)『非営利団体の経済分析』多賀出版(1993)
- Alliance for the Arts, *Trends in Income Sources for New York City Cultural Organizations*. New York: Arts Reserach Center, Alliance for the Arts, 1999.
- Baumol, William J. *Performing Arts, the Economic Dilemma: A Study of Problems Common to Theater, Opera, Music and Dance*. New York: Twentieth Century Fund, 1966.
- Blau, Judith R. *The Shape of Culture: A Study of Contemporary Cultural Patterns in the United States*. Cambridge: New York: Cambridge University Press, 1989.
- Bradford, Gigi, Michael Gary, and Glenn Wallach, ed. *The Politics of Culture: Policy Perspectives for Individuals, Institutions, and Communities*. New York: New Press, 2000.
- Clotfelter, Charles T. and Thomas Ehrlich, ed. *Philanthropy and the Nonprofit Sector in a Changing America*. Bloomington: Indiana University Press, 1999.
- Cummings, Milton C. and Richard S. Katz. *The Patron State: Government and the Arts in Europe, North America, and Japan*. New York: Oxford University Press, 1987.
- Cummings, Milton C. and J. Mark Davidson Schuster, ed. *Who's to Pay for the Arts?: the International Search for Models of Arts Support*. New York: American Council for the Arts, 1989.
- DiMaggio, Paul, ed. *Nonprofit Enterprise in the Arts: Studies in Mission and Constraint*. New York: Oxford University Press, 1986.
- Hammack, David C., ed. *Making the Nonprofit Sector in the United States*. Bloomington: Indiana University Press, 1998.
- Magat, Richard. *The Ford Foundation at Work, Philanthropic Choices, Methods, and Styles*. New York: Plenum Press, 1979.
- National Endowment for the Arts Reserach Divison report 16. *Artist Employment and Unemployment, 1971-1980*. Washington D.C.: National Endowment for the Arts, 1982.
- National Endowment for the Arts Reserach Divison report 35. *American Participation in Theater*. Washington D.C.: National Endowment for the Arts, 1996.
- National Endowment for the Arts Reserach Divison report 37. *Artist in the Workforce: Employment and Earnings, 1971-1990*. Washington D.C.: National Endowment for the Arts, 1996.
- National Endowment for the Arts Reserach Divison report

39. 1997. *Survey of Public Participation in the Arts: Summary Report*. Washington D.C.: National Endowment for the Arts, 1997.
- Netzer, Dick. *The Subsidized Muse: Public Support for the Arts in the United States*. Cambridge; New York: Cambridge University Press, 1978.
- O'Hagan, John W. *The State and the Arts: An Analysis of Key Economic Policy Issues in Europe and the United States*. Cheltenham; Northampton: Edward Elgar, 1998.
- Renz, Loren and Steven Lawrence. *New York City Foundations: a Profit of Local and National Giving*. New York: Foundation Center, 1993.
- Renz, Loren and Steven Lawrence. *Arts Funding*. 3rd Edition, New York: The Foundation Center, 1998.
- Renz, Loren. *Foundation Growth and Giving Estimates: 1999 Preview*. New York: The Foundation Center, 2000.
- Schuster, J. Mark Davidson. "The Interrelationships Between Public and Private Funding of the Arts in the United States" in *Journal of Arts Management and Law* Vol. 14, No. 4, 1985, pp.77-105.
- Wyszomirski, Margaret Jane, ed. *The Cost of Culture: Patterns and Prospects of Private Arts Patronage*. New York: American Council for the Arts, 1989.

第3章●ブロードウェイの制作上の特色に関する一考察～法的・経済的側面を中心に

ブロードウェイの劇場街は、世界で最も発達した劇場街である。ニューヨーク市のタイムズスクエアを中心として、南は41丁目から北は54丁目^(注1)まで、東は6番街から8番街までの狭い地域に劇場が密集している。ブロードウェイの劇場とは、このエリアにある座席数500以上の劇場を指す。^(注2)そして、劇場を取り囲むようにして、ホテル・レストラン・小売店が連なり、一大観光地となっている。また、このエリアは、タイムズ・スクエアの名称が取られたニューヨークタイムズ本社をはじめとしてメディア産業の集積地でもあり、Nasdaqの電光掲示板と放送スタジオもある。

好調と不振を幾度となく乗り越えてきたブロードウェイは近年、優れた興行成績を上げている。1999－2000年のシーズンには、観客動員数でこそ昨シーズンと比べて29万人劣る1138万人であったが、興行収入は史上最高記録を更新する6億300万ドルを記録した。^(注3)ブロードウェイは、ニューヨーク市が観光都市として発展する上で大きな役割を果たしている。^(注4)では、このような成功は、いかなる営為によってもたらされたものであろうか。

本稿は、ブロードウェイの制作上の特色の

一端について述べようとするものである。限られた紙数ゆえあらゆる側面に詳細に言及することはできないが、ブロードウェイと日本の演劇制作との相違点を意識しながら論述することにしたい。^(注5)

1. 不安定なビジネスとしての演劇

ある芝居が成功を収めるかどうかは、多くの制御不能及び予測不能な要因に左右される。小林一三は1942年に出版した著作で早くも、「米国の演劇は、不安定極まる一種の投機事業であ」^(注6)り、「米国の芝居興行主は一種の博打である」^(注7)と述べている。確かに、「ア・コーラス・ライン」のように、ブロードウェイにおける大ヒット作品は、ナショナル・ツアー及び外国での興行も含めて莫大な利益をあげる。その一方で、「トム・ソーヤーの冒険」のように2001年4月26日に開幕し、5月13日に閉幕したケースもある。^(注8)

しかし、ブロードウェイの興行をオール・オア・ナッシングとのみ見なすのは短絡的である。後述の理由により、決算が一般に公開されることは少ないため、具体的な数字を挙げて述べることは困難が伴うが、ぎりぎりとはいえ制作費の回収（リクープ）にこぎつけることもあれば、ブロードウェイの興行だけを見れば赤字であっても、地方興行やサウンドトラックのCDの収入などまで入れると制作費を回収できている場合もあり、リクープ及び利益を上げる度合いは様々である。

2. プロデューサー

ブロードウェイのショーの制作は、はじめにプロデューサーありきの世界である。作曲家がどんなに素晴らしい曲を書いたとしても、どんなに優れた原作があろうと、それを舞台にかけようとするプロデューサーが出てこないことには、制作はスタートしない。プロデューサーが果たす役割と責任は極めて大きい。

では、プロデューサーの任務とは何であろうか。まず第1は、ショーの企画をもとに出資者を募り、制作資金を集めることである。特に、近年のブロードウェイでは制作費が高騰

し、ミュージカルで700－1500万ドル、ブレイで300－500万ドルの制作費が必要だと言われる。ただし、必要となる制作費は、芝居によって様々であることに注意を怠るべきではない。制作資金の集め方については後述するが、その資金をもとにショーを成功に導く責任を一身に背負うのがプロデューサーである。^(注9)

プロデューサーの第2の任務は、劇場主と交渉し劇場を確保することである。日本と違い、プロダクションは劇場を所有しないのが通例であるため、制作がなされたのにもかかわらず、劇場を確保できないというケースもある。また、思いどおりの劇場を確保できないこともある。一般的に言って、座席数の多い劇場、新しい劇場はコストがより多くかかる。^(注10) また、限定公演の場合もあるが、ブロードウェイでは観客を動員できる限りロングランさせる前提で劇場主と交渉にあたる。

そして、プロデューサーの第3の任務は、制作・芸術両面の全ての関係者の上に立って陣頭指揮を取り、様々な才能をつなぎ、コラボレーションさせてゆくことである。プロデューサーの仕事は、一つの会社を経営することに相似しているが、^(注11) 後述の通り近年まで法的にはリミティッド・パートナーシップという形を取って行われてきた。

3. フロント・マネー

実際に芝居の制作に入る時には、リミティッド・パートナーシップを組んで制作資金を集めてから制作に入るのが普通である。しかし、その前の段階で、プロデューサーは少数の出資者を共同プロデューサー (co-producer) として招き入れ、ジョイント・ベンチャー (joint venture) として準備にあたることもある。ジョイント・ベンチャーでは、全てのプロデューサーは無限責任を負い、リミティッド・パートナーシップの形成後はジェネラル・パートナーとして引き続き無限責任を負う。実際に制作にあたるプロデューサーと共同プロデューサーとなる出資者との間の利益の分配については契約で決められる。

そして、この段階で、版権の獲得、弁護士やジェネラル・マネージャーの雇用、脚本の印刷などに使われる資金をフロント・マネー

(front money) という。^(注12)

4. 権利の獲得

(1) 原作の権利者との契約

プロデューサーが、ある作品を原作として採用し舞台にかけるときは、原作の権利者と契約を結んで舞台化の許可を取らなければならない。ただし、その作品がパブリック・ドメインに入っている場合は、許可を取る必要はない。^(注13) 誰が何の権利を持っているかはしばしば複雑であり、その調査には多大の労力を要する。

契約にあたって、プロデューサーはオプション料を支払い、オプション期間内に作品を上演する権利を得る。もし、その期間内に上演できなかった場合は、上演の権利は原作の権利者に戻るが、プロデューサーに対するオプション料の払い戻しはなされない。

(2) 劇作家・作詞家・作曲家との契約

原作をもとに脚本を起こす時は、プロデューサーは劇作家に脚本の執筆を依頼し、さらにミュージカルの場合は作詞家・作曲家に詞・曲を書いてもらうことになる。^(注14)

そして、プロデューサーは、劇作家（及びミュージカルの場合は作詞家・作曲家）と完成した作品に上演料を支払い、上演権を獲得する。劇作家ギルドが作成したAPC (Approved Production Contract) は、ブロードウェイのプロダクションをファースト・クラス^(注15) に分類しており、プロデューサーはこの制作契約書に従って契約を結ぶ。

上演料は、以下に説明するオプション料、前払金、ロイヤリティの3つから構成される。

① オプション料

原作の権利者と同様に、オプション期間内に作品を上演する権利をあたえることに対する料金である。オプション期間内に作品が上演されなかった場合に、プロデューサーに対してオプション料が返還されることがないのも、原作の権利者の場合と同様である。

② 前払金

プロデューサーが制作資金の中から支払う。前払金もまた、上演にこぎつけなかった場合

にプロデューサーに返還されることはない。

③ロイヤリティ

上演開始後 1 週間単位で、総売上のうちから所定のパーセンテージを支払う。ただし、ロイヤリティには最低金額が設定されており、興行成績が悪かった場合にもこの金額は支払われる。

近年は、ロイヤリティ・プールという方式が発達してきた。これは、出資者への出資金の返還を優先するため、リクープ前のロイヤリティを少なめにし、リクープ後のロイヤリティを高く設定するというものである。

また、プロデューサーは、サブシディアリー・ライト (subsidiary right) を全て得ることは期待できない。アメリカ国内における上演のライセンスは得られても、アメリカ以外の国における上演のライセンスを得られない、舞台化のライセンスを得られてもテレビドラマ化・映画化のライセンスを得られないなど、様々なケースが起こりうる。

5. 制作資金の調達

(1) リミティッド・パートナーシップとリミティッド・ライアビリティ・カンパニー (LLC)

ブロードウェイの興行はリスクが大きく、ベンチャー・ビジネスの一種と位置づけることができる。このため、ブロードウェイにおける制作資金の調達は、リミティッド・パートナーシップという形を多くがとってきた。^(注16)

リミティッド・パートナーシップは、ジェネラル・パートナーとリミティッド・パートナーから構成される。

まず、ジェネラル・パートナーになるのはプロデューサーで、制作上・芸術上の決定の全責任者であると共に、負債が発生した場合に無限責任を取る。

そして、制作資金の出資者すなわちエンジェルがリミティッド・パートナーとなり、制作資金を提供する。すなわち、出資者は制作資金を提供するのみであり、制作上・芸術上の決定はプロデューサーにゆだねる。そのか

わりに、芝居が失敗した場合、リミティッド・パートナーはリミティッド・ライアビリティ、すなわち自ら提供した資金を失うのみで、それ以上の責任を負う義務は一切ない。^(注17) このように、投資金額以外の危険がないという保証を与えることによって、出資者を安心させ、出資を促すことができる。

さらに、リミティッド・パートナーシップは税制上もメリットがある。芝居がリクープし、純利益 (net profit) を上げると、プロデューサーその他とエンジェルたちとで例えば 50/50 で分け合うが、これに対する課税は 1 回のみである。これに対し、会社の形を取ると、利益はまず会社レベルで課税され、さらに出資者に配当する際に出資者にも課税されることになる。

さて、1995 年には、他州に遠く遅れて、ニューヨーク州でもリミティッド・ライアビリティ・カンパニー (LLC) 法が効力を生じた。LLC は、リミティッド・パートナーシップの税制上のメリットを享受しながら、プロデューサーもまたリミティッド・ライアビリティの責任のみでよいとするメリットがある。その後、LLC の形を取って演劇が制作されることが増えてきた。

(2) ブロードウェイの不透明性

ブロードウェイの制作資金の調達と運用に関しては、一般に公開されている情報が乏しい。ニューヨーク州も、投資家の保護を目的としたブルー・スカイ法を定めているが、実際にどこまでフェアにプロダクションが資金を運用しているかについては、不透明な部分が多い。プロデューサーは情報の開示に消極的であることが多い。

リミティッド・パートナーシップないしリミティッド・ライアビリティ・カンパニーによる制作資金の調達は証券の販売にあたるというのが、1933 年連邦証券法の立場である。しかし、全ての場合に連邦証券及び取引所委員会への登録が必要なわけではない。

登録の必要性に関しては、以下の 3 つに分類される。

①私募^(注18)

私募の場合には、レギュレーション D の規

則506により、連邦証券及び取引所委員会への登録を免れることができる。

②州際通商にあたる公募

複数の州にまたがって(州際通商)、500万ドルを超える制作資金を公募する場合には、フォームS-1ないしフォームS-18による連邦証券及び取引所委員会への完全登録を義務づけられている。この場合、ニューヨーク州司法長官の事務所への登録は簡単なものでかまわない。プロダクションが制作資金の募集を許されるのは、両者への登録以後となる。

また、500万ドルを超えない資金を公募する場合には、レギュレーションAによる簡単な登録か、レギュレーションDの規則504ないし規則505により、登録を免れることができる。

③ニューヨーク州内での公募

資金がニューヨーク州内で公募される場合には、連邦証券及び取引所委員会への登録は必要ない。しかし、ニューヨーク州の司法長官の事務所への登録は原則として必要である。

全出資金が50万ドルを超えない場合、登録は、リミティッド・パートナーシップ証明書のみか、同証明書に投資案内状(offering circular)を加えて行われる。これに対し、全出資金が50万ドルを超える場合は、投資案内状を使って登録しなければならない。

出資者が35人以下で、すべての出資者が司法長官への登録を書面で放棄した場合、登録を避けることができる。さらに、全出資金が25万ドル以下の場合か、出資者が35人以下の場合は、会計報告を免除するとしている。このため、多くのブロードウェイのプロダクションが、会計報告を避けるために、35人までの出資者で制作資金をまかなおうとしているようである。^(注19)したがって、ブロードウェイのプロダクションが、ニューヨーク州内の35人以下の人から制作資金を調達した場合、何の登録も会計報告もなされないことがありうる。

また、ニューヨーク州パートナーシップ法は、プロデューサーは、週1回で連続6週間にわたって、リミティッド・パートナーシップ証明書かその要約を新聞2紙に掲載するこ

とを求めているが、ニューヨーク芸術文化法(The Arts and Cultural Affairs Law)は、「リミティッド・パートナーシップ」がプロダクション名に加えられている演劇プロダクションは、その義務を免れるとしている。

(3) 出資者の特質

『ニューヨークタイムズ』には、オン及びオフ、オフ・オフのブロードウェイの劇場案内広告一覧が毎日掲載されているが、制作資金の募集の広告は見当たらない。かつては、そのような広告が出されたこともあったが、成功しなかった。その理由として、コマーシャル・シアター・インスティテュートのボーゲル(Frederic B. Vogel)は、演劇は興行上のリスクが大きく、またテレビや映画と違い特定の洗練された人だけしか関心を持たないので、新聞広告という方法は成功しなかったのだとしている。^(注20)だからこそ、リミティッド・パートナーシップが採用されてきたのだと言える。

リミティッド・パートナーの募集にあたっては、バックカース・オーディションを行うことが多い。これは、完成した脚本を土台に作品の主要部分を上演してみせるものである。^(注21)出資候補者は、このオーディションを見て、作品がヒットするかどうかを見極め、エンジェルになるかどうかを決断し資金を提供する。

出資の決断においては、プロデューサーを信頼できるかどうかというもう1つの重要なポイントがある。ある作品がヒットするかどうかは、厳密に言えば開幕して翌朝の新聞に劇評が掲載されるまで分からない。つまり、純利益を上げられないことも、出資金が返却されないこともありうる。ここで重要になってくるのは、プロデューサーの思考法(way of thinking)に共感できるかどうか、人間的に通じ合えるかどうかである。エンジェルは投資ないしは投機として出資するばかりではなく、プロデューサーの人間的魅力にほだされメセナの気持ちで出資することもある。^(注22)

また、制作費の高騰化に伴い、近年は機関投資家による出資が多くなっている。

6. 予 算

表 1 は、ブロードウェイで最近リバイバルされたあるミュージカルの予算である。^(注 23) この数字は信頼のおける情報であるが、あくまで一例に過ぎず、芝居にかかるコストは作品ごとに様々であることを繰り返し強調しておきたい。

この作品は、プレビューの段階でのテレビ・コマーシャルが効果を上げ、多くのチケットを売り上げた。しかし、初日翌日の劇評がふるわなかったため、その後は売れ行きが落ち、既にクローズしている。しかし、その作品のジェネラル・マネージャーによると、リクープ及び純利益を上げることに成功し、既に純利益の分配も終了している。

この作品の総制作費は 765 万 6538 ドルと近年のブロードウェイにおいては少なめであるが、リバイバルだから少額で済んだのだとは一概には言えないので、注意する必要がある。ブロードウェイにおいては、オリジナルそのままのリバイバルを行うとは限らない。新たな解釈を加えることにより作品を再創造することや、時代の変化にあわせて細部に変更を加えることが多く、これらの作業には新作の制作に負けず劣らず労力とコストがかかる。また、『ニューヨークタイムズ』の劇評も、リバイバル作品の評価にあたっては、新たなアイデアが加えられたかどうかを注視している。この作品の場合はイギリスからの輸入であるが、一般的にイギリスの作品をブロードウェイで上演する場合は、より華やかで洗練されたものになるよう、多くの努力がなされる。

ブロードウェイの予算は、制作費と準備金その他からなる総制作費と、1 回毎の上演にかかる運営費とに分かれる。

(1) 総制作費

総制作費は、セット、衣装、照明、音響などの制作費と、予期せぬ事態が発生した時に対処するための準備金 (contingency)、ユニオンやギルドへの保証金 (bond)^(注 24) と積み立て金 (deposit) などから構成される。

予算を見積もり、無駄な支出をしないよう努力することは言うまでもない。しかし、ブ

ロードウェイにおいては、何事にも多額の出費を強いられる。その理由の 1 つは、ユニオンとギルドが最低賃金について協定書を作成し、フォ・プロフィットのプロダクションはこれにしたがわなければならないことである。^(注 25) 例えば、俳優組合は、1 週間出演した時の最低賃金を、ブロードウェイで 1,215 ドル、オフ・ブロードウェイで 440 ドルから 763 ドルと定めている。一方、役にありつけている俳優は 15 パーセントに満たず、俳優の平均年収は 14,936 ドルである。^(注 26) 失職している俳優が多いからこそ、役にありついたらには多くの収入を得ようという動機が高くなるのであり、一方において優秀な俳優が数多く失職しているからこそ、オーディションにおいて役柄に適切な俳優を容易に見いだすことができるのだとも言える。

演劇というビジネスの不安定性ゆえ、ユニオンやギルドが発達したのには十分な理由があることは認めなければならないであろう。しかしながら、ユニオンやギルドのためにブロードウェイが高コスト体質になっていることもまた否めない。プロデューサーとユニオンやギルドとの関係はこじれており、演劇ビジネスの発展のために両者を協調させる方策も今のところ見つかっていない。^(注 27) ブロードウェイもまた、ボウモル (William J. Baumol) のいうコストの病の例外ではない。^(注 28)

(2) 運営費

運営費は 1 週間単位で算出される。チケットの売り上げが運営費と同額になる時点を、ブレイク・イーブン・ポイントという。つまり、リクープはできないが、興行を行うことによって赤字を生み出さずにすむチケットの売上ということである。

チケットの売上から運営費を引いたものが利益となり、リクープに回される。これはすなわち出資者への出資金の返還を意味し、現在のブロードウェイではリクープには 1 年以上かかるのが通例になっている。^(注 29)

リクープ後に、チケットの売上から運営費を引いた金額が純利益となる。純利益はこの段階ではじめて発生するのであり、ロイヤリティの上乗せも行われる。

	Actual	Budget	Variance
	(\$)	(\$)	(\$)
Scenery			
Design(UK)	36,000.00	36,000.00	0.00
Design Assistants(US)	33,800.00	30,800.00	3,000.00
Model-Labour and materials	16,325.12	16,000.00	325.12
Lily Moogaard	8,210.75	8,400.00	-189.25
Design Expenses	3,971.33	3,500.00	471.33
Build/Purchase-Double Winches	898,691.14	885,000.00	13,691.14
Props/Storage/Rigging	64,768.18	40,000.00	24,768.18
Hardware/Miscellaneous	30,152.97	16,300.00	13,852.97
	1,091,919.49	1,036,000.00	55,919.49
Costumes			
Design(UK)	30,000.00	24,750.00	5,250.00
Design Associate(US)	26,380.00	22,400.00	3,980.00
Design Assistant(US)	18,851.50	12,000.00	6,851.50
Design Assistant(US)	1,528.50	7,800.00	-6,271.50
Design Expenses	286.95	5,000.00	-4,713.05
Build/Purchase-based on London	378,603.85	350,000.00	28,603.85
Hair Designer	10,000.00	0.00	10,000.00
Make up Designer	0.00	3,500.00	-3,500.00
Wigs/Hair	38,150.99	16,500.00	21,650.99
Wardrobe Supplies/Miscellaneous	9,446.86	13,050.00	-3,603.14
	513,248.65	455,000.00	58,248.65
Electrics			
Design(US)	20,625.00	20,625.00	0.00
Design Asst. Drawings	367.94		367.94
Design Assistant(US)	14,400.00	14,400.00	0.00
Moving Light Programmer	20,562.35	18,900.00	1,662.35
Design Expenses	3,208.43	3,500.00	-291.57
Electrics Prep	48,202.41	85,000.00	-36,797.59
Video Equipment Purchases	4,274.25	30,000.00	-25,725.75
Video Reserach/Preparation	18,404.23	15,000.00	3,404.23
Perishables/Miscellaneous	33,544.44	25,575.00	7,979.44
	163,599.05	213,000.00	-49,400.95
Sound			
Sound Design Fee(UK)	20,000.00	20,000.00	0.00
Associate Designer	2,500.00	16,000.00	-13,500.00
Design Assistant(US)	7,500.00	12,000.00	-4,500.00
Equipment Preparation	110,445.81	50,000.00	60,445.81
Musical Instruments	25,773.39	30,000.00	-4,226.61
Recording/Sound Effects/Click	2,522.75	5,000.00	-2,472.25
Perishables/Towers/Baffles	58,375.97	50,000.00	8,375.97
	227,122.92	183,000.00	44,122.92
Orchestrations(UK)/Copying(US)			
	43,487.59	50,000.00	6,512.41
Fees			
License Administration Fee	15,000.00	15,000.00	0.00
Director(UK)	51,000.00	51,000.00	0.00
Choreographer(UK)	31,000.00	31,000.00	0.00
SSDC Initiation/Dues	2,250.00	2,300.00	-50.00
Fight Director	0.00	5,000.00	-5,000.00
Musical Supervisor(UK)	45,000.00	45,000.00	0.00
Musical Supervisor(US)	25,000.00	25,000.00	0.00
Synthesizer Programmer(UK)	2,500.00	5,000.00	-2,500.00
Contractor(US)	5,000.00	5,000.00	0.00
Musical Director/Conductor	10,000.00	10,000.00	0.00
General manager	30,000.00	30,000.00	0.00
Marketing	16,050.00	21,625.00	-5,575.00
Technical Supervisor	40,000.00	40,000.00	0.00
Production Supervisor	13,250.00	26,250.00	-13,000.00
Casting	30,000.00	30,000.00	0.00
Legal	100,000.00	50,000.00	50,000.00
Immigration	18,845.00	17,500.00	1,345.00
Accounting-Open Only	9,000.00	9,000.00	0.00
	443,895.00	418,675.00	25,220.00
Advertising			
Printing/Group Sales/D Mail	34,570.77		34,570.77
Press Agent	9,392.75	8,176.00	1,216.75
Preliminary Press Agent	8,000.00	10,000.00	-2,000.00
Press Agent Expenses/Press Kit	12,174.19	5,000.00	7,174.19
Photos/Signs/Marquee/House Front	132,427.47		132,427.47
TV Commercial Production	250,508.70		250,508.70
Radio Commercial Production	7,892.60		7,892.60
Program/Mechanical/Ad Slick/Misc.	22,566.50		22,566.50

	Actual	Budget	Variance
Shoot/Edit B-roll	15,984.90		15,984.90
Television/Radio Buy	237,979.75		237,979.75
Print Advertising	171,187.24		171,187.24
Direct Mail	176,280.99		176,280.99
Marketing	9,185.98		9,185.98
Advertising-Other	0.00	1,246,824.00	-1,246,824.00
	1,088,151.84	1,270,000.00	-181,848.16
Rehearsal Expenses			
Principals	56,246.63	58,410.00	-2,163.37
Relocation Fee/Buyout	11,770.87	5,000.00	6,770.87
Ensemble	154,254.17	136,290.00	17,964.17
Swing	19,948.81	20,130.00	-181.19
PSM	17,914.12	16,043.00	1,871.12
ASM	9,787.50	10,296.00	-508.50
ASM	6,885.38	7,046.00	-160.62
AEA Vacation/Sick Pay	18,403.59	20,257.00	-1,853.41
General Manager	22,125.00	22,500.00	-375.00
Company Manager	17,971.85	18,182.00	-210.15
Rehearsal Hall	77,632.43	64,800.00	12,832.43
Conductor	15,384.35	13,750.00	1,634.35
Asst. Conductor	1,471.20	8,250.00	-3,221.20
Rehearsal Musicians	9,577.13	7,920.00	1,657.13
Rehearsal Musicians	0.00	7,920.00	-7,920.00
Contractor	0.00	4,125.00	-4,125.00
Ast. To Dir-Chi. Op+NYC prev.	10,350.00	13,500.00	-3,150.00
Ast. To Dir-Chi. Op+NYC prev.	15,000.00	11,700.00	3,300.00
Vocal Coach/Massage/Gyms/Etc	2,349.12	19,600.00	-17,250.88
Scripts & Parts	2,898.09	3,000.00	-101.91
Stg. Mgr. Rehearsal Expenses	4,252.85	2,500.00	1,752.85
Casting/Audition Expenses	57,590.14	37,500.00	20,090.14
Crew and Wardrobe	210,736.28	233,215.00	-22,478.72
Production Assistant	5,500.00	7,000.00	-1,500.00
Miscellaneous	2,549.85	1,067.00	1,482.85
	760,599.36	750,001.00	10,598.36
Other Costs			
Insurance	50,000.00	50,000.00	0.00
Cartage	41,474.01	56,750.00	-15,275.99
Transportation	313,346.91	406,050.00	-92,703.09
Per Diems	293,647.74	281,050.00	12,597.74
NYC Theatre Rent for 6 weeks	72,857.14	100,000.00	-27,142.86
Take-In/Hang/Rehearsal Local One	648,414.30	861,525.00	-213,110.70
Orch. Read/Sound Ck/Bal./Dress	74,612.50	142,832.00	-68,219.50
Prel. NYCB BO/Advance Staff	110,680.16	97,988.00	12,692.16
NYC Opening Night Expense	334,566.77	150,000.00	184,566.77
Producer's/Manager's/Office Fee	14,750.00	15,000.00	-250.00
Phones/Xerox/Gen./Admin.	20,895.06	15,000.00	5,895.06
Union Pension & Welfare	80,069.68	108,494.00	-28,424.32
Payroll Taxes at 13%	72,500.00	164,841.00	-92,341.00
Miscellaneous	3,750.95	2,471.00	1,279.95
	2,131,565.22	2,452,001.00	-320,435.78

TOTAL PRODUCTION COSTS6,463,589.12 **6,827,677.00** **-364,087.88**

Reserves for Losses	0.00	150,000.00	-150,000.00
Contingency	0.00	401,326.00	-401,326.00
Director	27,875.00	27,875.00	0.00
Choreographer	23,230.00	23,230.00	0.00
Scenic Designer-USA Minimum	3,310.00	3,310.00	0.00
Lighting Designer-USA Minimum	2,483.00	2,483.00	0.00
Costume Designer-USA Minimum	3,714.00	3,714.00	0.00
	60,612.00	611,938.00	-551,326.00

Bonds and Deposits			
AEA	145,668.00	137,457.00	8,211.00
ATPAM	11,967.88	13,466.00	-1,498.12
IATSE	20,000.00	20,000.00	0.00
AFM	30,000.00	30,000.00	0.00
Moving Lights	16,000.00	16,000.00	0.00
	223,635.88	216,923.00	6,712.88

TOTAL COSTS 6,747,837.00 **7,656,538.00** **-908,701.00**

表 1-1 ●総制作費

Theatre	(\$)	(\$)	(\$)	(\$)
Rent and sharing terms	45,793.92	36,510.40	37,212.60	35,420.79
Stagehands	27,557.81	28,796.77	30,170.67	30,758.53
Theatre and box office staff	31,487.07	32,972.64	34,091.37	34,337.63
Theatre expenses	19,556.80	19,575.82	19,618.16	19,376.60
	124,395.60	117,855.63	12,092.80	119,895.55
Salaries				
Cast	67,376.24	62,096.64	64,663.66	63,142.67
Stage managers	4,954.00	4,954.00	5,119.00	4,954.00
Equity vacation and sick pay	4,500.00	4,500.00	4,500.00	4,500.00
Genaral and company managers	5,823.66	5,823.66	5,436.86	6,210.47
Press agent and marketing	3,031.91	3,031.91	3,031.91	3,031.91
Company crew	16,626.68	13,092.20	12,896.00	12,931.00
Wardrobe and hairdressers	16,793.99	17,299.37	17,757.77	16,764.47
Conductor	2,321.48	2,653.13	1,658.20	2,653.13
Musicians	29,152.05	29,989.70	29,843.80	30,340.35
Walkers	7,360.00	7,360.00	7,360.00	7,360.00
Resident director/choreographer	1,900.00	1,900.00	1,900.00	1,900.00
Per diems	1,475.00	1,475.00	1,475.00	1,475.00
Union benefits	18,500.00	18,500.00	18,500.00	18,500.00
Payroll taxes	13,000.00	13,000.00	13,000.00	13,000.00
	192,815.01	185,675.41	187,142.20	186,763.00
Advertising and publicity				
Print media	23,885.20	29,799.88	21,269.50	38,696.47
Broadcast media	93,836.50	60,000.00	60,000.00	60,000.00
Outdoor and tourist	625.00	21,672.20	7,074.30	625.00
Marketing	4,228.21	208.75	821.61	0.00
Talent residuals	3,500.00	3,500.00	3,500.00	3,500.00
Printing, signs and photos	252.10	1,026.35	21,244.86	252.10
Direct mail		0.00	10,180.00	10,180.00
Mechanical and miscellaneous	2,638.86	4,029.96	794.58	1,520.28
Production	0.00	1,673.41	2,473.61	0.00
Press agent expenses	800.00	800.00	800.00	800.00
	129,765.87	122,710.55	128,158.46	115,573.85
Departmentals				
Props and carpentry	640.00	640.00	1,692.54	743.66
Electric and sound	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00
Costumes and hair	203.87	165.00	3,271.58	493.76
Cast EXPENSES	1,432.50	1,432.50	1,432.50	3,469.70
Music	360.00	360.00	357.50	484.43
Company and stage managers	328.46	500.00	1,000.35	362.50
Rentals-electrics and varilite	8,048.16	8,048.16	8,048.16	8,048.16
Rentals-sound	7,818.75	7,818.75	7,818.75	7,818.75
Rentals-video	5,207.28	5,207.28	5,207.28	5,207.28
Rentals-automation	2,006.82	2,006.82	2,006.82	2,006.82
Rentals-musical instruments	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00
Rentals-chain motors	926.00	926.00	926.00	926.00
	30,971.84	31,104.51	35,761.48	33,561.06
General and administrative				
Office charge	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00
Office charge-General manager	500.00	500.00	500.00	500.00
Legal	600.00	600.00	600.00	600.00
Accounting	1,050.00	1,050.00	1,050.00	1,050.00
Insurance	3,500.00	3,500.00	3,500.00	3,500.00
League dues	500.00	500.00	500.00	500.00
Phones, copies and messengers	600.00	600.00	600.00	600.00
Costume replacement	500.00	500.00	500.00	500.00
Travel, per diem and entertainment	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00
Closing costs	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00
Executive producer	3,500.00	3,500.00	3,500.00	3,500.00
Casting	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
Fixed fees and royalties	3,203.75	3,203.75	3,203.75	3,203.75
Miscellaneous	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
	23,953.75	23,953.75	23,953.75	23,953.75
Total weekly expenses				
	501,902.07	481,299.85	496,108.69	479,747.21
Weekly profit(pre-guarantee royalties)				
	213,976.31	48,908.06	48,143.291	28,668.66
Royalty guarantees				
Author/licensor	7,500.00	7,500.00	7,500.00	7,500.00
Director	1,687.50	1,687.50	1,687.50	1,687.50
Choreographer	750.00	750.00	750.00	750.00
Designers and others	2,165.64	2,165.64	2,165.64	2,165.64
Original producers	1,875.00	1,875.00	1,875.00	1,875.00
Producer's fee	1,875.00	1,875.00	1,875.00	1,875.00
	15,853.14	15,853.14	15,853.14	15,853.14
Weekly profit(pre-pool)				
	198,123.17	33,054.92	32,290.15	12,815.52
Cumulative profit(pre-pool)				
	198,123.17	123,178.09	263,468.24	276,283.76
Deduct royalty pool				
				55,481.21
Profit from operations				
				220,802.55

表 1-2 ●運営費（4 週間分のサンプル）

(3) 決算

「ブロードウェー・ヒット」とは、リクープに成功した作品を指し、「ビッグヒット」とはリクープ後も上演が行われ純利益を上げた作品を指す。^(注30) したがって、「ヒット」と言っても、その成功の度合いについては割り引いて理解することが必要である。

さて、ブロードウェーのショーの興行成績はエンターテインメント業界紙『バラエティ』に掲載されるが、興行成績が良いから利益を上げているとは限らない。例えば、「ラグタイム」のように、興行成績は良かったが、キャストの人件費がかさんで利益を上げられなかったためブロードウェーではクローズし、ブロードウェーでの名声をもとにキャストを縮小したナショナル・ツアーを組んで利益を上げようとすることもある。

また、ブロードウェーにおいて売れ残ったチケットは、TKTS^(注31) において当日券が割り引いて販売される。TKTS でチケットが売られれば売られるほど、その芝居は利益を生まないばかりか、運営費すら回収できなくなり、クローズが近くなる。

既述の通り、予算に関する情報は一般には公開されないことが多いため、ブロードウェーのショーがどれほどの利益を上げたかは、『バラエティ』に掲載される興行成績と、同誌や『ニューヨークタイムズ』などに掲載される記事における制作費に関する言及とを照らし合わせて推測するか、あるいは口コミ情報からうかがい知ることになる。

なお、最近の動向としては、ブロードウェーの舞台のテレビ放送及びビデオ・DVDの発売が少しずつ増えてきた。^(注32) これらは制作費の回収を容易にするが、舞台のチケットよりも安くつくテレビで満足するようになり、舞台から観客の足が遠のく恐れもある。

7. マーケティング

ブロードウェーは老若男女を問わない幅広い客層を誇っている。^(注33) このため、制作側には、「世間一般の常識、良識に訴えかければ、観客は何とか応えてくれる」^(注34) という「観客への信頼感」^(注35) がある。

しかしながら、このことは、ブロードウェー

の制作及びマーケティングにおいて、観客のポジショニングをしなくてよいということを意味しない。ブロードウェイにおいても、マス・マーケットを無条件の前提にすることは過去の手法になっており、アメリカ劇評・プロデューサー連盟のプレジデントであるバーンスタイン（Jed Bernstein）も、鍵となる観客がショーにブランド意識を抱くようにマーケティングすることが、ブロードウェイのショーの成功にも不可欠であることを強調している。

ブロードウェイにおけるポジショニングの宣伝文句の基本フォーマットは以下のようなものである。^(注 36)

"To _____, x is the brand of _____
(target audience) (frame of reference)
 that _____."
(point of difference)

具体例を挙げると：

The Sound of Music

To parents of young children, the "Sound of Music" is the classic musical that is perfect for introducing kids to Broadway.

(和訳)

「サウンド・オブ・ミュージック」

小さなお子様をお持ちになる親御さんにとって、「サウンド・オブ・ミュージック」はお子様をブロードウェイにふれさせるのに完璧な古典的ミュージカルです。

このように、セグメンテーションを行うことによって、観客を掘り起こし育てることがブロードウェイでも行われている。そして、それぞれの芝居がそれぞれの狙いとする観客を設定しつつ、30以上に及ぶ劇場が狭いエリアに密集して選択の豊かさを観客に提供することにより、ブロードウェイという劇場街は成立している。^(注 37)

8. 劇評とトニー賞

興行の成否を決する上で極めて大きな影響力を及ぼすのが、ジャーナリズムの劇評である。特に、現在のニューヨークにおいてクオリティ・ペーパーは『ニューヨークタイムズ』1紙のみであるため、初日の翌日に掲載される『ニューヨークタイムズ』の劇評の影響力は極めて大きい。『ニューヨークタイムズ』の酷評にもかかわらずヒットすることもあれば、その逆に絶賛にもかかわらずフロップ（失敗作）に終わることもあるとはいえ、^(注 38) 『ニューヨークタイムズ』の影響力は他を圧している。これはブロードウェイ特有の現象で、ロンドンのウェスト・エンドではこのような独占現象はない。

また、6月の第1日曜日に授章式が行われるトニー賞も、2つの点で興行にとって大きなプラスになる。1つは、賞を受賞することによる宣伝効果である。もう1つは授章式がテレビで全米に生放送されることによる宣伝効果で、授章式では賞の授与のみならず主要な作品の見せ場の上演も行われる。^(注 39)

さらに、ニューヨークで制作されるテレビのバラエティ番組も、しばしばブロードウェイのショーを取り上げ、出演俳優をゲストに招いており、これも良い宣伝になる。中でも、ブロードウェイを頻繁に番組で取り上げるのは「ロージー・オドネル・ショー」である。^(注 40)

おわりに

2001年のブロードウェイでは、「プロデューサーズ」という大ヒットが生まれた。ブルックス（Mel Brooks）が同名の映画をミュージカル化したバック・ステージもので、開幕は4月19日である。『ニューヨークタイムズ』も大絶賛し、^(注 41) オークストラ席のチケットはブロードウェイ史上初の100ドルに達したにもかかわらず、チケットを求める行列は、上演されているセント・ジェイムズ劇場とその隣のヘレン・ヘイズ劇場をこえてシアター・レストランのサーディーズに達する長さで、チケットは4月のうちに2001年12月まで完売である。トニー賞で

は、史上最多の12部門において受賞を成し遂げた。

ブロードウェイは、このようにブロックバスターを生み出す力を今も持っている。しかし、ブロードウェイが芸術的に行き詰まりを見せて久しいことは多くの論者が指摘しているところである。^(注42) その点で、「プロデューサーズ」を始めとして「ア・クラス・アクト」「ジョージ・ガーシュイン・アローン」「フォリーズ」「42ndストリート」など、2000－2001年のシーズンの作品にバック・ステージものが多かったことは、ブロードウェイの題材の求め方が自閉的になっていることを示すものと言える。

しかしながら、その一方で、マンハッタン・シアター・クラブが、最初はオフ・ブロードウェイで上演し、好評のためブロードウェイに昇格させた「ブルーフ」のような第一級のプレイもまた観客を集めるなど、ブロードウェイの持っているパワーは依然として大きい。だからこそ、日本がブロードウェイから学ぶべきフィロソフィー及びノウハウは多様なものがある。本稿はブロードウェイの制作上の特色の一部を整理するととどまったが、より詳細な考察を他の産業と比較しつつ各論として展開するのを次の課題としたい。

〈茂木 崇〉

注

- (注1) ただし、リンカーン・センターのVivian Beaumont Theatreは65丁目にあるが、トニー賞のノミネーションの対象になっている。
- (注2) したがって、このエリア内であっても、座席数500を下回った劇場はオン・ブロードウェイの劇場とは見なされず、トニー賞のノミネーションの対象外である。そして、100席以上499席以下の劇場をオフ・ブロードウェイの劇場、99席以下の劇場をオフ・オフ・ブロードウェイの劇場と呼ぶ。
- (注3) *Times Square BID Annual Report*, October 2000, p. 15.
- (注4) 観客数の増加は、都市政策の成功によりブロードウェイが安全を取り戻したことも大きな理由である。治安が悪く盗人が横行している状況で、安心して劇場通いすることはできないからである。
- 特に、荒廃の激しかった42丁目再開発では、ニューヨーク州都市開発公社 (New York State Empire State Development Corporation) とニューヨーク市経済開発公社 (New York City Economic Development Corporation) のもとに設置された42丁目開発社 (The 42nd Street Development, Inc.) と、42丁目の劇場の補修と再構築を担当する新42丁目社 (The New 42nd Street, Inc.) が果たしてきた役割が大きい。
- また、ブロードウェイ地区の清掃及び観光事業の推進では、Times Square BID (Business Improvement District) が果たしてきた役割が大きい。
- 観光都市の功罪については、Dennis R. Judd and Susan Fairstein (Editors), *The Tourist City*, Yale University Press, New Haven, 1999 を参照のこと。
- なお、タイムズスクエア再開発について、筆者は別稿で論ず

る予定である。

- (注5) ブロードウェイに関する法的・経済的側面を扱った日本語文献はほとんどなく、下記の文献のIV演劇 (福井健作執筆) は、貴重な基本文献である。
- 曾根香子、小原恒之、重田樹男、福井健作『エンタテインメントの民―アメリカ映画、音楽、演劇業界の契約ガイド』七賢出版、1995年
- さらに、ブロードウェイに関する基本的素養を得るためには、大平和登の著作のうちまず下記の2冊を熟読のこと。
- 大平和登『ブロードウェイの魅力』丸善 (丸善ライブラリー)、1994年
- 大平和登・荒井良雄『ブロードウェイ！ブロードウェイ！』朝日新聞社、1985年
- (注6) 小林一三『芝居さんげ』三田文学出版部、1942年、419ページ。ただし、新字体・現代仮名遣いに直してある。以下も同じ。
- (注7) 同書430ページ。
- (注8) これは劇評とトニー賞のノミネーションがふるわなかったためで、このクローズの決断をするのも、プロデューサーの役割である。ただし、観客の動員がふるわなくても、トニー賞の授章式が行われるまでは、トニー賞を受賞することによる宣伝効果を期待して、プロデューサーは興行を打ち切らないことが少なくない。例えば、2000－2001年のシーズンを例にとると、「ア・クラス・アクト」や「ジェイン・エア」は運営費の回収すら難しい興行を行ったと推察されるが、興行を続行した。しかし、両者ともトニー賞を獲得することはできず、両者とも2001年6月10日にクローズした。
- (注9) ジェネラル・マネージャーの中には、プロデューサーの責任の重さを知るあまりに、プロデューサーにはなりたくないという者も少なくない。
- (注10) Stephen Langley, *Theatre Management and Production in America*, Drama Publications, New York, 1990, pp.287-288
- (注11) 『エンタテインメント・カレンダー』(ミヤンジョー・インターナショナル刊) 2001年4月号、7ページ。
- (注12) Robert Zimmerman, "Glossary for the Commercial Theater Institute," Commercial Theater Institute, New York, 2000. なお、このグロッサリーは内部資料で、市販はされていない。
- (注13) いつパブリック・ドメインに入れるべきかについては議論が絶えない。最近では、『風と共に去りぬ』をアフリカ系アメリカ人の視点から描き直した作品を巡る裁判が論争になっている。この裁判につき、例えば下記を参照。
- Lawrence Lessing, "Let the Stories Go," *The New York Times*, April 30, 2001, p. A19.
- (注14) ミュージカルの場合には、劇作家・作詞家・作曲家の間でコラボレーション合意がなされる。Scott R. Lazarus, Robert C. Harris 両弁護士によると、ブロードウェイでは、作詞家・作曲家に対して劇作家がふるう権力が大きく、劇作家は王様であると言ってよいが、テレビや映画の世界ではこのようなことはないという。
- (注15) ブロードウェイとオフ・ブロードウェイの場合は、ブロードウェイがファースト・クラスに、オフ・ブロードウェイがセカンド・クラスに分類されるので、容易に識別できる。しかし、実は「ファースト・クラス」の基準は極めて曖昧で、何を持って「一流」とみなすのかははっきりしないことが多い。
- (注16) リミティッド・パートナーシップ及びリミティッド・ライアビリティー・カンパニーに関する記述は、特に下記の書物を参考にした。
- Donald C. Farber, *Producing Theatre: A Comprehensive Legal and Business Guide, Second and Revised Edition*, Limelight Editions, New York, 1997.
- , *From Option to Opening: A Guide to Producing Plays Off-Broadway, Revised and Updated*, Limelight Editions, New York, 1997.
- (注17) ただし、リミティッド・パートナーシップの契約の際に、制作資金の不足が生じた場合にプロデューサーが追加出資を要請できる overcall と呼ばれる記述が加えられることはある。
- (注18) 黒沼悦郎『アメリカ証券取引法』弘文堂、1999年p.52によると、私票とは、「市場性の乏しい証券を限定された数の購入者に直接売り付けることをいう」。
- (注19) 複数のブロードウェイ関係者への取材から推察すると、ブロードウェイ・ミュージカル1本への投資は、1人につき20万ドルから30万ドル程度で呼びかけることが多いようである。
- (注20) 筆者とボーゲルとの会話 (2001年4月27日)。

(注 21) バッカーズ・オーディションの様様を活写したクラシックな書物として、アル・ハーシュフェルド(大平和登訳)『笑うブロードウェイ』小学館、1997 年の第 7 章を参照。

また、本訳書の原著は、Al Hirschfeld, *Show Business Is No Business*, Da Capo Press, 1993.

(注 22) 筆者とあるオフ・ブロードウェイのプロデューサーとの会話(2001 年 4 月 23 日)

(注 23) この数字は、作品名を公表しないことを条件に、ボーゲルから公開を許可されたものである。

(注 24) プロデューサーは、ユニオンやギルドのメンバーと契約を行う際に、最低限の保証金を積む義務がある。制作資金が足りなくなった時に賃金を払うことができなくなるのを防ぐためである。したがって、制作資金が十分にある場合は、プロデューサーは保証金に手をつける必要はない。俳優組合のウェブサイト <http://www.actorsequity.org> によると、俳優組合は通常、2 週間分の給与・年金・健康保険を保証金として要求する。そして、保証金は俳優組合にエスクローとして保管される。

(注 25) 多くのオフ・ブロードウェイの劇場は、ノット・フォ・プロフィットであり、ユニオンやギルドの協定に縛られない。このため、フォ・プロフィットの劇場よりも少ないコストで演劇を興行することが可能である。つまり、作品が成功しなかった場合の金銭的損失が少ないため、演劇上の実験を行いやすくしている。そして、オフで成功すると、多くはフォ・プロフィットの劇場であるオン・ブロードウェイの劇場に昇格して、より多くの観客動員を狙うと同時に、ブロードウェイで興行されたという看板を基にナショナル・ツアーや海外公演などさらに多くの利益を追求する。「レント」はその成功例である。

しかし、オフ・ブロードウェイからブロードウェイに昇格させる方式は万能ではない。オフ・ブロードウェイの小さな劇場ではえる芝居が、ブロードウェイの大きな劇場ではえるとは限らない。「グリーン・バード」はその一例であろう。

従来から行われてきたのはトライアルで、地方公演を積み重ね、手直ししながらブロードウェイに進出してゆく方法である。しかし、この方式もコストがかかるため、難しくなってきた。また、「ア・コーラス・ライン」などで取られたワーク・ショップの方式も、コストがかかるようになってきている。

さて、ノット・フォ・プロフィットのラウンドアバウト・シアター・カンパニーは、2000 年に本拠地をアメリカン・エアラインズ劇場に移動した。ラウンドアバウトのプロダクションは、ユニオンやギルドの協定に縛られないだけでなく、出資者に出資金を返還する義務を負わないため、より自由に上演を実現することが可能である。ただし、ラウンドアバウトは、ノット・フォ・プロフィットでありながら興行的成功を収めることを目指し過ぎているとの批判もある。Robin Pogrebin, "A Roundabout Journey to Glamour," *The New York Times*, July 27, 2000, pp.E1 → 8 を参照。

(注 26) 以上は、いずれも 1999 年の数字。*New York*, November 20, 2000, p.46 による。なお、同誌によると、映画俳優ギルド(The Screen Actors Guild)は、最低賃金を 1 日で 617 ドル、週 5 日間で 2,142 ドルと定めており、ブロードウェイより高賃金である。しかし、俳優の平均年収は 12,480 ドルで、俳優組合の平均年収より少ない。

(注 27) ユニオンをめぐる最近の動向について、下記を参照。
Marian Kreinin Souccar, "Actors mind the union gap," *Crain's New York Business*, April 16-22, 2001, pp.1 → 74.
Robert Hofler, "Cross-Pond Plan Lacks Equity," *Variety*, May 7-13, 2001, pp.87 → 90.

(注 28) 劇団四季の安倍寧によると、映画女優のキッドマン(Nicole Kidman)は、彼女の通常の映画出演料よりもはるかに低額の出演料でブロードウェイの舞台に立った。しかし、このことは彼女の女優としてのステータスを上げ、映画出演料を上げることにもつながったという。

役者と観客が相対峙する舞台の経験なくしてあらゆるパフォーマンス・アーツの発展はないことを鑑みると、また舞台から映画やテレビへの人材の流出を防ぐ上でも、このような関係は価値があると言える。

(注 29) リクープが速かった最近の例としては、1 年かからずにリクープしたピーターズ(Bernadette Peters)主演のリバイバル・ミュージカル「アニー」を挙げられる。

(注 30) 飯田亜弓「芝居ビジネスー天国と地獄 それでも人は舞台にはまる」はまの出版、2001 年、67 - 68 ページ。

(注 31) TKTS について、下記の記事を参照。
Julie V. Iovine, "Imagining a Ticket Booth As a Stairway to the Stars," *The New York Times*, February 16, 2000, pp.E1 → 3.

(注 32) ブロードウェイのテレビ放送について、下記の記事を参照。
Bruce Weber, "Taking the Show To Television," *The New*

York Times, January 19, 2000. pp.E1 → 5.

(注 33) ただし、観客のエスニシティを見ると片寄りがある。また、日本人の観客は、「オペラ座の怪人」のような定評あるミュージカルに集中する傾向があり、プレイを見る観客は少ない。

(注 34) 重政隆文『ザッツブロードウェイミュージカル』松本工房、1999 年、209 ページ。

(注 35) 同書の同ページ。

(注 36) 第 19 回ブロードウェイ・プロデューサー・セミナーの 3 日目(2001 年 4 月 29 日)にバーンスタインが配布した資料による。

(注 37) 演劇のマーケティングについては、和田充夫「関係性マーケティングと演劇消費ー熱烈ファンの創造と維持の構図ー」ダイヤモンド社、1999 年という先行研究が日本にもある。

(注 38) Frank Rich, *Hot Seat: Theater Criticism for The New York Times*, 1980-1993, Random House, New York, 1998, pp.993-994 には、『タイムズ』の前主席劇評記者リッチの劇評の評価に反する興行成績をおさめたショーの一覧表が掲載されている。

また、『タイムズ』の劇評の影響力は、主席劇評記者がブランドリー(Ben Brantley)に交替してから低下したという評価が多い。Andrew Goldman, "Bang! Annie Gets Her Critics!," *The New York Observer*, March 22, 1999, pp.1 → 9 はボレミカルな議論を展開していて参考になる。ただし、「レント」に正当な評価を与えたのはブランドリーであることは忘れるべきではない。

(注 39) しかし、近年のトニー賞の授章式の視聴率は決して高くない。2001 年の授章式の視聴率は、「プロデューサーズ」の大ヒットがあったが、裏番組が強力だったこともあり、6.9 パーセントと、前年の 6.1 パーセントを 0.8 パーセント上回ったにとどまった。Robin Pogrebin, "Ratings for Tony Show Remain Flat," *The New York Times*, June 5, 2001, p.E3 を参照。

(注 40) ニューヨークでは、WABC テレビで、毎週月一金曜の午前 10 時から 11 時まで放送されている。

(注 41) Ben Brantley, "A Scam That'll Knock 'Em Dead," *The New York Times*, April 20, 2001, pp.E1 → 27.

(注 42) 例えば、痛烈なブロードウェイ批判として、Mark Steyn, *Broadway Babies Say Good Night: Musicals Then & Now*, Routledge, New York, 1999 がある。

また、リッチが *The New York Times Magazine*, March 12, 2000 でソンドハイム(Stephen Sondheim)に行ったロング・インタビューも参照する価値がある。

〔付記〕文中では敬称を全て省略した。

筆者に貴重な情報と洞察を開示された全てのブロードウェイ関係者に厚くお礼を申し上げる。特に、予算の公開を許可して下さったボーゲル氏に感謝したい。無論、本稿のいならざる記述の責任を無限責任で負うのは筆者 1 人である。

匿名性の美術作品

— パブリック・アートと都市：フランスの事例を中心として —

Artworks as Anonyms — Contemporary public art in France

パブリック・アートと呼ばれる美術作品は、多様な展開を見せている。これらは、社会的実践にかかわるため、美術作品としては境界的な領域に置かれ、議論の対象とされることが少なかった。しかし近年、美術作品が美術館・博物館以外の展示スペースで提示されることも増え、パブリック・アートの本質を考える時期がきている。

本論では、一般にパブリック・アートと呼ばれる美術作品についての概念とこれまでの展開を、フランスの作品を中心としてみた上で、現在、その概念がどのような点において変化しているかについて考察し、またその展望を探る。パブリック・アートはいわゆる記念碑的な役割から、現在、作家、鑑賞者を含めた社会

谷川 眞美

文化政策学部芸術文化学科

Mami TANIGAWA

Faculty of Cultural Policy
and Management
Department of Art
Management

はじめに

都市空間において、インフラストラクチャーの整備のみならず、さらに快適で文化的な公共空間を共有するという考え方が一般的になって久しい。このような考え方の浸透にともなって、パブリック・アートと呼ばれる美術館空間を離れた美術作品が、さまざまなかたちで公共空間に提示されている。このようななかで、日本において、一般的に、パブリック・アートはこれまで「屋外に設置された彫刻作品」を中心的に示す用語として用いられてきた。しかし現在、美術作品の形態が多様化するに従って、パブリック・アートの指す範囲も飛躍的に広がっている。また、屋外に彫刻作品を設置するという従来行われてきた方法に関するさまざまな問題点も、パブリック・アートの現場が成熟するにつれて指摘されるようになった。そこで、「パブリック・アート」本来の語義に即して、公共性という概念と美術作品のありかたを根本的に問い直す多様な試みが、パブリック・アートを企画運営する自治体、専門家有識者を中心とした選定委員会、あるいは直接的制作者である現代美術作家を通して行われつつある。このような試みは、パブリック・アートの先行的事例を多く持つ欧米、とりわけ美術と公共性に関する議論がこれまで活発に行われてきた国に、先行的な例を見ることができる。本論ではそのような事例を、このような国のひとつであるフランスにおける作品を中心として扱いながら、パブリック・アートの概念とその展望について考える。

パブリック・アートにおける公共空間の概念

本来パブリック・アート作品の語義が内包している「公共性」とは何かについて、まず考えられねばならない。パブリック・アートという語は、いわゆる通称として用いられるもので、この語自体の理念的意味について追求することは、この場ではあまり適切でないだろう⁽¹⁾。しかし、この語によって示される類の美術現象は、美術作品と我々の結びつきについて、きわめて現代的な状況の一端を示

している。それは、第一に、美術作品の本質的变化から、作品の展示空間が近年美術館・博物館以外の空間を必然的に使用するという状況がみられるようになり、そのような場所のひとつとして公共空間が考えられうること、第二に、それらの作品を享受する鑑賞者の、文化の公共性についての通念が時代を経るに従って変化してきたことである。このような2つの歴史的変化から、この語が内包する理念的意味について考えるという作業をまったく放棄することはできない。

パブリック・アートについて考えることの重要性は、単なる文化的生活イメージの体現というだけでなく、また、美術制度の変遷に伴うひとつの現象だけにとどまらない、美術作品自体の本質に関する問題提起を含んでいることに、ひとつの理由がある。ただし、それを考える前に、欧米におけるパブリック・アートという語と、日本におけるそれには一般的な受け取り方に差異があることに注意しておかねばならない。以下に見る事例の一部が日本におけるパブリック・アートの概念から逸脱する可能性がある場合もあるが、これがパブリック・アートという語の意味と重要な関わりがあることもそれによって示される。

公共空間の概念はこの15年ほどの間に著しい変化を遂げた。ティルマンが指摘するように、現代的なコミュニケーション・ツールの発達に伴い、現在では、公共空間の概念は仮想空間まで含みうると考えられるようになっていく。その意味では、「世界中どこにいても「都市生活」が可能」⁽²⁾であり、いままでの公共空間の概念は再考されるよう迫られている。さらにこの公共空間概念の広がりに応じて、公共空間の利用者の規定も定義しきれないほどの広がりを見せることになる。ここではもはや公共空間がどのようなものかについて定義することは重要ではなく、作品それ自体のもつ本質的な「公共性」と、それを享受する人々の不特定多数の結びつきという状況が考察の対象となるのである。

作品そのものにおける「公共性」のひとつとは、鑑賞者あるいは周辺環境に対する「責任を伴う企て」を意味しているが⁽³⁾、これは鑑賞者におもねるということではない。たと

と個人とをつなぐための装置として機能するものへと変化している。このことは、美術史における作品と鑑賞者との乖離の問題にも関連し、その意味で、パブリック・アートについての考察の重要性を示唆している。

例えば、フランス、リヨンの路面電車におけるパブリック・アート・プロジェクトにおいては、アーティストは、テクノロジーと都市空間をどのように関連付けるか考えること、町のアイデンティティに参加することを考えること⁽⁴⁾、都市空間にすでに制約があるのでさらなる制約を付け加えないこと、すべての人に対するメッセージであること、などの条件をあらかじめ与えられた。また、ストラスブールの路面電車プロジェクトでは、市当局や美術関係の有識者からなる専門委員会は6つの原則を設定し、その中に、都市空間との芸術的関わりを重視すること、見る人の中で「いかにも現代美術的な」ものを追求しないこと、すでにある環境を利用し、それらを使う人のことを考えること、すでにある「場所」(空間・社会・歴史)をよく観察することなどが提示される⁽⁵⁾。

かつてアゴラという概念で形作られた広場は、空間的にも精神的にも市民の中心を意味する公共空間であった。アゴラは共有される中心、公共的なことがらが議論される場、あるいは議論されるときである⁽⁶⁾。現在このような空間はもはや都市の中では見出すことはできない。都市空間の合理性と人々の多様性がこのような広場としての公共空間概念を崩してしまっているからである。しかし、グルーが指摘するように、公共空間がもはや実現不可能なものとするのではなく、「ある環境で人々の交流を可能にすること」に重点をおくべきだろう⁽⁷⁾。それが空間的中心でも、ただひとつの場でもないことは、先に述べたような空間概念の広がりを考えれば当然であろう。

パブリック・アートがかかわる現代の公共空間とは、単なる物理的な空間ではなく、人々の多様な意味での交流を企図する場であり、必ずしも現実存在する場に規定されない。その「場」とは必然的に空間、社会、歴史を考慮したものである。これらがなければ、もとよりその場が公共の空間として機能しないからである。また、このような「公共空間」においては、文化の「公共性」についての考察がさまざまな側面から行われるだろう。このような場において、パブリック・アートの形態は多様なものとなりうる。公共空間の拡がりに応じて形態が多様化する、という単純な

図式ではなく、パブリック・アートのありかたについて根本的な概念の変革が求められている。このような意味において、作家、設置者を含めた送り手の責任もまた必須のものとなってくるのである。

モニュメントから装置へ

パブリック・アートの概念変化は、その作品形態の変遷と相関する。モニュメントとしての彫刻作品における変化の兆しの一例として、グルーはロダンの1884年の作品「カレーの市民」を挙げる。この作品では構想当初まさしくモニュメント的な、中心を高くしたピラミッド構造の人物群を想定していたが、構想を重ねるうち6人の人物を水平的に配した群像へと変化した。この形態における象徴的变化に加え、ロダンは、ブロンズの像を土台が見えないように、人々がその間を通り抜け自分とそれらの人物を重ね合わせることができるよう「ひとつひとつ」広場の敷石に埋め込むべきであった、と述べる。この言説は、重要なパブリック・アートのありかたを示唆している。しかし、現実的には、時代はこれを理解せず、この作品は作家の意図を離れ、文脈から逸脱した「台座のある」近代的モニュメントとして、世界各地の美術館に設置されることになる⁽⁸⁾。

1918年には、ブランクーシによって、ルーマニア、ティルグ・ジュの環境と歴史を考えあわせた美術作品として「悠久の柱」が考えられる。作品は村の戦争の歴史を主題としているが、作品そのものは具体的にそれを示すことはなく、そこから引き出されるのは作品に触れる人々ひとりひとりの個人的感情である⁽⁹⁾。少なくともこれらの事柄が示すのは、19世紀末、都市空間の概念が激変していく時期、パブリックな美術作品の本来のありかたに作家自身が考察を加える状況がすでに生まれていたという事実であろう。

都市の変化に伴って、理想化された英雄の物語を伝え下すモニュメント的パブリック・アートは同時代的意味を失う。しかしそれらに代わるようにして都市空間に設置されることになる、歴史的な文脈から切り離された現代彫刻作品が多くなる場合「失敗」であったと見

The aim of the essay is to place contemporary practices of art for urban public spaces, which is generally called public art, in its history of changing forms or the way of thinking about public places. From its monumental significance and its conflict with the artistic autonomy, to its new role of promoting viewers' making "places" for public spaces as well as artists, public art has been taking an important part in our pursuit of the essential meaning of life. Also it contributes to reconstruct of our everyday life and re-discover the joy of urban living.

なされるのは、これらが鑑賞者それぞれをつなぐための、上記のような「公共性」を放棄していることによる⁽¹⁰⁾。また、現代美術作品そのものが持つ本質的な特性である自律性の追求によって、「公共性」への関与はよりいっそう困難になっていることも挙げられよう⁽¹¹⁾。ロダンやブロンクレーンがその作品において示唆した、一人一人の個人的感情を喚起するための作品においては、そのための形態あるいは方法がより慎重に考えられねばならないのだが、このような努力がこれまで考慮に入れられることは少なかった。グーディングの指摘のように、この時期、パブリック・アートのありかたが最も問題視されることになったのは当然の結果であろう。パブリック・アートとして提示される作品は依然として物理的な量塊であり、設置者は公共空間を美術館の延長線上にしか捉えていない⁽¹²⁾。また、作家は作品を専ら専門家という閉じられた集団に向かって制作することになる。美術作家ビュレンヌは、リチャード・セラの「傾いた弧」撤去事件がこれらの現象に対するひとつの警鐘であると言及する⁽¹³⁾。先のストラスブル・プロジェクトにおける専門家委員会が「いかにも現代美術的なものを追求しないこと」という制約を与えているのはこのような状況を危惧するからであろう。この問題は、パブリック・アートの存在意義が疑問視される最たる理由になってきた。

パリの西、デファンス地区におけるパブリック・アートの作品群はこのような問題がひとつの過渡期的状況にあることを示してくれる例であるということが出来る。この近代的な市街区における現代美術の作品群は典型的な「屋外に設置された彫刻作品」である。我々はそのすべてを見ることが出来るが、これらが有機的に連関しあっているという印象をもつことはできまい。80年代前半から90年代にかけて、これらの美術作品は次々と設置された。この都市空間は新しく作られたものであり、町は固有の歴史を持たない。この意味で、デファンス地区は一般的に機能性重視で無機的・非人間的な近代的都市のイメージを植え付けられており、ここでの現代彫刻作品も体系化し、先述したパブリック・アートの問題をかかえているということができる。

この地区はある意味でミッテラン政権が推進してきた経済の中心としての均質的な、「一人の人間の手で実現した著作総体の完璧さ」⁽¹⁴⁾を実現した空間だからである。デファンス地区でその終点を定めるものとして想定された巨大なグラン・アルシュは、凱旋門からの直線を敷衍する、まさに集権的な象徴的建造物である。

グルーはこのような地区の象徴的意味をゆるやかに逸脱する意味をこの地区の東西両端に設置されたタキスの作品に見出す。鉄の棒の先端についたアルミの金属板にふちどられた色とりどりの信号が一定の間隔をおいて点滅するタキスの作品は、全体性を象徴する建造物に「西欧的精神性でないうつろい」をもって風穴をあける作品であり、またどんな権力の象徴である遺物の物語をもその無力化し、その設置意図に反して空間を開放「してしまう」作品として位置付けられる⁽¹⁵⁾。

ここに示唆される空間の開放という概念は、現在のパブリック・アートへとつながる重要な視点を与える。モニュメントとしてのパブリック・アートが広場のような公共空間を基点としてそこに人々を集中させる契機として作用するのに対し、新しいパブリック・アートにおいてさえも人々を囲みこむことではない。新しいプロジェクトとは「都市空間の価値と重要性を新たなものにし、新しい役割と機能を与え、因習的でなく、あらゆる粉飾を超えていくものである」⁽¹⁶⁾。そこでは、美術作品は空間に対し決定を強要するものではない。作品は固定的になろうとする空間をゆさぶる契機としてのひとつの装置であり、その作品がなすことは、このような空間と人々をつなぐ調停役、すなわち仲立ちのための介入(integration/intervention)行為なのである。

場を生成する装置としての作品

新しいパブリック・アートの意義は、「場の意味」を作り出し、19世紀的な都市空間を特徴づける均質化され、膠着した見解から解放することである、とティルマンは述べる⁽¹⁷⁾。パブリック・アート作品はモニュメント的な

意味から脱却し、自律的作品として景観形成に関わる時期を経て、コミュニティ形成の「新たな装置」へと転換する。この歴史的な変遷は、パブリック・アートがモダニズム的な美術作品から越境していく過程を示しているといえることができるだろう。

このような新しい装置は新しい公共空間をその場として生まれる。先に述べたように、新しい場は、必ずしも物理的な場所に限定されないものである。しかしこれは、もはやインターネットなどの新しいテクノロジーによってしか新しい概念が生まれてこないということであらわすのではない。テクノロジーは新しい概念を示すことができるだけである⁽¹⁸⁾。物理的空間に対する問い直しに基づく、形態への新しい構想があつてこそ、はじめてテクノロジー技術の可能性が生まれるのだといっているだろう。その意味で、1980年代以降、欧米の各都市で盛んになってきた公共交通機関におけるパブリック・アートの試みは、単なる遅れてきたパブリック・アートではなく、公共空間と人間との現代的関係を考えるものだといえる。

グルーが「共に生きるために参加する」場所の生まれうる可能性のひとつとして挙げる、バスの停留所、地下鉄の駅などは人々の共有する環境として考えることができる。この場所は都市生活の緊張をはらむ場所である。パブリック・アートはその影響を軽減し、より魅力的で地域に根ざしたものとする可能性がある⁽¹⁹⁾。この際、マイルズが注意しているように、パブリック・アートはこの公共機関を利用するさまざまな背景を持つ人々に配慮し、その場の歴史、場所の持つ社会的背景に適応したものでなければならない。ここで容易に想像できるように、これらはすでに一般的に「作品」と呼びうるような物理的形態を持ち合わせていない可能性もあり、これらは創造的「介入」という言葉で呼びかえられる⁽²⁰⁾。

このような創造的介入は、単なる装飾や、機能性だけを基準とした概念では生み出すことが出来ないものである。グルーが指摘しているように、時間的・空間的に分断化されている我々の都市生活においては、衝撃を与えるものは「偶然」が我々を覚醒させる場合であ

り、この感覚は建物の出口から通り全体を見渡すというようなものとして起こることはもはやなく、光の強度の変化などによって突然引き起こされるような感情であるとする⁽²¹⁾。これは不意に襲ってくるものであり、その印象を喚起する装置として、「介入」という装置を考えることができるのである。その好例として、1994年、パリを中心として制作された、ヤン・ディベッツ (Jan Dibbets) の「アラゴに捧ぐ」(Hommage to Arago)、あるいは1996年、パリ郊外、オンガン・レ・バンで行われたジャン＝マリー・クロート (Jean-Marie Krauth) の「au lieu de」(～の代わりに／～の場に) のプロジェクトを挙げるのがふさわしいと考えられる。

ディベッツのプロジェクトはパリ天文台にかつて建てられていた天文学者・科学者アラゴの彫像をめぐるものである。この彫像は第二次世界大戦中ドイツ軍によって溶かされ大砲にされ、台座だけが残された。パリ市文化局の協力のもと、ディベッツはアラゴへのオマージュとして、彫像を再生するのではなく、まったくことなる手法でアラゴ自身とその彫像をめぐる歴史を表現した。台座は空のまま残され、ディベッツは彫像の代わりに、パリの南北の境界を結ぶ地面に直径12センチのブロンズ製メダルを135個埋めこんだ。メダルにはARAGOの文字と南北を示すN、Sの文字がある。これらはアラゴが携わっていた子午線の研究と、彫像の歴史的経緯、これを見る人それぞれの自由なレベルのかかわりなどを含みこんでいる。人々はパリの町を歩きながら、別の場所で不意に同じメダルに出会うことになる。

いっぽうジャン＝マリー・クロートの試みでは、オンガン・レ・バンの町全体に6×12センチのステンレス・スチール製の板が置かれた。ここにはau lieu de(「～の代わりに、～の場で」などの意味がある)という言葉が掘り込まれている。これらは町全体に分散して配置され、その場所に特定の意味合いがあるわけではない。しかしこのことによって、その場所は見た人それぞれにとっての問い直しの場所となるだろう。au lieu deという語の示す曖昧さもここでは重要である。これによって、見る人々はそれぞれの背景でこの言

葉を理解することができる。場所とそこを通る人間とが作品によってつながり、また、そこを通りこのプレートに気付き、それによって何事か思い巡らす人々どうしがその場所を契機としてゆるやかにつながるのである⁽²²⁾。クロートは類似の試みとして、ストラスブールの路面電車におけるパブリック・アート・プロジェクトでも、プラットホームに、ある場所の名前を記した羅針盤を埋めこむプロジェクトを行っている。場所の名前はそれぞれ住民から聞き取りをし、彼らそれぞれの記憶に関連あるものを示したものである。彼らはそこにくるたびに出発の場所としてのプラットホームと、そこから彼らそれぞれの記憶の場所へとつながる羅針盤を感じるようになる。

このように、個々の文化による人々のゆるやかなつながり、むすびつきの概念を形作る装置としてパブリック・アート作品は機能する。この装置によって、人々は同じ場を「共有」することになる。共有とは、ただその場所に物理的に同時に存在するというのではなく、作品を介して、個人と個人が思考する結びつきを得ることである。そこでは、昔のモニュメントを介するような強固で固定的な連帯感はいらない。なぜなら、それは思考を強制し、そこに見合わないものの視点を排除するからである。また、そのように強固な連帯的思考を、我々の時代はもはやもっていないから、ということもできるかもしれない。

「パブリックな」アート作品は、すべての人々が、生物学的必然性にだけとらわれているのではなく、自らが存在するということの必要性に気づかされ、世界に対する知覚を体験することに手を貸している。つまりそれは、存在の根本的な必要性に対して日常生活の中でそれを確認するということである。

ここでは、「美術作品」がある特定の美術作家によって作られたものである、という作者性は消滅し⁽²³⁾、作者である作家はかぎりなく匿名の者として作品に関わることになる。上記の例からもわかるように、作家はある意味で単なる仕掛け人であり、そのあとの作品をめぐる連鎖的反応はそれをみる人々へとひきつがれていくからである。つまり、これを見る人々も制作者としての一端を担っているのだといえる。さらに、ストラスブールの例で

は、作品を見るであろう一般の人々が作品制作に大きく関与しているという循環的な構図が見て取れる。つまり、作家も、それを見る者とかつては位置付けられていた人々も、その境界がはっきりしたものではなくなる。ここでは、鑑賞者はベンヤミンのいうところの、都市における「匿名で有名」の人物になる⁽²⁴⁾。そこで起こる出来事から、傍観者として自由にいながら、同時に関与者・参加者としての自己の充足を得ることもできるのである。

「公共空間とは空間的あるいは社会的な組織化のことではなく、姿を現すために拘束を受けないという事態であり、人々が共有するだけでなく、人と作品が共有し、世界そのものと共通する一つの世界が自らを示すことにある。この意味での公共空間は、出現のための前提条件であって、出現と同時に生まれてくるのであろう」とグルーがいうように、新しいパブリック・アートにおいて重要な概念は、出来事を形作るための装置としての「はたらきだ」ということができる。

おわりに

現在、我々の周囲にある環境には「はたらきかける芸術的「介入」は出来事を引き起こす契機なのであり、出来事は人々のいる場において生起する。ここで、パブリック・アートはいわゆる台座の上の彫刻やモニュメントから「場をつくるもの」(place making)としてのパブリック・アートへと移行しつつある。グーディングが言うように新しいパブリック・アートは「権威的でもなく、心地よい肯定でもない、触媒である⁽²⁵⁾。」パブリック・アートは、その作品を通して我々の考えを結び、つなぎ目として、あるいは一種の装置として都市の中に提示されるのである。

日本人の70%が都市化された地域に住んでいるといわれる。この都市化された環境の中では、たとえどのような場所にしようとも人々は疎外感と孤独にさらされているといえるだろう。この都市における人々の問題をあらわにし、問い直す企てのひとつの契機としてパブリック・アートは十全に機能している。本論では紙面の都合上具体的な例を多数示すことができなかったが、近年、この

ような積極的意味を持つ、公共組織を主体とした種々のパブリック・アートプロジェクトが試みられるようになっていく。新しい意味での「作品」—— 芸術的介入を契機として、そこに自由な公共空間を保持することができるというこのような発想は、公共空間についての歴史的認識がおそらく欧米とはことなるであろう日本においても十分活用することができるのではないと思われる。

注：

- 1 パブリック・アートの語が指し示す範囲については、谷川「まちづくりとパブリック・アート」「文化政策を学ぶ人のために」参照のこと。
- 2 Tilman, 2001, pp.7-9 その他、グルー（下記参照）らも、公共空間を同様に考えている。
- 3 グルー、1997, p.128
- 4 このプロジェクトではリヨンが映画の地であるということ意識させるものを考えて欲しいという制約（条件）が与えられている。
- 5 これらの資料は大阪日仏センター「都市の明日のために—— 芸術と公共性の出会い」（2001.10.26）において発表された事項を参考としている。
- 6 アゴラ概念に関する記述はハンナ・アレント「人間の条件」筑摩文庫、1994 参照。
- 7 グルー、1997, p.68
- 8 この「カリーの市民」と近代システムとしての美術館との関わりを批判的に示す作品は、現代美術作家カンディダ・ヘーファー（Candida Höfer）による一連の写真として提示されている。これについては「主題としての美術館」展（国立国際美術館 2001 年）などを参照。
- 9 この経緯についてはDumitresco,N, 1995などを参照。ティルグ・ジュ・ティルグ・ジュには、数キロにわたってその地の戦争の歴史を顧みた「悠久の柱」「接吻の門」「沈黙のテーブル」の作品群が配置されている。この作品群に関してはGooding, 1998、パーズレイ 1997 など参照。
- 10 パブリック・アートの「失敗」については、その多くが公共空間を使ってなされる公共的な組織を介したものであるため、具体的に言及されることは少ない。しかし近年、このような作品設置のありかたを再考する試みが多く行われるようになってきている。
- 11 前掲「まちづくりとパブリック・アート」「文化政策を学ぶひとのために」参照。
- 12 Gooding, 1988, p.17
- 13 ビュレンヌの言及についてはBuren, 1997., セラの「傾いた弧」に関してはSandler, 1997 参照。
- 14 グルー、p.73
- 15 グルー、pp.87-90、樋口、pp.114-5などを参照のこと。
- 16 ティルマン、p.9
- 17 ティルマン、p.9
- 18 グルー、p.125
- 19 マイルズ、p.132-149 マイルズは、公共交通にお

ける実質的效果について、イギリスとアメリカの例を示す。

- 20 マイルズ pp.203-7参照。「介入」という用語があらわす範囲は使用者によってさまざまだが、使用される場所の歴史的背景、社会的背景などが、制作行為中、考慮に入れられることは共通の要素である。
- 21 グルー、p.125
- 22 このプロジェクトはオンガン・レ・バンで行われたEaux de La '96 Biennale d'art contemporainの一つとして実施されたもので、19世紀的な湯治場である当地に現代的表現言語を導入することを企図した、民間非営利団体イン・シテュによるパブリック・アート・ビエンナーレである。
- 23 グルー p.14 などを参照のこと。
- 24 作家クロートによると、ストラスブールのプロジェクトで聞き取りをした住民たちは、羅針盤の設置後、その場所に知人や親戚を連れてくるなどして、作品の経緯を語ることが多いという。ベンヤミンのいう、都市における人間の匿名性と有名性に関しては「パッサージュ論」（Das Passagen Werk）参照。
- 25 Gooding, 1998, p.20

引用文献および参考文献

- Bach, Penny Balkin., *Public Art in Philadelphia*, Temple Univ. Press, 1992.
- Buren, Daniel., "Can art get down from its pedestal and rise to street level" *Sculpture. Project in Munster 1997*, 1997.
- Dumitresco, N., ed., *Constantin Brancusi*, Frammarion, 1995.
- Freeland, Cynthia., *But is it Art?*, Oxford Univ. Press, 1999.
- Gooding, Mel., "Public:Art:Space" *Public:Art:Space*, Public Art Commissions Agency ed., Merrell Holberton, 1998.
- Grout, Catherine., *Pour une realite publique de l'art*, l'Harmattan, 2000.
- Local Authority Commissions of Art for public places (ed.), *The Public Art Report*, A Public Art Forum Publication, 1988.
- Miles, Malcolm., *Art, Space and the City: Public art and urban futures*, Routledge, 1997.
- Quinn, Ruth-Blandina M., *Public Policy and the Arts: A comparative study of Great Britain and Ireland*, Ashgate, 1998.
- Sandler, Irving., *Art of the Postmodern Era*, HarperCollins, 1996.
- Tilman, Harm., "Public Space" *Public Work*, van Duyn, Marjolijn ed., SKOR, Netherlands, 2001.
- アレント、ハンナ「人間の条件」志水速雄訳 筑摩文庫 1994
- グルー、カトリヌ「都市空間の芸術——パブリック・アートの現在」藤原えりみ訳 鹿島出版会 1997
- 柏木博「パブリック・アートは何を気づかせるか」美術手帖 1993 年 8 月号（特集：だれのための美術なのか——パブリック・アートの可能性）美術出版社
- 竹田直樹「パブリック・アート入門——自治体の彫刻設置を考える」公人の友社 1993
- 竹田直樹「日本の彫刻設置事業 モニュメントとパブリック・アート」公人の友社 1997

樋口正一郎 「パブリック・アート都市」 住まいの図書館
出版局 1994

バースレイ, ジョン 「アースワークの地平」 鹿島出版会
1997

山岡義典（編著）「パブリック・アートは幸せか」 公人の
友社 1994

A Study of Design for a Next Generation Vehicle — Part 1

Research on factors required for a car to accommodate drivers of 50 to 80 years old

It appears in Japan, while its people's average life expectancy is being prolonged and the aged segment in its population is increasing, that sufficient attention has not been paid to certain inconveniences in the relationship of cars and aged users. Due to a shorter history of motorization in Japan as compared with Europe and America, car designs adapted for the human life cycle has been neglected, in spite of the rapidly increasing number of cars on roads. Especially, as a result of lacking adequate consideration to designing a car for the aged, not a few aged car users have to unwillingly give up driving a car, because of their physical unfitness.

佐々木 亨

デザイン学部生産造形学科

Tooru SASAKI

Faculty of Design

Department of Industrial

Design

研究テーマ

来る高齢化社会に適応した50～80歳台の高齢者ターゲットの車の諸条件調査研究

調査研究の趣旨

日本人の平均寿命が延び、高齢化社会に突入した今日、車と人間の関わりにおいて、日本では様々な問題を孕みつつ時が推移していくように思われる。欧米諸国に比べわが国は、車社会の歴史が浅く、急激に台数のみが増加していったため、人間のライフサイクルに順応した車の対応と言う点が明確でなく、ジェネレーションによっては不具合な車である場合がある。特に高齢者に対しては、その対応が完璧であるとは言えず、高齢者の方が無理に車に合わせて乗っている場合が多いのである。車側の対応が適切であれば、相当な高齢まで車と付き合えるのだが、その配慮がないため、残念な思いをしながら車から去る人も結構多いと聞いている。高齢者は体の諸機能が衰えて来ているからこそ機器に助けられ、社会生活に参加すべきだと思うし、そのための優しい、きめの細かい配慮が、車には是非欲しいとかねがね思っていた訳である。しかしながらその配慮が、ハンデ者に対するような特殊な視点から見た弱者救済的なものである場合、高齢者の誇りと尊厳を著しく損ねるものとなり、受け入れてもらえない車となると考えられる。高齢者はその人生におけるキャリアと実績より、車に対しても、より完成され洗練されたデザインを望んでおり、その美意識に適ったスタイリングと実用性、そして年齢の衰えを補完する諸機能を望んでおり、しかも自立して、あくまでも自己のコントロールで車を動かすことを前提としているのである。このような観点に立ち、コスト面も納得できる内容に見合った中クラス以上の設定の、格調の高いハイクオリティー車を、調査研究の終わった次の段階でデザインすることをターゲットとすることにした。

このターゲットは、ユーザのクラスターが明確であり、限定されている点で一見汎用性の無いものに見えるが、クラスターを限定することによって今迄表面化されていなかったニーズとかシーズが浮き彫りになって来る事が考えられ、車全体の進歩に拍車をかける一

助となるのではないかと考える。

今回の調査研究は、このターゲットにむけたプロセスの第一段階と設定し、この高齢者クラスターの車に求める諸要因を調査の中から抽出し、これに我々当事者のプロダクトデザイナーとしてのスキルをプラスすることにより調査の不備を補完し、クリエイティブな要領にまで収斂していく事とした。

調査研究の方法

高齢者用乗用車として妥当だと考えられる国内外各メーカーの車をタイプ別に数台レンタルし、われわれと、該当年齢者のモニター数人とで試乗し、事前に設定した数十項目の要件についてその良否及び意見を聞き、要件の絞り込み、或いは追加をし、調査が終了した時点で、集約し纏める事とした。

調査要件項目

- (1) 仕様について
 - a 排気量 b 寸法（全高、全幅、全長）
 - c 車体色
 - d 走行性能（スピード、燃費、ブレーキ、振動、騒音、その他）
- (2) 乗降性について
 - a 運転席（乗り込み、ドアの操作性、足の踏み入れ具合、降り具合、他）
 - b 助手席（乗り込み、ドアの操作性、足の踏み入れ具合、降り具合、他）
 - c 後部席（乗り込み、ドアの操作性、足の踏み入れ具合、降り具合、他）
- (3) 居住性について
 - a 運転席（シートの座り心地、前方視界、側方視界、後方視界、インパネ視認性、ハンドル操作性、ノブ類操作性、シートベルト操作性、シート機構操作性、その他）
 - b 助手席（シートの座り心地、前方視界、側方視界、後方視界、シートベルト操作性、シート機構操作性、その他）
 - c 後部席（シートの座り心地、前方視界、側方視界、シートベルト操作性、その他）
 - d 特筆事項
- (4) 走行フィーリングについて
- (5) 走行機能について
 - a 車庫入れの容易さ b コーナーの衝突回

This is a research into the vehicle design to match the aged, in their artistic sense fostered by their carriers and culture and in practical functions and equipment required from their physical decline. It is ultimately targeted to design a sample car for the aged after a series of such researches.

- 避性能
c ドライブ操作の安易性 d その他
(6) スタイルについて
a 好感度 b ユニークさ
(7) 価格
(8) 総合的に特筆すべきこと

・上記の要件項目を調査票として作成し、非常に良い◎まあ良い○ちょっと不満△良くない×で、我々とモニターで採点した。その他特記事項のある場合も記入してもらった。

調査に使用した車

オデッセイ RD、クラウンロイヤルサルーン、ボルボ S70、グロリアプロアム

調査参加者

大学教員：佐々木亨、田辺英隆
モニター：小栗輝久、谷口朝子、荒井清、八木清行

調査結果のまとめ

(1) 車のタイプについて

乗用車のタイプにも、スポーツタイプ、ワゴンタイプ、セダンタイプのカテゴリーがあるが、高齢者ターゲットとなるとスポーツタイプでは動力性能に対して瞬発能力等運動神経で順応できない点が出てくることから無理だと判断できるので、対象外と考える。

ワゴンタイプではユーティリティの点でセダンより使用範囲も広いので、有利な点もあると初期段階では考えていたが、全高の高いワンボックスタイプのワゴンでは、乗降時に、高齢者に足と腰に多大な負担をかけることが判明。又バックドアも、閉める時に手が届きにくく困難な場合があるので、不向きと断定。トゥーボックスタイプのワゴンもこの点に関しては同様であり不適であると考え。従って高齢者ターゲットの車としては、スリーボックスタイプのセダンが最適との結論となった。

(2) エンジン排気量について

このクラスターの走行性能としては1600cc～2000ccクラスで十分だと思わ

れるが、あらゆる走行時の静粛性を考えると、余裕馬力がどうしても欲しくなる。また振動の点からも気筒数も4気筒より6気筒がベターである。これらの点よりエンジンは6気筒2500ccクラスが理想の要件だと現在では考えられる。しかし5～6年からその先を考えた場合、エコロジーの観点よりハイブリットエンジン又は燃料電池車が主流になることも考えられ、その時は当然これらの動力源にシフトすることを考えなければなら

(3) 車体寸法について

全長は、運転上の取り回しからみた場合、高齢者であることからあまり図体が大きいのは反射神経等から不向きであるといえるが、だからといって寸詰まりの車は、このクラスターユーザーのステイタスシンボルとしての見地からは相入れない物になってしまう。これらのことを勘案して4650mm±50mm程度としたい(要件図A)。全幅は、全長程運転技術に影響するものではないと考えるので、国産車の、代表的高級中型車のトヨタマーク2に準じて、1750mmとしたい。全高は、調査結果より妥当な線として1430mm±30mmとする(要件図B)。

(4) 乗降性について

サイドビューに於けるフロントピラーの傾きは、前席に乗り込む際に頭部が当たらずに入れるよう考慮する事(要件図C)。

フロア及びサイドシルはできる限り低くし、足の出入りを楽にする事(要件図D、E)。ドアの横幅はあまり広くしない事(要件図F、G)。但しダッシュパネルと繋がるフロントタイヤハウジングとシートの間隔も足の出し入れの為に十分とりたい(要件図H)。

(5) 居住性について

前席の場合、シートと計器盤、センターコンソール、サイドドアとの関係が、クラウンは意外と余裕がなく、穴蔵に押し込められた感覚だったが、グロリア、ボルボ等はゆとりがあり、良いイメージであった。これはセンターフロアのトンネル部がクラウンの場合わりと大きいのが災いしていると思われる。こ

こらは注意すべき点である。

計器盤及び操作系に関して、まずメーター類は簡明で視認性を良くする事、(数字文字等大きく)。ノブ類も大きく誤操作の起こりにくいものとする事。シートベルト操作も簡易に確実にできる事。

(6) 取り入れたい新機構

1. ボディー断面における最凸部にゴム又はビニールのベルトを全周に回す…小さな接触事故からボディーを守る。
2. バックセンサー…ナビゲーションパネルにギアをバックにシフトした際自動的に写る機構とする。
3. ヘルスキープシステム…ドライバーのシートベルトにこの機構を取り付ける…シートベルトを締めた時に自動的に血圧・脈搏等が計れ、計器盤に表示される。異常時には最寄りの救急病院に自動的に連絡されるシステム。
4. マルチマッサージシート…ドライバーズシートに揉みやたたきをする機構を組み込む。

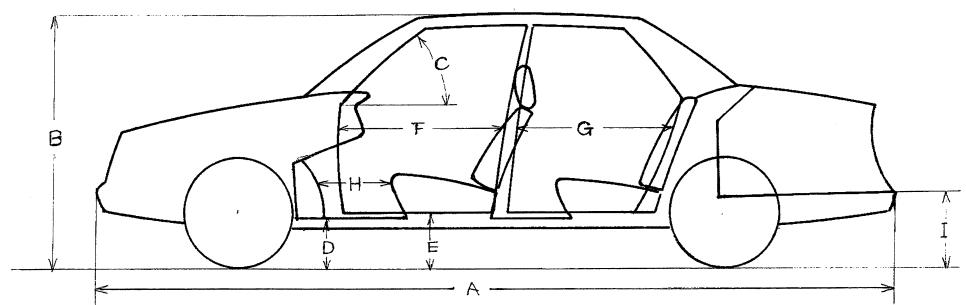
5. 盗難予防システム…ドアロック時に人が車に触れた場合、センサーが作動し、ライトの点滅が始まる、同時にキー保持者にキーに取り付けたブザーで知らせる。

6. トランクスペースは通常の広さでよいが、トランクリッドの下辺は、荷物の出し入れの際、労力が軽減できるよう低い方が望ましい(要件図I)。

以上のように今回の調査を終えて、高齢者用の車のアウトラインを臆気ながら掴んだような気がしている。適度な保守性と控え目な先進性と、頑迷にまで見える固有の美意識、総括するとこれがこのジェネレーションの心情であろうか。いや白状すれば、はからずも私も60歳台半ばを過ぎており、同じ心情である。この心情を格調に高めた独自のアイデンティティを持った車を、次の段階では模索して行きたいと思っている。

調査研究の詳細なプロセスは、冗漫な羅列となり無意味であると判断したので省くこととした。

以上



要件図

Activities of the Shizuoka Prefectural Design Center, 1990-2001

静岡県デザインセンターは、県内産業のデザイン振興の総合的な展開を図るべく、1990年4月、静岡県により設置された機関である。同センターは2001年3月をもって廃止されたが、その間は静岡県におけるデザイン振興の中核的役割を担ってきた。本稿では、11年間の事業展開の概略整理及び若干の考察を行った。同センターでは、専有の展示スペースを備えるという特色を有し、展示プロモーション事業を中心に、デザインに関する普及・啓発、相談・指導、研修等の諸事業が展開されてきた。また、県行政の中では、ユニバーサルデザインに関するテーマ開発の役割を果たしてきたといえる。なお、本稿は静岡県におけるデザイン振興に関する総合的研究の導入に位置するものである。引き続き静岡県における戦後のデザイン振興の

黒田 宏治

デザイン学部生産造形学科

Kohji KURODA

Faculty of Design

Department of Industrial

Design

1. はじめに

わが国のデザイン振興行政は、第二次世界大戦後の経済復興に取り組まれるなか、国主導の輸出向け雑貨や工芸品のデザイン改善、デザイン盗用の防止にはじまるが、高度経済成長期を経て、輸出品の枠を越えての地場産業振興をはじめ、多様な地域ニーズへの対応へと軸足を移してきた。「地方の時代」と言われはじめたのは1970年代末のことだが、80年代には円高が急速に進行するなかで、国の産業政策の方向は輸出振興から内需拡大へと転換され、各地域においては産業構造転換に向けた新たな産業基盤の形成が求められるようになった。

そうしたなか、地域における広範なデザイン活動を促進するために、総合的なデザイン振興の拠点となるデザインセンター設立に向けての検討が、各地域で相前後して始まった。その結果、すでに大都市圏においては、大阪府、大阪市などにより設置された大阪デザインセンター（60年設立）や愛知県デザインセンター（63年設立）などの先例も見受けられたが、地方圏にあっては、84年に石川県デザインセンターが設立されたのが一つの契機となり、以降89年のデザインイヤーに前後するかたちで、富山県、山梨県、旭川市はじめ10以上の地域において、それぞれの地域特性に即した内容・規模、設置形態の様々なデザインセンターが設置されていった¹⁾。

静岡県においても、デザイン振興については久しく県工業試験場の工芸部門が主要な役割を担ってきたが、約5年間の懐妊期間を経て、デザインイヤーの翌年である90年4月、静岡市内中心部に展示スペース、CADシステム、ライブラリーなどを備えた静岡県デザインセンターが設置されるに至る。以来、県内の企業や生活者、デザイナーなどを対象に、普及啓発や人材育成、情報提供などを目的としたデザイン振興諸事業は、静岡県デザインセンターが中心となり展開されてきた。

そして、設立から10年余を経た2001年3月に、静岡県の機構改革に伴って、静岡県デザインセンターは前触れも少なく廃止されるに至る。設置の際に目指された県内企業等へのデザインの普及・啓発などに関しては、

10年余の様々な振興事業の展開を通じて一定の成果を収めつつあったものとも考えられるが、その間の社会経済環境の変化に伴い新産業創出等に向けてデザインの新たな役割への期待も高まるなか、デザイン振興拠点の消失によるマイナス面の影響は懸念されるところである。

そのため、社会経済環境の変化動向を踏まえ、静岡県における新たなデザイン振興体制構築に向けた検討や行動の速やかな推進が期待されるところであるが、再構築に際して実効性をより高いものとしていくためには、今日に至るデザイン振興行政のレビューを行っておく必要性は高い。そこで、本稿では、そのような検討に資するべく、まずは10年余の活動展開の足跡²⁾をたどりながら、静岡県デザインセンターの特色や意義について、若干の考察を加えたい。

2. デザインセンターの概要

静岡県デザインセンター事業化に向けての出発点は、80年代前半にさかのぼる。当時エレクトロニクス、新素材などの先端技術産業が脚光を浴びるなか、静岡県においては先端技術産業育成に向けた施策展開が積極的に図られたが、その一方で83年に地場産業の生産技術高度化への取り組みにも着手された。そして、その検討の過程で生産技術だけでなく、高付加価値製品の企画、開発、設計などデザイン技術の重要性も大きく浮上したため、地場産業デザイン技術高度化研究委員会（委員長：山崎充）が84年7月に設置され、その高度化促進に向けた方策等の調査検討がスタートした。

同委員会は、県内企業におけるデザイン問題の実態調査等も踏まえ、84年12月には高度化促進事業の内容、デザイン振興体制の確立などを中心とした提言をとりまとめ、静岡県に提出した³⁾。その中には行政組織としてのデザインセンター設置に関する言及も含まれていた。提言の概要は次の通りである。

□地場産業デザイン技術高度化促進に関する提言（概要）

1. デザイン分野の考え方

a. 高付加価値製品化のためのデザイン

歴史、今後のデザイン振興のあり方に関する研究を行っていく予定である。

- b. 販売戦略のためのデザイン
- c. 企業イメージを高めるためのデザイン
- 2. 関係するセクター
 - a. 企業
 - b. デザイナー
 - c. 消費者・流通団体
 - d. 業界・商工団体
 - e. 行政
- 3. 考えられる事業の内容
 - a. 普及・啓発機能（窓口相談、講演会、デザインアドバイザー派遣等）
 - b. 人材育成機能（デザインマネージメントセミナー、デザイン実務者研修等）
 - c. 情報収集提供機能（デザインライブラリー、デザイナーバンク等）
 - d. 改善・開発機能（デザインコンペ、グッドデザイン奨励等）
 - e. 展示プロモーション機能（各種デザイン展、国際交流事業等）
 - f. 交流機能（交流フォーラム等）
 - g. 先端機器利用促進機能（機器類共同利用システム等）

4. 推進組織の考え方

- a. 全県的なデザイン振興組織の設置
 - b. デザインセンター的行政組織の設置
- 静岡県においては、同提言を踏まえ、新たな施設整備を待たずに着手できるところから順次実現を図るかたちとし、翌85年度には静岡県事業としてデザインアドバイザー派遣制度、県内デザイナー情報を集めたデザイナーバンクをスタートし、県試験場ではデザインライブラリー整備に着手した。また、86年4月には、県内の地場産業団体、企業、デザイナーの参加する全県的広がりを持つ静岡県デザイン振興会が発足し、情報誌発行、デザインセミナー開催などの事業の順次具体化が図られるとともに、振興会の場を通してデザインセンター具体化への広範な議論も展開されてきた⁴⁾。

そして、提言より5年余を経た90年4月、旧静岡県中小企業会館跡地に新たに建設された静岡県産業経済会館内に、静岡県デザインセンターが開設された。正式には静岡県中小企業総合指導センターの一部門としてのデザインセンターであり、静岡県デザインセンターとは通称名であった。センター長には

県工業試験場意匠課勤務の経験を有するデザイナー、鴨志田厚子が招聘され、以下専任職員4名の体制でスタートした。静岡県デザインセンターの概要は次の通りである。

□静岡県デザインセンターの概要

- ・名称：静岡県中小企業総合指導センター・デザインセンター
- ・所在地：静岡市追手町44-1 静岡県産業経済会館 1F・2F
- ・開設日：1990年4月1日
- ・組織構成：センター長（非常勤）鴨志田厚子／職員（常勤）4名
- ・施設構成：1F 290㎡（展示コーナー）
2F 546㎡（事務室、資料室、CADスタジオ等）
- ・事業内容：a. 普及啓発（展示プロモーション、優良デザイン選定等）
b. 技術指導（窓口相談、カウンセラー派遣等）
c. 人材育成（実務者研修、先端機器開放等）
d. 情報発信（デザイン情報誌、ライブラリー等）
e. 研究開発

全国各地域に、デザイン振興へのアプローチなどの違いにより様々なタイプの地域デザイン拠点が存在するが、静岡県デザインセンターは、地場産業振興の一環としての事業化であり、また独自に展示スペースを有するという施設面での特色も備えていることから、工業アプローチのファシリティ型とコンサル・コーディネート型を併せ持ったタイプであると考えられる⁵⁾。

3. デザイン振興事業の展開

県内産業におけるデザイン技術の高度化、デザイン意識の啓発を主たる目的として事業化が図られた静岡県デザインセンターでは、専有の展示スペースを活用するかたちで、普及啓発を目指した事業、なかでも展示プロモーションに重きが置かれてきた。

The Shizuoka Prefectural Design Center was the organization established by Shizuoka Prefecture in April, 1990, to intend the overall development of design promotion of inside prefecture industry. The Center had played the role of the nucleus of design promotion in Shizuoka Prefecture meantime, although it was abolished in March, 2001. This paper did the outline tidying and also a little study with regard to each activities for 11 years of the Center. Having the characteristic that kept exhibition spaces in the Center, each activity of the diffusion/enlightenment, consultation/guidance, training etc. regarding design had been developed centering around exhibition promotion activities. Also, the role of the theme development regarding universal design

【表 1】静岡県デザインセンターの主な事業の推移

年度	事業費	情報誌	相談紹介	展示開催	備 考
H 2 (90)	—	1	241	14 (17,014) *1	デザインセンター開設 (4 月)
H 3 (91)	—	1	148	14 (40,681)	
H 4 (92)	70,870	6	254	31 (113,593)	JAGDA有志マラソン展 (11 回)
H 5 (93)	72,940	6	304	18 (48,935)	全国デザイン会議in静岡 *2
H 6 (94)	76,316	6	364	21 (50,217)	国際デザインワークショップⅠ
H 7 (95)	81,060	6	375	25 (36,650)	国際デザインワークショップⅡ
H 8 (96)	59,708	6	551	20 (37,756)	デザインカウンセラー派遣スタート
H 9 (97)	63,336	4	473	20 (21,500)	
H10 (98)	74,496	4	467	21 (21,670)	
H11 (99)	74,671	4	481	20 (21,850)	県ユニバーサルデザイン室発足
H12 (00)	74,026	1	501	18 (17,854)	デザインセンター廃止 (3 月)

* 資料：静岡県中小企業総合指導センター年報（各年版）より作成した。

* 注：各欄の単位は次の通り。事業費は千円、情報誌は DEWS 年間発刊回数、相談紹介は技術相談・指導及び訪問・派遣の合計件数、展示開催は年間開催数、() 内は延見学者数。

* (* 1) H2 (90) 年度については () 内の見学者数は 4 回開催の生活提案展示についての合計。

* (* 2) H5 (93) 年に静岡さいこうデザイン（優良デザイン選定事業）がスタートした。

【表 2】静岡県デザインセンターの展示プロモーション事業（93 年度）

区 分	展 示 テ ー マ	期 間
生活提案展示	01 福祉機器等研究開発事業成果発表展示	93. 8. 7～29
	02 夢舞台東海道標展	93. 9. 2～26
	03 リ・サイクル展	93.12. 3～18
	04 まちづくり～デザインを視点に考える	94. 1. 5～15
地域産業紹介展示	05 静岡県観光と物産写真展	93. 4. 2～25
	06 雑具・地域資源活用型起業化事業成果発表展示	93. 4.27～ 5.23
	07 お祭りあんどん展	93.10. 1～31
	08 あんなものこんなもの印刷展	94. 2. 1～13
	09 静岡さいこうデザイン展	94. 2. 8～25
	10 ゆかた柄デザイン画コンクール	94. 3. 1～13
デザイン企画展示	11 平成 4 年度通産省選定グッドデザイン商品展	93. 6.10～ 7.30
	12 静岡デザインクラブ展示	93.10. 1～31
	13 クリエーター 7 人衆お仕事成果展Ⅱ	93.10.13～29
	14 みちのく仙台クラフト 12 人展	93.11. 3～14
	15 WOOD ART INTERIOR 展	93.11.25～12. 1
	16 環境ポスターパフォーマンス	93.12.21～26
	17 デザイナーバンク企画展	94. 1.18～ 2.27
	18 山形デザインアトラス／暮らしの創造展	94. 3.15～30

* 資料：静岡県中小企業総合指導センター年報（平成 5 年度）より作成した。

開設初年度より、自主企画である生活提案展示をコアに、県内産業紹介展示、県内デザイナー作品展示、全国巡回デザイン展示、他地域との交流展示などが、一年間を通じて様々に実施されてきた。生活提案展示では、県内各所を取材し、それを基にして、時代のキー

ワードをテーマに、若手デザイナーの感性を生かした展示を行うとの位置づけでスタートし、地場産業の可能性探求、あるいはリサイクル、防災、バリアフリーといった社会性あるテーマに則ったデザイン展示が繰り返されてきた。

had been played in prefecture administration.

初年度である90年度には年間で14件、以来おおむね20件の展示プロモーション事業が毎年展開されてきた。一例として93年度には〔表2〕に示されるよう18件の展示プロモーション事業が実施されている。年間の見学者数は、まとめたデータのあるのは91年度からになるが、91年度には40,681人、94年度の50,217人までは毎年増加を続けたが、同年をピークに以降は減少に転じ、97年度以降は年間で21,000～22,000人程度で横這いである。尚、92年度に関しては、展示スペースを分割して8カ月にわたり延11回の県内デザイナーによる連続展覧会が開催されたため、件数、見学者数とも例年を大幅に上回る結果となったものと察せられるため、前述の見学者数増減の比較検討の対象からは外してある。

普及啓発事業には、一連の展示プロモーションに並んで優良デザイン選定がある。93年に静岡さいこうデザインの名称でスタートし、初回には74点の応募があり16点が選定されている。因みに大賞はシンプルな木製ダストボックス(株)サイトウッドが受賞した。以降、毎年50点前後の応募に対して20点程度の選定がなされてきた。98年よりモノづくりデザイン静岡に衣替えとなったが、近年は応募の点数・水準ともやや低調といわれている⁶⁾。なお、大賞については、初期には木工家具製品の受賞が続いたが、最近ではクラフト製品の受賞が目立つ。

県内産業へのデザインの普及啓発より一歩踏み込んだ技術指導事業としては、センターへの来所または電話等による各種デザイン相談、訪問・派遣による助言・指導などが行われてきた。静岡県デザインセンターの開設当初には、企業関係者の訪問等にセンター職員が応ずるケースが中心であり、90年代半ばまでは年間200～300件台で増加傾向にあった。相談件数としては96年に551件で最高となるが、センターの認知度の向上に加え、前年よりセンター職員の訪問相談が大きく増加していること、96年より民間デザイナーを派遣するデザインカウンセラー制度がスタートしたことなど、より積極的な相談対応の導入が少なからず寄与しているものと思われる。

以降、経済的にはデザイン投資が手控えられるような環境にあって、相談件数についてはピークは下回るものの400件台後半にとどまっている。また、相談内容に関しては、企業関係からはデザイナー紹介、CAD等の技術相談、カウンセラー派遣など、ある程度焦点が絞られての相談が多いように見受けられるが、その意味でセンター設立以来の諸活動を通じて、県内産業へのデザインの基本的な理解・普及の推進が図られてきたものとも考えられる⁷⁾。一方、行政関係からの相談では、その他相談、すなわち漠然とした相談の比率がなお高いものと察せられる。

人材育成の分野では、開設当初より情報化対応が中心に展開されてきた。90～92年度の3年連続のCAD研修、95～97年にはマルチメディア関連をテーマとしたデザイン塾が、やはり3年連続で開講されている。そして、99年度及び2000年度にはユニバーサルデザインをテーマにした連続講座が開催されている。また、開設当初より、CAD等先端機器の開放利用も行われてきたが、94年度までは年間でおおむね100件を下回る水準で推移してきたが、95年には対前年比3倍増の174件となり、以降年間200件前後の利用件数で推移している。

情報発信に関しては、主な事業としてセンター開設以来発行が継続されたデザイン情報誌DEWSがあげられる。同誌は90・91年度には年間事業報告のような性格で年1回の発行であったが、92年には年6回(各号3000部)と情報誌としての性格を強め、96年度まではその体制で発行が続けられた。ところが、97年度には年4号(各号2000部)と事業縮小され、99年度まではその規模で発行が継続されたが、2000年度には終刊号のみが発行され、センター廃止に伴い廃刊となった。なお、96年7月からはホームページでの各種情報提供も併せて行われてきた。

これら以外に実施された主な事業としては、開設初年度の記念フォーラム(記念講演:栄久庵憲司)、92年度にはデザインウィークの中核事業としてのさいこうデザインフォーラム、翌93年度には全国デザイン会議の開催があげられる。また、旧県試験場のデザイン部門より業務が移管されてきた部分もあるた

め、CADシステムやバリアフリー家具開発をはじめとした研究開発事業にも取り組まれてきた。一方、静岡県の機関ゆえに、県ないし県内市町村関係のデザイン審査への職員派遣、県庁内他部局における印刷物デザインなどの要請も少なくなく、それら業務にも携わってきたことを付け加えておきたい。

4. 事業テーマの変遷

静岡県デザインセンターにおいて展開されてきたデザイン振興諸事業のテーマ内容の推移も見ておきたい。展示プロモーションの中心的事業にセンター独自企画による生活提案展示のシリーズがあり、その内容が静岡県デザインセンターのテーマ性に深く関連すると思われるが、そのテーマの変遷は〔表 3〕の通りである。

初年度及び 2 年目には、「つつむ」ファッションライフ、「美と菓子の器」グルメライフ、あるいは現在の舞台・茶室「W・ABI S・ABI」、冬・寝「Neo Sleep Life」などのテーマで、複数の業種製品の組み合わせによるライフスタイル提案が行われるなど、主に県内地場産業に立脚しつつ、その再構成や新展開の可能性を試行するような内容で展開されてきた。それに対して 3 年目（92 年度）以降では、リサイクル、防災、福祉、バリアフリー、ユニバーサルデザインなど、必ずしも県内産業に限っての課題ではなく、主に時代が直面する社会テーマを掲げ、最新の情報・動向、県内産業等の紹介、オリジナル提案などが展示されてきた。

なかでも、年次ないし時代環境により用語使用が異なり、多少のニュアンスの違いはあるにせよ、福祉、バリアフリー、ユニバーサルデザインなどのキーワードで括られるテーマ領域に関しては、静岡県デザインセンターにおいて 92 年度より一貫して取り組まれてきた。94 年度には「福祉」、95 年度には「バリアフリーと生活環境」が生活提案展示の年間テーマに掲げられていたことも、付け加えておいていいだろう。

ここで、これらユニバーサルデザイン関連の国内の主な動向を振り返るならば、E&C プロジェクトの結成が 91 年（99 年から（財）共

〔表 3〕静岡県デザインセンター・生活提案展示の内容

年 度	展 示 テ ー マ
H 2(90)	01「つつむ」ファッションライフ 02「遊路」余暇ライフ 03 シルバーライフをおしゃれしませんか？ 04「美と菓子の器」グルメライフ
H 3(91)	01 春・住 茶室「W・ABI S・ABI」 02 夏・遊「時空間」ゆとりズム 03 秋・贈「ココロ・ギフト」 04 冬・寝「Neo Sleep Life」
H 4(92)	01 ウォーキング静岡シミュレーション 02 リメイキング・シズオカ・シミュレーション 03 RECYCLE SHIZUOKA「ごみとりサイクル展」 04 福祉機器とデザイン
H 5(93)	01 福祉機器等研究開発事業成果発表会 02 夢舞台東海道標展 03 リ・サイクル展 04 まちづくり～デザインを視点に考える
H 6(94)	01 バリアフリーのデザイン展 02 北欧の生活補助具 03 地域産業と健康／リラクゼーション展 04 福祉の街づくりを考える展 *年間テーマ「福祉」
H 7(95)	01 歩きやすい街造りを考える 02 使いやすい生活用具の提案 03 バリアフリークリエーション 95 04 歩く／ライフワークデザインを考える *年間テーマ「バリアフリーと生活環境」
H 8(96)	01 静岡の祭りとデザイン 02 身体に優しいデザイン／再生品や資源の有効利用 03 バリアフリークリエーション 96
H 9(97)	01 素足感覚のファッション展 02 バリアフリークリエーション 97
H10(98)	01 県内産業の新作生活支援品（福祉・防災） 02 バリアフリークリエーション 98 03 ユニバーサルデザインとものづくり
H11(99)	01 防災グッズ・災害支援品展 02 共用品・共用サービス展 1999 03 ユニバーサルデザインとモノづくり
H12(90)	01 防災グッズ・災害支援品展 02 バリアフリークリエーション 2000 03 ユニバーサルデザインとモノづくり

*資料：静岡県デザインセンター情報誌 DEWS 各号より作成した。

用品推進機構)、ハートビル法(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)の施行が94年、共用品・共用サービスの産業化をリードした通商産業省の福祉用具産業懇談会の設置が96年、Gマーク(グッドデザイン商品選定事業)にユニバーサルデザイン賞が設けられたのが97年である⁹⁾。それらに一步先んじるかたちで静岡県デザインセンターにて取り組みがなされていたことは注目しておいてよい。

また、静岡県では99年4月、企画部にユニバーサルデザイン室が設置され、全国自治体のなかで当該分野に関して先頭をきるように諸施策が展開されているが、それらは静岡県デザインセンターにおけるユニバーサルデザイン関連の一連の取り組みに連なるものであるといつてよい。その意味で、静岡県においては、静岡県デザインセンターは次世代政策テーマの発掘、そして基礎固めに中心的役割を果たしてきたといえる。

なお、静岡県デザインセンターでは、生活提案展示を追いかけけるかたちで、94年度からは衣料分野で、96年度からは家具分野におけるユニバーサルデザイン関連の研究開発にも着手されている。また、人材育成に関しても、センター開設以来一貫して情報化関連の研修セミナーが中心であったが、99年度、2000年度には各々5回連続、8回連続と、まとまったかたちでのユニバーサルデザインの講座が実施された。これらの諸事業も、静岡県内のユニバーサルデザイン文化醸成に少なからず寄与したものと察せられる。

ただ一方で、次世代テーマ開発の観点からは、近年になって他テーマ領域での事業展開が著しく縮小してきたという一面も、静岡県デザインセンターの事業規模等を勘案しやむを得ない面があると考えられるが、同センターの評価に際しては加味しないわけにはいかないだろう。

5. おわりに

静岡県デザインセンターが廃止されて半年余りが経過した。センターにて展開されてきたデザイン振興諸事業は、主に県商工労働部地域産業室で普及啓発関連、静岡工業技術セ

ンターでは研究開発など、そして財団法人しずおか産業創造機構においては相談・情報業務など、機能毎にそれぞれ引き継がれているが、特に専用の展示スペースの喪失により展示プロモーション事業について連続的開催が途絶えたこともあり、縮小された感は否めない。県内産業の活性化、再構築に向けデザインの新たな役割への期待も高まるなか、デザイン振興事業の現状そして今後の展開には懸念されるところである。

そうしたなか、県地域産業室、静岡工業技術センター、浜松工業技術センター、財団法人しずおか産業創造機構、静岡県デザイン振興会、静岡文化芸術大学デザイン学部の関係者の間で、新たなネットワーク型のデザイン振興体制の構築に向けての検討が始まっている。それぞれ設置の趣旨・形態等の異なる組織にまたがっての検討であり、具体的な行動着手までにはしばし時間を要するものと思われるが、今後の展開が待たれるところである。

さて、本稿は、今日に至る静岡県におけるデザイン振興のレビューを行うとともに、新たなデザイン振興のあり方についての検討に向けてスタートした研究の導入部に位置するものである。静岡県においては、デザイン振興行政の主たる担い手が時期によりいくつかの組織にまたがってきた経緯から、関係資料の集約が図られておらず、まずは関係資料の収集・発掘に着手したが、その後に静岡県デザインセンターの廃止が明らかになったため、取り急ぎセンター関係の資料収集および事業展開の概略整理を行うこととした。引き続き、静岡県デザインセンターの諸活動に関する評価・考察、センターの設立以前のデザイン振興の展開等に関する研究を行っていく予定である。

なお、本研究は平成12年度デザイン学部長特別研究費を得て実施されたものであり、また財団法人静岡総合研究機構より助成をいただいた。研究の実施にあたっては、静岡県デザインセンター長でもある鴨志田厚子本学生産造形学科長には静岡県におけるデザイン振興の基本的な流れ、研究の着眼点について示唆をいただくとともに、特に静岡県におけるデザイン振興関係資料の収集に際しては静岡県デザインセンター川合和彦専門監に多大

なるご助力をいただいた（所属・役職は平成12年度当時）。この場を借りてお礼を申し上げます。

参考文献

- 1) 財団法人日本産業デザイン振興会『平成3年度新産業社会基盤施設整備基本調査報告書』1992年3月
 - 2) 静岡県資料（デザイン振興施策の概要、静岡県デザインセンター情報誌 DEWS）を基礎資料として参照した。
 - 3) 静岡県地場産業デザイン技術高度化促進研究委員会『地場産業デザイン技術高度化促進に関する提言』1984年12月
 - 4) 「POINT創刊号（1986.9）」（静岡県デザイン振興会発行）ほか（各号）
 - 5) 財団法人機械振興協会・経済研究所『デザイン振興に関する調査研究－地域デザインセンター設立の策定－』1994年4月
 - 6) ものづくりデザイン静岡2001 審査評（鴨志田厚子ほか）など
 - 7) 『静岡県中小企業総合指導センター年報』平成2年度～11年度
 - 8) E&C プロジェクト・財団法人共用品推進機構『共用品白書'99』1999年4月、財団法人産業研究所『ユニバーサルデザインに関する調査研究』2000年2月など
-

Effect of the space restriction in standing and sitting of a toilet on the muscle load

トイレにおける立ち座りの動作において、前方空間が制限されることは自由な動作を妨げ、筋負担に影響を及ぼす可能性がある。本実験ではそれを明らかにするために、前方空間を移動できる壁により制限し、立ち座り時の筋電図を測定した。被験者は女子学生 6 名、壁面条件は 40cm、50cm、60cm、70cm とし、脊柱起立筋、大腿直筋、大腿二頭筋（長頭）、前脛骨筋、腓腹筋（内側、外側）の筋電図を測定した。筋負担を比較するために、各壁面条件における筋電図積分値の壁がない条件に対する比を求めた。その結果、座る動作の際に前脛骨筋の 40-50cm、40-70cm の条件間で有意に差があることが分かった。これは、立つときよりも、座るときの方が前方空間の制限の影響を受けやすく、また、その影響は下腿に表れることを示している。

迫 秀樹

デザイン学部生産造形学科

Hideki SAKO

Faculty of Design

Department of Industrial

Design

1. はじめに

立ち上がるという動作は日常生活において基本的な動作だが、人体にとって負担の大きな動作でもある。最も日常的な立ち上がりの動作として、椅子からの立ち上がりは従来から着目されており、負担を少なくするための椅子の高さや足の位置に関してなど^{1), 2)} が報告されている。しかし、日常的な立ち上がり動作は椅子からだけではない。トイレにおける便器からの立ち上がりも、基本的な生理欲求に付随する重要な動作である。そして椅子からの立ち上がりとは異なる側面を持つ。それは、便器からの立ち上がり動作が、洋式（腰掛式）と和式（またぎ式）とに分けられるという点と、便所は個室であるため空間が制限されるという点である。また、腰掛式とまたぎ式は、筋負担の観点からも大きく異なることが報告されており^{3), 4)}、最近では腰掛式の普及が進みつつある。そして空間が制限されるという点からは、腰掛式便器の立ち上がり動作の方が、またぎ式に比較して影響を受けやすい。

筆者らは、浜松駅周辺におけるトイレの実態に関する調査を行った⁵⁾。その結果、トイレブースの前後方向はばらつきが大きく、また、中にはかなり狭い例があることが明らかとなった。その調査したトイレの中で最も狭い例は、前方空間（便器の先端から壁面まで）が 44cm であった。この例のように、限られた空間の中で多くのトイレブースを確保するためには、ブース内の空間を犠牲にせざるを得ない。しかし、立ち上がり動作が不可能なほどの狭さにはできないため、ある程度の目安が設けられている⁶⁾。それによると、住宅用トイレでは便器より前方を 50cm 以上とし、公共的なトイレではそれよりも若干広くするとされている。小原ら⁷⁾ は、日常的な行為や動作に関して自由な動作をもとに必要となる空間を示した。それによると、腰掛式便器の前方空間は 60cm 程度が必要であるとされている。また、この値は身長 165cm の男性を被験者にしたものである。

これらの値から鑑みるに、40cm から 50cm という前方空間では、立ち座りの動きが制限されて身体に少なからぬ負担を及ぼし

ている可能性が考えられる。ところが、椅子に関する研究や、トイレの立ち上がりに関する研究はいずれも自由に動作させており、制限された空間での負担の状態が明らかではない。もし、制限された空間での立ち座りが筋負担に影響を与えるのであれば、それはどの部位に生じ、またどの程度の制限により生じるのかを明らかにしておく必要があると考える。

そこで本研究では、前方空間が制限された状態でのトイレの立ち座り動作を行わせ、筋負担の観点から自由な動作との比較を行うことを目的として実験を行った。

2. 方 法

2-1. 被験者

本実験に参加した被験者は、平均 19.7 歳（19 歳～21 歳）の健康な女子学生 6 名であった。被験者には事前に実験内容についての説明を行い、同意を得た上で実験を行った。被験者の着衣は T シャツ、短パンとした。靴に関しては、実際の使用状態を再現するために、被験者が日常使用している靴を履いたまま動作を行わせた。生体計測はマルチン式人体計測器を使用した。被験者の身長（平均値 ± 標準偏差）は 157.9 ± 5.3cm、靴を履いた状態の身長は 159.8 ± 4.5cm であった。

2-2. 実験条件及び使用機器

実験は、実際のトイレブースではなく、実験室内に便器を置き、被験者の前方のみに移動式の壁を設置して行った。使用した便器は、市販の汎用型便器（東洋陶器製、C21）であり、便座の高さは床面から 39cm であった。移動式の壁は、オフィス用の仕切りに用いられるパネルを使用した。その大きさは幅 80cm、高さ 160cm であり、表面は木目調の処理が施されていた。壁を置く条件は便器の先端部分から 40cm、50cm、60cm、70cm の距離とし（図 1）、それに加え筋電図の積分値を比較する際の基準とするために、壁を置かない条件の合計 5 条件で実験を行った。壁を置かない条件では、被験者の前方 5m 以内に障害物はなかった。また、立ち上がる際には膝に手をつく場合と、手をつかな

峻している。今後はさらに、高身長男性被験者を追加して実験する必要があると考えられる。

い場合の2条件を行ったが、本報告では膝に手をつかない場合のみについて触れることとする。

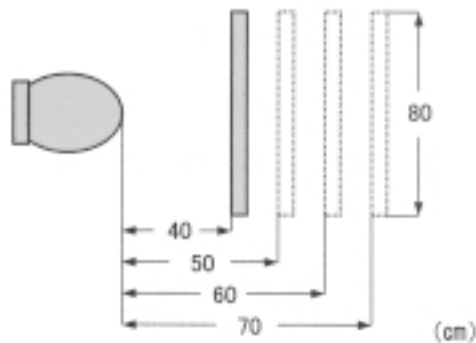


図1 壁面の配置

2-3. 立ち座り動作の規定

測定に先立ち、実験で使用する便器での立ち座りを数回繰り返して行わせ、最も自然に立ち座りができる足の位置にマーキングを行った。測定時には、その足の位置を動かさないように立ち座りを行うよう被験者に指示をした。立ち座りの速さに関しては特に指示を与えなかったが、立ち上がった時と座った時には、後の分析時における動作確認のため、連続して動作を行わないように指示をした。

2-4. 測定項目

測定した指標は、筋電図、三次元動作、主観申告であった。三次元動作分析については、本報告では筋電図の積分区間を定めるために頭頂点の移動距離を解析するのみにとどめた。主観申告は、各条件に対して広さと立ち上がりやすさに関しての2項目を求めた。広さは、1.「狭い」～4.「どちらでもない」～7.「広い」の7段階、立ち上がりやすさは、1.「立ち上がりにくい」～4.「どちらでもない」～7.「立ち上がりやすい」の7段階とした。

筋電図は図2に示すように、脊柱起立筋、大腿直筋、大腿二頭筋（長頭）、前脛骨筋、腓腹筋（内側頭および外側頭）のいずれも右半身を測定部位とした。それぞれの導出部位に2個の使い捨て電極を約4cmの間隔で貼付した。誘導方法は双極誘導とし、生体アンプ（Biopac社、EMG100B）により増幅し、同時に1,000HzでA/D変換（Biopac社、

MP100）をした後、ハードディスクに記録した。

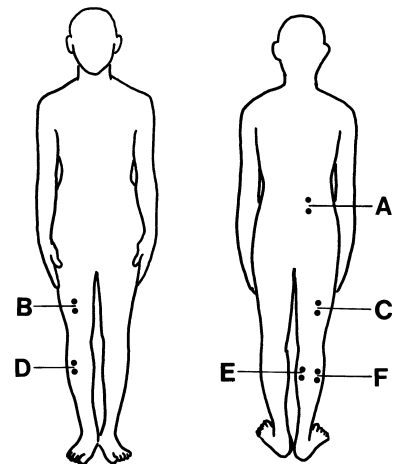


図2 筋電図の測定部位
A. 脊柱起立筋 B. 大腿直筋 C. 大腿二頭筋
D. 前脛骨筋 E. 腓腹筋（内側） F. 腓腹筋（外側）

図2 筋電図の測定部位

筋電図の積分値は実験終了後に絶対値を加算することにより求めた。積分区間は、3回繰り返した動作の中で最も安定した1回の動作を選択し、頭頂点移動を開始した時点から終了した時点までを立ち上がり、その後の移動開始から終了を座りの区間とした。さらに、被験者間のばらつきをできる限り排除するために、壁がない条件に対する比を求めた。統計的検定は、積分値比について各条件間に対応のあるt検定を行った。さらに、身長による違いと壁面条件と積分値比との関係を見るために、身長に対する壁面条件の割合と積分値比との相関係数を求めた。

2-5. 実験手順

被験者の生体計測を行った後、前述した立ち座りの練習を兼ねた足の位置の確認を行い、その後、被験者に電極等を装着した。実験条件の順序は、壁のない条件から始め、その後は40cmから70cmまでの4条件をランダムな順序で行った。各条件において立ち上がりと座りを3回ずつ繰り返した後、主観申告を求めた。

The purpose of this study was to examine the effect of the space restriction of a toilet on the muscle load. Six young females stood up and sat on a toilet in the front space of 40cm, 50cm, 60cm, 70cm. EMGs were recorded from erector spinae, rectus femoris, biceps femoris (long head), tibialis anterior, gastrocnemius (medial head and lateral head). To compare the muscle load, the integrated EMG (IEMG) of each space condition was divided by IEMG of non-wall condition. As a result, IEMG of tibialis anterior in sitting was significantly higher in 40cm than in 50cm and 70cm. This result suggests that the space restriction in sitting on a toilet affects the muscle load.

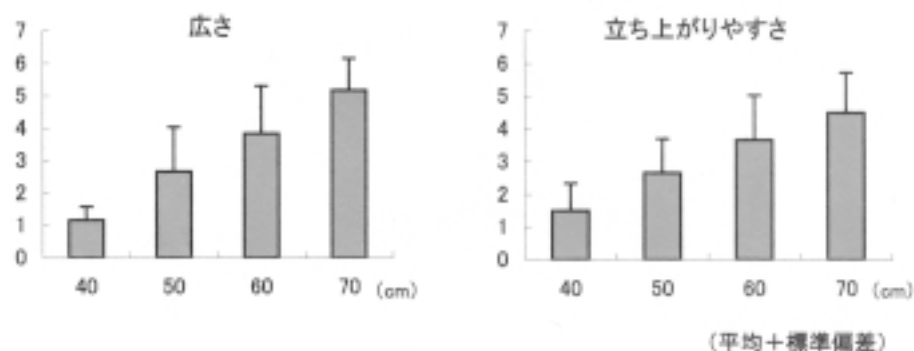


図3 主観申告

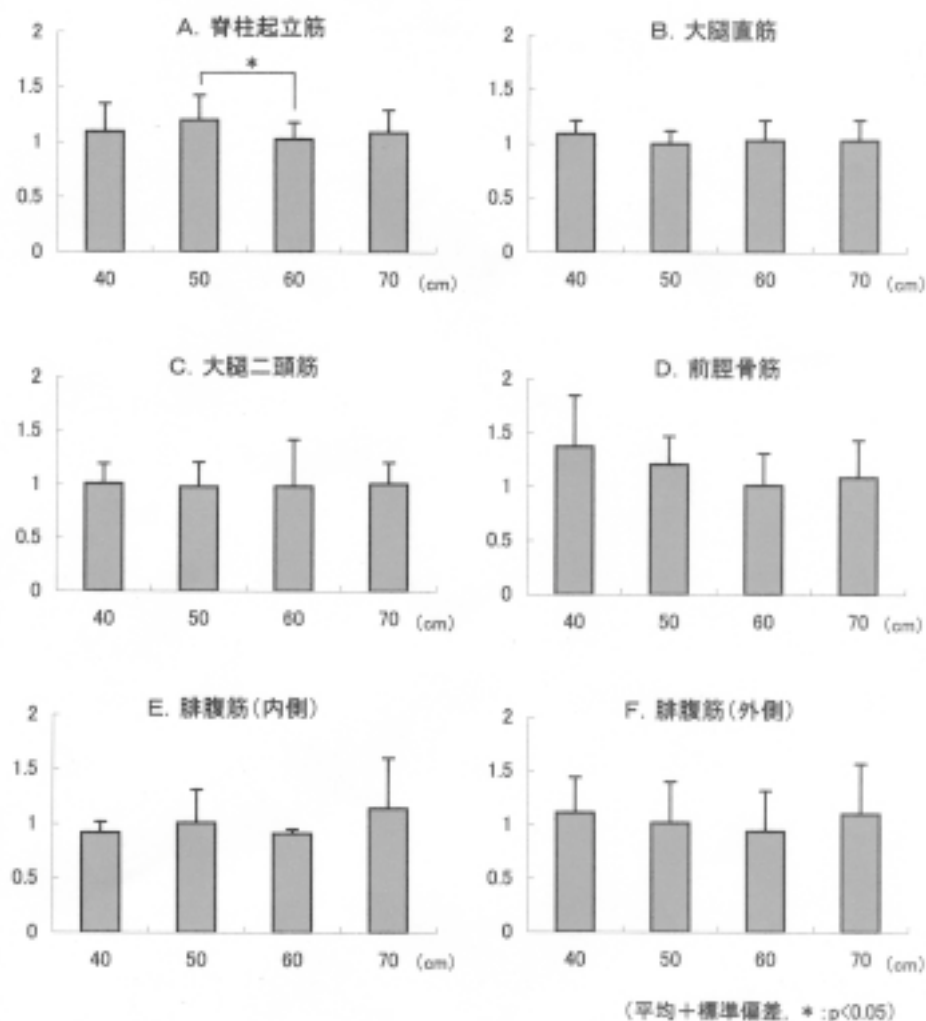


図4 立つ際の筋電図積分値比

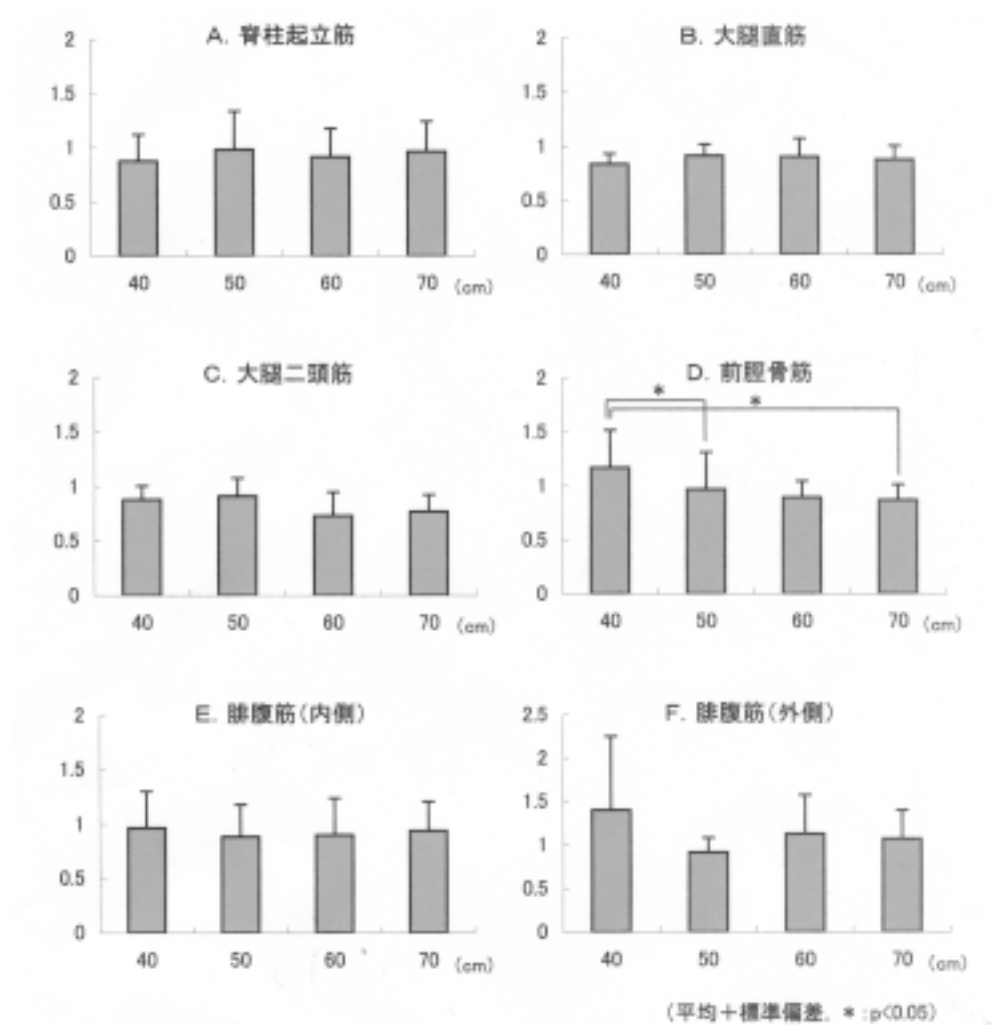


図5 座る際の筋電図積分値比

3. 結果

図3に広さに関する主観申告及び立ち上がりやすさに関する主観申告の結果を示す。広さの主観も立ち上がりやすさの主観も、壁面との距離が近づくにつれて線形に減少している。

図4に立つ際における各筋の積分値比の結果を示す。壁がない条件に対する比を取っているため、1以上は壁がない条件よりも筋負担が高いことを示す。統計的検定を行った結果、脊柱起立筋において50cmと60cmの条件間で有意に差があることが分かった。次

に、座る際における各筋の積分値比の結果を図5に示す。検定の結果、前脛骨筋において、40cmと50cmおよび40cmと70cmの条件間で有意に差があることが分かった。各筋積分値比と壁面距離/身長的相关係数も求めたが、有意な相関は得られなかった。

4. 考察

主観申告の立ち上がりやすさについての結果は、70cmから線形に低下し、60cmの条件ではどちらでもないに近かったが、50cm

より狭い条件では立ち上がりにくいと評価された。吉良ら⁹⁾は広さが異なるトイレブースでの動作寸法を計測し、間口800mm×前方空間400mmの条件では窮屈な動作を余儀なくされ、間口1110mm×前方空間764mmの条件は十分な広さであると報告した。従って、本実験における50cm、40cmといった条件は、自由な動作が制限された状態であり、主観申告の立ち上がりにくいという結果に繋がったものと推察される。

立ち上がる際の筋負担についての結果は、脊柱起立筋において50cm-60cmの条件間で有意に差が生じたものの、70cmから40cmで段階的に筋負担が増加する傾向は見られず、他の筋においては有意な差が生じなかった。一般的に、椅子から立ち上がる際には頭部を前面に移動させ、臀部が離床した後上方への重心移動が起こる⁹⁾。ところが、本実験のように前方空間を制限すると、頭部を前面に移動させることが不可能となるため前方への重心移動がなくなり、膝関節や足関節への負担が大きくなる。従って、筋負担に少なからず影響が現れることが予想されたが、本実験結果からは壁面距離との関係に明確な差は得られなかった。これは、前方空間が制限された条件で立ち上がる動作に個人差が生じていること、また、立ち上がるための主動筋と予想される大腿直筋の負担が最大随意筋力から見て軽微であったことなどが原因として考えられる。立ち上がり動作の個人差に関しては、本報告では三次元動作を検討しておらず、推察するに留めざるを得ない。

座る際の筋負担では、前脛骨筋で40-50cm、40-70cm間に有意な差が生じた。前脛骨筋は足関節の背屈に際し力を発揮する筋であるが、座る動作においては体重を支えながら足関節の角度を変えるために静的筋収縮を伴っているものと予想される。本実験のように前方空間が制限された状態では、先に述べた立ち上がり動作と同様に、前方への重心移動を伴わないため、体幹を直立させたまま重心を下方移動させているものと思われる。この結果から、そのような動作の際に前脛骨筋に高い負担を与えながら着座していることが伺える。

この実験に参加した被験者は全員女性であ

り、身長は平均値及び標準偏差が157.9 ± 5.3cmであった。発表されている人体寸法データ¹⁰⁾によれば、成人女性の50パーセンタイルは158.80cmであり、今回の被験者の平均に近い値であった。本実験の結果で、40cmという条件は他の広い条件よりも負担が増加することが明らかになったが、公共的トイレを考慮すれば今回の被験者は一部の層しか満たしていないことになる。小原らが必要となる空間で示した例は165cmの男性によるものであったが、成人男性の165cmという身長は25パーセンタイル以下である。それでも60cmという空間が導き出されているということは、95パーセンタイル以上の使用者層を考慮すれば、より広い条件においても筋負担が高くなるものと考えられる。本研究では、より高身長の場合を類推するために、各筋積分値比と壁面距離／身長の相関係数を求めたものの有意な相関は得られなかった。そのため、男性を含めた高身長群の被験者を加えた検討を今後さらにを行い、体格による影響を明らかにする必要がある。また、立ち座りの動作は体格によらない個人差も含まれる可能性があり、動作の違いに関してもさらなる追究を要すると思われる。

5. まとめ

腰掛便器からの立ち座り動作における前方空間の制限は、特に40cmの条件で着座時において前脛骨筋の積分値が大きくなることが明らかになった。従って前方空間の制限は、立ち上がり時よりも座る時に大きな影響を及ぼし、足関節および膝関節を支えるための筋負担を増加させるといえる。今後は、高身長群の被験者の追加、及び動作分析による個人差の検討を進めていく必要があると考えられる。

なお、本実験は平成12年度静岡文化芸術大学デザイン学部長特別研究費の援助を受けて行った。

引用文献

- 1) 白田滋, 山路雄彦: 立ち上がり動作における運動学的分析—椅子の高さによる影響—, 理学療法のための運

-
- 動生理, 9(4), 187-192, 1994.
- 2) 川越正一, 田島直也, 帖佐悦男, 柏木輝行, 鳥取部光司: 椅坐位からの立ち上がり動作の分析, 日本整形外科学会雑誌, 69 (8), S1699, 1995.
 - 3) 大津慶子, 上野義雪: 和式便器及び洋式便器からの立ち上がり動作—表面筋電図による検討—, 日本建築学会大会学術講演梗概集 (建築計画1), 761-762, 1998.
 - 4) 伊東元, 岩崎富子, 田中繁: 腰かけ動作としゃがみ動作—老年者および若年者における筋活動と姿勢調節—, 姿勢研究, 5(2), 69-77, 1985.
 - 5) 黒田宏治, 迫秀樹, 迫田幸雄: 浜松駅周辺における公共的トイレのユニバーサルデザインの観点からの実態評価, 静岡文化芸術大学研究紀要, 1, 99-105, 2000.
 - 6) 日本建築学会: 建築設計資料集成 3 単位空間 I, 丸善, 1980.
 - 7) 小原二郎, 上野義雪: デザイナーのための生活動作とインテリアスペース図集, 彰国社, 1989.
 - 8) 吉良悟, 大箸純也, 佐藤陽彦: 動作空間の計測に関する研究, 人間工学, 34(4), 167-175, 1998.
 - 9) 江原義弘, 山本澄子: ボディダイナミクス入門—立ち上がり動作の分析—, 医歯薬出版, 2001.
 - 10) 通商産業省工業技術院生命工学工業技術研究所: 設計のための人体寸法データ集, 日本出版サービス, 1996.
-

Report of Activities of SUAC in Media Art (2000-2001)

コンピュータ音楽、インタラクティブ・メディアアート、メディア・インストールなどに関するSUACでの2000年から2001年の活動について報告した。具体的には、(1) 本学紀要第1号(2000年)で紹介した事例に続く「インターカレッジ・コンピュータ音楽コンサート」での学生作品発表公演、(2) 2001年「SUAC公開デー」におけるインストール学生作品発表展示、(3) 平成13年度学長特別研究費「新世紀メディアアートフェスティバル」プロジェクトのプロデュースと作品制作発表公演、(4) 平成13年度学長特別研究費「フランス・ドイツにおける文化交流」プロジェクトでの講演と公演、(5) 平成12年度／13年度学部長特別研究費「冥想空間」プロジェクトにおける検討・開発・展示公演等の活動、と

長嶋 洋一

デザイン学部技術造形学科

Yoichi NAGASHIMA
nagasm@computer.org
Faculty of Design
Department of Art and
Science

1. はじめに

筆者はこれまで、コンピュータ音楽を中心としたメディアアートに関するテーマの創作・研究活動を進めてきた。その詳細とSUACにおける2000年秋までの具体的な活動については、静岡文化芸術大学紀要第1巻に寄稿した「インタラクティブ・メディアアートのためのヒューマンインターフェース技術造形」および公開Webを参照されたい。(1)-(5)

本稿ではこれを受けて、メディアアートに関するSUACでの2000年末から2001年秋までの活動について報告する。具体的には、(1) 2000年12月「インターカレッジ・コンピュータ音楽コンサート」でのSUAC学生作品発表公演、(2) 2001年5月「SUAC一般公開デー」におけるインストール学生作品発表展示、(3) 平成13年度学長特別研究費「新世紀メディアアートフェスティバル」プロジェクトのプロデュースと作品制作発表公演、(4) 平成13年度学長特別研究費「フランス・ドイツにおける文化交流」プロジェクトでの講演と公演、(5) 平成12年度／13年度学部長特別研究費「冥想空間」プロジェクトにおける検討・開発・展示公演等の活動である。

2. インターカレッジ・コンピュータ音楽コンサート

コンピュータと音楽とに関する広範な領域を対象とした情報処理学会音楽情報科学研究会は、音楽にとどまらず、ヒューマンインターフェースや人工知能や認知科学やマルチメディア、バーチャルリアリティに関する研究者、専門家、芸術家などが多数参加している。音楽情報科学研究会は例年、年間に数回の研究会を開催しているが、特にここ数年、12月の研究会では「インターカレッジ・コンピュータ音楽コンサート」というイベントを開催してきた。これは、この分野で学ぶ学生の作品発表・交流の場として、主に国内の、時には海外の学生にとって、貴重な存在となっている。古典的スタイルの音楽コンサートだけでなく、映像作品の上映、インストール

作品の展示も含めたイベントである。

筆者は情報処理学会音楽情報科学連絡委員として音楽情報科学研究会の設立から関係していたこともあり、研究会ではSUACについて紹介するスタジオレポート発表⁽⁶⁾をするとともに、既にインストール作品発表やパフォーマンス制作を体験した技術造形学科学生の中から有志を募り、開学したばかりのSUACから、聴衆でなく作家としてのデビューを目指して参加(2000.12.16-17 東京工科大学)した。

参加形態としては、「造形作品を用いたパフォーマンス」という形の公演となった。これはメディアアートとしては、ある意味ではインストール、ある意味では自然の状況を受け(光に反応)、そして「演奏時間」を持つ音楽(パフォーマンス)作品、でもある、という欲張った構想である。

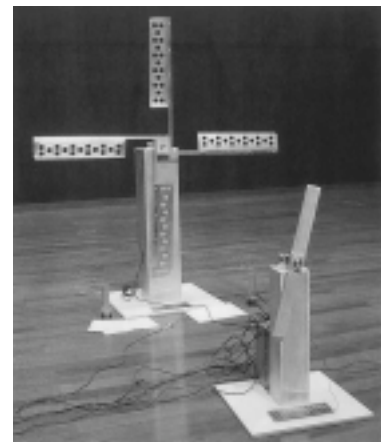


図1. 作品 "Windmill" のオブジェ

この作品 "Windmill" は上図のように、ステージ上に大小4個の学生の手作りの造形作品(光を受けて回る「風車」)があり、ここにライブ制御の照明や、サーチライトや光の遮蔽物を持った学生 Performers が加わってパフォーマンスを行うものである。風車は変化する光とともに動きが変化し、この変化をセンシングした情報がMax上のアルゴリズム作曲系を駆動して、背景音響系とともに全体のサウンドを構成した。

いう5項目について報告した。いずれも単発で終わることなく将来への課題や展望という収穫があり、この新しい領域での今後の本学の活動が期待されるようになってきた意義は大きいと考える。



図2. 作品 "Windmill" の公演風景

この作品は、ステージ上に設置されたオブジェだけを見ていると、光センサを持ったインスタレーション作品として単にギャラリー展示するもの、と見えたかもしれない。しかし共同でこの作品を制作し、演出やリハーサルを重ねてPerformanceに至ったプロジェクトメンバーのレポート⁽⁶⁾を検討すると、間違いなくこれはインタラクティブ・パフォーマンス作品であった。この作品においては、「楽器」の延長としてのセンサという形態でなく、明らかにオブジェ、という造形作品としての要素を強く打ち出すとともに、背景音響やPerformerに対応するサウンドの部分でもまさに音楽作品であった。そして人間とセンサとの間に「光」という自然環境要因が介在するとともに、複数のPerformerが振り付けまで考慮してパフォーマンスすることで、伝えるべきコンセプトの明確な、独特な表現空間を実現できた。

3. SUAC 一般公開デー

2000年4月に開学したSUACは翌月に「一般公開デー」というイベントを開催したが、入学1ヶ月の技術造形学科学生有志とともに、1期生からメディア・インスタレーション作品を展示発表した⁽⁶⁾。そして2年目の2001年5月にも開催されるということで、新たに入学直後の2期生の技術造形学科新生の有志を募り、作品発表を行った。

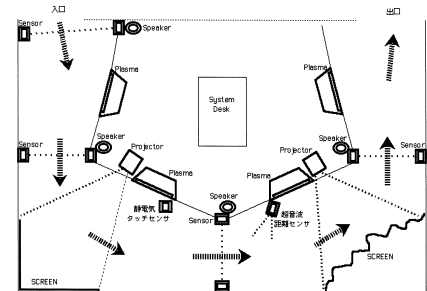


図3. 作品「季幻」のレイアウトプラン

この作品「季幻」は、上の図3のような配置プランで、入場者の移動をセンシングして、複数の画像とサウンドを生成する体験型展示作品である。入学直後の新入生は、初めて触れるパソコンやPhotoshopに戸惑いながらも、テーマとコンセプトを議論して7人で合計80枚のCG作品を制作し、さらに小講義室を展示スペースとして構成するための造形物も共同制作した。システムは図4のように、6個のセンサ、7台のビデオデッキ、4台のプラズマディスプレイ、2台のプロジェクタ、4系統のサウンドシステムにより構成した。企画から展示発表まで連休を挟んで1ヶ月、CG制作2週間、造形制作1週間、電子系制作1日、プログラミング/作曲は数時間で展示中も進行、というスケジュールを学生は見事にこなした。

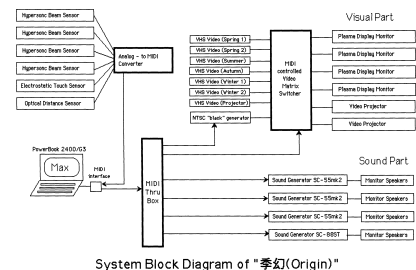


図4. 作品「季幻」のシステムブロック図



図5. 作品「季幻」の現地制作風景

This paper reports some activities in Media Art fields in 2000 - 2001. I report (1) Performance of one interactive computer music with installations created by students of SUAC in December 2000 in Tokyo, (2) Interactive installation work created by students of SUAC in May 2001, (3) "Media Art Festival 2001 in SUAC" held in August, producing, performances, etc, (4) The project "Workshops and Concerts" in France and Germany in September, and (5) Special project "meditation hall" in SUAC (2000-2001) activities. Now SUAC is well known as the pioneer of this field with these activities.

4. 新世紀メディアアートフェスティバル

情報処理学会音楽情報科学研究会の研究会のうち、特に 7-8 月の時期に開催される通称「夏のシンポジウム」は合宿形式での議論討論を含む最大規模の研究会であり、研究発表会だけでなく、コンサート、作品展示、チュートリアル等の関連したイベントを開催することもあり、この分野では広く注目されてきた。そこで筆者は、事務局への打診のもと 2000 年夏に「SUAC は 2001 年夏のシンポジウム (SS2001) を招致する」と立候補し、研究会および学会により承認された。

ところで、メディアアート関係のイベントは、浜松あるいは東海地域ではほとんど開催されておらず、東京や関西でも経済状況低迷を受け、支援するメセナ活動が低下している。そこで SS2001 の開催という機会をとりえて、開かれた SUAC の浜松駅前という立地を生かし、(1) 世界的に活躍する作家を招聘してのコンピュータ音楽コンサート、(2) インスタレーション等のメディアアートの公開ギャラリー展示、(3) 創作を進める全国の作家・学生に呼び掛けてのムービー上映 / 音楽シアター、等のイベントを統合し、さらに期間中に開催する SUAC オープンキャンパスと一体化して協力する「メディアアートフェスティバル」を企画・実施運営することを提案し、平成 13 年度学長特別研究費プロジェクトとして承認された。助成については情報処理学会とともに、ローランド芸術文化振興財団からの助成も得られた。



図6.「メディアアートフェスティバル」のポスター

プロジェクトマネジメントは 2001 年冒頭から開始し、まずコンサートに招聘する作曲家への打診、作品の展示発表を公募する Web ページの公開と案内の電子メールに続いて、中核となるコアスタッフを SUAC 学内から公募した。最終的に 7 名となったコアスタッフ「核虎」は 3 月後半から 8 月の本番まで毎週ミーティングを行い、General Producer (筆者) の目・耳・手・足となって、全体を統括する筆者の分身の術を助けた。2001 年の講義がスタートすると、筆者の開講する「現代芸術論」「サウンドデザイン」を受講する学生にも講義の一環として広くスタッフ参加を呼び掛け、最終的には SUAC 学生スタッフは 90 名を越える規模となった。音響スタッフは技術造形学科 1 回生から有志「音虎」を組織し、外注業者に頼むことなく学内だけで本番を乗り切る特訓講座も行った。最終的なイベントとしての概要は以下である。

日程

8/4 8/5 音楽情報科学研究会・夏のシンポジウム
8/4 8/5 コンピュータ音楽・ライブコンサート
8/1-8/7 インスタレーション・ギャラリー
8/3 ムービー / デジタルミュージック・シアター
8/3 「冥想空間」ミニライブ
8/4-8/5 「冥想空間」インスタレーション展示
8/3 電子音楽 / コンピュータ音楽に関するレクチャー
8/3-8/5 SUAC CG ギャラリー
8/4 静岡文化芸術大学オープンキャンパス

主催 静岡文化芸術大学

(社) 情報処理学会 音楽情報科学研究会

後援 静岡県・浜松市・静岡県教育委員会・浜松市教育委員会

日本コンピュータ音楽協会(JACOM)

助成 (財) ローランド芸術文化振興財団

以下、メディアアートフェスティバルの中からいくつか報告する。なお、「冥想空間」での企画については、後述する「冥想空間プロジェクト」がこの場を利用して行った企画なので、ここでは重複を避けるために省略しておく。

4.1 コンピュータ音楽・ライブコンサート

内外で活躍する 12 人の作曲家が 2 夜連続で SUAC 講堂ホールにて開催した、「ライブ」の Computer Music コン서트である。単にコンピュータ音楽というだけでなく、伝統楽器の演奏家による多様な音楽の拡がり、さらにメディアアートとしての多様性を十分に印象付ける、浜松では過去に前例のない意義深いコンサートとなった。各作曲家の了承の下、公演の記録は SUAC での「現代芸術論」

等の講義教材となった。以下、コンサートプログラム順に簡単に紹介・解説する。

赤松正行 "pray for rain"

パーカッション：小磯敏夫
合成音声で提示されたリズムパターンを目隠ししたパーカッション奏者が演奏し、これをコンピュータがライブ認識して正しく再現できると次に進む、という対話的な仕組みにより聴衆も音楽の進行に引き込まれたマルチメディア作品。

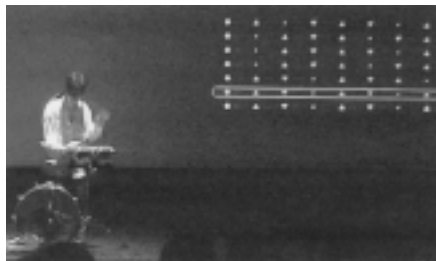


図 7. "pray for rain" の公演風景

東野珠実 "I/O" for Sho and Live Computer

笙：東野珠実
作曲者自身が演奏する「笙」に取り付けた呼吸センサ(呼気/吸気の両方向、筆者が制作)によるライブ演奏情報によってリアルタイムCGとライブ音響処理を制御する作品。



図 8. "I/O" の公演風景

中村滋延 Scar (チェロと電子音響とCG)

チェロ：松崎安里子
あらかじめ制作された映像／音響パートをスクリーンに投射しつつ、ライブでチェロ演奏家の演奏がこれに絡むスタイルの作品。インタラクティブ性を強く意識して作曲された。



図 9. "Scar" の公演風景

志村哲 Cyber尺八による《竹管の宇宙VI鶴之巢籠考》

Cyber 尺八：志村哲 技術：池淵隆／金森務
作曲者自身が演奏する「サイバー尺八」には、多種のセンサが組込まれており、伝統的な演奏技法から身体動作までを駆使して即興的に演奏音響をライブ生成する作品。



図 10. "竹管の宇宙VI" の公演風景

岡本 久 'Balance' for Limber-Row

Limber-Row：岡本久
作曲者自身が制作し演奏する世界に一つの楽器 "Limber-Row" によるライブ演奏。両手と両足の角度を制御し、さらに両手のボタンによって電子楽器の全ての演奏情報を生成した。



図 11. "Balance" の公演風景

小坂直敏 筆策とコンピュータのための「千重鏡」

筆策：田淵勝彦

NTT研究所の研究者でもある作曲家が制作した音響処理システム「おっきんしゃい」を使用し、テープ音響パートと「筆策」のサウンドの音響信号処理とを組み合わせた作品。



図 12. "千重鏡" の公演風景

菅野由弘 MAZE Iー能管、ピアノと電子音のための

能管：一噌幸弘 ピアノ：菅野由弘

あらかじめ電子音楽の手法で制作されたテープ音響パートを背景として、能管とピアノ（作曲家自身の演奏）による即興的演奏が加わった作品。



図 13. "MAZE I" の公演風景

水野修孝 〈エチュード集〉より〈アダム〉と〈イヴ〉

キーボード／ピアノ：岡部 裕美

あらかじめDTM(打ち込み)の手法で制作されたBGMパートMDを背景として、ピアノのライブ演奏、また電子キーボードの演奏が加わった作品。

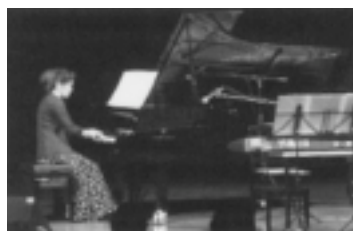


図 14. "アダム" の公演風景

吉田靖 "non title"

ギター：yasushi yoshida ミキサー：kenji kasagi

客席の周囲に 4 チャンネルのPA装置を持ち込み、ステージでなく客席中央で作曲家本人がギターを即興演奏した。そのサウンドはリアルタイム信号処理エンジン "Kyma" により拡張・変奏され、一人の演奏音とは思えない音響を生成した。



図 15. "non title" の公演風景

長嶋洋一 "tegoto" for Koto and live computer

13 絃箏／17 絃箏：三好晃子

ステージ上での 17 絃箏／13 絃箏の演奏をライブサンプリングし、その場で音響信号処理とともに掛け合いのパートナー音響パートとして生成するシステムにより、「一人即興合奏」を目指した作品。



図 16. "tegoto" の公演風景

矢坂健司 "PG-13"

コンピュータ：PG-13(矢坂健司、岡田俊一郎)
インターネット越しに海外とライブセッションを行う計画だったが、ネットワークの制約のため、ステージ上で 2 人が 4 台のノートパソコンを LAN で結んでライブ演奏した。



図 17. "PG-13" の公演風景

葉孝之 ハープとコンピュータの為の"lucent aquarelle"

ハープ：彩愛玲
ステージ上のハープの演奏音響をライブで音響信号処理して拡張する、というタイプの作品。かつて ISPW という高性能ワークステーション上で実現できたリアルタイム音響処理が、性能向上によりパソコンでも実現できるようになった。



図 18. "lucent aquarelle" の公演風景

4.2 インスタレーション・ギャラリー

ライブ Computer Music コンサートと並んでメディアアートフェスティバルの目玉となったのが、SUAC 西側ギャラリーを利用して 1 週間の連続展示を行った「インスタレーション・ギャラリー」である。全国の作家や大学等に作品参加を公募し、最終的には学外 11 作家（チーム）、さらに SUAC から 4 チーム（19 名）による作品が参加した。全国からの作品運搬費は予算化して支援し、現地セッティング支援の SUAC 学生スタッフと、SUAC を来訪した各作家との交流も実現し、メディアアートをメイキングから身近に体験する、またとない機会となった。以下、展示風景とともに概説するので、個々の作品解説はプログラムをぜひ参照されたい。

常盤拓司+中山貴伯



図 19. 作品「座-Ambient Cycle / Domestic Cycle」
バルーンからの「聞こえない」超低周波振動を体感するサウンドインスタレーション作品。

マッシュルーム・スタジオ+ stroma ∞ (ストロママルチプライ)



図 20. 作品「夜の入れ物」

球体の水槽の下からプロジェクタの光を投射して幻想的な「動くオブジェ」を実現した。

武内舞利子



図 21. 作品「JAGUCHI!」

ディスプレイの上に置かれた「蛇口」(センサ)をひねると画面内の光のしずくが落ちる、という作品。

少年少女科学クラブ



図 22. 作品 "fluorescence"

通常はトイレである空間を展示スペースとして、点滴により暗闇で蛍光物質が光り、ピアノ線がサウンドを奏でる。

稲尾新吾



図 23. 物見と物視のためのサウンドインスタレーション
「床」の姿のセンサと小窓のディスプレイ、そして超低周波サウンドにより構成した作品。

岡本久



図 24. 作品 "Mawasu"

6 個のホログラフィー円盤を来場者が「回す」ことでサウンドを生成するインタラクティブ作品。

佐藤知裕

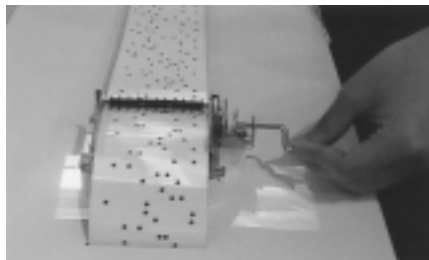


図 25. 作品「記憶オルゴール」

ロール式オルゴールの上にプロジェクタから映像を投射し、オルゴールを回すことで進展していく作品。

塚田浩二+大和田健人+鳥谷部桜



図 26. 作品 "Augmented Garden"

「箱庭」のように砂と砂利を置き、これを来場者が手でこね回す動作をセンシングしてサウンドを生成する。

照岡正樹

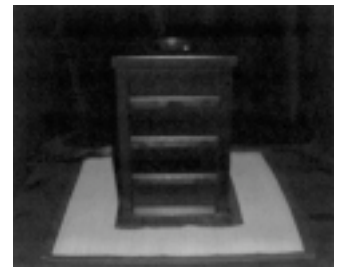


図 27. 作品「幽風箱 — ゆうふうそう —」

暗闇から覗き込む来場者の顔が赤外線 CCD カメラで撮影されて液晶表示され、幽かなサウンドが奏でられる渋い作品。

野崎祥子



図 28. 作品 "sound transponder"

水槽には水面を振動させるスピーカがあり、周囲の騒音をセンシングして生成されるサウンドと水槽の下からの照明が組み合わされたインスタレーション作品。

堀尾寛太+大西アキラ+城一裕 +松島大介+
Lee Hyun Jung

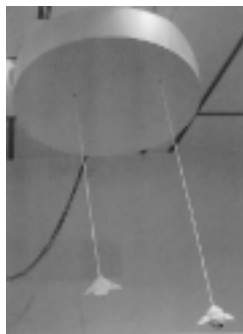


図 29. 作品「ムシーク」

天井から釣り下げられた「虫」は周囲の物音に反応し、人が近付くと糸をたぐって逃げ、しばらくすると下りてくる。

手虎 (SUAC)

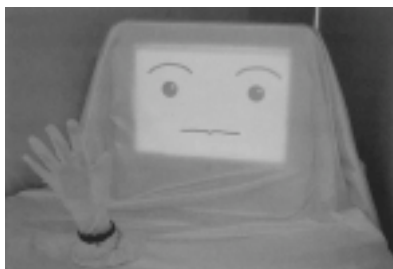


図 30. 作品「つぶ次郎」

シリコンゴムで作った「手」を来場者が握ったり揉んだりすると、対応してサウンドと画面の「顔」が変化する。

メ四ンパン (SUAC)



図 31. 作品「はち」

円形テーブル上の多数の「蜂」は、来場者が近付いた方向をセンシングして一斉にその方向を向いて羽音を響かせる。

アマノミク (SUAC)



図 32. 作品 "shocking"

「食」をテーマに、来場者が上空のオブジェからの紐を引くと、食欲をそそる色々なサウンドと映像が出現する。

生技の見方 (SUAC)



図 33. 作品「幸せの○」

「幸せ」をテーマとした 5 つの「箱」を、来場者は覗き込んだり聞き耳を立てて体験するインスタレーション作品。(この作品のみ講堂ロビーにて展示)

4.3 ムービー／デジタルミュージック・シアター

テープ音楽作品、映像付きテープ作品、映像作品などの作品発表も公募し、14 作品を上演・公演した。また、SUAC 学生の CG 作品を展示する「SUAC CG ギャラリー」も 3 日間にわたって行い、11 人の 20 作品を展示公開した。

4.4 電子音楽／コンピュータ音楽に関するレクチャー

作曲家・神戸山手女子短期大学専任講師の岡本久氏に依頼して、20 世紀の電子音楽・コンピュータ音楽を概観し、21 世紀に向かう音楽についての講演を開催した。現代のメディアアートに至ったテクノロジー・アートの歴史について、多くの資料とともに広汎な

講演は好評を得た。

5. フランス・ドイツにおける文化交流

このプロジェクトは、最終的には平成 13 年度学長特別研究費としても一部助成され、2001 年 9 月後半にフランスとドイツにおいて、複数の講演および公演による文化交流を行ったというものである。筆者が中心となって企画推進したこともあり、結果的にはメディアアートに関する活動として大きな成果を得ることとなった。

この企画の発端は IEEE フェロー、ドイツ・カッセル大学(ヒューマンインターフェース・人間工学、指揮者)の Gunnar Johanssen 教授からの招待によるものである。Johanssen 教授が世界中の専門家(工学・音楽・指揮・美学など)に宛てた、「人間の熟達した卓越性とコントロールについての工学と音楽のワークショップ」という国際会議⁽⁶⁾の案内によれば、

"Human Supervisory Control in Engineering and Music"

An international event with the theme Human Supervisory Control in Engineering and Music will be organized in September 2001. This event combines a multidisciplinary exposition of modern technology in the new century, on the one hand, and ambitious cultural support, on the other hand, in a visionary as well as pragmatic manner.

というものであり、筆者はここでテクノロジーアートの作家・研究者としての講演とともに、オーケストラコンサートにおける作品公演("Visional Legend" [1998])を依頼された。

筆者はさらに、オーケストラコンサートでの曲目「ノベンバー・ステップス」の尺八を演奏する、京都の大師範・三好荒山氏とともに、筆者の作品を演奏する笙奏者・東野珠実氏、さらにドイツ各都市でのアンサンブルコンサートにおいて箏を演奏する三好晃子氏を含む日本人スタッフをまとめる役割も依頼され、全員の渡航費は国際交流基金から助成さ

れた。以下はその国際交流基金への申請書類からの抜粋であるが、本企画の目的と意義の理解に有効なので転載する。

本申請の事業は、日本の伝統音楽である雅楽と邦楽、そして日本が世界の先端の一部を担っているコンピュータ音楽の分野での文化交流として、フランスで 1 回のレクチャー講演と 1 回のコンサート、ドイツで数回のコンサート公演を行い、伝統的古典音楽とともに、新しく創作したパフォーマンスを発表する、というものである。前半のフランスでは、フランス文化省の後援のもと 1985 年に Iannis Xenakis により設立された Center for Contemporary Music の CCMIX スタジオを訪問し、(1) 音楽創造に関して CCMIX と交流し、日本の古典音楽である雅楽の響きを代表する「笙」のサウンドを紹介し、さらに、笙をフューチャーした新しい音楽をコンサートの中で世界初演により発表し、(2) コンピュータ音楽の分野で、人間とシステムとのインタラクティブ性の応用分野で先端の研究を進める長嶋が、CCMIX の依頼でレクチャーワークショップを開き、コンピュータ技術を活用した新しい音楽の世界を紹介・講演する。

後半のドイツでは、カッセル大学の Gunnar Johanssen 教授 (IEEE フェロー) の総合プロデュースのもとで、(1) 「工学と音楽における人間の卓越したコントロール」と題した国際ワークショップに付帯した Kassel でのオーケストラのコンサートの中で、演奏および新作公演を行い、(2) ドイツ国内の都市において、本申請者の 4 名によるアンサンブルを構成してコンサートを行う。(コンサート企画内容は略)

本事業は単に「日本の伝統音楽を紹介する」というものではない。伝統的な古典音楽(尺八、琴、笙)の継承発展とともに、意欲的に現代音楽等の他ジャンルにも取組む音楽家(三好荒山、東野珠実、三好晃子)と、それら音楽家と交流しつつ実際にコンピュータを組み合わせた作曲・公演活動を行う研究者(長嶋洋一)とがジョイントすることで、従来の「古典伝統芸能の紹介」を超えた、日本で展開し世界に発信している、新しい姿の文化活動の先端を紹介する、というユニークな意義を持つものである。今回は特に現地で新作の世界初演が期待されている。また、コンピュータ音楽の領域で作曲家・研究者として活動する長嶋洋一は、2000 年ベルリンでの ICMC (コンピュータ音楽国際会議)において、人間と音楽システムとのインタラクティブなコミュニケーションの実現に関するワークショップを依頼され講演した。今回の CCMIX でのレクチャー依頼はこの内容をフランスでも専門家等に講演して欲しい、というもので、笙など伝統楽器を生かした音楽と人間の繊細な息づかいをセンシングする、その先端の音楽的・文化的意義を評価されての招聘である。本事業により、日本の伝統的音楽の「古典」の持つ深さ、コンピュータテクノロジーと結びついてその可能性を拡大させた展開、そして人間の繊細

な伝統的技法と先端技術の結びついた音楽の新しい可能性を、日本文化の紹介とともに広く発信することが期待できる。これは将来、国際的なコラボレーションによる新しい音楽文化の創造にも寄与するものと考えている。

5.1 フランス CCMIX での講演と公演

本プロジェクトの第1陣として笙演奏家・作曲家の東野珠実氏がパリに向かったのは9月7日、そして筆者が続いてパリに向かったのが9月17日であり、この間の9月11日に米国でテロ事件が起きるといふ異常事態となったが、空港ごとに厳しくなるセキュリティチェックに翻弄された以外は、全体として計画通りに成功することができた。CCMIXでの講演タイトルは "Sensors for Interactive Music Performance" であり、2001 年になって新しく開発した筋電センサ "MiniBioMuse-III" のデモンストレーションも含めて好評を得た。



図 34. CCMIX で講演する筆者

CCMIX でのデモンストレーションコンサートについては、依頼があり当初計画より小規模に設定して、ワークショップの後半にライブを行った。長嶋作品としては、新作 "BioCosmicStorm-II" の自演、そして笙のサウンドを聞かせる作品については、当初計画では長嶋作品 "Visional Legend" の予定であったが、メディアアートフェスティバルで東野氏が初演した作品 "I/O" の持参したセットを CCMIX で稼動することに成功したため、こちらを公演した。東野氏はこのレジデントを受け、2002 年にも CCMIX を再訪問の予定である。

5.2 ドイツ・カッセルでの講演

ドイツ・カッセルにおける国際 Workshop での講演タイトルは "Composition of 'Vi-

sional Legend" ⁽⁶⁾ であり、オーケストラコンサートにおいて欧州初演となる作品の作曲に至る詳細と、テーマである Human Supervision について講演した。



図 35. カッセルの Workshop で講演する筆者



図 36. 「笙」をデモンストレーション演奏する東野氏

5.3 オーケストラコンサートでの公演

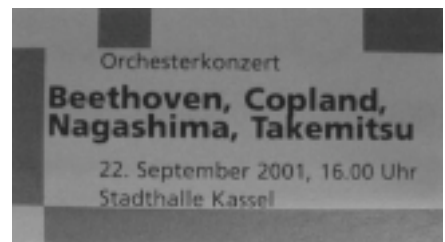


図 37. コンサートのポスターより（一部）

図 37 のように、この国際 Workshop ではプログラムの一部としてオーケストラのコンサートがあり、コーブランド、ベートーベンのオーケストラ作品とともに、一行の三好荒山氏が演奏する武満徹の「ノベンバー・ステップス」（琵琶はアムステルダムで活動する Junko Ueda 氏）と、東野氏が笙を演奏する筆者の作品 "Visional Legend" が公演された。以下はその準備および公演の様様である。



図 38. コンサートのセッティング風景



図 39. 作品 "Visional Legend" 公演機材の一部



図 40. 武満徹 "November Steps" 公演風景



図 41. "Visional Legend" 公演風景

5.4 アンサンブルコンサートでの公演

オーケストラコンサートの成功に引き続き、三好晃山氏・東野珠実氏と筆者に加えて箏の三好晃子氏も加わった 4 名による特設アンサンブルチームにより、カッセル (9/25) とハンブルク (9/26) において、「日本の伝

統と現代」と題するアンサンブルコンサートを開催した。プログラムは以下の 2 部構成 (前半は古典、後半は現代) で、いずれも盛況となった。

Part 1 : Japanese Traditional Music

"Tsuru no Sugomori" (Shakuhachi solo)

"Midare" (Koto solo)

"Hirajyo no Choshi" (Sho solo)

"Ichikotsu" (Shakuhachi and Koto)

Part 2 : Expanded Traditional/Contemporary Music

"Bio-Cosmic Storm II" (BioSensor and live Computer)

"Visional Legend" (Sho, Graphics and live Computer)

"tegoto" (Koto and live Computer)

"Getsuro" (Shakuhachi solo)

"Japanesque Germanium" (all 4 players)

後半では、「月露」(三好晃山氏の尺八独奏曲の新作) 以外は全て筆者の作曲であり、最終曲は全員のライブセッションを行う作品として構成・作曲した。

以下、その公演の様子の一部の写真とともに、既にメディアアートフェスティバルのコンサートのところで解説した"tegoto"以外の作品の概要を簡単に紹介する。



図 42. "BioCosmicStorm-II" 公演風景 (Kassel)

新開発した両腕 16 チャンネル筋電センサ "MiniBioMuse-III" を楽器として使用し、その MIDI 出力から Max4/MSP2 によりリアルタイムに楽音合成したサウンドを生成する作品。



図 43. "Visional Legend" 公演風景 (Kassel)

筆者の制作した「笙ブレスセンサ」による演奏センサ情報からKymaによる笙サウンドのリアルタイム音響信号処理を制御し、さらにコラボレータ (SUAC 学生 2 名) とともに制作したリアルタイム CG システムをライブコントロールした作品。



図 44. "tegoto" 公演風景 (Kassel)



図 45. "Japanesque Germanium" 公演風景 (Kassel)
アルゴリズム作曲の手法であらかじめ制作した背景音響パートCDのもとで、尺八・笙・箏のそれぞれが即興とともにセッションする、というコンセプトの作品。筆者はリアルタイム音響生成ソフトSuperColliderをトラックボールで「演奏」してセッションに参加した。



図 46. "Japanesque Germanium" 公演風景 (Hamburg)

6. 「冥想空間」プロジェクト

このプロジェクトは、平成 12 年度後期デザイン学部長特別研究費および平成 13 年度デザイン学部長特別研究費のプロジェクトとして継続し、現在進行形で進めているものである。SUAC の施設の中でも「芸術文化センター」は重要な位置付けをもち、その中でも通称「冥想空間」と呼ばれるシンボリックな空間は、そのユニークな構造、豊富な残響と独特の視覚的効果を持つ高い壁面、という特徴を持った「目玉」である。本プロジェクトはこの空間を本学ならではの一種の「作品展示空間」として活用するための検討やシステム開発を進めるとともに、実際にこの作品展示システムを活用した具体的なインсталレーション作品の制作やパフォーマンスを行う、というものである。

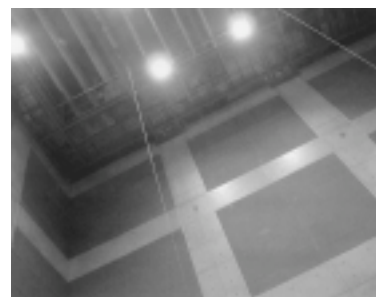


図 47. 「冥想空間」内で天井を見上げたところ

6.1 平成 12 年度の成果

初年度となった平成 12 年度には、まず最低限のプレゼンテーション環境を構築することを目的として、図 48 のようなシステムを実現するために、機材整備、システム開発、ソフトウェア環境整備、実験などを行った。「冥

「冥想空間」の4つの壁面をスクリーンとしてグラフィックスを投射するための4台のビデオプロジェクタについては、工房（GWS室・マルチメディア室・電子制御機器制作室・CAD／CAM室・空間演出実験室）に平成12年度末に導入されたプロジェクタを同一機種として選定し、これを必要な時に借用する体制とした。

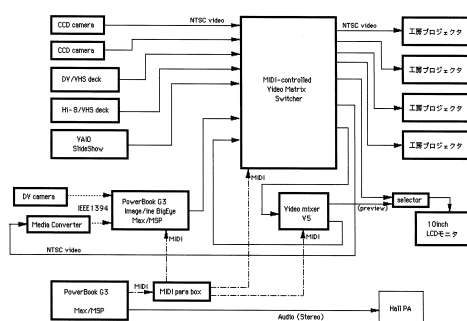


図48. 「冥想空間」システムブロック図

このシステムを前提として、[赤坂知也＋平野砂峰旅]氏にサンプルとなるメディア・インストール作品の制作を委嘱した。この完成した委託作品 "CutOut" は2001年5月27日のSUAC一般公開デーにおいて発表披露された。図49はこの作品のシステムブロック図である。

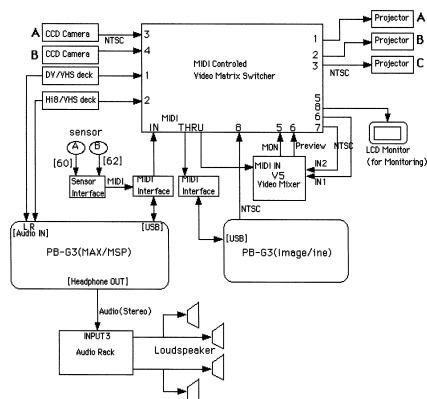


図49. 「冥想空間」システムブロック図

6.2 メディアアートフェスティバルでの成果

2001年8月3日－5日の「新世紀メディアアートフェスティバル」においても「冥想空間」の実験の場としての活用を目指し、以下のようなパフォーマンスと展示を

行った。

6.2.1 冥想空間アカペラライブ

ネット上にのみ存在する仮想的な男声アカペラコーラスグループ "Ensemble Virtual Resonance 2" によるライブを、「冥想空間」の豊富な残響を利用して開催した。このライブについてはメディアアートとしての性格はなく純粋な音楽公演であるが、ワイヤーで吊り下げられたフレームに3台のスポットライトを設置して、プロジェクトの次のステップである「照明演出」の実験を行った。曲目は「バード Ave Verum Corpus」と「タリス エレミア哀歌 I」であった。



図50. 冥想空間アカペラライブの公演風景

6.2.2 冥想空間 Computer Music ライブ

上述のヨーロッパ公演で発表した、東野珠実氏の笙による筆者の作品 "Visional Legend" の公演を行った。



図51. 冥想空間 Computer Music ライブの公演風景

6.2.3 冥想空間インストール展示

「冥想空間」の壁面を利用した3面スクリーンと空間音響システムにより、映像／音響作品の展示を行った。通常であれば「上映会」であるが、この場においては環境要因の効果が大きく、会場を要素の一つとした一種

のインスタレーション展示という企画となった。発表された作品は以下である。

赤坂知也+平野砂峰旅 CutOut
内田涼子 白昼夢
芸文映像企画班 Artificial Life
大山千賀子+長嶋洋一 Ooyama World

6.2.4 照明演出、「癒し」の演出へ

このように「瞑想空間プロジェクト」を進めてくる中で、この空間をより活用するための新たな検討課題や、研究を深めて人間の感性や「癒し」の領域へ展開していきたい、という新たな視点やテーマがいくつも出てきた。また、時間的・予算的な理由から次の段階へと棚上げした継続テーマや、作品展示支援システムとして新たに盛り込んでいきたい機能も多数出てきた。本稿執筆時点で検討しているのは以下のような構想であり、刻々と実験・検討を進めている。

- [1] 現状システムを拡張し発展させる手法で、4台のビデオプロジェクトを動的に制御して、静的な投射を超えたインタラクティブな演出を実現するために、映像ライブ制御システムを改良開発する。
- [2] 「瞑想空間」の可動ボタンに、取り外し可能な(1)複数の照明機器、(2)ロボットアーム様の可動装置を設置し、作品展示支援システムと統合化されたコンピュータ制御により、ダイナミックなリアルタイム照明制御を実現し、また動的オブジェとしての演出を実現するためのシステムの開発を目指した実験を行う。
- [3] 「瞑想空間」の残響特性の音響計測を実施し、マルチメディア作品の効果的な演出を実現するためのオリジナルサウンドシステムの実現に向けた予備実験を行い、次段階の研究に継続する。
- [4] より広く「瞑想空間」の存在を活用するためのテーマとして、キーワード「[癒し]の演出」「五感に訴える」に関する調査・検討・実験・試作を行い、本学ならではの特色ある研究の拠点として活用する。

7. おわりに

メディアアートに関するSUACでの2000年から2001年の活動について報告した。いずれも単発で終わることなく将来への課題や展望という収穫があり、この新しい領域での今後の本学の活動が期待されるようになってきた意義は大きいと考える。今後も、自由な発想と意欲的なテーマの発掘を念頭に、才能ある本学の学生や教員とのコラボレーションにより、新しい創作に挑戦していきたい。

参考文献

- (1) <http://nagasm.org/ASL/>
- (2) 長嶋洋一:「コンピュータサウンドの世界」、CQ出版、1999年
- (3) 長嶋洋一:「作るサウンドエレクトロニクス」、ASL出版、1999年
- (4) 長嶋・平賀・平田・橋本編:「コンピュータと音楽の世界」共立出版、1998年
- (5) 長嶋洋一:「インタラクティブ・メディアアートのためのヒューマンインターフェース技術造形」、静岡文化芸術大学紀要・第1巻2000年(静岡文化芸術大学)、2001年
- (6) <http://1106.suac.net/>

A Study on the Promotion of Roof Garden

This paper is the interim report of the research and activities on the Roof Garden named Souzou no Oka (Creative Hill) of the Shizuoka University of Art and Culture in 2000. This study was done by an opportunity of completion of the Roof Garden which was the one of advanced largest roof gardens in the western area of Shizuoka Prefecture.

And the objective of this study was to collect and analyze fundamental information about the roof garden and to promote the roof garden construction in Shizuoka Prefecture.

As a result, 3 activities were carried out in 2000. These were to observe the growth conditions of the plant

川口 宗敏

デザイン学部空間造形学科

Munetoshi KAWAGUCHI
Faculty of Design
Department of Space and
Architecture

井上 允彦

デザイン学部空間造形学科

Mitsuhiko INOUE
Faculty of Design
Department of Space and
Architecture

野村 卓志

文化政策学部文化政策学科

Takashi NOMURA
Faculty of Cultural Policy
and Management
Department of Regional
Cultural Policy and
Management

宮川潤次

デザイン学部空間造形学科

Junji MIYAKAWA
Faculty of Design
Department of Space and
Architecture

はじめに

本稿は、平成12年度に行われた建築物の屋上緑化に関する研究及び推進活動の概要をまとめたものである。報告内容は、活動全体の中間報告である。研究及び推進活動は、屋上緑化デザイン手法研究として13年度も継続されている。

本調査研究は、県西部地域での大規模屋上緑化の先進事例の一つとなる本学屋上緑化「創造の丘」が実現したことを機に、今後、当地域において屋上緑化を推進するための基礎的な情報の収集・整理を行うことと屋上緑化に対する市民の啓発を目的としており、平成12年度は次の3つの活動を行った。

- ①本学屋上緑化の育成状況観察記録、及びインターネットでの公開
- ②当地域における屋上緑化研究ネットワークの構築（地元企業等との研究会）
- ③市民啓発のための公開イベントの開催（緑のシンポジウム）

1. 調査研究の背景

都市を覆うスモッグや熱帯夜が続く局地的な異常気象など都市環境の悪化が進んでおり、都市の環境保全が社会的な課題となっている。

例えば、東京都の平均気温変化をみると、1900年は約14℃であったがその後緩やかに上昇を続け、2000年には約16℃になっている。100年で約2℃上昇している。この間の地球全体の平均気温上昇は0.3～0.6℃であり、東京都心部の気温上昇が急速に進んでいることがわかる。このような急激な気温上昇は過去1万年の自然活動の中では起こっておらず、都市部での人間の活動が原因と考えられる。

屋上緑化とは、建築物の屋上に土あるいは軽量の人工土壌を敷いて様々な植物を植え、緑地として利用するもので、我が国では60年代後半の人工地盤ブームにより公共施設を中心に行われるようになった。近年になって都市部の異常気象とも言えるヒートアイランド現象を緩和する緑地を確保する手法として見直され、新規ビジネスとしても注視されている。

東京都では環境保全局が主導し、都心部のヒートアイランド現象の緩和を目的として平成12年4月から屋上面積の20%を緑化することを我が国で初めて条例により義務づけている。他の都市でも資金助成などにより屋上緑化を推進しており、国レベルでも改正都市緑地保全法により、屋上を緑化すると緑花施設の固定資産税を5年間半額に減する制度も設けられる予定である。

浜松市では市街地にまとまった緑が少なく、また市街地調整区域に当たる農地の宅地化が急速に進んでいる。今後、屋上緑化の推進が当地域の都市環境保全に大きな役割を果たすことが考えられており、当地域の気候条件に配慮した屋上緑化推進に関する研究開発が進められることが期待されている。

2. 「創造の丘」緑化観察調査

北・南棟屋上「創造の丘」と両棟間の「出合いの広場」の緑地の状況の変化を知るため、北棟及び南棟「創造の丘」の各10ヶ所、「出合いの広場」3ヶ所の計23ヶ所を撮影地点に設定し、本学開学時の平成13年4月から毎月2回、定期的に撮影して植物の生育状況の比較観察を続けている。また、主要な地点の画像をインターネットを利用して「緑花研究会」ホームページで公開しており、県外の研究会メンバーや学外研究者の屋上緑化研究資料として利用に供している。

平成12年度の観察記録については、概要を平成13年3月に開催された緑のシンポジウム「創造の丘で緑を語ろう」の小講演「まちの緑と創造の丘」として口頭発表を行った。^{*1}

(1) デザインコンセプトと施設概要

本稿の理解のために本学屋上緑地について概要を述べる。

本学施設は県が建設する公共施設として、1996年秋に国内の著名な設計事務所5社の設計競技により基本設計が競われ、坂倉建築研究所案が選ばれた。提案された5つの案の中で緩やかな起伏を持つ低層を主体とした施設構成と低層部屋上を開放的な緑の丘とした空間構成が、中心市街地に位置する都市型キャンパスの新しい姿を示すものとして高く

of roof garden, to open the information to the public on the Internet and establish the research network of roof garden, and to hold the symposium for the citizen enlightenment of green environment.

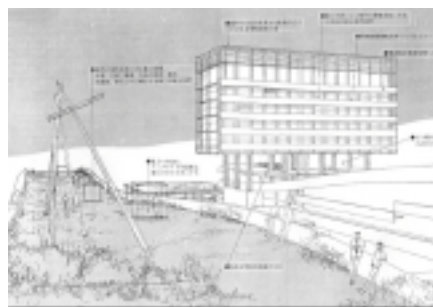
And this study would be continued under program for the development of roof garden design techniques.

評価された。

設計競技時点でのキャンパス全体の構成コンセプトは、「人間の身体に自然な快さを感じる魅力ある空間でつくり出され、伝統と未来に通じるデザインが、多くの人たちに共感されるものであること」、「都市に開かれていると同時に、思索し、研究し、発表する機能を重視したキャンパス空間であること」、「人と人の出会いの場、情報が出会い発信する空間、多様な知見と技能が出会い刺激し合う大学の空間づくり」による新しい大学像を創り出すことであった。^{*2}

その中で南北棟屋上の「創造の丘」、南北棟に挟まれた西側低層部屋上の「出会いの広場」と中央から東側の「創造の台地」と名付けられた屋上緑地が提案された。創造の丘は、緩やかな起伏を持つ都市の中の丘、自然の地形を思わせる屋上庭園、学生の休息、交流、展望、作品の発表・展示の場、防災上の広場となる第二の地上空間であり、ゆるやかな起伏のある屋上の視界が地上とは違った広々とした眺望が楽しめる、都市に開く空中庭園のイメージが述べられている。また、アクトシティの展望庭園から俯瞰する都市の中の緑の丘として、浜松の都市景観に新しい魅力を加えるものとしても期待された。

「出会いの広場」については、「創造の丘」の二つの丘の間の台地状の芝生広場がイメージされており、この時点で実施案に近いイメージがつくられていた。地上の緑地部や創造の台地、及び創造の丘を含め、これらのオープンスペースは学生の作品などを展示する「緑のギャラリー」としての利用が考えられていた。



図－１．空間イメージ図



写真－１．開学時航空写真

実施設計段階では灌木類を主に庭園的な作り込みを行う案とローメンテナンスの作り込みを行わない草原型案が検討された。これは現在の屋上緑化における分類のIntensive（集約）型とExtensive（粗放）型の２つの手法にあたる。検討の結果、維持コストの少ない草原型緑地とすることが選択された。中間段階では、主な植栽としてクマザサ、ワイルドフラワー、ハーブなども考えられたが、最終的に以下が方針として決められた。

- ・シバと低木植栽（樹高３ｍ以下）で構成する。高木は植えない。
- ・植栽の多様性を重視する。ビオトープの健全なあり方、視覚的な豊かさを考慮する。
- ・諸室との関係を考慮しつつ、憩いのコーナー、作品制作スペース等を適宜配置する。

出会いの広場については、緑と舗装材の組み合わせによる視覚と足触りの変化が検討されており、実現されればユニバーサルデザインの視点からも興味深い空間となり得たのではないかと考えられる。

技術的には、傾斜屋根の緑化、土壌の断熱効果、灌水システムなどが検討され、実施案の方向性が示された。灌水システムについては工事費が約２,０００万円と試算され、総工事費低減のために採用されていない。

(2) 基盤施設と植栽の構成

設計段階では北・南棟とも同一の無機質人工土壌が用いられる計画であったが、施工区画が分けられ、それぞれ施工業者が異なったことから、施工段階で北棟では施工業者の独自の技術が採用され、基盤工事を含む施工方

法が南棟や出会いの広場とは異なる手法が用いられた。それに伴い土壌も北棟では有機質を含む土壌に変えられている。

北棟では、厚さ40mmの樹脂製の基盤パネル（グリーンルーフパネル）を並べ、その上に客土（人工土壌）を260mm入れ、全体で300mmの厚みを形成している。基盤パネルは約70mm角のポットを縦横に並べたような形状でポット状の部分には保水材（パーライト）を入れる。ポットの隙間は排水用の空間となっており、保水と排水を兼ねた構成となっている。人工土壌は多孔質礫状人工土壌（ガーデンロード）が選択された。軽石に近い性質で十分な栄養を含んでおり、風による飛散防止を考慮して湿潤比重は0.8～0.9に調整された。

南棟では、防根シートを敷いた上に高密度ポリエチレンを主材とする耐圧透水通気板と排水用のドレーン管を配置し、その上に透水シートを敷き、排水用と育成用の粒子の大きさの異なる2種類の無機質人工土壌（アクアソイル）を敷き込んでいる。湿潤時の比重は約0.65と一般土壌の1／3。全体の厚さは300mmとしている。

出会いの広場では、防根シートを敷き、排水用のスチレンフォーム整形板を用いたカナートシステムを採用している。土壌には再生セラミック素材（ラピュタイルソイル・エコラ）を選択している。土壌はコート紙のリサイクルで出る粘土質のリサイクル素材をセラミック化したもので湿潤時の比重は0.7～0.8となっている。

植栽の種類の選定にあたっては、設計時の景観イメージを重視しながら、浜松地域の冬季の強い季節風と屋上で生育条件を考慮し、低温と乾燥に強い種類が選ばれている。

北棟は、東西端部に土壌の流出防止と風除けを目的として灌木が配置されている。また、研究室棟の基部に室内からの景観に配慮して灌木を配置し、他の部分はシバ（3種）とクローバーによる草原を創出するよう計画されている。南棟は、東西端部に土壌の流出防止と風除けを目的として灌木を配置している。他の部分は北棟と同じ草地として計画されている。出会いの広場はフォーマルな空間であり維持管理を行うことを前提にコウライシバ

が植えられている。

草地部分は北南棟とも法面緑化工法のひとつであるエコロジョンバンクが採用されている。幅1mのネット状の薄綿シート内に種子と肥料、保水材、土壌改良材を入れ土壌表面を覆うもので、ネット材は土壌の微生物により次第に分解され消滅する。種子の比率は設計時の「牧草地のイメージ」に合わせて冬シバの比率が高めに設定されている。^{*3}

（3）緑の観察調査記録概要

北棟・南棟「創造の丘」について開学時から1年間の植性変化の概要を示す。植物の成育に影響する気象条件についてみると、平成12年の浜松地域は平年に比べて2～5月と7～8月の降雨が少なく、特に7～8月の夏期降雨量は例年の43%という早魃の状態であった。逆に6月と9月には平年の1.2～1.5倍の雨量を記録している。月平均気温は平年とほぼ同様の変化であった。

①北棟「創造の丘」



写真-2. 平成12年4月19日北棟東ブロック



写真-3. 平成12年6月1日北棟東ブロック



写真-4. 平成12年8月15日北棟東ブロック



写真-5. 平成13年4月北棟東ブロック

開学時にすでに冬シバの発芽が多く見られた。北棟東側は施工が早かったため平成12年の秋期に冬シバとクローバーが発芽しており、この時点で10cm程度まで草丈が伸びていた。緑被率は目視で10～15%。他の部分では表面を覆うネットが目立っていた。

6月半ばに北棟東ブロックの冬シバ（レッドフェスク）の花穂が約60cm、クローバーも約30cmまで成育し、成長のピークを迎えた。計画時のイメージにあった緑の草原が実現した。木道沿いにオオアレチノギク、ムカシヨモギなどの野草が多く見られるようになる。木道沿いに張り込んだノシバの土に種子が混入していたものと見られる。6月の降雨は多く、一部で土壌がオーバーフローする現象が見られた。

7月から8月にかけて例年にない早魃となり、7月上旬には冬シバの花穂が枯れ始め、7月末には枯れて倒れクローバーが優勢になった。倒れた冬シバの間からは夏シバ（バミューダグラス）が生育しており、交代がうまくいくかと思われた。この時点では、秋に

はまたレッドフェスクが発芽するものと期待された。早魃時は灌木部のみホースで灌水を行ったが、草地は無灌水を維持した。

8月中旬にはそれまで優勢だったクローバーも乾燥で枯れ、夏シバ（バミューダグラス）のみが島のように点在している状況であった。木道沿いとベンチ周辺にはシバ、野草類が成育していた。

9～10月にかけて倒れた枯れ野原にバミューダの群と野草が混在し、野草の花に寄る昆虫が多く見られた。10月半ばになって一部で昨年発芽が少なかった冬シバ（ケンタッキーブルー）が枯れ草の間から発芽する状況が見られた。

11月には比較調査のため枯れ草の一部を刈り取った。東側ブロックは倒れた冬草の厚みが10～15cmに達しており、その後の降雨で積み重なった枯れ草の下部が腐り、草刈りを行った後は土壌が露出した状態であった。西側ブロックではシバがまだ腐っておらず土壌の露出は少なかった。12月に入って夏シバが枯れ始め、クローバーの濃い緑が目立つようになった。草刈りをした区域はクローバーの発芽が一面に見られ、草刈りを行わなかった部分では主に冬シバと野草の発芽が見られた。1月には最低気温が零下の日もあり、屋上の側溝に厚い氷が張り北棟屋上では霜柱が見られた。

開学から1年後の4月には、草刈りを行った部分ではクローバーが優勢になり、冬シバと野草の成育を押さえている。草刈りを行わない部分では枯れ草の層がクローバーの発芽を抑制し冬シバを主に野草が混在して成育している状況にある。

②南棟「創造の丘」



写真-6. 平成12年4月19日南棟中央ブロック



写真-7. 平成12年6月1日南棟中央ブロック



写真-8. 平成12年8月15日南棟中央ブロック



写真-9. 平成13年4月南棟中央ブロック

開学時にはシバ、クローバーとも発芽はほとんどみられず、薄綿ネットが表面を覆った状態であった。5月半ばになって水分や養分が溜まりやすいV字型の土留め堰上部と養分を仕込んだネットの依部分で発芽が見られるようになったが、全体に発芽が遅れたことから5月末にシバとクローバーの追蒔きを行った。

6月半ば、梅雨に入って降雨が増え冬シバの生育が少し良くなった。依の部分では草丈

が10cm程度まで伸びた。生育の良い部分で緑被率は20%～30%であった。目線で見ると緑が増えてきたように見えるが北棟に比べて発芽率が低く成育も遅い。

7～8月の早魃期には堰を覆う部分のシバが乾燥で枯れたが、他の部分では状態は良くないものの枯れるまでには到っていない。北棟に比べて生育が遅く冬シバも花穂をつけていないために夏になっても枯れずに残った。

8月末の降雨後は夏シバ（バミューダグラス）が成長し緑色が強まった。冬シバの成育が押さえられたため夏シバの発育が良くなっているが、部分的に夏シバの発芽が極端に少ない現象も見られている。早魃時は灌木部のみ灌水を行ったが、北棟に比べて灌木部、草地部ともに成育状況は良い。植物の大きさ、密度と土壌の保水性のバランスが保たれたためと考えられる。南棟の灌木部だけに施工した、ウッドチップ・マルチング材の効果も見逃せない。

9月になって夏シバが生育し、視線レベルではネットがほとんど見えなくなった。北棟に比べて野草の生育はほとんど見られず、無機質人工土壌の特性が良く出ている。11月には夏シバが枯れ始め、入れ替わりに依上に成育した冬シバが緑色を強め緑のストライプを見せた。部分的にクローバーの発芽が見られる。また南棟全体にわたって地表にコケが多く発生している状況が見られているが、北棟には見られないことから人工土壌の性質によるものと考えられる。

冬季はレッドフェスクがわずかに緑を残すのみで一面の茶色の風景が広がったが、2月には一部にクローバーの発芽が見られた。また、南棟では霜柱は見られなかった。

1年後の4月には、夏シバ（バミューダ）の匍匐枝の先に新芽が出て、全体にうっすらと緑がかって見える。部分的にクローバも生育しているが、全体に植物の生育が遅く緑が乏しい状態といえる。

(4) 考察と評価

考察および評価の前に、本施設の維持管理方針について述べておかねばならない。一般的に屋上緑地は植物にとって過酷な条件になることから灌水が不可欠とされており、人件

費対策から自動灌水施設が設けられることが多い。これに対して本学施設は可能な限りローメンテナンスの方針をとっており十分な灌水施設を持っていない。夏期の早魃は予想を越えるものであったが、仮設ホース等により灌木部と出会いの広場の灌水が精一杯というのが実情である。

灌水施設については、当地域で工業用水を利用した場合、年間の給水コストは約6.5万円と試算されており、水道水を利用する場合に比べて負担が少ないことや雨水利用システムを備えており維持コストが有利であることを考慮すると、一般開放されている南棟屋上と出会いの広場には早魃対策として自動灌水施設を設置すべきであろう。

植栽は設計時の「草原のイメージ」に合わせて西洋シバとクローバーの混合による牧草地の植性が選択され施工された。1年間の経緯を見ると、北棟では開学時から6月までの時点ではほぼ計画に近い成育状況が見られ、特に東ブロックでは5～6月の時点でイメージ通りの草原風景が広がっていたが、夏期の早魃で冬シバとクローバーが枯れ、完全な再生に到っていない。一般的な造園計画では西洋シバは2cm程度に刈り込まれ、灌水、追蒔きなどのメンテナンスを行うことが常識とされており、本施設の無灌水ローメンテナンスの方針には合いにくいものであった。冬シバが大きく生育する前に刈り込みを行うことが必要であろう。但しこの場合は、翌年の発芽は期待できないので、毎年追蒔きを行うか他の植性への移行を待つことになる。

南棟では人工土壌と気候条件が合わず発芽と成育状況が遅いため初年度は草原のイメージが実現しなかった。その後の一部客土を入れた状態での発芽状況と比較すると、人工土壌表層部の保水性、余分補給などに原因があるものと考えられる。

今後の推移としては、現状の管理状態を維持した場合、夏期の条件が厳しいことから冬シバは早期に衰退し、夏シバとクローバー、及び野草類（オオアレチノギクなど）が混在する状態がしばらく続くであろう。また、数年後には土壌の有機化が進むため夏期の乾燥に強い地域の野草類が優勢となり、草原から地域の野原への移行が進むものと予想される。

3. 都市緑化研究ネットワーク「緑花研究会」の構築

緑化推進に係わる活動の一環として、平成12年8月に、緑と花、およびまちづくりに係わる専門家、企業、行政関係者、大学が協働して、屋上緑化を主とする施設緑化の効果や新たな領域開発の可能性など、緑花推進に係わる研究を行うとともに、情報提供や広報活動を通して市民の身近な緑化推進活動を支援することを目的とした「緑花研究会」を発足させた。研究会事務局は本学内に置かれ、現在、法人・個人会員を併せて約30名が活動している。

屋上緑化が新たなビジネス領域と考えられており、異分野からの参入が多くあるため、研究会会員も造園関連企業、ランドスケープデザイナー、建築設計士などこれまでの造園関係者だけでなく、プラント関連企業、ビル管理会社、地域開発コンサルなど広範囲にわたっている。

初年度は主に屋上緑化に係わる情報の交換と一般市民・企業への広報を行っている。具体的には、隔月の勉強会を開き、研究会メンバーが自ら関わった屋上緑化の実施事例について計画・施工、維持手法などについてレクチャー、質疑を通して情報の交換を行っている。また、市民への広報として「緑花研究会」ホームページの公開、及び後述の緑のシンポジウム等の活動を行っている。

初年度活動内容

- 第1回：勉強会／本学「創造の丘」設計思想
- 第2回：勉強会／本学「創造の丘」施工技術
- 第3回：勉強会／アクトシティ屋上緑化
- 第4回：公開イベント／緑のシンポジウム

4. 公開イベントの開催

(1) 緑のシンポジウム「創造の丘で緑を語る」

緑花研究会の市民への広報活動のひとつとして平成13年3月3日に公開イベント：緑のシンポジウム「創造の丘で緑を語ろう」を本学で開催した。

シンポジウムのテーマは「生活の中の身近な緑を考える」とし、市の広報誌や新聞を通じて市民、専門家、行政関係者らが会する場

で、様々な視点から今後の身近な“緑花”のあり方について語り合うことを呼びかけた。当日は、浜松市内の花の会からの参加者約40名を含めて全体で約120名の参加があり、緑花に関する市民の関心が高いことが伺えた。パネルディスカッションの発言概要などシンポジウムの内容については「緑花研究会」ホームページで公開している。

①創造の丘ツアー

当日は、シンポジウムに先立って「創造の丘ツアー」として本学南棟及び非公開の北棟屋上を案内し、土壌の違いや植物の生育状況、調査研究の手法等について説明した。50名を超える参加者があったが、初めて本学屋上を見た人が多く、都心の屋上の広々とした緑地の景観に驚きの声があがった。屋上緑化関連のビジネス関係者も居り、人工土壌やシバについての説明には皆熱心に耳を傾けていた。また、花いっぱい運動に係わる参加者から屋上緑地に花があれば一般市民にも喜ばれるという発言があった。また、アクトタワーから見下ろした景色とは違った景色が広がっており、浜松の街に対してこれまでにない愛おしさが湧いてきたという感想もあった。

②小講演「まちの緑と創造の丘」

シンポジウムの口切りとして、宮川が「まちの緑と創造の丘」と題して小講演を行った。前半は大学施設の設計競技段階でのイメージなど大規模屋上緑化が実現された経緯、竣工時から現在にいたる緑の育成記録をもとに説明し、後半では地球環境保全の重要性と身近な緑花の役割などについて説明するとともに、パネルディスカッションへの投げかけとして、今後の緑化の推進のため市民、専門家、行政がコミュニケーションをとる事が重要であることを訴えた。

③パネルディスカッション

パネラーを緑花の推進に係わる小平恵一郎（TLAシステム開発代表）、神谷治嗣（静岡県建築士会浜松支部代表）、北脇保之（浜松市長）、塚本こなみ（緑化研究所長）、野尻啓子（浜松市花いっぱいコミュニティ）の5氏にお願いし、コーディネーターを川口がつとめ

た。

前半の約1時間は、パネラーがそれぞれの立場から身近な緑と花の役割や推進への取り組みについて語り、後半は会場全体での討議を行った。前半のパネルディスカッションでは、行政や緑化をビジネスにしようとする企業関係者に向けて「緑は人間の生命にかかわる重要なものであり、緑や花を推進するという言葉を軽々しく口にすべきではない」という発言があり注目された。また、市長からは来年度から新たな公園計画を市民が参加する形で行うことが明らかにされ、会場の市民から拍手が起きた。ディスカッションの内容については、前述の「緑花研究会」ホームページで公開している。

④関連展示

シンポジウムに並行して静岡県、浜松市、及び研究会メンバー企業等により緑花関連情報の展示が行われた。県が主催したガーデンデザインコンテスト作品パネル、パシフィックフローラ関連情報、屋上緑化の実物サンプル展示、緑花関連図書の紹介など豊富な内容で参加者に好評であった。



写真－10. 創造の丘ツアー



写真－11. シンポジウム会場



写真－12. 緑花関連情報の展示

(2) シンポジウムの評価と今後の課題

緑花研究会が開催する初めての公開イベントであり、参加者の予測がつかず手探りの準備であった。市関連の花の会から約40名の参加があり、また、新聞や市の広報、建築士会機関紙、商工会議所広報などでの事前広報がみのり、幅広い分野から市民として参加が得られた。反省点としては、ディスカッションの内容が少し概念的であり会場全体での議論が盛り上がりなかった点が挙げられる。最初のイベントとしてテーマを幅広いものに設定したためと考えられるが、今後はよりテーマを絞り込んで議論の目標を明確にする必要がある。

屋上緑地ツアーはおおむね好評であった。緑の多い時期を選べばより効果的である。展示は準備期間が短かったが、内容は充実していた。特に実物展示は迫力あるものであり、1日だけの展示では期間が足りないと思えた。

総括としては、不備な点は多々あったが、第1回目のイベントとして幅広い分野から多くの参加者が得られたことは、今後の緑化推進のためのネットワーク作りの基礎として大きな成果があったと考える。参加者の多くは市民活動や企業活動で緑花にかかわりを持つ人々であり、今回のイベントでの議論をもとに活動の輪をより広げてもらえるものと期待している。また、従来の行政主導型緑化推進活動から、市民の幅広い生活の中に浸透した日常的な行動のレベルからの運動に変えてゆくことの大切さと困難さを改めて考えることができたという意味でも有意義であった。

5. 今後に向けて

本稿の執筆時は、平成13年8月であり本学開学時から概ね1年半を経ているが、この間に浜松地域において本学が果たす役割は大きなものになっていると考える。まちづくりなど様々な分野の市民活動における教員・学生の支援活動などとともに、地域に開放されたキャンパスというコンセプトに基づいて創り出された本学施設の存在も大きな役割を果たしている。

キャンパスの特徴のひとつである屋上緑地「創造の丘」は、アクトシティ屋上緑地、及び両者をつなぐシンボルロードの緑とともに当地域の都市緑化の核を形成するものであり、「創造の丘」が実現したことは、今後の当地域の緑花活動推進の大きな契機になっていると考える。

今年度の調査研究では、「創造の丘」の建設から初年度の緑の育成状況を観察して当地域の気候や土壌との関係を見たが、設計時のイメージと植物種の選択、維持管理手法の選択が整合していないと考えられる面があったといえる。これを踏まえて、現在は当初成育種から野草を主とした地域の現存種への自然移行を試行している段階であり、設計思想や土壌選択などの技術的な評価については、今後複数年にわたる経年変化観察が必要である。

産官学の研究ネットワークについては、緑花研究会での情報交換と蓄積を継続して行うとともに、ネットワークの拡大が求められる。創造の丘観察記録等をホームページで公開しており、学外を含む屋上緑地に関する研究の輪が広がることが期待される。また市民への広報活動では、研究会の公開イベント等を行うとともに、より広い範囲への広報効果を高めるため、市など行政との協働が不可欠であると言える。

これらを踏まえ、平成13年度では平成12年度の継続として、創造の丘観察調査を引き続き行い平成12年度調査研究成果の精度を高めるとともに、屋上緑化技術の応用と市民にわかりやすい活用手法などの屋上緑化デザイン手法研究を通して当地域の今後の屋上緑化推進に役立てればと考えている。

-
- * 1. 「緑花研究会」ホームページ <http://wwwt.suac.ac.jp/miyakawa/rfgarden/>
 - * 2. 静岡県西部地域新大学指名設計競技報告書 静岡県企画部
 - * 3. 静岡文化芸術大学文化芸術大学屋上庭園基盤工事施工計画書、同植栽工事施工計画書
-

Research Regarding the Barrier Free Intended for Aged

本研究では、基本的な形で、高齢者の抱えている住宅内部におけるバリアを捉えることを目的に、伝統的な農村住宅、都市の公営住宅、雪国の高床式住宅を取り上げ、その中で居住している高齢者の生活は、どのような実態となっているか調査を行った。

その結果、以下のような事柄が高齢者を取り巻いていると判明した。

- (1) 地方都市と農村社会に急速な都市化の波が押し寄せている。
- (2) 段差などのバリアはあまり問題意識化されていない。
- (3) 住宅内のバリアは階段状に深化している。

深田 てるみ

デザイン学部空間造形学科
Terumi FUKADA
Faculty of Design
Department of Space and
Architecture

茶谷 正洋

元デザイン学部
空間造形学科教授
Masahiro CHATANI
ex-Professor SHIZUOKA
UNIVERSITY OF ART AND
CULTURE

持田 照夫

元大阪市立大学教授
Teruo MOCHIDA
ex-Professor ŌSAKA CITY
UNIVERSITY

深澤 大輔

新潟工科大学建築学科
Daisuke FUKAZAWA
NIIGATA INSTITUTE OF
TECHNOLOGY
Faculty of Engineering
Department of Architecture
and Engineering

持田 昭子

愜生活文化研究所
Akiko MOCHIDA
YU LIFESTYLE
RESEARCH
LABORATORY

神戸 信俊

神戸建築設計事務所
Nobutoshi KANBE
KANBE DESIGN OFFICE

1. はじめに

1.1 調査の背景と目的

我が国の高齢社会への突入は、欧米先進国に比べて大変スピードが速く、高齢化率は現在20%前後となっているが、地方都市や農村部では30%近くにまで達している。このような中で、高齢者対応の施設整備が急速に進められ、高齢者住宅についても様々な改善提案がなされている。中でも、高齢者の身体条件に対応させたバリアフリー化の提案が目立つ。

そこで本研究では、もう少し基本的な形で、高齢者の抱えている住宅内部におけるバリアを捉えることを目的に、伝統的な農村住宅、都市の公営住宅、雪国の高床式住宅を取り上げ、その中で居住している高齢者の生活は、どのような実態となっているかを明らかにし、若干の提案を試みることにした。

本報は、ページ数が限られているため、3地区における実態を紹介することしか出来ないが、今後、別の発表の場を見つけ、無雪地と雪国とでどのような居住実態に差異が見られるかなど、順次報告して行きたいと考えている。

1.2 調査の概要

調査期間 平成12年10月～13年3月

調査箇所 茨城県新治郡霞ヶ浦町南根本

担当：神戸信俊

茨城県土浦市公営都和団地他

担当：持田照夫・持田昭子

新潟県十日町市下条

担当：深澤大輔

研究方法 2月に1回のペースで研究打合せ会を東京で開催（計4回）

1.3 調査研究組織

主査 深田 てるみ 静岡文化芸術大学

委員 茶谷 正洋 元静岡文化芸術大学

持田 照夫 元大阪市立大学

深澤 大輔 新潟工科大学

持田 昭子 愜生活文化研究所

神戸 信俊 神戸建築設計事務所

2. 伝統的造りの住宅におけるバリア ー茨城県霞ヶ浦町の農村住宅ー

2.1 はじめに

茨城県南部の農村住宅は、材料の良さ、構造的完成度の高さ、典型的な田の字型系・ひろま型系間取りの住宅として、これまでたびたび研究の対象となってきた。その結果、農村住宅における生活と空間との関係、特に、間取りにおいて田の字型やひろま型の意味の解明に大きく寄与し、また構法・意匠についても空間との関係を解明すべく、その糸口を示唆した^{註1}。

ところで、近年バリアフリー住宅というのが、都市の住宅や住宅施工会社のものに見られるようになった。既存・新築に拘わらず、研究も進められているようである。しかし農村には、建築家や住宅施工会社が関与していない、昭和戦前からの伝統的住宅や近年伝統的造りで更新された住宅があり、これらについてはバリアの実態さえ明らかでないようである。

本章では、茨城県新治郡霞ヶ浦町（旧出島村）の新旧の伝統的造りの住宅を対象として、バリアの実態を探ってみた。詳細に調査できたT氏宅を例に報告する。

2.2 調査概要

調査対象地：茨城県新治郡霞ヶ浦町（旧出島村）南根本地区

調査対象住宅：5戸 内昭和戦前の住宅3戸
最近更新された住宅2戸

調査方法及び調査員：住宅間取り採取 対面聴取 写真撮影 神戸信俊 他1名

2.3 伝統的住宅のバリア

2.3.1 住宅の概要

写真1・2に内外観を、図1に間取りを示す。



写真 1

- (4) 無気力・無関心・無感動な高齢者が増えている。
 (5) 高齢者問題の解決は豊かな社会づくりが前提となる。

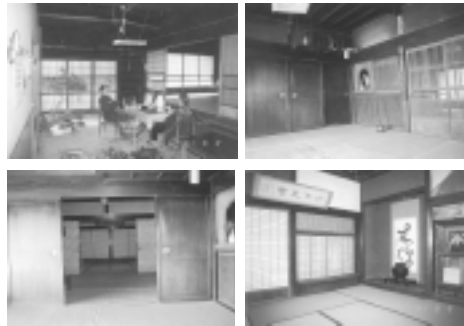


写真 2

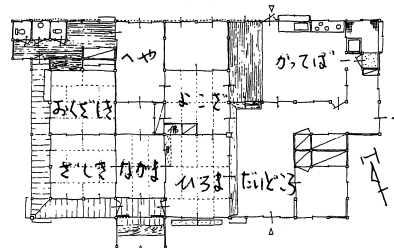


図 1

この住宅は約130年程前の建築であり、当該地域の典型的な上層農家の造りのひとつである。外部は寄棟茅葺き屋根（軒裏は化粧の段葺き）に玄関付き（後世の増築）の仕様であり、内部は太径木の土間梁・ひろまの差鴨居と帯戸・床の間付ざしき等の仕様である。間取りは、神棚と仏壇の位置から、ひろま型の六間取りである。なお生活しているのは男73・女71の夫婦である。

2.3.2 住宅内のバリア

(1) だいどころ（土間）とひろま間の上がり下り

写真3 ひろまは正月や日常的にやや改まった接客が行われ、家人もむらもここから上がり下りする。形状的には二段になっており、だいどころからの寸法は、手前の小縁が36cm、敷居框は小縁から18cmの段差がある。



写真 3

(2) だいどころの間仕切り東西の敷居

写真4 田の字型生活に伴い現れた間仕

りであり、これに先立ち間仕切り東西は床上に現れる。この住宅では昭和40年代に設置した。これは、日常接客をするだいどころと炊事場を間仕切るもので、日常的に頻繁に出入りする。敷居の形状は 型であり、幅18cm、高さ6cmである。



写真 4

(3) 勝手場流し台前の段差

写真5 朝昼晩の流し台作業を中心に年中使用する。幅50cm、高さ10cmである。



写真 5

(4) 勝手場と食事場の段差

写真6 食事場は、三度の食事以外に普段はお茶なども飲む。段差は39cmである。



写真 6

(5) 食事場とよこざ(ちゃのま)の段差

写真7 よこざとは、日常家族が居るところであり、来訪者等外部の動静がよく伺えるところである。かつては囲炉裏、現在は冬場に炬燵が設置されている。段差は15cmである。



写真 7

We made the purpose to catch the barrier where the aged is having and did by this research. We did the survey what kind of actual condition it is the life of the aged that takes up the houses on the traditional farm village residence, on the public management residence and on the high floor type in the snowy country .

As a result, it became clear when the matter like the following is surrounding the aged .

- (1) The wave of rapid urbanization is surging over the rural town and farm village society.
- (2) The barrier such as the difference in level is not turned problem consciousness.
- (3) The barrier inside the residence is changing in the stairs state.

(6) 風呂場出入口の段差

写真 8 出入口の戸を開くと半坪程の踊り場があり、土間からの段差は約 20 cm である。そこからもう一段上がり洗い場に入る。段差は 30 cm である。洗い場との間は水返しがあり、洗い場は 6 cm の段差で下がる。洗い場の床は平滑なタイル貼りである。手摺り等身体支持補助具はない。



写真 8

(7) 内便所と外便所

写真 9 便所は床上と外部との 2 カ所にある。大便器は両方とも腰掛け式が設置されている。手摺り等身体支持補助具はない。内便所出入口の敷居形状は一型であり、幅 11 cm、高さ 4.5 cm である。外便所は出入口に段が 2 カ所あり、それぞれ 12 cm、10 cm の段差がある。



写真 9

(8) 各種床間との段差

写真 10 これは座敷と縁側との間仕切りの敷居である。都市部の一般的な住宅より敷居の成があり、5.8 cm 程である。



写真 10



写真 11

(9) 外部出入口の段差等

写真 12 外部に面した出入口で、敷台付き玄関、ひろま南面、土間南出入口、勝手場出入口である。



写真 12

2.3.3 屋敷内のバリア

農村住宅は都市住宅と異なり、広いにわを有している。かつて干しにわであったり、作業にわであったりしたものが、現在はそれらの機能が縮小あるいは変わりつつも、広さは変わらず残っている。大きな屋敷では 1 万㎡を越すものもある。集合住宅や 150 ㎡～200㎡の敷地に建つ都市の住宅との大きな違いである。

(1) 屋敷内の各種バリア



写真 13

- (4) Aged who is apathetic, indifferent and undeeep impression is increasing.
 (5) As for the solution of the aged problem opulent society becomes a premise.

2.4 おわりに

伝統的造りの住宅の内外には、多数の段差や凹凸がある。これを、集合住宅や戸建て都市住宅で言われているバリアフリーの概念に当てはめれば、とてつもなく大きなバリアであろう。しかも、バリアの中では最も基本的な、物理的バリアである。しかし、これが原因で転倒したり、怪我をしたというのを殆ど聞かない。また、町の消防署への調査でも、救急車の出動という顕著なかたちでは現れていない。日常生活の中で、物理的バリアによって起こる事故の有無の実態はどうなのか。有ったとしても顕在化しないだけなのだろうか。無いとすればこの地域を含めた農村特有のものなのか。何れにしても、集合住宅や戸建て都市住宅の基準や尺度をもってしては、理解し難い現象のようである。今後、住宅や屋敷の広さ、日常的労働のあり方、老人を取り巻く集団のあり方、収入状態等々、別の角度からの調査が必要であろう。

伝統的造りの農村住宅はある日突然出来上がったものではない。ましてや、建築家個人や、いち指導者が設計したり考案したものでもない。いえを取り巻く種々の社会集団を基本とした生活の中から、生み出されたものである。勿論これには、生産生活や自然条件も関与してくる。伝統的な造りは、間取りの型・屋根の形・内外部意匠・使用材種等々、どれひとつ取り上げてみても、個人や外部の力では、安易に変更を加えることができないものばかりである。それは、地域の人々の価値観のなかで、獲得したいと望む住宅であり、地域の人々の無意識の合意によって生み出され、設計された住宅であるからである。それはある種様式化されたものであり、様式化されたものを人々が望むのも農村という地域社会では必然のことと思われる。現在のバリアフリーの基準・尺度をこの住宅に適用した場合、形状に起因する物理的矛盾が大きすぎ、伝統的造りの住宅獲得を望む人々の同意を得ることは困難であろう。これは、地域文化にも踏み込んだ問題である。

3. 公営住宅におけるバリア

— 茨城県土浦市営都和団地 —

3.1 はじめに

戦後日本で大量につくられてきた公営住宅は、初期には木造一戸建住宅に始まり、テラスハウス、低層集合住宅、高層集合住宅へと進み、現在に至っている。時代が新しくなるにつれ、1戸当りの面積も広くなり、設備的にも充実してきた。最近が高齢者生活も考慮に入れたバリアフリー住宅もつくられてきている。が、その数はまだ少なく、高齢者の中でも特に低所得者層は、初期の頃につくられた古いタイプの公営住宅に入居しているのが現状である。

本章では、面積も少なく、設備面も充実していない初期の頃の2タイプを茨城県土浦市の公営住宅で調査し、高齢者のバリアの実態を明らかにし、検討をしてみる。

3.2 調査概要

調査対象地：茨城県土浦市都和3丁目

調査対象住宅：土浦市営都和団地（1種）約70世帯中、高齢者世帯約20世帯。及び旧市営1戸建住宅5世帯。

調査期間：平成13年1月上旬～1月末日

調査方法：少数標本精密調査

調査内容：平面採取・日常生活聴取（特に生活バリアについて）・住宅内及住宅廻りの生活について写真記録

調査員：持田照夫・持田昭子（調査補助2名）

3.3 高齢者生活バリアの実態

ここでは、少数標本精密調査の結果、特徴的な4事例について報告する。4事例の結果を表-1に示す。更に事例毎の詳細について述べてみたい。

3.3.1 （事例1）A家の場合

現在は前期高齢者夫婦だけの生活で、子供は独立して近くに住んでいる。職業は夫が家内手工業者で住宅内（2階・6帖）で仕事をしている。居住歴30年のこの家の場合、子育て期間中を通して現在まで、家族の生活の場は1階LDKと2階3帖の2居室である。今回調査した中で最も生活矛盾が大きく出ているケースの1つである。現在の住居内日常生活を行為別に見てみると、寝室は2階3帖に夫婦で使用しているが、未婚の娘が度々家

に帰ってくる為、その時は妻・娘が2階3帖に、夫は1階のLDKに寝るという。就寝以外の日常生活は、すべて1階のLDKで行なわれ、朝昼晩の食事の仕度と家族の食事、だんらん、接客等あらゆる行為がこの空間に集中している。そのため、生活物資の集積も多く、家族が実際使用出来る空間はこの6帖のLDK約20㎡中、4㎡弱しかない。

一般に言われている住宅内バリアについてA家の場合、段差の問題は、出入口、風呂、便所、階段部分、台所等にあるが、現実問題として日常生活が家族にとってこれらの段差の困難さより、空間の質の問題の1つである少なすぎる生活空間面積の方が家族の生活にとって、バリアとしての大きな問題となっている。

具体的に言えば、娘が帰って来た時に主人(夫)はLDKに寝なければならないが、その時の姿勢が問題である。主人は後に長くなって寝ることが出来ず、コタツにあたってままたまエビのように身体を曲げて寝ているという。このような窮屈な姿勢は、娘が帰るまで続く。着衣も“着のみ着のまま”の状態で、布団がないだけでなく、着衣まで夜着に取り変えられない段階にあると言える。これは夏・冬とも同じである。

このような深刻な問題は、生活活動空間の狭さと同時に、このLDKの空間に多種多様な生活行為が展開されるため、その中でも特に接客が多く布団を敷いたり、夜着になることは出来ないという重層的な生活矛盾に起因していると考えられる。

子供が2人育ち盛りのときは、主人は2階の仕事場(6帖)の仕事台の下で寝起きをしていた。兄妹の2人の子供は2階の3帖に、妻は1階のLDKに寝ていたという。夫婦生活は、子供達が学校に行った後に昼間行ったという。昼間は来客があるので、静かに行った。

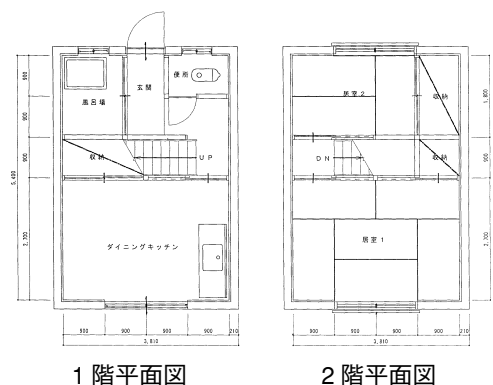
A家の場合主人が2階の6帖を仕事場としているため、同型の住宅に住む他の家族の生活より生活矛盾が多く、子育ての時期は凄まじく、そしてそれを過ぎて静かに2人だけの老後の時期に入った現在も他の家より苦勞がしのばれる。

もう一つ、生活物資(荷物)の量による生活圧迫について言及したい。A家の場合写真

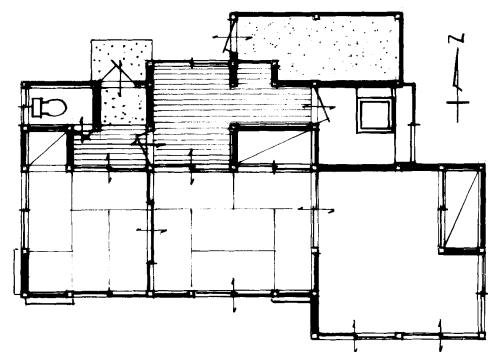
に示したとおり、非常に荷物が多く、各居室はもちろん、2階に上る階段にもあふれ出し、通行の邪魔をしている。通路ばかりでなく庭先にまではみ出している。これらの生活物資を整理をし、使わない物は思いきって捨てるべきだという人もいるが、この家でよく話を聞くと、現在実際に必要な物ばかりで捨てる物はないという。ちなみに、冷蔵庫が3台あるが、全部一杯に品物が入っていて使われている。冷蔵庫はLDKに1台、階段下の廊下に1台、庭先(家の外)に1台ある。

これら大量の生活物資は毎日の日常生活でも問題であるが、火事や災害時の非常時には更に問題であり、この改善には一般にバリア

市営テラスハウス



市営1戸建住宅



表－１

項 目	(事例-1)A	(事例-2)B	(事例-3)C	(事例-4)D
住 宅 型	テラス	テラス	テラス	1戸建住宅
家 族 構 成	夫 妻	独居老人(男)	夫 妻	夫 妻
年 前期高齢者 令 後期高齢者	68才 64才	80才	69才 63才	64才 69才
健康状態	夫 健康 妻 健康	歩行困難	夫 健康 妻 健康	夫 身障者 妻 健康
収 入	夫 不定期 現在なし 妻 パート収入	年金のみ	夫 現在なし 妻 パート収入	夫 身障者 給付金 妻 パート収入
生活自立度	自立生活	週に1～2回介護 を受け、自立生 活をしている。	自立生活	自立生活
住宅内生活 バリア(段差) についての意識	別に何も感じない	段差より階差の バリアを感じる	段差のバリアを 強く感じる	別に意識しない
住宅内生活 物資集積状況	各居室、階段、 廊下等物であふ れている。更に1 階の外部の庭先 にまであふれて いる。冷蔵庫3台 のうち1台は庭先 にある。	1階のLDKのみの 生活のため、物の 集積はこの部屋 に集中している。	各部屋共、整理 された生活をして いる。	西側の部屋が納 戸がわりに使わ れている。他の部 屋・廊下も整理さ れきれいに生活 をしている。

フリー住宅でいわれているバリアだけでなく、住居空間の必要量の狭さから来る問題の存在は大きく、居住空間拡大への改善も同時に行われなければならない要求と考えられる。

3.3.2 (事例2) B家の場合

居住歴約30年、子供は独立し妻を平成3年に亡くし、現在は一人暮らしの独居老人である。年齢は80才。38才の時リューマチを発生し、その後徐々に悪くなり、寝たり起きたりの生活になり、現在は歩行困難の状態である。そのため、生活面を1階に移し、2階は本人は使わず、時々来る子供のためにとつ

てある。

日常生活は、ヘルパーに週に1～2回来てもらい、家の中の掃除・買物・洗濯をしてもらい、それ以外、食事をつくったり、食べたり、入浴、排便、排泄等、すべての生活を独りでやっている。便所は1年前に水洗化した。それまでは持込み便器を使用していた。使わなくなった持込み便器は2階3帖に置いてある。

この家のバリアに対する問題点は、本人が後期高齢者の独居老人であり、身障者であるため、一般に言われている物理的バリア(段

差、手摺棒、風呂、便所等の設備等）よりも、生活上の他の大きなバリアが存在する。身障者になったため２階が全然使えなくなった。

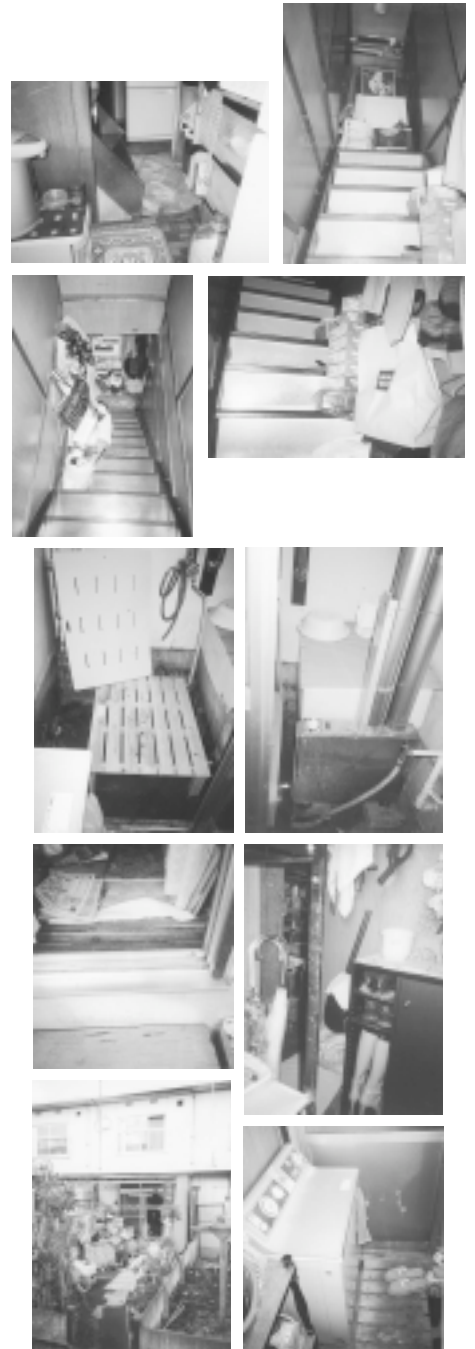
収入は約８万円の年金だけである。これで生活全部をまかなう。家賃９８００円、それに電気・ガス・水道代等がある。これら以外にも食費・税金・等日常のこまごました物が沢山あるが、今、最も大きな負担は、リウマチで通院する時のタクシー代の出処がないということである。８万円の中で、いくら計算しても出てこない時は、通院出来ないこともある。

今の住居に対しては、テラスハウスは庭があるからいいじゃないかと言われるが、夏になると庭に草がはえ、草刈が出来なくて困っている。同じ団地内の高層集合住宅の１階に引越したいと思っているが、入居条件の本人の収入が低すぎて入れないという。

ここでは、身体的条件のより厳しい高齢者にとっては、テラスハウスの階差のバリアの存在が生活上大きな問題となっている。

更に居住歴３０年と言うことで、一般に言われている住宅内バリアによる事故について聞いたところ、今までに２例あるという。一人は２０年以上前（２階）階段から落ちて骨折し、その後急に亡くなった。もう一人は１９年前で、この人も（２階）階段から落ちて骨

折し、間もなく亡くなった。二人とも８０才を過ぎた女性であった。ここで２例とも２階の階段部分での転倒であり、他の部分では高低差があるにもかかわらず、つまりいたり転倒したりした例は知らないという。



A家 写真



B 家 写真

3.3.3 (事例3) C 家の場合

居住歴 2 年、前期高齢者夫婦の世帯である。子供は独立し別に住んでいる。このテラスハウスには夫が事業に失敗し、引越してきたという。夫はインテリで、蔵書も 2 階の 3 帖に本棚を持ち込み、学歴もブランド校出身である。現在夫 (69 才) は収入がなく、妻 (64 才) がパートで働きに出て家計をまかなっている。日常生活は、夫婦の寝室が 2 階 6 帖、だんらん・食事・接客等は 1 階の LDK、2 階 3 帖は書斎になっている。2 年前にここに来る時、家財道具を処分し必要なものだけに生活をしている。

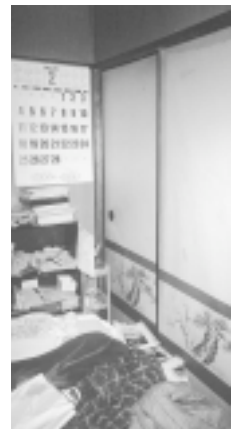
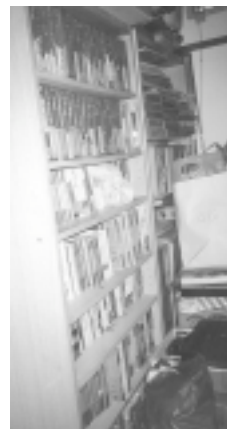
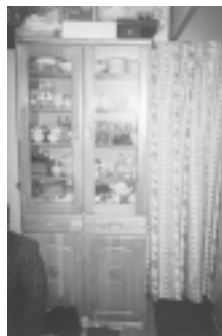
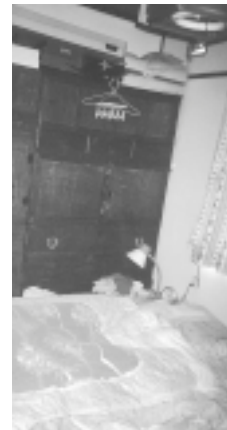
この家ではじめて、住宅内バリアが日常生活で危ない問題として、段差の問題が出てきた。他の家では、余裕がないからか、問題が小さいからかはこの段階では結論が出ないが、段差のことを自ら口にする家はなかった。が、この家ではこの問題が主要な課題として出て来た。夫が指摘したのは次の諸点である。

- (1) 階段の踏面が 20cm ~ 22cm で狭い。
- (2) 2 階に上って、6 帖・3 帖の両方の部屋に入るところに段差が 3 cm あり、つまり不便。
- (3) 2 階から 1 階に下りるとき、危い。つかまる物が何も無い。
- (4) コンセントの差し込みが 5 つしかなく、数が少なすぎて生活上不便。
- (5) 更に、この家全体でアンペアメーターが 15 アンペアに制限されているため、家中の需要、特に冬季、コタツや炊事場等に同時に電気を使う時に、15 アンペアが制限になり不便である。
- (6) 2 階に上る階段の桁の下端が 20cm も前にとび出しているのは、階段下で横に通るのに不便。
- (7) 階段前の板の間は LDK の床面と面一ではなく身障者には不便。

(6) (7) の項目は、この家の人には自覚されなかったか表に出てこない問題である。子供が来る時には、子供達は 1 階の居間に寝るか、この家に泊まらないかのどちらかだという。風呂・便所等では問題点は出てこなかった。便所はまだ水洗化していない。

この家の場合、夫婦とも健康で、居住歴 2

年ということで家財道具の集積も少なく、段差の問題は言っているが、口にするだけのようである。ただ、階段終部が出張っているため、階段下を横に通過するとき足にひっかかる。が、どうしようもないという。



C 家 写真

3.3.4 （事例４）Ｄ家の場合

居住歴 20 年の前期高齢者夫婦の世帯である。夫がクモ膜下出血で 20 年前にたおれ、左半身不随の身体障害者である。現在、夫 64 才妻 69 才であり、家計は夫の身障者給付金と妻のパート収入でまかなわれている。

この家は市営住宅初期の頃の 1 戸建住宅で、現在は市から払い下げになり個人所有である。庭付き住宅になっているが、今まで述べてきた 3 事例とちがい平屋建てのため階差がなく身障者にとって居室全部を使って生活出来るため（事例 2）のように居住面積があるのに一室に集中する生活とはちがい、それだけでも生活の豊かさを感じる。

また、この家には乗用車が 1 台あり、市の中心から 3 km 以上離れた地域で生活するこの身障者にとって、日常の生活圏域が広がり、とじこもりがちな身障者にとって、より自由な生活を成り立たせている。

この家の物理的バリアについて述べてみると、玄関は北面にあるが、ふだんは使われていない。出入口は、居間の南側開口部が使われている。室内や廊下等には手摺棒がない。夫に聞くと、手摺棒がわりに、イスや物入等をほどよく配置し、それらを手摺棒がわりに移動の時上手に使っているという。手摺棒のように壁面に固定したものではなく、自分で移動するのに移動しやすい場所に適切に配置した生活用具を利用する方が、生活上より便利であるという。次に段差の問題、この住宅は日本の約 40 年前の木造住宅であるため、開口部出入口はもちろん、風呂や便所等数多くある。しかし今まで転倒したり、転倒しそうになったことは 1 度もない。むしろ住宅内より外部の公の空間の方が危険であるという。石ころや段差ばかりでなく、杖をついたり、車イスに乗っての移動には大変な気を使うという。



Ｄ家 外観写真



Ｄ家 写真

この事例では、身障者が高齢化した時の生活バリアについて問題点をさぐろうとしたが、（事例 2）で問題になった階差がないことで、住宅内居住空間を全部使うことが出来、更に経済的にも（事例 2）の老人より恵まれていることもあり、古い木造 1 戸建ての住宅でありながら、身障者本人にとっては、段差の問題も意識されずに生活をし、手摺棒に代って設置されていないという以外な結果が出た。

3.4 まとめ

ここで取り上げた4事例は、地方都市の公営住宅の初期に建設されたテラスハウスと木造1戸建住宅に住む高齢者を中心に、バリアに関する実態をさぐったものである。

(1) 物理的バリア

一般にいわれている物理的バリアである段差や手摺棒や風呂や便所の設備の問題は、入居者にとって生活上あまり意識されていない。段差の問題については、30年間に2例の事故があったが、それは単なる段差の問題ではなく、究極的段差ともいえる階差の問題である。これから階差のある住宅で高齢者が安心して生活して行くための解決策の一つとしては、エレベーターの普及が良い方法の一つと考えられる。が、エレベーターが現在の低所得層の入居者に普及するには、空間の質の問題全体の解決を待たねばならないと考えている。

また、手摺棒についても事例4でのべたように、空間的居住面積の広さと生活用具の適当な配置により、壁面に固定され設置された手摺棒より、はるかに便利に生活している様子が明らかになった。

次に風呂や便所の設備に関しては、便所は4事例中3事例は水洗化している。風呂は給湯設備がなく直焚き方式である。

(2) 生活的バリア

今回の4事例中でも、それぞれ生活のスタイルがちがひ、その事例ごとに生活バリアが存在する。これらを解決するには、高齢者の生活バリアとは何かを、高齢者生活の総合的な研究により明らかにしなければならない。今後の研究の課題である。

4. 高床式住宅のバリアフリー化 －新潟県十日町市下条地区－

4.1 はじめに

新潟県の豪雪地帯は、中・上越地域の内陸部に広がっている。その年最高積雪深は、平年で2～3mに達し、多い年には4～5m前後にもなり、2階建ての建物が雪に埋もれてしまう始末である。

そのような地域で、過疎化が深刻化し始めたのは、1965(昭和40)年頃からであるが、それから約30年経った2001(平成13)年現在、田舎に残った親が75歳以上の後期高齢者になり、雪下ろしのみならず日常生活から農業の継続まで、最早限界となりつつある。

ところで、高床式住宅は、1932(昭和7)年に新潟県南魚沼郡大和町大崎に滝沢虎雄氏が55°の急勾配屋根とした自然落下方式を考案し、雪の堆積場所に融雪池を設け、ブロックを12段積んだ高基礎の上に2階建ての木造妻入りの建物を建てたのが最初である。当時は一文字葺きのトタン屋根で、コールタール塗りであったため、雪が滑り難く普及しなかったが、1965(昭和40)年頃から長尺カラー鉄板が市販されるようになり、普及し始めた。これに対し、1987(昭和62)年に、建設省住宅局から、積極的な利用をしない場合には、高床部分の面積を不算入しても良いとの通達が出され、新潟県並びに豪雪市町村が補助金を付けるようになった。そのため、その後、新設住宅の70～90%が高床式で建てられるようになり、急速に普及するようになった。以下、通達が出されてからの5年間に初期・中期・最近と呼ぶこととして検討をする。

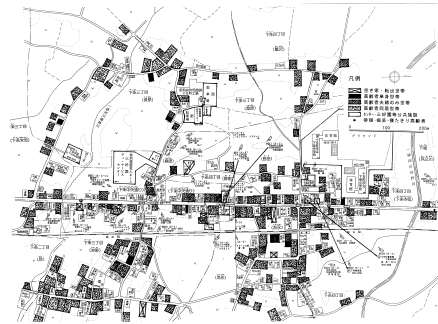
本章は、豪雪・過疎・高齢の三重苦に悩まされている十日町市下条地区の高床式住宅を取り上げ、それがどのようなバリエーションを持っているかを明らかにしたものである。

4.2 高床式住宅における各種バリア

4.2.1 高床式住宅のバリア調査の概要

(1) 調査対象地域

新潟県十日町市下条地区平地地帯

**(2) 調査対象世帯**

11戸（高齢者の居住している世帯）

- (1) Y Y 邸：♂97♀97、7人、平成4年
- (2) T G 邸：♀97、5人、平成2年
- (3) K M 邸：♂94♀91、5人、昭和58年
- (4) K S 邸：♀87、7人、平成5年
- (5) O M 邸：♂80♀78、7人、昭和63年
- (6) O H 邸：♂79、6人、平成12年
- (7) K K 邸：♂79♀76、4人、昭和42年
- (8) M K 邸：♀77、3人、昭和46年
- (9) O K 邸：♀??、2人、平成5年
- (10) M K 邸：♀??、3人、平成3年
- (11) O T 邸：♀??、7人、平成??年

(3) 調査員

新潟工科大学建築学科深澤研究室員

(4) 調査項目

間取り採取 1 / 50、地階・1階・2階

高齢者のバリア箇所点検、メモ・写真撮影他

4.2.2 高床式住宅の間取り

採集した11戸の間取りは、妻入りで、地階は階段・車が数台入る車庫・物置、1階は中廊下型平面で、玄関・廊下・K・居間・座敷・高齢者寝室・風呂場・D洗面脱衣所・便所・他、2階は階段・廊下・夫婦寝室・子供



室・予備室・他で構成されている。その1例を上を示す。

4.2.3 高床式住宅の高齢者へのバリア**(1) 高床式住宅の様々な形態**

初期のものの中には人力雪下ろし方式の住宅も見られるが、殆どが急勾配の鉄板葺き屋根とした自然落下方式の住宅となっている。この他に融雪方式や載雪方式が見られる。その典型例を以下に示す。

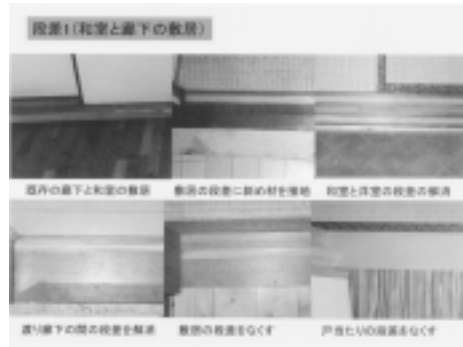
**(2) 外付け階段**

はじめに述べた如く高床部分の面積不算入の条件は積極的な利用をしないことであるため、初期の階段は外にむき出しで付けられていた。これでは雪が降ると滑って危険であるため、次第に防雪ネットで覆われるようになり、最近は内部化されるように変化してきている。その流れを下条地区で採集された階段によって示すと以下の如くとなる。

**(3) 敷居などの段差**

初期から中期にかけての頃はバリアフリーという概念は一般化していなかったため、廊下から居間・高齢者寝室・便所などへ入る際には、敷居（畳）の厚さ分の段差が付いていた。最近の新設住宅は殆ど段差を付けない形

とされている。段差のあった敷居に三角の板を添えて高齢者の転倒防止を図っている例も含めてその事例を以下に示す。



(4) 高齢者の寝室

老夫婦が健在な場合には畳の上にフutonを敷いて就寝する形態が殆どであるが、最近は、連れ合いが欠け、Futonの出し入れが出来難くなると、畳の上にカーペットを敷き、その上にベッドを持ち込んで就寝する形態に変化している。その 1 例を以下に示す。



(5) 暖房設備

初期の頃は綿入れを着てコタツに入っている高齢者が多く見られたが、最近是对流式の据え置き型灯油ストーブが主要室に置かれるようになり、やや厚着しているが、動きやすい服装になっている。

FF 式ストーブや床暖房は少ないが、最近、ホットカーペットを利用している家が増えている。エアコンも見られるが、電気代の割に暖かにならないため灯油ストーブに変えている家が見られた。

便所の暖房は殆どの家でされていないが、洋式の座り便座の場合は暖房便座にしたり、シャワレットを採用している家も見られた。



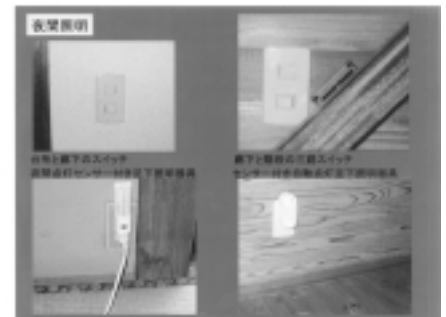
(6) 夜間照明

高齢者の寝室の天井灯は、殆どがブルスイッチ式で、長いヒモを付けて引けるようにしている例も見られた。入口に照明スイッチを設けている例は少ない。

高齢者が夜間にトイレに起きた場合、寝室の電灯を点け、襖などを開け放しにしてその光でトイレまで行くか、廊下のスイッチを探して点けて行くかしている。毎日のことで慣れているので大丈夫との応えが多く聞かれた。

高齢者が夜間屋内階段を上り下りしている例は見られなかったが、階段には上と下に三路スイッチが付けられ、安全の確保が殆どの家でなされていた。

最近の家の場合は、廊下や階段に足下照明を点け、スイッチには赤色ダイオード付きで分かり易くされている例が増えている。赤外線センサー付きの自動点灯式のフットライトは市販されているが、使われている例は見られなかった。



(7) 手摺り

初期の住宅には階段にも手摺りの無い家が見られたが、最近は取り付けられ改善されている。浴室や便所、廊下にも手摺りが付けられている例が見られ、加齢の進行と共に設置

例が多くなっている。



(8) 蛇口のカラン

初期の頃は、ネジ式のものであったが、最近ではプル式のものが見られるようになってきている。高齢者の場合、プル式よりもプッシュ式の方が使いやすいと考えられるが、海外からの輸入に頼らざるを得ないため、見られなかった。



(9) ドアノブとガス台栓

かつての寝室は和室であるため、その入口は襖であった。しかしこの高床初期の頃から個室化が顕著となり、入口にはドアが使われる例が見られるようになった。この初期の頃はノブ式であったが、最近ではハンドル式が多



くなっている。

ガス台のスイッチは、初期の頃はダイヤル式であったが、最近はプッシュ式のものとなっている。

5. まとめと考察

以上、3地区における高齢者の生活実態調査を行った結果、以下のような事柄が高齢者を取り巻いていると判明した。

(1) 地方都市と農村社会に急速な都市化の波が押し寄せている

そのような波の中で、経済的に自立出来ている高齢者は少なく、若夫婦世帯に依存して生活するか、年金の枠の中で慎ましく生活せねばならなくなっている。

(2) 段差などのバリアはあまり問題意識化されていない

高断熱・高気密・高耐震・健康住宅などの一つとしてバリアフリーが住宅メーカーのキャッチフレーズとして宣伝されているが、段差などのバリアはそれ程意識化されておらず、問題となっていない。

経済的なバリアが大きく、金が無いために我慢して過ごす例が多く感じられた。

(3) 住宅内のバリアは階段状に深化している

退職・病気・連れ合いとの死別・痴呆・徘徊・寝たきりなどを契機としてガクンガクンと抱えるバリアが変化している。

(4) 無気力・無関心・無感動な高齢者が増えている

健康で元気な自立した高齢者は20%程度で、全体的にはその日暮らした生活をしている。病気勝ちや寝たきりの高齢者は10%未満で予想より少なかった。

(5) 高齢者問題の解決は豊かな社会づくりが前提となる

長生きは出来るようになっているが、生き甲斐が持てなくなっている。高齢者が愉しく生き甲斐を持って生活出来る環境整備が求められる。

付記. 本調査は静岡文化芸術大学平成12年度第2回学長特別研究費により遂行した。

註

- 1) 持田照夫：「日本農家の四つ間取り研究の到達点と問題点」, 建築雑誌 Vol. 93 No. 1143, 昭和53年11月号

参考文献

- 1) 三浦文夫編：図説高齢者白書2000, 全国社会福祉協議会, 2000年4月
- 2) 年金福祉事業団：年金バリアフリー住宅 設計マニュアルとその解説【改良住宅編】, 都市文化社, 平成8年

The Method of Planning Process by Public Involvement

This paper is the outline of the research on the citizen activities of city planning which were developed on the event "the City Planning Caravan in Hamamatsu" from August to November in 2000. This event was organized under the joint auspices of Hamamatsu City, the Japan Society of Urban and Regional Planners, the Shizuoka University of Art and Culture, and the related public corporations.

The two purposes of this study were to create the form of citizen participation in the future city planning and to form a clear view of civic needs toward the role of the University opened to the area.

Because, on the behind of this event, there are the movements for local decentralization of power and

宮川 潤次

デザイン学部空間造形学科

Junji MIYAKAWA

Faculty of Design

Department of Space and

Architecture

川口 宗敏

デザイン学部空間造形学科

Munetoshi KAWAGUCHI

Faculty of Design

Department of Space and

Architecture

野村 卓志

文化政策学部文化政策学科

Takashi NOMURA

Faculty of Cultural Policy

and Management

Department of Regional

Cultural Policy and

Management

南 学

文化政策学部文化政策学科

Manabu MINAMI

Faculty of Cultural Policy

and Management

Department of Regional

Cultural Policy and

Management

はじめに

本研究は、浜松市、日本都市計画家協会、静岡文化芸術大学、及び関連公益団体 3 団体が共催する「都市計画キャラバンinはままつ」の実践的調査研究を通して、今後の都市計画における市民参加のありかたを考察するとともに、市民の視点からまちづくり活動を支援する「地域に開かれた大学」としての本学に対する市民ニーズを抽出することを目的として行われた。

地方分権と住民参加が大きな流れとして進む中で、都市計画の分野に於いても、これまで国や県が主導していた中小市町村レベルまで自主的な計画策定が求められている状況にある。具体的には、長期的な展望に立った都市計画マスタープランをそれぞれの特性に合わせて自主的に策定すること、計画策定の早期段階で住民の意見を取り込むことなど、これまでの経済性・機能性を重視した画一的な都市計画を見直し、住民参加を前提とした柔軟性のある都市計画の実行が求められている。

また、これまでの右肩上がりの経済発展を前提として進められてきた開発型都市計画に対して、都市計画を進めてきた行政、及び都市計画専門家の間にも、都市開発が進み社会が成熟した状況の中でこれまでの都市計画をそのまま続けていて良いのかという疑問や、これまでの行政と専門家コンサルとの共同作業による都市計画に行き詰まり感が生まれている。

対象となった浜松市では、その特性の一つとして、まちづくりに関連した活動を行っている市民グループが多いことがあげられる。平成 11 年に浜松市都市計画課が行った市民活動調査では 26 団体が確認されている。内訳は市街地空間整備 6 団体、緑花関連 5 団体、交流活動 3 団体、コミュニティ活動 4 団体、高齢者福祉 3 団体、専門家 2 団体、その他 3 団体となっている。また平成 13 年 2 月に本学を会場として行われた環境フェアでは環境関連の約 20 団体、同年 3 月に行われた緑のシンポジウムには各地区の花の会約 30 団体が参加している。東地区の再開発（大規模区画整理）や中心市街地の大型商業施設（ザザシティ）整備がすすめられており、これら

をきっかけとした市民のまちづくりに関する関心は、県内の諸都市に比べても高いレベルにあると言える。

これらの背景をふまえ、市民を活動の主体として、行政、専門家、大学がその活動をそれぞれの立場で支援する形で「都市計画キャラバンinはままつ」が行われた。都市計画キャラバンは日本都市計画家協会（以下、家協会）が 1994 年から毎年全国の中小都市をひとつ選んで開催しており、今回が 7 回目である。20 世紀最後の年に行われることから「ミレニアムキャラバン」と銘うっており、従来の開発型都市計画への反省をふまえた 21 世紀都市計画への期待を参加者のメッセージとしてまとめ、インターネットを通じて全国に発信した。

1. 都市計画キャラバンの概要

都市計画キャラバンの活動は、都市計画専門家の任意団体である家協会が国内の地方都市を選び、行政や市民とともにその都市の都市計画やまちづくりのあり方などについて活動を行っているもので、これまで 1994 年の長岡から 6 回の都市計画キャラバンが開催された。活動の基本的な構成は、主イベントとして「大会」があり、現地でのキャラバン活動はその事前活動として位置づけられていた。

長岡から丹波までの前半 3 回のキャラバンでは、若手専門家を主として現地でフィールドワークを行い、「大会」ではキャラバン活動の発表とその問題提起を受けたパネルディスカッションを行う形式であった。前半の活動は、若手専門家グループが対象都市でフィールドワークを行い、ゲーム方式で住民参加を誘導する都市計画手法を模索するなど、当初のキャラバン活動の目的に合うものであった。この手法では、フィールドワークなどの事前活動を行う専門家の負担が過大であり、活動を継続してゆくことに無理があると判断された。後半の東松山から古河の 3 回のキャラバンでは、活動全体の簡便化をめざして事前活動として「提案競技」、「ワークショップ」、「レクリエーション型イベント」のそれぞれ異なる活動形式が試みられた。それぞれの活動の評価は定まっていないが、これらの活動

citizen participation in the contemporary Japanese society. In the city planning, small cities are asked for the independent planning. It is expected that citizen participation has an important role at the decision making of city planning. On these situations, "the City Planning Caravan in Hamamatsu" was accomplished under the citizens' leadership with the support of the administration, planners, and the University.

(表 1) これまでのキャラバン活動概要

	活 動 概 要
長岡キャラバン	長岡造形大学の研究者及び学生と、在京の都市計画事務所の若手メンバーが、約 4 ヶ月をかけ、「ライフデザインゲーム」の手法を用いて市民参加のまちづくりを試みた。大会ではキャラバン報告を受けたパネルディスカッションと、その結果を普遍的な都市計画の課題として討議するパネル討論の 2 段階の討論が行われた。ゲーム形式を用いた市民の視点での都市計画手法の試みが評価された。
掛川キャラバン	在京の都市計画事務所の若手メンバーにより約 2 ヶ月のフィールドワークが行われた。大会でのキャラバン報告とパネルディスカッションの論点が一致せず、活動メンバーに大きな不満が残ったことが報告されている。また、市民の参加も大会の聴衆に限られた。阪神淡路大震災の影響で十分な活動時間が確保できなかったことから、全体に準備不足であったと言える。
丹波キャラバン	関西地区の都市計画事務所メンバーにより「まちづくり丹波調査隊」が結成され、約 7 ヶ月のフィールドワークが行われた。「地域の人とともに考えること」「成果を地域の人たちに理解してもらえるプレゼンテーションをする」ことを目標に、4 グループ住民とのディスカッション、ヒアリングなどをもとに地域づくりの提言を行った。活動の中でその後のキャラバンに影響を与える 2 つの活動が行われた。ひとつは「西紀 hakken 隊」が行ったウォークラリーで、これは後の「まちあるき」イベントとして引き継がれる。もうひとつは「みらい・かんじ隊」が大会で住民と一緒に成果発表を行ったことである。キャラバン活動の主役が専門家から住民に移行するきっかけであったといえる。
東松山キャラバン	事前活動として公募のまちづくり提案競技が行われ、市民と在京専門家からそれぞれ 3 チーム計 6 チームの提案があった。応募した市民は大学研究者と地元の計画事務所メンバーであり、専門的な知識のない一般市民の参加は困難な条件であった。大会においても市民の発言は少なく、市民参加の面では活動の手法に課題を残した。
前橋キャラバン	若手専門家がファシリテーターとして参加し、市民を中心とした約 3 ヶ月間のワークショップを支援した。大会のシンポジウムでは専門家のコメンテーターがワークショップの成果を評価する形式としたが、事前の状況を理解していないコメンテーターとワークショップメンバーの視点が合わず、活動メンバーに不満が残った。参加者が主になってアフターシンポジウムが行われており、キャラバンが市民活動のきっかけとなったことが評価された。
古河キャラバン	都市観光をテーマとしたことから、まちの楽しみ方を実践するとの目的でレクリエーション型イベントを約 10 ヶ月に渡り連続的に行った。また、分科会も前夜饗宴として地元の特色ある料亭でのイベントとした。市民を巻き込んだ「楽しみながらのまちづくり」の試みであったが、シンポジウムでの討論が無かったことや市民活動を誘導する仕組みが無かったことなど、活動の簡便化による課題が残された。

のいくつかの要素が、今回のキャラバンinはままつに反映されている。

6回のキャラバン活動の中で、活動の主体が若手専門家グループから次第に地元市民へと移ってゆき、それを受けて活動の目的も当初の「普遍的な都市計画手法の解法を見出すこと」と「若手専門家に実践的な研修の場をあたえること」から、「市民のまちづくり活動を支える中で都市計画専門家としての役割を模索する」ことに移行している。^{*1}

2. キャラバンin 浜松の位置づけ

キャラバンin 浜松は、今後の市民参加型都市計画のあり方や活動を支えるメディアとしてのインターネットの利用効果、地域の大学の役割の抽出など重要な役割も持つものであった。また、20世紀最後の年に行われたことから家協会のこれまでのキャラバン活動を総括する重要なイベントとしても位置づけられている。具体的には、次の4つが重要な点としてあげられる。

(1) 市民の視点に立った21世紀の都市計画のあり方をメッセージとして発信した。

「暮らしやすさを考える」を基本テーマとして、これまでの都市開発を主軸とした20世紀型都市計画が人々の暮らしやすさを実現するという都市計画の目的を十分に果たせなかったことを認め、その反省に立って今後の都市計画のあり方を市民と共に考え、その結果を「浜松からのメッセージ」として発信した。

都市計画の実行者であった専門家と行政がこれまでの開発型都市計画の不完全さを明確に示し、その反省をもとに市民、行政、専門家、大学の4者が市民の視点を重視して今後の都市計画の目標や都市計画への市民参加のあり方を模索したことは画期的であり、市民参加型都市計画を進める上で大きく評価できる。

(2) 市民主体のまちづくり活動の機会を創出し、その継続を誘導した。

これまでのキャラバン活動の反省として、

イベント後の活動継続の重要性が指摘されていた。今回のキャラバンでは参加市民の活動を平成14年に開設が予定されている浜松市まちづくりセンター（仮称）を拠点としたまちづくり活動に向けた準備活動に関連づけ、キャラバン後の市民が主となった活動継続を誘導した。

キャラバン活動に引き続き、市民が自主的に運営し市が補助する形でアフターキャラバン活動を12年度末まで行った。その継続として、新年度からは新たな参加者を加えて「浜松市民まちづくりの会」を発足し、現在はまちづくりセンターの運営方針、運営条例のたたき台づくりなどの準備活動を行っている。このような市民のまちづくり活動を起こす機会として重要な役割を果たしている。

(3) 大学が市民のまちづくり活動を支えた。

本学は都心に立地した大学であり、都心活性化を担う「地域に開かれた大学」であることをコンセプトのひとつとしている。今回のキャラバン活動では、その実践として大学が共催する形をとることにより、キャラバンの主活動となるワークショップ会場として大学施設の利用、教員・学生の参加、情報ネットワークの提供を円滑におこない、市民の活動を積極的に支えることができた。参加者を対象としたアンケートでも「教員や学生の市民活動への参加」や「まちづくりに関する情報の蓄積」などに対する期待が高く、今後の市民活動を充実させる課程の中で、民間のNPO組織と共に公益性、中立性をもつ地域大学が果たすべき役割の重要性が改めて認識されたといえる。

(4) 市民活動の情報メディアとしてインターネットを積極的に利用し、その効果を検証した。

都市計画分野に於いてもIT(情報システム)の利用が重要な課題としてあげられている。IT利用ということでは様々な面が考えられるが、今回のキャラバン活動では、活動の様子をできるだけリアルタイムに近い状態で全国に発信することと、ワークショップを補助する参加者の討議の場をインターネット上に設けることに重点が置かれた。

大学に置かれたサーバーを利用し、ホームページでほぼリアルタイムで活動の様子を公開したほか、電子会議室を設置して参加者間の討議をインターネット上で行い、その有効性を検証した。参加者の約7割がインターネットをよく利用している環境もあって情報伝達と時間と場所に制限されないワークショップ活動が効率的に進めることができ、その有効性が理解された。アンケートでは回答者全員が今後の活動の中で今回体験した情報システムを主な手段あるいは補助的な手段として利用したいと答えている。

反面、わずかではあるが全くインターネットを利用していない人もあり、FAXやペーパーメディアでの情報伝達の必要性も指摘された。

なお、電子会議室の設置にあたっては、本学情報室にcgi実行環境の設定に協力いただき、この場を借りて感謝したい。^{*2}

3. キャラバンinはままつ活動概要

キャラバンinはままつは「暮らしやすさを

考える」をテーマとして、平成12年8月26日から11月19日までの約3ヶ月間行われた。大学が参加してからの準備期間とアフターキャラバンを含めると約1年にわたる活動であった。(スケジュール表・別掲)

「暮らしやすさを考える」というテーマは、20世紀の都市計画が都市における人々の暮らしやすさを作りあげることにも必ずしも成功したとはいえないという反省のもとに、市民の視点に立って浜松の都市計画を考え、さらに日本の都市計画がどうあるべきかを考えることを目標として設定された。活動内容は、3回の全体イベントとその間の各グループミーティングによって構成されている。

(1) 第1回イベント：8月26日(土)

・参加者：77名(市民27名、家協会24名、大学15名、市11名、)

・「まちあるき」イベント

参加者の交流と市内の現状視察を兼ねて、居住環境について考える「住宅地」グループ、都市郊外の開発のあり方について考える「環境」グループ、都市交通のあり方を

(表2) ミレニアム都市計画キャラバンinはままつ活動スケジュール

日付	活 動 概 要	
4 / 13	準備打ち合わせ	大学に共催依頼
4 / 27	準備打ち合わせ	
4 / 28	家協会実行委員会	
5 / 15	準備打ち合わせ	
5 / 30	準備打ち合わせ	役割分担調整
6 / 22	準備打ち合わせ	イベント日程確定
7 / 4	実行委員会発足	計画説明
7 / 11	家協会実行委員会	
7 / 24	準備打ち合わせ	
8 / 8	実行委員会	実行計画承認
8 / 26	第1回イベント 各グループワークショップ	まちあるき・ワークショップ 各1～2回
10 / 7	中間報告イベント 各グループワークショップ	各グループ中間発表 各1～2回
11 / 19	最終イベント	各グループ発表・バトルトーク
12 / 16	アフターキャラバン(第1回)	グループ再編成
1 / 27	アフターキャラバン(第2回)	まちづくりセンターについて
2 / 17	アフターキャラバン(第3回)	同上
3 / 10	アフターキャラバン(第4回)	「浜松市民まちづくりの会」発足

考える「交通」グループ、市民参加のあり方を考える「協働」グループの4グループに分かれてそれぞれに関連した地域を歩いた。



写真－1. グループごとのまちあるき

・グループミーティング

まちあるきでの印象をもとにそれぞれのテーマに基づいてグループミーティングを行った。グループテーマの解釈や、グループ名、グループリーダー等について話し合ったが、活動の主体が参加市民にあるということで、討議の方向性など明確に示されないまま自主的なグループ活動に入ったため参加者の中にはとまどいも見られた。グループ名はそれぞれ「遊住普段」(住宅地グループ)、「供創未来」(環境グループ)、「交通大学」(交通グループ)、「協働倶楽部」(協働グループ)と決められた。イベントに先立ってホームページを立ち上げてイベントの広報を行ったほか、速報として活動状況を公開した。



写真－2. グループミーティング

(2) 第2回イベント(中間報告会): 10月7日

- ・参加者: 約70名
- ・グループ活動中間報告とグループワークショップ
各グループの進行状況等を全体ミーティングで報告した後、各グループワークショップを行った。第2回イベントまでの間に、各グループごとに1～3回のワークショップとインターネットの電子掲示板を利用した討議が行われ議論が進められているが、インターネットを利用できない参加者への対応も話題となった。

(3) 第3回イベント(最終イベント): 11月19日

- ・参加者: 約120名(ワークショップ参加者約70名、家協会及び一般市民約50名)
- ・グループ活動発表
各グループ活動のまとめを市民リーダーが発表した。市民の視点として重要なものをあげてみる。

①遊住普段グループ:「住みやすさって何? 佐鳴台」

市内の佐鳴台団地を対象に住みやすさとはなにかを考えた。住民相互のコミュニケーションが重要であるということになったが、住みやすさという個人の価値観の問題となると団地住民でない参加者の議論は一般論にすぎないのではないかという疑問が浮かんだが、第3者としての論点であることを合議した上で討議を進めた。

住宅地におけるコミュニティの重要性を再認識し、コミュニティづくりの手法として「民間と企業と行政の連携」、「まちづくりを話し合う」、「最低限の支え合い」、「世代を越えたつき合いづくり」を提案した。

ワークショップを通じて多くの意見を汲み上げることができた。また、そのための手法について具体的体験を得ることができた。

②供創未来グループ:「次世代の子供達に残せる環境」

グループの名は、市民、行政、企業、大学、専門家らが共に力を合わせて、浜松の未来を

創ろうとの理念から名付けられた。浜松市の面積の70%を占める市街化調整区域を対象に、今後の都市開発のあり方を討議した。

グループ討議により抽出された課題への施策案を、農業、緑、役割・クオリティ、制度・市民の4つに分類して、都市と農業のリンケージをはかるよう提案した。

③交通大学グループ：「人のための交通」

車が主な交通機関となっている浜松において人のための交通はどのようなものか、またその実現にはどのような手法があるかということ考えた。当初は環状道路やトランジットモールなどの交通体系について討議したが、討議を進める中で車とうまくつきあっていくための情報を集約した交通マップが必要であるという方向性が出された。

討議の中で出された交通関連問題を関連づけた「交通課題曼陀羅」や最終イベントで発表された市民リーダーが作成した約40枚のパワーポイントのプレゼンテーションは、市民の活動レベルの高さを印象づけるものであった。

グループワークショップの多くの部分もインターネット上の掲示板で行われた。

④協働倶楽部グループ：「21世紀型の浜松型パートナーシップの構築に向けて」

市民による舞阪駅前地区まちづくり活動を土台として、まちづくりへの市民の参加の必要性、地域住民の声を吸い上げるシステム作りと役割分担等について討議した。

今後開設されるまちづくりセンターに対して次の要望をまとめた。

- ・まちづくりに関する相談に乗る
- ・情報を提供したり、勉強会や研修会を企画主催する
- ・活動場所を提供したり紹介する
- ・まちづくりの専門家を紹介したり派遣する
- ・まちづくり活動資金を斡旋する

(4) 各ワークショップの進め方と専門家の役割

各グループは市民、大学、専門家、行政(市)の15~20名で構成された。専門家のうち2名は討議を進行するファシリテーターとその



写真-3. グループ活動の最終発表



写真-4. パワーポイントを使った発表

補佐をするサブファシリテーターであった。

グループワークは、まちあるきとその印象をもとにした討議から始められ、問題点抽出、課題の絞り込み、目標設定と手法提案という大きな流れが設定されていたが、具体的な進行は各グループの討議をふまえたファシリテーターの判断に任された。

「遊住普段」グループでは、ファシリテーターは討議内容を積極的に誘導するということよりも、市民リーダーにグループの討議の方向付けやまとめをするようにして、リーダーが迷った場合に助言をする形で、市民リーダーを育てることを目的とした活動が行われた。グループワークの内容は、都市計画としての居住地域の計画手法などにはふれることなく概念的な内容となったが、上記のグループワークの位置づけから見て当然の帰路と考えられる。

「供創未来」グループでは、ファシリテーターが討議内容をひとつの方向に導こうとする姿勢が明らかであった。市街化調整区域の法的

な位置づけの勉強から入って、議論の中から課題を見つけだし、その対策を導くという正攻法であった。ファシリテーターが一般市民のレベルを自分たちの領域に近づけよう、市民のレベルアップを図ろうという意図があったが、都市計画の領域を意識しすぎたために、議論の内容が専門的すぎて学生や一般参加市民が討議に参加しにくい雰囲気があった。

「協働倶楽部」グループでは、舞阪駅周辺で長く活動を続けている市民グループの活動体験をふまえて、市民参加者がリードする形で討議がスムーズに進められた。討議内容も市全体と個々の地域の問題、自治会と継続的なまちづくり組織とのあり方の問題など、具体的なものであった。このグループの活動は、キャラバン後も舞阪駅周辺地区、高塚駅周辺地区、天竜川駅周辺地区の3駅周辺地区開発のまちづくり活動へと拡大的に継続している。

「交通大学」グループでは、具体的な交通システムの議論を進めようとする専門家と、地域の気性をふまえたライフスタイルとして交通をとらえようとする市民参加者の考え方が異なり、議論のすれ違いが見られた。市民として建築士会メンバーや地域開発コンサルが参加しており、現状の画一的な交通計画と異なる視点への期待が高かったためと考えられる。グループワークの進め方では、ファシリテーターが経験不足のため討議の方向を明確に示せず参加者が不安を感じた状況もあったが、ファシリテーター役の人材教育という面で良い機会であった。

4. バトルトーク「まちづくりは、これでよいのか！」

過去のキャラバンではワークショップ活動と大会の主イベントとなるシンポジウムの関連性が少なく、キャラバン活動の位置づけが不明確であったため、参加した専門家や市民の間で不満が大きかった。今回はキャラバン活動の新しい試みとして、特定のパネリストを設けず、キャラバン参加者を主体としたバトルトーク（全員参加型の討論会）を開催した。

バトルトークにあたっては「肩書なし」、「司会者の指名を受けた人に発言権がある」、「発言は2分以内」、「意見内容によって自分の立場を変えてよい」、「同じ立場同士のバトルもOK」などのルールを設け、事前のヒアリングであがっていた「専門家の役割」、「住民参加型まちづくりの合意形成」、「浜松まちづくりセンターについて」、「ホームページ掲示板について」の4つの課題について、フロア全体で討議を行った。

それぞれの課題は短時間の議論で答えが出るものではないが、市民、行政、専門家、大学関係者が3ヶ月間の共同作業をふまえて、同じフロアで専門の立場、あるいは個人として自由に討議する状況は、まさに、まちづくりの視点に立った開かれた都市計画のひとつの方向性を垣間見させるものであった。参加者の感想から「出会いがあった」、「参加することで成長することができた」、「視野が広がった」、「優秀な市民が多いのに驚いた」、「こんなに都市計画に興味がある人がいるとは驚いた」など交流が評価されている。

また、都市計画専門家で家協会理事長の伊藤滋氏もその後の講演の中で、「今日の会場



写真-5. 参加市民の発言（バトルトーク）



写真-6. 会場からの発言（バトルトーク）

に、もしニューヨークタイムズの記者がおられたら、日本の都市計画もここまでできたと報道してくれると思う。本日の会場に並べられているパネル、壁に貼られているカード、会場の雰囲気、そして何よりも行政が一方的にリードするのではなく、市民、大学の人たち、都市計画の専門家、行政の人が、全く対等に、かつ、フランクに意見を交換する様子は、アメリカや西洋の都市計画の集会とほとんど同じであると言いきえる。まちづくりの様相が今日大きく変化を遂げつつあるが、これからは本日のような展開の中で進められていくものと思う。」と述べられ、専門的な視点からも評価された。

5. まとめ

行政の「都市計画」と市民の「まちづくり」意識のギャップを埋める仕組み

キャラバン活動は、行政、専門家が対象とする「都市計画」の領域に市民が参加する形で行われた。都市計画の領域とは都市計画法に基づいた土地利用、都市施設整備、都市開発（再開発、区画整理など）などの都市基盤整備に係わるものである。

これに対して、参加市民は都市計画の領域にとらわれず、福祉、防災、環境保全、景観などを含む総合的な「まちづくり＝新しい地域社会のあり方」を対象としており、行政や専門家、特に行政と市民との間に意識のギャップが生じた。

このギャップはそのまま縦割り型行政の弊害ということもできる。行政の都市計画担当部課は役所の1部門であり、他部課の担当領域についての調整は通常、非常に困難を伴っている。多くの市民活動がぶつかる大きな壁であり、行政の組織化と共に担当者の熱意、力量が問われるゆえんでもある。

今回のキャラバンで例を挙げると、「交通大学」グループでは、当初、行政側から浜松市都市マスタープラン試案の交通計画が示され、これをふまえた広域環状線や都心のトランジットモールに関する議論が期待された。しかしながら、市民の側からこれらの計画は生活者の実感として認識が困難であるという意見が出され、市民＝生活者の視点から浜松の

交通のあり方を議論する方向に移行した。結果は、車を主体とした浜松市内の交通をバス・鉄道などの公共機関と自転車・歩行者を主とした交通に誘導するための手段として、交通システムの整備など都市計画の手法によるのではなく、市民がより適切な交通手段を選択するための「情報」を提供することが必要であるという解答を導き出している。また、「供創未来」グループでは、次世代の子供に残す環境をテーマとして郊外の市街化調整区域の法的な規制について議論を進めたが、結果として「人と人を結ぶネットワーク」と「ポスト法規制」の市民からの行動の重要性を示し、市民の発想と行政のマッチングを市民が担うべきであるという提言をしている。

これらから、今後の市民参加型の都市計画を進める上で、行政も従来の都市計画領域に固執しては対応できないと言う現実が浮かび上がる。

今回のキャラバンだけでなく他都市のまちづくり活動事例をみても、参加市民が個人的な利害にとらわれることは少なく、公益性に対する意識は高いといえる。また、専門知識を持った市民がボランティアで参加していることも多く、都市計画に関する知識、ワークショップなどの活動運営能力も十分に持っている。問題を明確に示せば市民は行政ときちんとした議論ができるレベルにあり、市民の総合的な「まちづくり」意識に柔軟に対応できる仕組みづくりが急がれる。

対応としては大きく以下の手法が考えられる。

- ①行政の内部に横つなぎ的な組織をつくる
- ②市民の総合的なまちづくり活動の受け皿を行政と市民でつくる
- ③まちづくり活動を専門的に行うNPO的組織を市民がつくる

①の手法としては、横浜市が1980年代に都市デザイン室が主となって協議型まちづくりを先進的に行っており、また1996年から3年間パートナーシップ推進事業として地域まちづくりモデル事業を実施している。区役所をパートナーシップの要と位置づけ、市の企画局、都市計画局、市民局が共同して支援にあたった例がある。^{*3}

②の手法としては、世田谷区で1992年に住民、行政、企業のトライアングルを基本とした世田谷まちづくりセンターが発足し、3者の中間的な立場で総合的調整と情報提供を行い、市民のまちづくり活動を支えている。特に「まちづくりファンド」をもとにした活動資金助成では資金の配分も市民で構成されたファンド運営委員会に任されており、市民の自主的な活動が行われている。^{*4}

③の手法は、我が国では長浜市の(株)黒壁など中心市街地活性化事業手法として行われている例がある。米国ではまちづくりの先進地域とされるサンフランシスコ市で、低所得者向けの住宅街区開発など都市開発の公益的な部分をNPOの活動にゆだねている例がある。この場合には複数のNPO間の競争原理が働いていることが特徴といえる。^{*5}

浜松市では「浜松まちづくりセンター」(仮称)が平成14年にオープンする予定であり、その役割に期待が寄せられている。前述のように、現在キャラバンを継続した市民活動の中で、まちづくりセンターの運営や施設利用ルールづくりなどが討議されており、市民が自分たちの活動の場を自ら考えている段階にある。センターの発足により、現在活動しているまちづくりに関連した市民活動グループのネットワークが進められることになる。大学からも教員・学生が参加して活動を続けており、都市計画キャラバンinはままつを機会とした、市民、行政、大学の協働によるまちづくりが期待されている。

参考資料

- * 1. 日本都市計画家協会会報9・13・17・21・26号(各キャラバン特集号)
- * 2. 都市計画キャラバンin はままつホームページ
<http://wwwt.suac.ac.jp/miyakawa/caravan/>
- * 3. 都市計画の挑戦 簗原敬 他著 学芸出版社
- * 4. まちづくりセンター・世田谷まちづくりファンド資料集 (財)世田谷区都市整備公社まちづくりセンター
- * 5. コミュニティの再生とNPO 川合正兼著 学芸出版社

イギリス軍のペルシア湾撤退経緯の再考

―意思決定過程に関する小論―

齊藤 祐介

文化政策学部国際文化学科

はじめに

イギリス軍のいわゆる「スエズ以東 (East of Suez)」からの撤退に関しては、巨視的にみるならば、従来その原因をロンドンによる意思の欠如に求める見解と、同国の主に逼迫した財政事情のもたらす能力の欠如に求める意見とに大別されてきた。こうした「選択と強制」をめぐる議論が、外交史家 C・J・バートレット (C.J. Bartlett) が「長期の撤退 (Long Retreat)」と呼んだ大英帝国の解体過程を考察する際に不可欠の視点であることは言うをまたない^①。翻って、そうした議論がまた二律背反の性格をもつものではないことも自明であろう。制約された条件下での優先順位の決定こそが、対外政策を含めた政治的行為の本質的な一側面だからである。

こうして述べた主題について地域をペルシア湾に限定するならば、一九六八年から一九七一年にかけての三年間に、ハロルド・ウィルソン (Harold Wilson) 首相率いる労働党政府がイギリス軍部隊の撤退とこの地域における同国の歴史的任務の終了を決定し、続く保守党政府のエドワード・ヒース (Edward Heath) 首相も在野時代の主張とは逆にその決定を踏襲することになった。本稿は、これら二つの政権によるペルシア湾政策の策定について、大まかな意思決定過程論というべき視点から考察を加えることを目的とする。主たる関心の対象は、ペルシア湾の事態に対するイギリス政府の政策の策定が、同国内外の客観的な諸要因との相互作用を経て、いわば歴史の一段階を形成していく過程に向けられる。したがって、政権を取り巻くさまざまな政治的・外交的・経済的な環境そのものを個別的に検討しようとするものではなく、戦略や財政をめぐる議論や湾岸情勢に関してもそれが意思決定

の過程に影響をもった限りについて言及される。

一 労働党政府の撤退決意

(一) 党内圧力への抵抗

スエズ以東における関与がイギリス国内で本格的な疑念の対象となったのは一九六〇年代に入ってからのものであり、とりわけ労働党が政権の座につく一九六四年以降そうした議論が活発なものとなった。悪化する財政事情、イギリスの将来的地位が「帝国」ではなくヨーロッパにあるとする漠然とした世論^②、そして与党である労働党内の左派からの反発などが、ウィルソン政権に対してスエズ連河の東方における広汎な関与の終了を強いる圧力となったのである。当初ウィルソン首相や労働党内の主流派はこれに強く抵抗し、とくにペルシア湾におけるイギリスの地位に固執することになった。

労働党左派の主張は一九六五年版の『国防白書 (White Paper on Defence)』をめぐる議論においてまず表面化した。この白書に計上された国防予算が依然としてイギリスの世界的任務を前提としていたからである。一九六五年三月二日、左派を中心とした二〇名の労働党下院議員は予算の修正案を提出し、「イギリスの対外関与削減の大幅な加速」を要求した。この時点では労働党が下院でかるうじて過半数を制するにすぎなかったという事情もあり、院内では党の団結を維持するといった伝統に則って、結局は全労働党下院議員が政府案に賛成票を投じている^③。しかしながら、スエズ以東関与に対する反対派の存在がこれによって明らかなものとなり、その勢力は党内で徐々に増大す

ることになった。たとえば、五ヶ月後の一九六五年八月には七七名の労働党下院議員が国防費の二五パーセント削減を要求し、同党議員総会も政府に対して国防支出の大幅削減を求める動議を採択したのである。このような党内世論はさらに同年九月の労働党大会においても再確認された。大会決議では、「時代遅れの在外軍事基地が国民所得に課す負担」に特別の関心が払われていた⁽⁴⁾。

こうした党内の政治的圧力が高まる一方で、イギリスの財政事情もスエズ以東への関与を次第に蝕むようになっていた。大蔵省は一九六六年度の国防費に二〇億ポンドという厳しい上限を設定したが、この数字は航空母艦の新造を中心とするイギリス海軍の構想の破棄を意味した。海相と同参謀総長の辞任が問題の深刻さを象徴している。ウィルソン首相はスエズ以東への関与を主張し続けたけれども、イギリスの外交史家フィリップ・ダービー(Philip Darby)が説くように、「スエズ以東におけるイギリスの影響力の中核かつ象徴的な存在であった空母を喪失したことで、戦略計画のもつ説得力が欠如することになり、政治の上層部分が動揺し始め、ヨーロッパへの撤退が確実なものと思われるようになった」のである⁽⁵⁾。

こうした能力の低下という自覚のもとに、イギリス政府は一九六六年度版の『国防白書』においてアラビア半島西南部に位置するアデンの軍事基地撤去を表明した。同地では一九六七年末までイギリス軍部隊が凄惨な内戦に関与することになった。ところが、同じ白書が逆にペルシア湾駐留部隊の増強をも計画していたことから、この地域への関与はむしろ強化され、また極東における基地の確保も再確認されたのである⁽⁶⁾。この政府決定が労働党内反対勢力をさらに刺激したことはいうまでもない。一九六六年五月、党内の派閥横断的な議員グ

ループは党議員総会に決議案を提出し、マレーシア、シンガポール、ペルシア湾からの撤兵を含むスエズ以東関与の実質的な削減を要求した。党首脳部は手続き上の理由からこのこの動議を阻止し、さらに同年六月の議員総会では閣僚や党所属の上院議員を出席させ、論議の性格を国防問題から党に対する忠誠の問題に変質させることで反対派の動きを封じた。しかしながら、この総会決議においては政府に対する五四の反対票と五〇の棄権票が投じられたのである。さらに一九六六年一〇月の労働党大会でも、一九七〇年までにペルシア湾を含むスエズ以東関与の顕著な削減を求める動議が提出された⁽⁷⁾。

一九六七年に入ると政府側は極東に対する関与の削減を表明するに至り、デニス・ヒーリー(Denis Healey)国防相が同年度版『国防白書』の趣旨説明に際して、同地域での継続的な削減の見通しを示すことになった⁽⁸⁾。審議の過程でさらに国防相は、ペルシア湾を含む既存の対外関与を最終的に清算するという主張に必ずしも反対するものではないが、予め撤退期限を設定することには同調しないと述べた。政府は労働党内の反対派を意識しつつ、白書に自ら修正を加えるという異例の措置をとり、これが海外駐留のイギリス軍部隊および関連支出の負担削減に寄与するものと自賛した⁽⁹⁾。この修正案は結局承認されたけれども、決議に際しては一九六四年のウィルソン政権発足以来最多となる六二名の労働党議員が棄権票を投じることになった。こうした結果について、ウィルソン首相は回顧録で率直に「驚き」の念を表明している⁽¹⁰⁾。

こうした政治的・経済的な圧力、あるいはアデンや極東で緒についた撤退過程自体のもつ慣性などの存在にも関わらず、ペルシア湾での関与を維持することについてウィルソン政権の決意は不動のよう

あった。たとえば、国際収支の悪化が継続したことから一九六七年七月に国防費の追加削減が実施されたが、ペルシア湾はその対象地域から除外された⁽¹⁾。また、アデン放棄がペルシア湾からのイギリス軍の撤退にも連動することを憂慮する湾岸地域の首長(Sheikhs)を慰撫する目的で、一九六七年一月に外務担当國務相ゴロンウィ・ロバーツ(Goronwy Roberts)が同地域を歴訪し、イギリスの関与を再確認している。さらにホワイトホルの高官も、ペルシア湾に対する関与を少なくとも一九七〇年代半ばまでは堅持する旨を再三にわたって表明した。一九六七年四月の下院におけるヒリー国防相の発言は以下のようである。

(ペルシア)湾は西ヨーロッパ全体の経済だけでなく世界平和にとって死活的な重要性をもつため、この地域からわが軍部隊を撤退させることはまったく無責任な行為である⁽²⁾。

また、外相のジョージ・ブラウン(George Brown)も第三次中東戦争直後の一九六七年七月二〇日、下院での審議で次のように述べた。

中東における現下の混乱した情勢に鑑みれば、われわれは湾岸地域の安定と安全保障とにとくに関心を払わざるをえない。この地域に対してわれわれは依然として条約上の責任を負っている。ペルシア湾におけるわが軍の存在はたんに石油権益の保護だけでなく、同地域の安定をもその目的としているのである⁽³⁾。

およそ五ヶ月を経過した一九六七年二月七日の時点でも、ウィル

ソン首相は上に述べた外相の発言を確認している⁽⁴⁾。

(二) 一九六八年度予算 ― 撤退の表明

一九六七年一月、貿易収支の赤字に象徴されるイギリス経済の悪化はポンド不安と国際金融市場の危機を招いた。ロンドンからすれば、国際通貨基金(IMF)からの借入によってかろうじてその経済的苦境の克服が可能であったが、そのためには市場の実勢を反映したポンドの切下げや、インフレ抑制のための公共支出の削減というIMF側の課する諸条件に服する必要があった。このためウィルソン首相とロイ・ジェンキンス(Roy Jenkins)蔵相は、労働党所属議員全体からの支持を確保しようという一九六八年度の緊縮予算を策定しなくてはならなかった。こうして、一九六七年二月一八日、ウィルソン首相は下院に対して国防費を含む全政府支出の綿密な再検討が実施される旨を報告したのである⁽⁵⁾。新たな予算案がIMFの基準に合致するためには、労働党左派にとっていわば虎の子である社会(福祉)計画をも修正する必要があることを彼は意識していた。政府予算案に対する左派の支持を獲得するためには、彼らが批判してやまない国防支出の削減が焦眉の急といふべきであった。ウィルソンは当時の政局とその困難さについて以下のように述懐している。

国防・海外関連支出、および当初予算では増額が計画された社会関連支出の大幅な削減が必要とされることは明白であった。いくつかの非常に困難な決定が下されねばならなかった。下院労働党内においてはもちろんのこと、閣内においてさえ必要な政治的バ

ランズ（原著者）を得ることの可能な予算案を策定しうるとの保証はなかった。大騒ぎとなるような閣僚の辞任なしにそれ（＝緊縮予算…筆者）を閣議決定することは、過去三年余りの政治運営において私が直面したもっとも厄介な任務であった¹⁵⁾。

ウィルソン首相とジェンキンス蔵相が一九六八年一月四日に閣議に提出した予算案は、一九七一年までにシンガポール、マレーシアおよびペルシア湾から撤兵する代わりに、それに見合った社会関連支出の削減を求めることを骨子としていた。その一二日後の一月一六日、ウィルソン首相は下院での演説においてスエズ以東からの撤退を正式に宣告したのである。彼はその予算案を「公共支出の増大を抑制するための大規模な練習問題」と呼んだ¹⁶⁾。他方、この予算案の政治的側面に関する英『タイムズ』紙の表現はヨリ直裁的である。

内閣と下院労働党にとって、この国防支出の削減は聖牛の大量虐殺を眼目とする予算案に必要不可欠の措置であった。ウィルソン氏と蔵相のジェンキンス氏の戦術が、すべての省庁に責任ある支出削減を割り当てることで閣内の統一を維持することにあつたのは明らかである。外相のブラウン氏と国防相のヒューズ氏が他よりいわずば割を食ったことは確実であるが、自分だけが犠牲となったと感じる必要はどの閣僚にもない¹⁷⁾。

ウィルソン首相はこの予算案によって内閣の統一を確保することができた。伴食大臣といふべき教育問題担当の上院議員が辞任したのみである。予算案に対して保守党から提出された不信任決議案を労働党

議員は団結して葬ったが、最終投票では二六名の議員が棄権した¹⁸⁾。

（三）客観的要因の軽重

ペルシア湾撤退のもつ厳密な経済効果については諸説があつた。一九六八年度の国防省による見積もりによれば、湾岸での軍事的関与に要する経費は一、二〇〇万ポンドとされていた。また、ペルシア湾に基地を確保することが国際収支に及ぼす影響についても、一説には総額六、〇〇〇万ドルに昇るといふその数字を額面どおりに受け取る向きはむしろ少数派であつた。そうした総額の大半が、スターリング地域においてイギリス製の備品や輸送手段、消費財に充当されることになったからである¹⁹⁾。これに対して、ヒューズ国防相はそうした議論がペルシア湾撤退のもたらす節約分をひどく過小評価するものであると反駁した。彼によれば、ペルシア湾での軍事的関与に要する費用が次第に増大するものとみなされたのである²⁰⁾。しかしながら、実際にそうであつたようにイギリスの任務が域内の政治的安定の確保に限定されるのであれば、当時国防相が言及したような高価な軍事的支援施設の必要性についても説得力に欠けるものがあつた。

恐らく労働党政府によるペルシア湾撤退方針の本意をもっとも雄弁に物語る事実は、ロンドンによる撤兵宣言の直後に湾岸の当事者自身が表明したイギリス軍駐留経費の全額負担の申し出と、それに対するウィルソン政権の反応であろう。一九六八年一月、当地を再訪した前述のロバート國務相に対して、休戦首長国 (Truce of Jeddah) アブダビのザイド首長がそつした提案を行い、他の首長も彼と同意見である旨を伝達したのである。また、その数日後にやはり首長国ドバイの

ラシド首長がそれを再確認した⁽²²⁾。さらには、サウジアラビアまでもが、マルクス主義あるいはアラブ社会主義勢力の湾岸に対する浸透を懸念し（事実イギリス軍のアデン撤退後、南イエメンにはマルクス主義政権が樹立していた）、イギリスの継続的な関与を財政的に支援する意思をロンドンに伝達したのだった。しかしながらこうした提案がイギリス政府によって真剣に検討されることはなかった⁽²³⁾。ロバーツ国防相は、わずか二ヶ月前に保証したイギリス軍駐留継続方針の撤回を逆に伝達し、域内諸国による連邦形成という外務省の構想を披瀝したのである。その計画によれば、休戦首長国がバーレーン、カタールと統合して連邦国家を創設し、イギリス軍撤退後の安全保障を確保することになっていた⁽²⁴⁾。

このようにして、労働党政府によるベルシア湾撤退の意思決定は経済的必要性を背景にしつつも、主としてイギリスの国内政治上の要請がもたらしたものであるという側面が大きく、ヨリ正確には、ウィルソン政権が一九六八年度予算に対する労働党左派からの支持を獲得するための代償の一部という色彩が濃厚であった⁽²⁵⁾。この決定は、いわばイギリスの議院内閣制という政治制度が首相に命じたものであったともいえよう。労働党の党首でもあるウィルソンは、党内左派の政治的影響力に配慮して対外関与の削減を決意したことになる。

二 保守党政府による追認

(一) 公約の両義性

野党であった保守党にはウィルソンが悩まされたような内部分裂は

ほとんど存在しなかった。イギリスの対外関与に対して声高な異議を唱える分派は皆無といってよかったのである。むしろ党内の一部勢力などは、たとえ形だけのものではあっても大英帝国時代の政策に強く固執するほどであった。ただし、保守党幹部、とりわけ党首のヒースは湾岸問題よりもイギリスのヨーロッパ共同体（EC）加盟こそが優先すべき課題であると認識していた⁽²⁶⁾。

ウィルソン政権の提出した一九六八年度国防予算案をめぐる下院での審議において、保守党の外交問題に関するスポークスマンというベキアレク・ダグラス・ヒューム卿（Sir Alec Douglas-Home）は、湾岸からの撤退という労働党政府の決定を「わが国の外交政策の運営においてこれまで見られなかったような職場放棄」とであると酷評した。他の保守党幹部も「恥ずべきでかつ犯罪的な」ウィルソン政権の方針が、同党の政権復帰後には撤回されるであろうことを再三にわたり指摘している⁽²⁷⁾。

ヒース党首もこうした意見に同調した。

われわれはマレーシア、シンガポールおよび（ベルシア）湾岸でのブレゼンスを維持すべきであり、またそれが可能であると信ずるというのが私の長年の持論であった。われわれの友邦がわれわれの残留を望む限り、それは可能である。（中略）こうして、総理の示す日程表がわれわれに設定したその時がいたれば、総理および政府が極東と中東のために作成した予定をわれわれは必ずや無視するであろう。そして友邦と同盟国を支援し、イギリスの名声を回復することになる⁽²⁸⁾。

保守党は一九七〇年六月に政権の座に返り咲くまでいわば綱渡りを演じたことになる。この年の下院選挙で同党はペルシア湾撤退問題を争点とし、選挙綱領において、労働党政府が「これら地域の政府および住民との誓約を反故にし、イギリスの国益と友邦の将来とを承服しがたい危険に曝した」と批判した⁽³⁵⁾。しかしながら、保守党は労働党政府の決定を破棄するとは決して言明せず、ペルシア湾地域の友邦と協議し、地域の安定と安全保障にイギリスがいかに寄与しうるかを検討すると付言するにとどまったのである⁽³⁶⁾。このようにして、政権を奪還した時点で保守党はいわば最大限の柔軟性を確保することになった。彼らは「イギリスの名声を回復する」という印象を残しながら、労働党政府の日程表に拘束されないという一点を除き何らの言質をも与えなかったのである。

(二) 撤退方針の継承

政権に復帰すると保守党は公約したペルシア湾岸当事者との協議に着手した。外相に就任したアレク卿は、アデン総督とペルシア湾での総督代理とを歴任したウィリアム・ルース卿 (Sir William Lucas) をイラン、サウジアラビア、および湾岸首長諸国に派遣した。下院での開会初日においてダグラス・ヒューム外相は「何の腹蔵もなく協議を実施する意向である⁽³⁷⁾」と述べ、以後の審議では次のように心じた。

すべての当事者との協議が終了するまでわれわれの政策は未定である。アラブ首長諸国間の連合形成に成功するためには—またそうなることを望むものだが—、イギリスとの協議では先方が要望を出

すべきである⁽³⁸⁾。

ルース特使とのこうした協議における首長国側の見解は今日比較的に明らかになっている。既述のようにペルシア湾におけるイギリス軍部隊の駐留経費負担を申し出た一九六八年初頭以来、彼らの方針は不変であった。たとえば保守党が政権復帰してから一ヶ月もたたない間に、ドバイのラシド首長は『タイムズ』紙との会見でイギリスの継続的な関与を明確に支持した。彼はさらに、「アラブの大儀への遠慮から明言はしないにしても、アブダビ、バーレーン、そして事実上すべての湾岸地域の住民や指導者はイギリス軍部隊の駐留を支持するだろう」とまで付言したのである。同紙の特派員もこの言明を裏付け、それが「イギリスの」政策形成に影響を及ぼすことを狙った考え抜かれた試み⁽³⁹⁾であると報告した⁽⁴⁰⁾。

しかしながら、期待された効果はほとんど皆無であったといつてよい。一九七一年三月一日、ダグラス・ヒューム外相が下院においてヒース政権のペルシア湾政策を説明し、前政権の設定した日程表に従って一九七一年末までにすべてのイギリス軍部隊を撤収させる意向を表明したからである。外相によれば、一九七一年末に失効する既存の条約体制に代わって、イギリスは湾岸地域の新政権との間に軍事条項を含まない新たな友好条約を締結することになった。また、バーレーン、カタールおよび休戦首長諸国より構成される「アラブ首長国連邦(UAE)」の創設、同連邦への休戦オマーン軍偵察部隊指揮権の委譲、イギリス軍将校・装備による新政府への便宜供与なども発表された。同外相はさらに、新政府が希望すれば小規模なイギリス軍部隊を連絡・訓練のために残留させる用意があることも付言し、イギリス

海軍艦船の定期的な同地域への寄港と、陸・空軍による現地軍との訓練演習の実施についても言及したのであった⁽³⁴⁾。

外相の説明どおりバーレーン、カタールおよびUAEの各軍には隊外勤務のイギリス軍将校・下士官が残留し、首長国シヤルジャでは小規模なイギリス陸軍分隊が訓練任務に従事した。また、五隻のフリゲート艦・駆逐艦と偵察機によるスエズ以東での恒常的な哨戒活動も維持され、イギリス海・空軍部隊のペルシア湾訪問も定期化された。さらに、イギリスとオマーンとの間の防衛条約も延長され、マシーラ島におけるイギリス空軍基地が拡張されることになったのである⁽³⁵⁾。こうして、前政権と比較するならば、ヒース首相が湾岸におけるイギリスの影響力の確保に多少なりとも腐心する意図をもった点については留意しなくてはならない。しかしながら、一九七一年末までの湾岸撤退という労働党政府の方針を批判してきた保守党が、結局はその骨子についてこれを継承した事実是否定すべくもなかったのである。

(三) 外交圧力と組織的慣性

域内大国への配慮

ヒース政権がペルシア湾岸の友好諸国との協議において認識した重要な事実、労働党政府によって開始された撤退過程そのものが地域情勢の変化を促したことだった。既述のように首長国の指導者が依然としてイギリスの関与を切望する一方で、一九七〇年頃までにクウェート、サウジアラビア、イランといった他の親英的と目された諸国はイギリスが当初の予定どおり撤退すべきであるとの結論に達して

いたのである⁽³⁶⁾。大規模な武器売買契約の確保のため、保守党政府が結局はサウジアラビアとイランの要望に従ったとする解釈⁽³⁷⁾は穿ちすぎの印象を拭えないけれども、いずれにせよ、これら諸国のもつ通商上の重要性やとくにイランとサウジアラビアが湾岸において演ずるであろう将来の戦略的な役割等が、ロンドンをしてこうした域内諸国の思惑を慎重に勘案させたことは確実であろう。一九七一年三月一日のダグラス・ヒューム外相による声明は以下のものである。

一九六八年一月、前政権はバーレーン、カタールおよび七つの首長国との条約を一九七一年末までに終了させ、湾岸からイギリス軍部隊を撤退させる意思を表明した。われわれの前任者によるこれらの決定は新たな困難な情勢をもたらした。これまで休眠状態にあった緊張関係が表面化し、この地域でのイギリスの存在を容認してきた多くの諸国がそれに反対する意思を表明するに至ったのである⁽³⁸⁾。

イランは労働党政府による撤退宣言直後からこの決定を支持し、その旨を頻繁に表明してきた⁽³⁹⁾。イラン国王が自国をこの地域の覇権国とするため英米との競合を望まないのは紛れもない事実だった。国王はサウジアラビアとの協力関係を進展させイギリスの撤退を容易ならしむため、バーレーンに対する長年にわたる主権要求の放棄にさえ踏み切ったのである。

イギリス政府はこうしたイランとの政策協調に腐心した。労働、保守両党の政権ともペルシア湾問題についてイラン国王と頻繁に協議を重ねた。既述したルース特使による現地訪問日程には常にテヘランが含まれていた。とくにヒース政権は、二つの首長国がその主権を唱え

るホルムズ海峡近辺の三島（アブ・ムサ島、大・小トンブ島）をイランが領有しようとする取決めを模索したが、元来それらの島はイギリスの施政権下にあり、しかも首長国側の潜在主権も承認されていたのである⁽⁴³⁾。ルースはイランのアブ・ムサ島領有に関してシャルジャの首長とイラン国王との仲介には成功したものの、大・小トンブ島の放棄という提案についてラスアルハイマの首長から同意を得るには至らなかった。一九七一年一月三〇日、公式的には首長国に対する保護責任を依然として負っていたにも関わらず、イギリスはイランによるトンブ諸島の占有を容認した。この件に関するロンドンの公式見解は、「条約期限の満了時にその責任を果たすよう期待することはほとんど不可能である⁽⁴⁴⁾」というものであった。下院での質疑において、ダグラス・ヒューム外相は提案の受入れを拒絶したラスアルハイマの首長に責任を転嫁するほどだった⁽⁴⁵⁾。こうしたイギリス政府の一連の行動は、湾岸におけるイランの戦略的役割が重要視されていたことを例証するものであり、また、この地域へのイギリスの関与に対するイランの反発が、労働党政府の方針を踏襲するというヒース政権の決定に実質的な影響を与えたことを物語るものでもあった。

他方、一九六八年以来一貫して湾岸におけるイギリスの関与に異議を唱えてきたイランと比較して、サウジアラビアは旗幟を鮮明にすることに慎重であったといえよう。サウジアラビアがウィルソン政権に対してイギリス軍残留の要望を非公式に伝達し、そのための財政支援までも申し出ていたことについてはすでに触れた。しかしながら一九七〇年までにはリヤドの姿勢も変化していた。同年七月のヒース政権発足にあたり、サウジアラビア政府は湾岸におけるイギリスの軍事的関与に反対する声明を発表してイランに同調したのである⁽⁴⁶⁾。この

方針転換の背後には多くの要因を指摘しうる。バーレーン問題の解決以来、サウジアラビアとイランの関係は改善され、域外勢力の撤退がこの両国間に深刻な紛争を惹起する危険性が遠のいていた⁽⁴⁷⁾。また、イギリスの一方の主要政党がすでに湾岸撤退を決め、米国が機械的にその真空を埋める意思を欠く状況の中で、サウジアラビアが保守党政権の公約に拘泥し続けることは同国をイギリスでの次回の選挙時に不安定な立場におくことにもなりかねなかった。さらに、湾岸に対して左派勢力の過激思想が浸透する危険についてリヤドがかつて抱いた懸念も次第に減退していたのである。

ヨリ積極的な要因としては、サウジアラビアがイギリスの撤退について、長年にわたり自ら封印してきた首長諸国に対する領土要求を提起する機会と捉えたことが挙げられよう。一九七〇年五月、サウジアラビアはオマーン・アラブドビ国境上の係争地であるプライミ・オアシスに対する領土要求を再び持ち出した。かつてサウジアラビアのフアイサル国王は前述のザイド首長に対して、同国が領有権を主張する地域でのアラブドビ石油会社による採掘に関する最後通告を発したことがあったのである⁽⁴⁸⁾。このようにして、イギリスで保守党政権が発足する頃までに、サウジアラビアはいわば「イギリス抜き湾岸」という思考に慣れ、そうした新秩序に利益を見出しうるようにさえなっていたといえよう。サウジアラビアの同意、あるいは少なくともその黙認なしにはペルシア湾で現実的な取決めを結ぶことが困難であるとなっていたから、ヒース政権はリヤドの方針転換を湾岸関与にとっての障害と判断することになった。すでに触れたイランの領土要求の場合と同様、ロンドンではサウジアラビアとアラブドビの領土問題解決に着手したけれども、今回は成功しなかった。サウジアラビアがUAEを

外交的に承認したのは一九七五年になってからのことである。

既成事実としての撤退

ヒース政権の意思決定に影響を与えたもうひとつの要因は外務省や軍に所属する実務関係者の方針転換である。すでにみたように、一九六八年の労働党政府によるペルシア湾撤退の決定については下院における政党政治、正確には党内政治の産物という側面が大きく、外務省あるいは国防省の官僚がそこに関与する余地はきわめて少なかった。実際に、湾岸撤退を骨子とする国防費削減をウィルソン首相が宣告した同年一月十六日は、国防省内で「暗黒の火曜日(Black Tuesday)」として記憶されたのである⁽⁴⁶⁾。また、一九六三年から一九七一年までイギリスの駐イラン大使だったデニス・ライト卿(Sir Denis Wright)も、同地域のイギリス政府関係者の大半が「この突然の転向を嘆いた」と記している⁽⁴⁷⁾。

しかしながら、一九七〇年六月に保守党が政権の座に就く頃にはこうした官僚機構の意見も変化していた。彼らは撤退が不可避であることを悟り、労働党政府が設定した日程に従ってそれを実施すべく尽力するようになっていたのである⁽⁴⁸⁾。一九六九年三月から四月にかけてペルシア湾各地を取材した『タイムズ』紙の特派員は、「外交官と軍関係者の予期せざる意見の一致」を発見し、「いまや一九七一年までに撤退するという決定が下され宣告されたのであるから、それを変更することの不利は明白であり、実際に程度の差こそあれ会見した多くの専門家がそう語った」と報告した⁽⁴⁹⁾。また前述したライト大使も一九七〇年六月頃までには、「あの(労働党)政府決定を当時は嘆いたわれ

われも、いまや時計を後戻りさせることができないことを確信した」と述懐している⁽⁵⁰⁾。さらに、すでにみたようにヒース政権下で湾岸を歴訪し、労働党政府の決定に反対の立場をとったルース特使でさえ一九六九年には以下のように記したのである。

決定が下され、われわれは情勢があるがままに受け入れなくてはならない。できれば一九七一年以後湾岸では地上軍部隊を駐留させないことが重要であり、またそれがわれわれの政策の主要な目的となるべきである、というのが私自身の見解である。湾岸撤退という昨年一月の宣告は現地の情勢をすでに変化させた。それは後戻りのできない過程を始動させたのである⁽⁵¹⁾。

このようにして、ヒース政権が労働党政府の決定を覆すためには、外務省を中心とした官僚機構の主張に抵抗し、また撤退期日の遵守を主張する「身内」のルース特使の意向⁽⁵²⁾さえ拒否する必要があった。理屈の上ではそうしたこととも可能であったろう。そもそも労働党政府がペルシア湾撤退を決意するに際して、そうした実務関係者の意見をほとんど考慮しなかったからである。しかしながら、すでにみてきたような意見の変化は報道の場においてすら反映されており⁽⁵³⁾、政策当事者がその影響を蒙らなかつたともみなすのもまた不自然である。さらに言えば、一九七〇年一〇月、保守党政府が最初に提出した国防予算案の趣旨説明においてはペルシア湾関与を財政的に賄いうるということが言明されたけれども、同年一月に湾岸駐留歩兵二個大隊のうちの一個大隊が本国に帰任した後、補充部隊が派遣されることはなかつた⁽⁵⁴⁾。労働党の政策を反故にすることを困難なものとした以上の諸要因は、

いずれも単独では決定的なものとみなされうるものではない。しかしそれらがほぼ同時期に生起もしくは進行したことにより、保守党政府の決定に説得力のある動機が付与されることになったといえよう。もしヒース政権が在野時代の主張に従ってペルシア湾撤退を中止したならば、労働党政府の始動させたいわば組織的な慣性と抵触して官僚機構と衝突し、またイランやサウジアラビアとの間に複雑な外交問題を生じさせることになったかもしれない。結局のところ保守党政府は大部分をなすがままに任せたということになる。

おわりに

一九六八年から一九七一年にかけてのイギリス政府によるペルシア湾政策の意思決定には「撤退」という継続性を看守しうるが、政権を担当したそれぞれの政党次元で論ずるならば、ここでは「方針の転換」こそが本質であった。労働党政府は湾岸関与という当初の方針を反故にし、またその決定を批判することで政権の座に返り咲いた保守党も、そうした持論を撤回し前政権の政策を追認したのである。

労働党のウィルソン政権によるペルシア湾撤退の政策形成には、政府の最高責任者による文字通りの政治的決定という色彩が濃厚であった。財政上の逼迫という客観情勢の下で緊縮予算を成立させるためには、国防費の削減を強要する党内左派からの支持を確保し、政府・与党の団結を維持する必要があったのである。それは外務省、国防省、在外の職業外交官などの官僚機構や専門家からの異議を押し切るに足る強力な要請であり、そもそもこれら関係者との協議すら形式的なものとえした。湾岸からの撤退は既存の政策を転換することをその実態と

していたことから、いわゆる「官僚政治」や組織上の慣性等が意思決定の過程に影響力をもつ余地も少なかった。イギリスの国内政治、厳密には労働党の党内次元における政治的な力学がウィルソン政権にとって最大の決定要因であったといえよう。

他方、保守党政府について論ずるならば、すでに確立され、事実上は実施の段階にある政策の変更に伴う困難こそが、ヒース政権の意思決定にもっとも大きな影響力をもったものと解釈しうる。既述のように、労働党政府の政策が継承さるべきだとするのがイランとサウジアラビアの基本的な認識であった。撤退の中止はこうした域内大国との間に深刻な対立を惹起することになったかもしれない。また、現地情勢のそうした変化を敏感に察知した外務省や国防省の実務関係者も、ヒース政権発足時にはすでに撤退を与件として追認する方向に傾いていたから、ここでもそのような組織上の慣性に抵抗することの政治的な損失は無視しえないものというべきであった。さらに、労働党の事情とは異なり、政府は深刻な党内分裂に悩む必要がなく、ペルシア湾撤退を容認しても保守党内から強い異論が出る余地も少なかった。このようにして、イギリスのEC加盟を三り重要な政策課題とみなすヒース首相からすれば、上に述べた諸要因は敢えて前政権の湾岸政策を否定し、それを深刻な政治問題化することの愚を避ける好材料となりえたのである。

註

(一) C. Bartlett, *The Long Retreat: A Short History of British Defense Policy, 1945-1970* (London and Basingstoke: Macmillan, 1972). 意訳6次版を引用するが、この

- J.B.Kelly, *Arabia, the Gulf and the West: A Critical View of the Arabs and their Oil Policy* (New York: Basic Books, 1980), pp.48-51. 以下略す。
- (1) Philip Darby, *British Defense Policy East of Suez, 1947-1968* (London: Oxford University Press, 1973), pp.307-326, 334. 以下略す。
- (2) See also, Jacob Abadi, *Britain's Withdrawal From the Middle East, 1947-1971*. The Economic and Strategic Imperatives (Princeton, N.J.: Kingstons Press, 1983); Glen Balfour-Paul, *The End of Empire in the Middle East: Britain's Relinquishment of Power in Her Last Three Arab Dependencies* (Cambridge: Cambridge University Press, 1991).
- (3) 以下略す。
- (4) 1961 and 3 January 1964. 以下略す。
- (5) Darby, op.cit., p.291.
- (6) Ibid., pp.292-293; The Times, 3 August 1965.
- (7) Darby, op.cit., p.298.
- (8) Ibid., pp.305-306.
- (9) Ibid., pp.310-311, 314.
- (10) Harold Wilson, *The Labour Government, 1964-1970: A Personal Record* (London: Weidenfeld and Nicolson, 1971), pp.376-377.
- (11) Darby, op.cit., p.315.
- (12) Ibid., p.316; Wilson, op.cit., p.377.
- (13) Darby, op.cit., p.317.
- (14) Quoted in Kelly, op.cit., p.47. 以下略す。
- (15) Quoted in Kelly, op.cit., p.47. 以下略す。
- (16) Quoted in Kelly, op.cit., p.47. 以下略す。
- (17) Ibid., p.48.
- (18) Darby, op.cit., p.323.
- (19) Wilson, op.cit., p.479.
- (20) Ibid.; U.K. Parliament, *House of Commons Parliamentary Debate (Hansard)*, 5th Series, Vol. 756 (London: HMSO, 1968), cols. 1580-1585 (hereafter cited as *H.C. Deb.*, Vol. 756, cols. 1580-1585).
- (21) The Times, 13 January 1968.
- (22) Wilson, op.cit., p.482.
- (23) Robert R. Sullivan, "The Architecture of Western Security in the Persian Gulf," *Orbis*, Vol. 14, No. 1 (Spring 1970), pp.81-82.
- (24) H.C. Deb., Vol. 758, cols. 1346-1347.
- (25) The Times, 22 January 1968; Kelly, op.cit., pp.49-50.
- (26) Wilson, op.cit., p.396. 以下略す。
- (27) Abadi, op.cit., pp.213-214; Balfour-Paul, op.cit., p.224.
- (28) Ibid., p.124. See also, Rosemarie Said Zahlan, *The Making of the Modern Gulf States: Kuwait, Bahrain, Qatar, the United Arab Emirates and Oman* (London: Unwin Hyman, 1989), chaps.6, 7.
- (29) See also Sullivan, op.cit., p.83; D.C. Watt, "The Decision to Withdraw From the Gulf," *Political Quarterly*, Vol. 39, No. 3 (July-September 1968), p.321.
- (30) 以下略す。
- (31) Kelly, op.cit., pp.57-58; Balfour-Paul, op.cit., pp.125-126.
- (32) H.C. Deb., Vol. 760, col.257.
- (33) Kelly, op.cit., pp.78-79.
- (34) See, The Times, 7 April 1969 and 11 April 1969.
- (35) Quoted in Kelly, op.cit., p.79.
- (36) H.C. Deb., Vol. 804, cols. 13-14.
- (37) The Times, 14 July 1970.
- (38) H.C. Deb., Vol. 812, cols. 1228-1229 and Vol. 813, col.567.
- (39) J.C. Hurewitz, *The Persian Gulf: Prospects for Stability* (Headline Series No. 220) (New York: Foreign Policy Association, April 1974), p.25; New York Times, 14 February 1971; *H.C. Deb.*, Vol. 839, col.143.
- (40) David Holden, *The Persian Gulf: After the British Raj*, *Foreign Affairs*, Vol. 49, No. 4 (July 1971), p.730. 以下略す。
- (41) 以下略す。
- (42) 以下略す。
- (43) 以下略す。
- (44) 以下略す。
- (45) 以下略す。
- (46) 以下略す。
- (47) 以下略す。
- (48) 以下略す。
- (49) 以下略す。
- (50) 以下略す。
- (51) 以下略す。
- (52) 以下略す。
- (53) 以下略す。
- (54) 以下略す。
- (55) 以下略す。
- (56) 以下略す。
- (57) 以下略す。
- (58) 以下略す。
- (59) 以下略す。
- (60) 以下略す。
- (61) 以下略す。
- (62) 以下略す。
- (63) 以下略す。
- (64) 以下略す。
- (65) 以下略す。
- (66) 以下略す。
- (67) 以下略す。
- (68) 以下略す。
- (69) 以下略す。
- (70) 以下略す。
- (71) 以下略す。
- (72) 以下略す。
- (73) 以下略す。
- (74) 以下略す。
- (75) 以下略す。
- (76) 以下略す。
- (77) 以下略す。
- (78) 以下略す。
- (79) 以下略す。
- (80) 以下略す。
- (81) 以下略す。
- (82) 以下略す。
- (83) 以下略す。
- (84) 以下略す。
- (85) 以下略す。
- (86) 以下略す。
- (87) 以下略す。
- (88) 以下略す。
- (89) 以下略す。
- (90) 以下略す。
- (91) 以下略す。
- (92) 以下略す。
- (93) 以下略す。
- (94) 以下略す。
- (95) 以下略す。
- (96) 以下略す。
- (97) 以下略す。
- (98) 以下略す。
- (99) 以下略す。
- (100) 以下略す。

- (4) The Times, 1 December 1971.
- (5) H.C. Deb., Vol. 827, col. 949.
- (6) Batfour-Paul, op. cit., p. 128; Kelly, op. cit., p. 80.
- (7) See for example, Saeed M. Badeeb, Saudi-Iranian Relations 1932-1982 (London: Echoes, 1993), pp. 62-63, 119-121.
- (8) The Times, 4 July 1970; Kelly, op. cit., pp. 59, 84; Zahian, op. cit., pp. 120-121.
- (9) Darby, op. cit., p. 325.
- (10) Elizabeth Monroe, The Changing Balance of Power in the Persian Gulf, with the introduction by Sir Denis Wright (New York: Am U Field, 1972), pp. 14-15.
- (11) See Kelly, op. cit., pp. 97-98.
- (12) The Times, 8 April 1969.
- (13) Montroe, op. cit., pp. 14-15.
- (14) Sir William Luce, "Britain's Withdrawal from the Middle East and the Persian Gulf," Royal United Service Institution Journal, Vol. 114, No. 653 (March 1969), pp. 7-9. See also, Batfour-Paul, op. cit., pp. 129-130.
- (15) See also, New York Times, 2 March 1971.
- (16) 新報社くニシム新聞朝日新聞を調べた「タイマク」紙中ユーヌ政権の決定を文書した。See for example, The Times, 17 January 1968 and 2 March 1971.
- (17) H.C. Deb., Vol. 805, col. 398.

Britain's Decision to Withdraw from the Persian Gulf : A Reassessment

Yusuke SAITO

Faculty of Cultural Policy and Management
Department of International Culture

During the years 1968 to 1971, Britain's Labour government of Harold Wilson announced that the country would end its historic role in the Persian Gulf ; and the Conservative government of Edward Heath chose not to alter the Labour policy, despite indications that it would not do so. This paper assesses these two cases in order to shed some light on the foreign policy making process in the United Kingdom.

In the Labour case, domestic political structures played the central role. The necessity Prime Minister Wilson faced of maintaining the unity of his parliamentary party on a crucial budget vote obligated him to sacrifice the Persian Gulf role he had striven during the previous years to maintain. On the other hand, the Conservative decision of 1971 can best be explained in terms of difficulty that government would have had in changing the established policy and institutional inertia. In the absence of compelling domestic or strategic arguments to the contrary, Prime Minister Heath and his party decided that international risks and domestic efforts of reversing the Labour decision would be too great.

イギリス軍のペルシア湾撤退経緯の再考 ―意思決定過程に関する小論―	齊藤祐介	1
住民参加型まちづくり手法研究	宮川潤次、川口宗敏、野村卓志、南 学	177
高齢者を対象としたバリアフリーに関する研究	深田てるみ、茶谷正洋、持田照夫、 深澤大輔、持田昭子、神戸信敏	161
都市の屋上緑化推進に係わる基礎調査研究	川口宗敏、井上允彦、野村卓志、宮川潤次	151
SUACにおけるメディアアート活動の報告 (2000・2001)	長嶋洋一	137
トイレの立ち座り動作における前方空間の制限が 筋負担に及ぼす影響	迫 秀樹	131
静岡県デザインセンターの活動展開	黒田宏治	123
次世代ビークルデザインに関する研究(その一)	佐々木亨	119
匿名性の美術作品 ―パブリック・アートと都市・フランスの事例を中心として―	谷川眞美	111
芸術・文化と観光、娯楽、飲食産業の連携と融合 ―市場経済重視の芸術振興と魅力ある都市としてのニューヨークを検証する―	岩渕潤子、黒澤行紀、稲葉郁子、茂木 崇	93
ヴィクトリア朝における美術愛好をめぐる一考察	荒川裕子	83
「トリックス・アンド・ヴィジョン 盗まれた眼」展 について	尾野正晴	69
Webページ動的生成システムの構成	野村卓志	65
社会調査と文化政策	森 俊太	61
文化政策をめぐる諸問題	佐々木崇暉、野村卓志、森 俊太 高田和文、池村六郎、小林真理	45
IMF体制と多国籍企業(Ⅱ)	長尾克子	33
大学と技術者、職人 ―ドイツ大学史と技術史の交差点―	種田 明	21
アメリカ各州の法廷テレビの現状と アクセス権をめぐる論議	藤田憲一	9
イギリスにおける「絞首台からきた男」 (AT366)の諸相	美濃部京子	1

静岡文化芸術大学研究紀要 二〇〇一
第2巻

二〇〇二年三月三十一日

編集 紀要委員会

広瀬英史／福岡欣治／荒川裕子／黒田宏治／長嶋洋一／大倉富美雄
デザイン 佐井国夫

発行 静岡文化芸術大学

〒四三〇―八五三三 静岡県浜松市野口町一七九四―一

電話 〇五三―四五七―六一一

ファクシミリ 〇五三―四五七―六一三

印刷 株式会社シバプリント

Shizuoka University of Art and Culture
Bulletin VOL.2 2001

March 31,2002

1794-1 Noguchi-cho

Hamamatsu-shi Shizuoka-ken

430-8533 Japan

Tel 053-457-6111

Fax 053-457-6123

2

静岡文化芸術大学研究紀要

Shizuoka University of Art and Culture Bulletin

VOL.2 2001

Shizuoka University of Art and Culture

2

VOL.2 2001

静岡文化芸術大学
研究紀要

SHIZUOKA UNIVERSITY OF ART AND CULTURE
BULLETIN 2001

ISSN 1346-4744